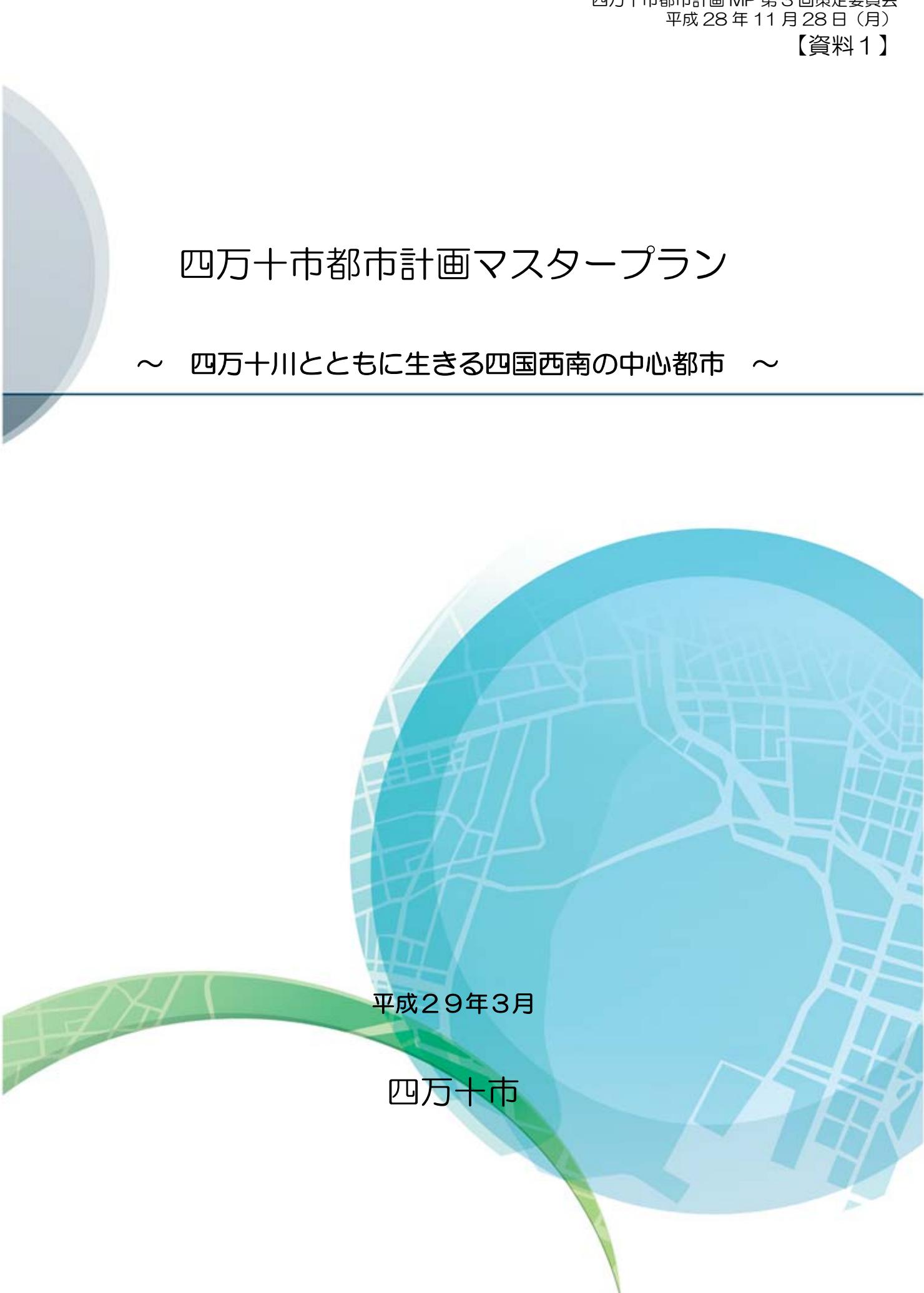


# 四万十市都市計画マスターplan

～ 四万十川とともに生きる四国西南の中心都市 ～



平成29年3月

四万十市

# 目 次

## 四万十市都市計画マスタープランの策定にあたって

### 序編 四国横断自動車道の延伸供用にむけて

#### 本編 四万十市都市計画マスタープラン

序章 都市計画マスタープランについて .....	- 1 -
1.策定の趣旨 .....	- 1 -
(1) 都市計画とは.....	- 1 -
(2) 都市計画マスタープランとは .....	- 1 -
(3) 都市計画マスタープラン策定の経緯.....	- 2 -
2.位置づけと役割 .....	- 3 -
3.目標年次と対象区域.....	- 5 -
(1) 目標年次.....	- 5 -
(2) 対象区域.....	- 5 -
4.都市計画マスタープランの構成 .....	- 6 -
第1章 現状と課題 .....	- 7 -
1.社会の動き .....	- 7 -
2.市の概況 .....	- 9 -
(1) 市の現況.....	- 9 -
(2) 人口 .....	- 17 -
(3) 産業 .....	- 26 -
(5) 災害 .....	- 67 -
(6) 財政状況.....	- 72 -
(7) 市の特性と都市づくりの問題・課題 .....	- 73 -
3.上位・関連計画の概要 .....	- 78 -
4.市民意向 .....	- 93 -
5.都市づくりの主要課題 .....	- 95 -
第2章 全体構想 .....	- 97 -
1.全体構想の構成 .....	- 97 -
2.四万十市の将来都市像 .....	- 98 -
(1) 都市づくりの基本理念と将来像 .....	- 98 -
(2) 都市づくりの目標 .....	- 99 -
(3) 計画フレーム .....	- 103 -
(4) 将来都市構造 .....	- 105 -

3.分野別まちづくりの方針 .....	- 112 -
(1) 土地利用の方針 .....	- 112 -
(2) 交通体系の方針 .....	- 116 -
(3) 自然・歴史環境、景観の方針 .....	- 121 -
(4) 市街地整備の方針 .....	- 126 -
(5) 都市防災の方針 .....	- 132 -

### 第3章 地域別構想（別添）

### 第4章 実現化に向けて（別添）

## 本編 四万十市都市計画マスターplan

## 序章 都市計画マスタープランについて

### 1. 策定の趣旨

#### (1) 都市計画とは

都市計画は、その目的の実現には時間要するものであることから、本来的に中長期的な見通しをもって定める必要があります。また、個々の都市計画の決定にあたっては、その必然性、妥当性が説明される必要がありますが、これが総体としての都市計画の一部を構成するものである以上、将来の目指すべき都市像との関係を踏まえ、総合性・一体性の観点から常に検証されなければなりません。

このため、都市計画マスタープランにおいては、それぞれ住民に理解しやすい形であらかじめ中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことが、極めて重要であり、こうした機能の発揮こそ都市計画マスタープランに求められているといえます。

都市計画マスタープランにおいて、どのような都市をどのような方針のもとに実現しようとするのかを示すことにより、住民自らが都市の将来像について考え、都市づくりの方向性についての合意形成が促進されることを通じ、具体的な都市計画が円滑に決定される効果も期待し得るものです。<都市計画運用指針（一部修正）>

#### (2) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは厳密には2種類あります。

ひとつは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象に、一市町村を越える広域的観点から、都道府県が区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもので、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）」と言い、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれます。

もうひとつは、この都市計画区域マスタープランに即し、各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに、市町村の定める都市計画の方針を定めるもので、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）と言い、いわゆる「市町村都市計画マスター プラン」と呼ばれるものです。

今回策定するのは、後者の市町村都市計画マスタープランであり、本書において「都市計画マスタープラン」と記述する場合は、この市町村都市計画マスタープランを指すものとします。

### (3) 都市計画マスタープラン策定の経緯

四万十市の前身となる中村市における都市計画マスタープランは、平成13年2月に策定され、平成32年度を目標に、「清流と街が輝く 拠点都市」を目指し、都市づくりを進めてきました。

その後、平成17年4月10日に旧中村市と旧西土佐村が合併して四万十市が誕生し、合併を機に「四万十市建設計画」を定め、市政運営の指針とし、各種の施策に取り組んできました。

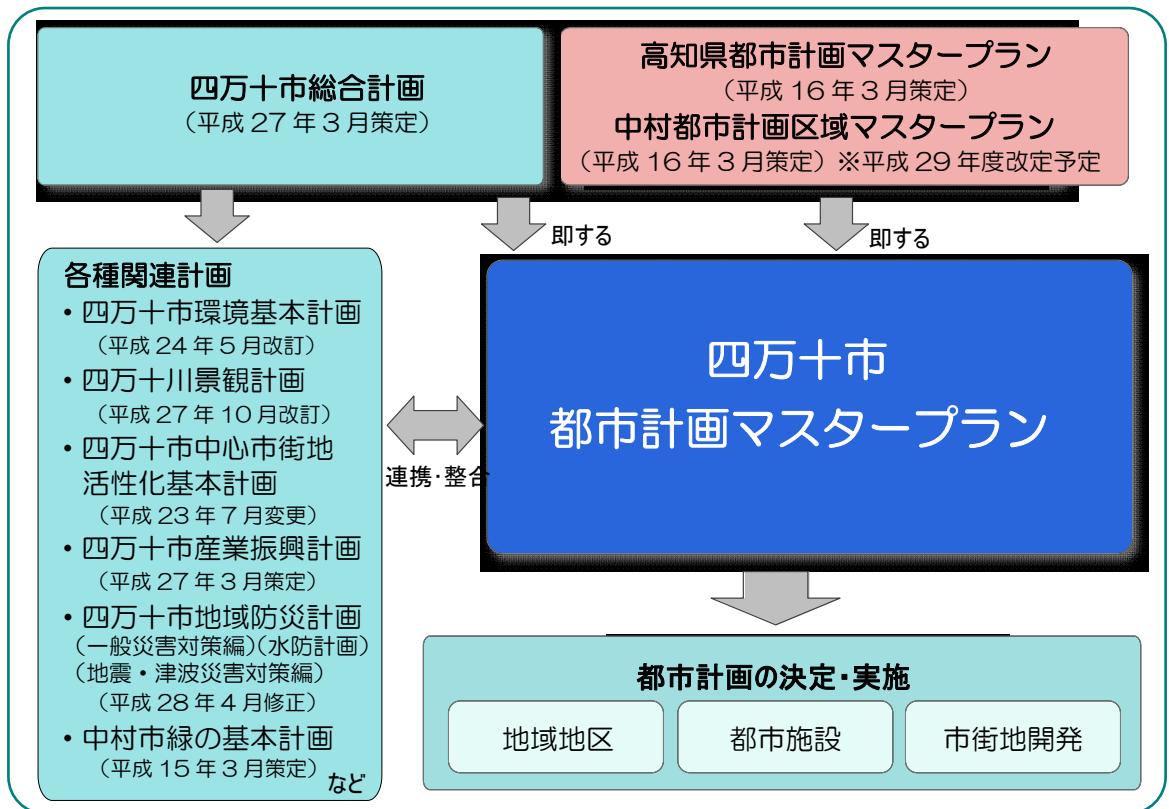
それから12年が経過し、人口減少・少子高齢化等の社会経済環境の変化は速度を増すとともに平成23年3月11日には、東日本大震災の発生により、暮らしの安全・安心に対する考え方が大きく変わりました。

このような状況の中、平成26年度をもって計画期間満了となった「四万十市建設計画」に変わり、本市をとりまく社会情勢の変化に的確に対応し、かつ10年先の姿を見極めるまちづくりの新たな指針として平成27年3月に「四万十市総合計画」が策定され、都市計画についても将来の都市像を明確にし、現在や今後予想される都市づくりの課題に対応した整備方針を示すことが急務となりました。

そこで、「中村市都市計画マスタープラン」の目標期間終了を待たずに、この度「四万十市都市計画マスタープラン」を策定しました。

## 2.位置づけと役割

「四万十市都市計画マスタープラン」は、本市の基本構想である「四万十市総合計画」（平成27年3月）、高知県の都市計画区域マスタープランである「中村都市計画区域マスタープラン」等の上位計画や関連計画を踏まえながら策定するもので、都市計画における市の最上位計画として位置づけられます。



また、都市計画マスタープランが担う役割としては以下の項目が挙げられます。

■目指すべき将来都市像を明らかにします

全体や地域の具体的な将来都市像を明確にし、実現に向けての目標や基本方針を示し、市民の理解と関心を深めます。

■都市計画の決定・変更の指針となります

市民の意向を踏まえ、地域の特性を活かしたきめ細やかなまちづくりを進めるにあたって、都市計画の決定・変更の指針となる具体的な方向を示します。

■都市計画の総合性・一体性を確保します

土地利用や都市施設\*（道路、上下水道等）、市街地開発事業等の都市計画相互の関係を調整し、総合的かつ一体的なまちづくりを推進します。

■協働によるまちづくりの共通目標を示します

住民、NPO やボランティア団体等の各種団体や事業者、行政等が連携協力していく協働によるまちづくりの共通目標を示して、まちづくりへの参画を促します。

### 3.目標年次と対象区域

#### (1) 目標年次

四万十市都市計画マスターplanでは、基準年次を平成29年とし、目標年次については高速交通体系の確立などに時間を要することが想定されるため、**長期目標年次を概ね20年後の平成49年**とします。

ただし、目標値の設定などを行う場合においては、中期目標年次として10年後の平成39年における目標値についても検討を行います。

#### (2) 対象区域

四万十市都市計画マスターplanは、中村都市計画区域である4,304haを計画の対象区域とします。ただし、都市計画区域外の地域拠点との交流や連携など、都市づくりに必要となる事項についても対象とします。



図：対象区域図

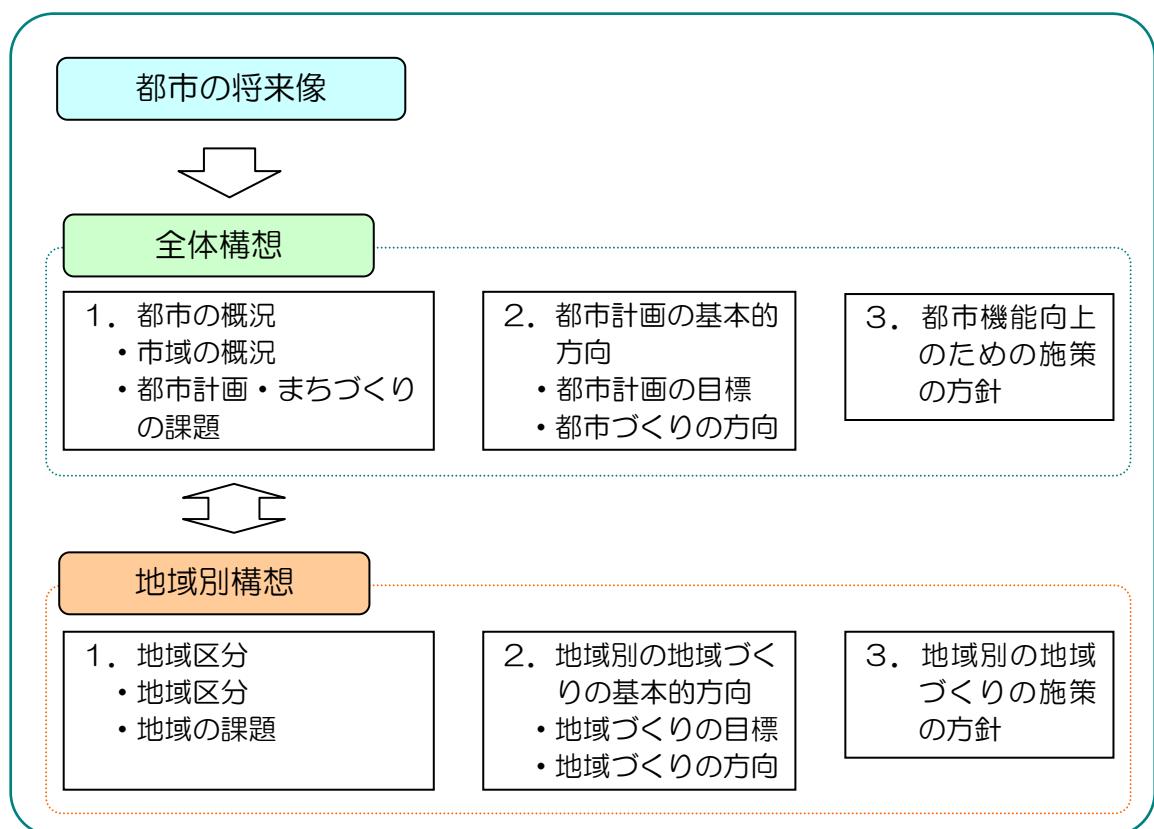
資料：国土数値情報

## 4.都市計画マスタープランの構成

本マスタープランは、大きく全体構想と地域別構想に分けられます。

全体構想では、都市計画マスタープラン策定の前提となる都市の現況を整理すると共に、既往の計画等を踏まえ、新たな市全体の都市づくりの理念や将来像を考慮し、都市計画の基本的方向や目標、都市づくりの方向を示し、都市機能向上のための施策の方針を定めています。

また、地域別構想では、都市計画区域内を5地域に区分し、各地域の特性・課題を踏まえ、地域別の地域づくりの基本的方向や目標、地域づくりの方向を示し、地域別の地域づくりの施策の方針を定めています。



# 第1章 現状と課題

## 1.社会の動き

### ●旧中村市と旧西土佐村の合併により四万十市誕生（平成17年4月）

平成17年4月に旧中村市と旧西土佐村が合併し、現在の四万十市が誕生しました。

市域が大きく広がったことにより、総合計画等ではこれを含めた市全体での計画が必要となります。また、旧西土佐村には都市計画区域が決定されていないため、都市計画マスター・プランの検討においては、旧西土佐村地域への直接的な計画を行うことはありません。ただし、都市計画区域内において、他の市内拠点との連携を担う都市施設などがある場合は、旧西土佐村内の拠点との連携機能等について考慮する必要があります。

また、将来的には旧西土佐村の中心拠点部への都市計画決定（区域区分）の必要性について、検討を行っていく必要があります。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- 平成17年以降に策定・改訂された計画全般

### ●東日本大震災（平成23年3月）や熊本地震（平成28年4月）の発生による安全・安心に関する考え方の変化

平成23年3月に東日本大震災が発生し、津波の被害により多くの命が失われました。また、最近では平成28年4月に熊本地震が発生し、地震動による建物の崩壊により多数の死者が出ました。

近い将来に発生が予測されている南海トラフによる地震により、四万十市においても地震動および津波による大きな影響が予測されており、住民の安全・安心に関する意識も高まっています。

東日本大震災以降、地震・津波の対策については多くの施策が実施されているものの、より一層の「災害に強いまちづくり」について検討および施策の実施を行っていく必要があります。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- 四万十市総合計画
- 四万十市地域防災計画 等

### ●人口減少・少子高齢化の進行と今後のさらなる深刻化の予測

四万十市の人口は昭和35年以降減少傾向にあり、また、高齢化も進行しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年（平成52年）の人口は約23,400人となり、現在よりも約1万人以上減少すると予測されています。

また、日本創成会議・人口減少問題検討分科会によると、2010年からの30年間での、20~39歳の女性人口の減少率は「64.4%」と予測されており、「消滅可能性都市」のリストにも挙がっています。

現行計画においては人口フレームの目標を微増と設定して計画を行っていましたが、今後は人口減少を前提としたまちづくりの方針や、少しでも人口減少を食い止めるための施策等について検討・計画を行っていく必要があります。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- 四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン  
(その他概ねの計画において人口減少は課題となっている)

## ●中心市街地部の空洞化や市内の産業活力の低下

中心市街地商店街の空き店舗率が、平成15年の14.8%から平成20年には20.5%と増加し、中心市街地部の空洞化が顕著となっています。

また、市内の総生産額を見ると、減少傾向が続いており、平成13年～平成23年で14.4%の減少となっています。加えて、総生産額のうちの約85%が第3次産業によるもので、第1次・第2次産業の活力低下が目立っています。

このため、今後は中心市街地の再興や第1次・第2次産業の復興を目指した施策等について検討を行う必要があります。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- 四万十市総合計画
- 四万十市中心市街地活性化基本計画
- 四万十市産業振興計画 等

## ●厳しさを増す市財政と、公共施設等の維持管理費・更新費の増大予測

市の財政力を示す「財政力指数」は平成20年度までは『0.39』前後の横ばいで推移していましたが、以降は減少して平成25年度には『0.33』まで落ち込みを見せており、市財政の厳しさが年々増していることがうかがえます。

また、市内には1970年～1980年頃の高度成長期に建てられ、築後40年前後が経過し老朽化した公共施設が多数存在しています。今後、これらの施設の更新時期が一気に訪れるため、維持・更新していくための費用が増大することが予測されます。厳しい財政の中で、これらの施設を維持していくための施策検討が必要であり、都市施設の計画として公共施設の統廃合・複合化を含めた検討も必要となります。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- 四万十市総合計画
- 公共施設等総合管理計画

## ●四国横断自動車道の延伸

現行計画策定時の平成13年2月時点で、高知市側からの高速道路は伊野ICまでしか開通しており（伊野IC～須崎東IC間は平成14年9月開通）、四万十中央IC～佐賀IC（仮称）間も事業化前の状況でした。

現在は四万十中央ICまで開通し、次区間における片坂バイパスの工事が進められている状況となっています。また、佐賀IC（仮称）～四万十IC間にについても事業化に向けた取り組みが進められており、四万十市までの高速延伸を現実的なものとして捉えられるようになりました。

よって、今後の検討では、四国横断自動車道が四万十ICまで延伸した場合の車（人）・物の流れを充分に考慮したうえで、都市施設等の計画を行っていく必要があります。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- 四万十市総合計画

## ●新たなインバウンド目標値の提示

平成28年3月30日に開催された「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」にて、安倍総理大臣より「2020年に4000万人来訪、8兆円消費」というこれまでの倍となる、新たな訪日外国人の目標値（案）が示されました。

これを受け、観光が主要産業となっている四万十市においても、より多くの観光来訪者を呼び、受け入れるための施策について検討を行っていく必要があります。

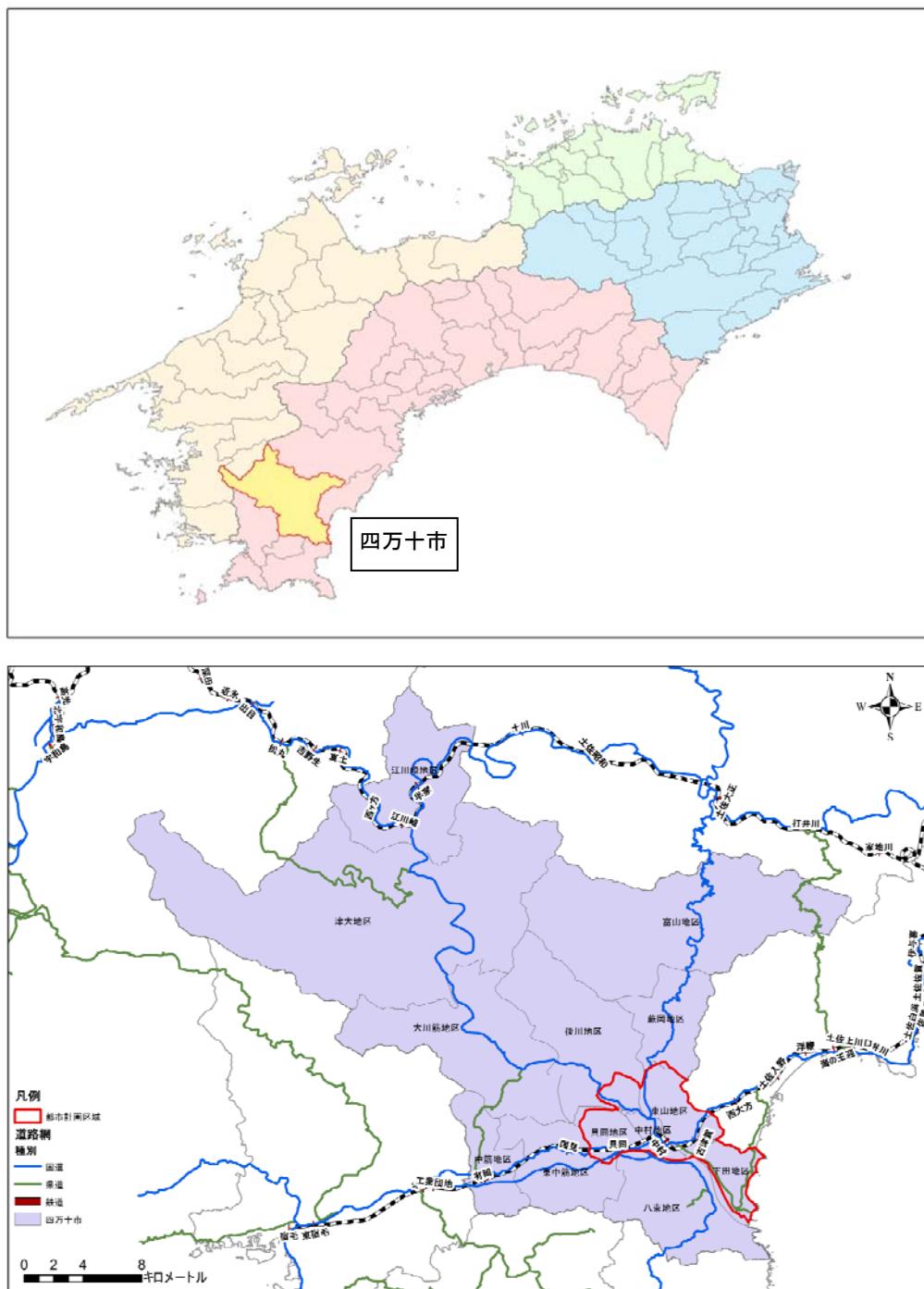
## 2.市の概況

### (1) 市の現況

#### 1) 位置及び地勢

本市は高知県西南部の幡多地域（四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村）のほぼ中央に位置しています。総面積は約 63,242ha と県内 2 番目の面積を有し、

「日本最後の清流」とも呼ばれる四万十川が流れています。山地では概ね 700～1,000m 程度の中小起伏山地が形成され、南東部は黒潮の流れる太平洋に面していて、豊かな自然環境に恵まれています。



## 2) 沿革・歴史

幡多地域は、旧石器時代から中・近世に至る遺跡が点在し、九州との関係性や高知県中央部とは異なる独自の特色ある文化圏を形成してきました。その中でも四万十市は幡多地域の中核としての役割を担ってきました。

中世には、前関白一條教房公が応仁の乱を機に京都からこの地に下向したことにより、京都を模したまちづくりをはじめ、市街地を中心に発展がみられ、その影響は土佐一国に及ぶなど由緒ある歴史を誇っています。

その後 16 世紀には長宗我部国親・元親が支配していましたが、1600 年（慶長 5 年）の関ヶ原の戦いで、長宗我部盛親のついた石田三成方が敗れ、長宗我部氏の支配は終焉を迎えました。1600 年 11 月、山内一豊が土佐藩の領主として入り、弟山内康豊を中村に置き、2 万石を与えました。

江戸期の山内藩政時代には、養蚕や楮（こうぞ）や三桙（みつまた）などの原料を活かした製紙業が盛んとなり、また、四ヶ村溝や麻生堰等の水路や堰の整備による農地拡大事業等も行われていることから、これらがこの地域の主要な産業となっていたことがうかがわれます。

その後中村地区は近世から近代に至るまで、幡多郡の政治・経済の中心であり、周辺地域から「おまち」と呼ばれていました。

また、大正から昭和 30 年代前半ごろまでは豊富な山林資源を活かした薪炭の製造が盛んとなり、薪炭積み出しのため四万十川を利用し舟母（せんば）と呼ばれる川舟が西土佐地域～中村地域間を盛んに往復したことが記録されています。

かつて四万十川は地域の物流の主軸として機能しており、四万十川下流の水流の豊かなところでは舟母（せんば）、中流では高瀬舟やセンビなど目的に応じた多様な川舟が往来していました。また、四万十川河口左岸に位置する下田地区は、中世から高知県西南部の重要な港で物資・文化の移出入に重要な位置を占めてきました。流域から下田へ集積された薪炭は中世から培われてきた海運ルートにのって下田港から近畿圏に大量に出荷され、地域経済を大きく発展させてきました。



中村御所跡（一條神社）

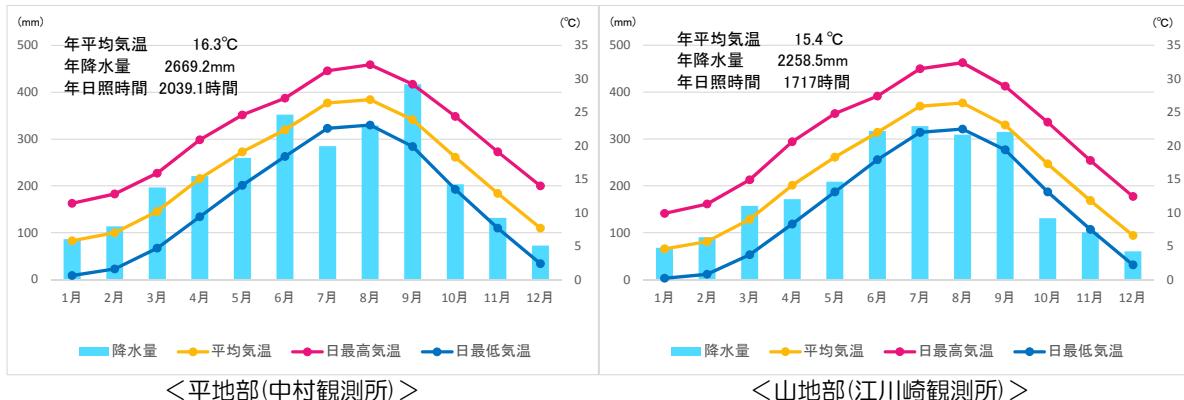


四万十川を往来する舟母

### 3) 気候

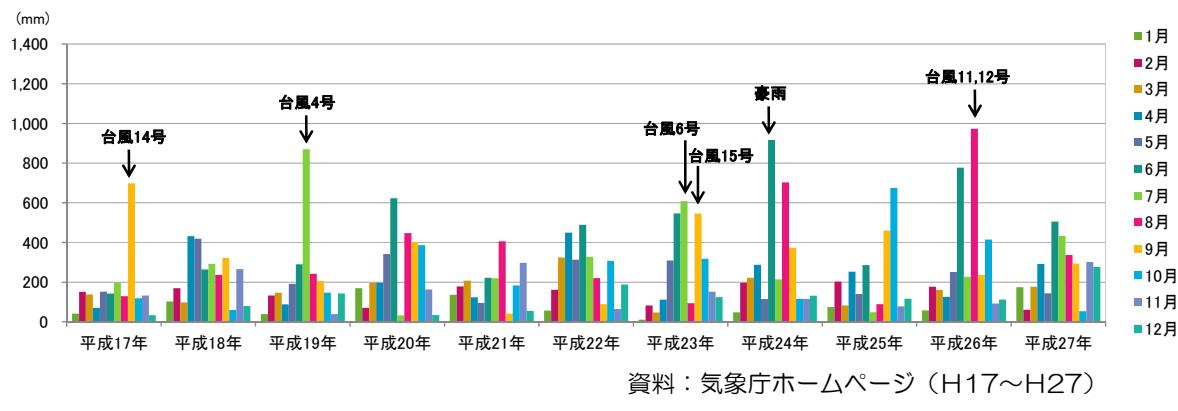
気候は太平洋型の温暖気候となっており、平均気温は山地（江川崎）より平地（中村）の方が高い傾向にあります。平地において 2039.1 時間と年間日照時間が長い一方、黒潮が流れる太平洋側から湿った空気が流れ込むことにより、年間降水量が平地で 2669.2 mm、山地で 2258.5 mm と日本有数の多雨地帯ともなっています。

また、台風の常襲地帯であることに加え、近年の突発的豪雨（ゲリラ豪雨）により、集中的な降雨も見られます。



資料：気象庁ホームページ (S56～H22)

気象観測データ



資料：気象庁ホームページ (H17～H27)

中村観測所の月別降水量

平成17年9月	9月6日、台風14号による暴風雨
平成19年7月	台風4号 7月12日から15日にかけて、梅雨前線と台風4号 風水害
平成23年7月	7月20日0時30分頃、台風6号
平成23年9月	9月19日から21日にかけて、台風15号と西日本に停滞する前線により、高知県では山間部を中心に大雨
平成24年6月	四万十町窪川や四万十市中村では1976年の統計開始以降の24時間降水量の極値を更新するなど、高知県西部を中心に大雨となった。
平成26年8月上旬	台風第12号及び第11号の影響で記録的大雨となり、また、南からの暖かく湿った空気の影響もあり、大雨の日が多くった。
中旬	前線や南からの暖かく湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、15日からは大雨となる日が多くった。
下旬	26日から27日にかけては高気圧に覆われて晴れた所もあったが、期間を通じ前線や湿った空気の影響で雲が広がって雨の降る日が多くった。

#### 4) 災害

本市では過去より、台風に伴う集中豪雨により水害が多発しています。また、南海トラフを震源とする南海地震がおよそ100年～150年の周期で起きており、その都度大きな被害が発生しています。

本市で発生した主な災害は以下のとおりです。

##### 【本市で発生した災害の履歴】

発生年月	名称	概況	被害状況
昭和10年8月 (1935年)	台風5号	26日～28日にかけての豪雨は、大用で620mmを記録し、被害は激甚を極め、渡川の水位は明治23年以来の大出水となり旧中村町は全町水没の大災害となった。旧中村町は28日正午頃より後川堤防未完成部分よりの逆流のため、全戸約1,900戸の内16戸を除き全戸浸水。	り災世帯数 1,650世帯(7,243人) 負傷者 60人 全壊家屋 277戸(内住家 75戸) 半壊家屋 403戸(内住家 209戸) 床上浸水 1,585戸(内住家 1,500戸) 床下浸水 235戸(内住家 150戸)
昭和21年12月 (1946年)	南海大地震	南海道沖の北緯33度00分東経135度30分を震央とするマグニチュード8.1の地震が発生。県西南部に壊滅的な打撃を与え、とりわけ旧中村町は全家屋の9割が倒壊し、本町北部からの出火により66戸が全焼し、多くの命が失われた。 また、四万十川鉄橋も8径間のうち両側2径間を残し落下した。	死者 291人 負傷者 3,425人 全壊家屋 3,048戸(内住家 1,833戸) 半壊家屋 2,322戸(内住家 1,168戸) 焼失家屋 110戸(内住家 63戸)
昭和38年8月 (1963年)	台風9号	3日間にわたり暴風雨の圏内にあり連續して猛烈な風雨に見舞われ瞬間最大風速は足摺岬37.5m、宿毛41.8mを記録、また雨量は県西南部の山間地域を中心に船戸の連続雨量(48時間)915mmを最高に未曾有の豪雨となり、9日12時具同観測点水位は10.45mに達し、市内全域に避難指示。この後まもなく佐岡堤防100m、84mの2箇所、古津賀堤防1箇所100m、下田港砂丘500mを決壊流出し、10日未明ようやくにして減水を始めた。	り災世帯数 3,203世帯 死者 1人 全壊家屋 14戸 半壊家屋 54戸 流失家屋 11戸 床上浸水 2,145戸 床下浸水 975戸 被害総額 15億6千万円
昭和45年8月 (1970年)	台風10号	上陸時の中心気圧は955ミリバール。風は土佐湾に面した海岸地方と中心通過付近で強く、瞬間最大風速は足摺岬で46.8mを記録、雨量は県東部と西部の山間部で多く、300mm～700mmに上った。	り災世帯数 3,464世帯 負傷者 20人 全壊家屋 9戸 半壊家屋 57戸 床上浸水 98戸 床下浸水 255戸 被害総額 11億5千万円
昭和46年8月 (1971年)	台風23号	足摺岬に上陸、旧西土佐村に被害。	浸水家屋 55戸 死者 1名 被害総額 192,640千円 最高水位 12.7m(江川崎) 宮地県道上40cmまで増水した。
昭和50年8月 (1975年)	台風5号	上陸時には中心気圧960ミリバール、最大風速40m、瞬間最大風速52.1m、25m以上の暴風雨半径は東側200km、側150kmの中型で並の台風となつたが、幡多地方を中心には家屋の倒壊や河川の氾濫など大きな被害を出した。 この台風の特徴は、中心が宿毛市付近を通過したものとの比較的近距離であったため降雨量も少なかつたが、渡川の氾濫により佐田沈下橋の流失、中筋川・磯の川堤防の一部決壊、家屋の浸水、農作物等の被害、暴風雨による家屋の倒壊など、被害は予想に反して大きかつた。	り災世帯数 4,575世帯 全壊家屋 51戸 半壊家屋 281戸 床上浸水 25戸 床下浸水 114戸 被害総額 45億7千万円
昭和57年8月 (1982年)	台風13号	旧西土佐村に被害。	総雨量 374mm、 江川崎最高水位 12.8m 床上浸水 29世帯 床下浸水 27世帯 非住宅 9棟

発生年月	名称	概況	被害状況
平成4年8月 (1992年)	台風11号	本市では、時間最大雨量57mm、降り始めからの総雨量が600mmを超えた。これに伴い各河川で警戒水位を突破したのをはじめ、秋田地区では計画高水位を上回った。幸い堤防の決壊には至らなかったが、内水の排除がおいつかず、各地で内水による浸水被害が相次ぎ、近年にない大きな被害をうけた。	り災世帯数 279世帯 全壊家屋 -戸 半壊家屋 -戸 床上浸水 160戸 床下浸水 119戸 被害総額 26億5千万円
平成16年10月 (2004年)	台風23号	大型で強い勢力のまま20日13時ころ土佐清水市に上陸した台風23号の影響で、中筋川は計画洪水位を越え、昭和30年の観測開始以降最高水位(8.60m)を記録した。中筋川氾濫の危険性に伴い、東中筋、中筋地区地区全域に避難勧告を発令した。 また、河川上流域では、50mm/hの降雨が3~4時間続いたため河川が増水し、後川支流の岩田川では堤防を越水した。	り災戸数 70戸 全壊家屋 -戸 半壊家屋 -戸 一部破損 5戸 床上浸水 41戸 床下浸水 24戸 被害総額3億5千万円
平成17年9月 (2005年)	台風14号	雨は4日宵のうちより断続的に続き、降り始めからの総雨量は中村410mm、江川崎509mmを観測。 四万十川は江川崎の広見川との合流点で氾濫。下流の口屋内から大川筋、下田に至る広範囲で床上浸水被害が発生。昭和38年以来の洪水となり、具同水位観測所では計画高水位まであとわずかのところまで水位が上昇した。	り災世帯数 308世帯 死者 1名 軽傷者 1名 全壊家屋 3棟 半壊家屋 35棟 一部破損 3棟 床上浸水 212棟 床下浸水 106棟 非住家被害 376棟 被害総額 6億9千万円
平成23年10月 (2011年)	大雨	西部を中心に大雨となり、10月21日、宿毛では日降水量及び月最大24時間降水量共に251.0mm、日最大1時間降水量 53.0mmを、また、中村でも日最大1時間降水量 103.5mmを観測するなど、10月としての観測史上1位の記録を更新した。 この影響で、四万十市や大月町などで住家の床下浸水、宿毛市や四万十市の県道及び国道で、冠水や山側崩壊による通行止め等の被害が発生した。	-
平成26年10月 (2014年)	梅雨前線豪雨	4日未明から5日朝方にかけて降り続いた梅雨前線豪雨では、楠島雨量観測所の24時間最大雨量が観測史上最大の468mmを記録し、中筋川では、磯ノ川水位観測所において6月期としては観測史上最高の水位(7.65m)を観測した。この豪雨により、具同・楠島地区(相ノ沢流域)では相ノ沢川及び楠島川沿線で内水による深刻な家屋浸水被害が発生した。 さらに、相ノ沢川・楠島川周辺の国道56号及び県道、市道も冠水により通行止めが発生し、道路交通に対する影響も甚大となつた。下田、八束、東中筋、中筋地区に避難勧告を発令する。	り災戸数 101戸 全壊家屋 -戸 半壊家屋 -戸 床上浸水 64戸(内住宅22戸) 床下浸水 37戸(内住宅36戸) -

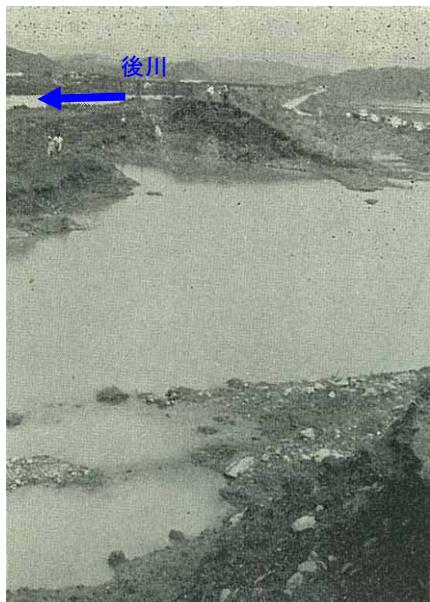
資料：四万十市資料



昭和 10 年 8 月洪水  
(堤防決壊で浸水した具同村)



昭和 21 年 12 月 21 日  
南海地震 (赤鉄橋の落橋)



昭和 38 年 8 月洪水 (古津賀堤防決壊の状況)



(赤鉄橋の外水による洪水状況)



平成 17 年 9 月洪水

(百笑地区の内水氾濫状況)

資料：中村河川国道事務所資料

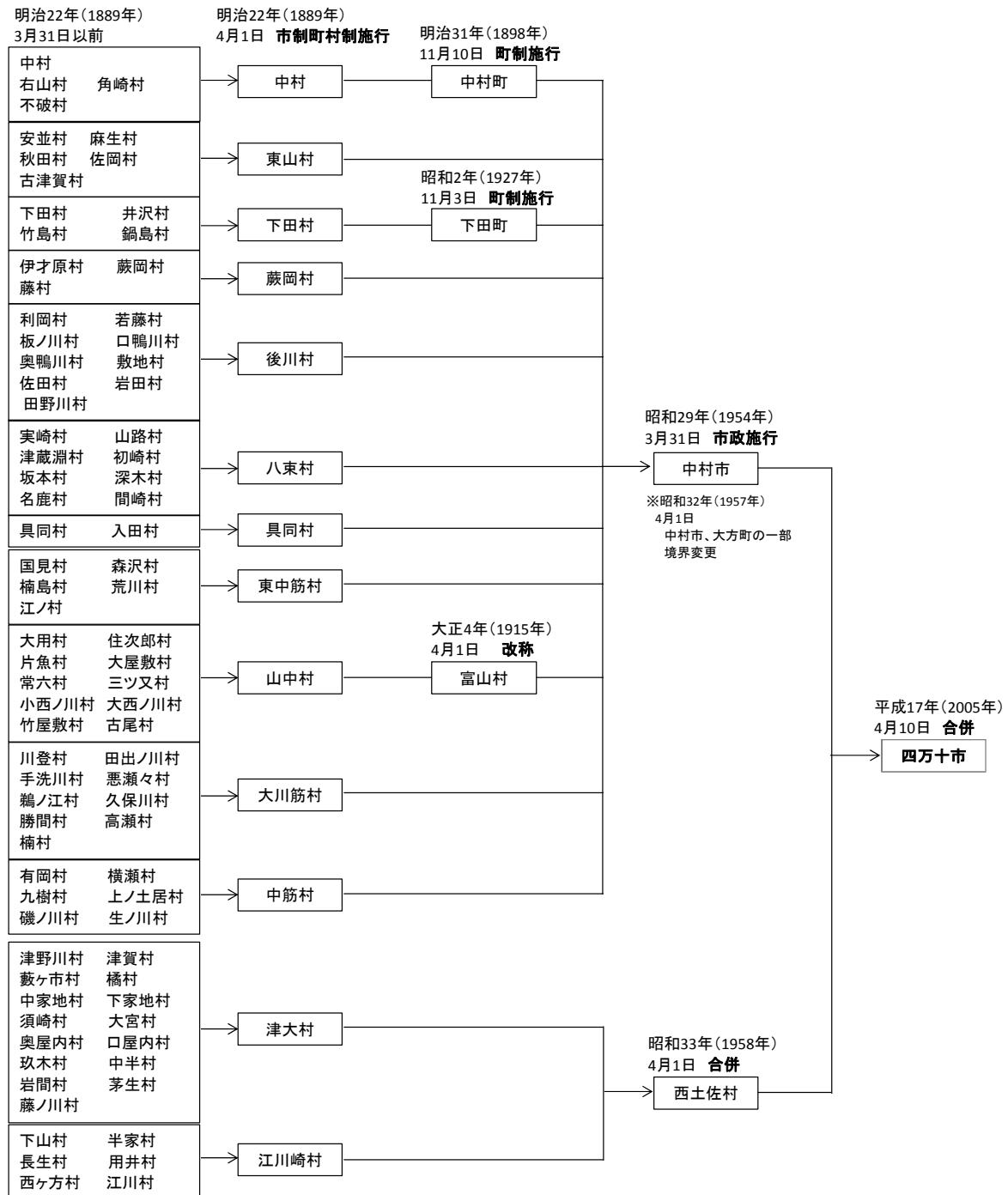
## 5) 変遷

四万十市は、明治 22 年に行われた「明治の大合併」により区分された当時の 13 村の地域から成り立っています。その後、中村町・下田町の町制施行を経た後「昭和の大合併」で 11 町村が合併され中村市に、2 村が合併され西土佐村となりました。

平成 17 年 4 月 10 日には、この中村市と西土佐村が合併して現在の四万十市が誕生しました。



【四万十市の変遷】

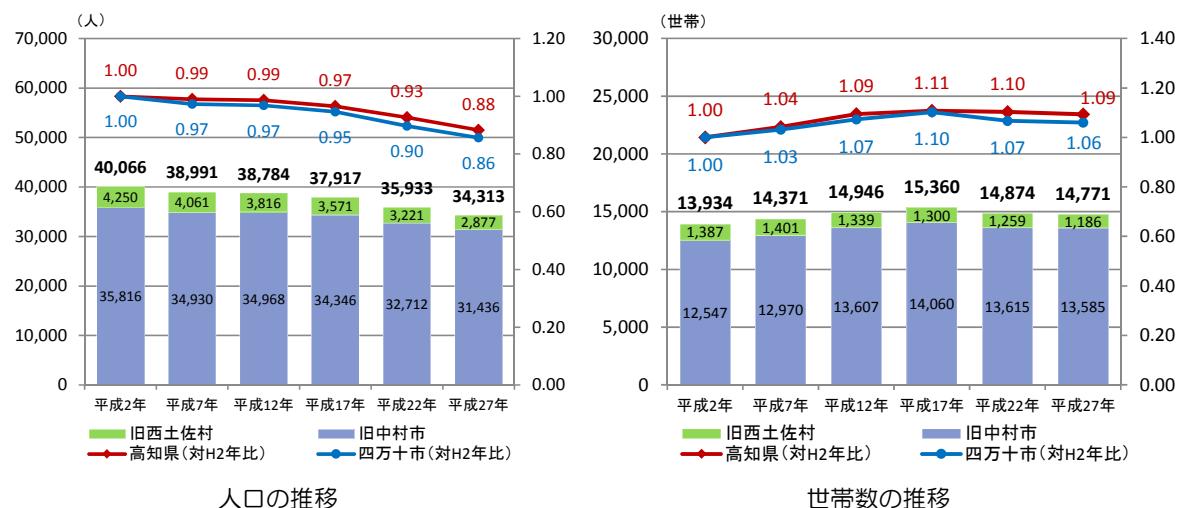


## (2) 人口

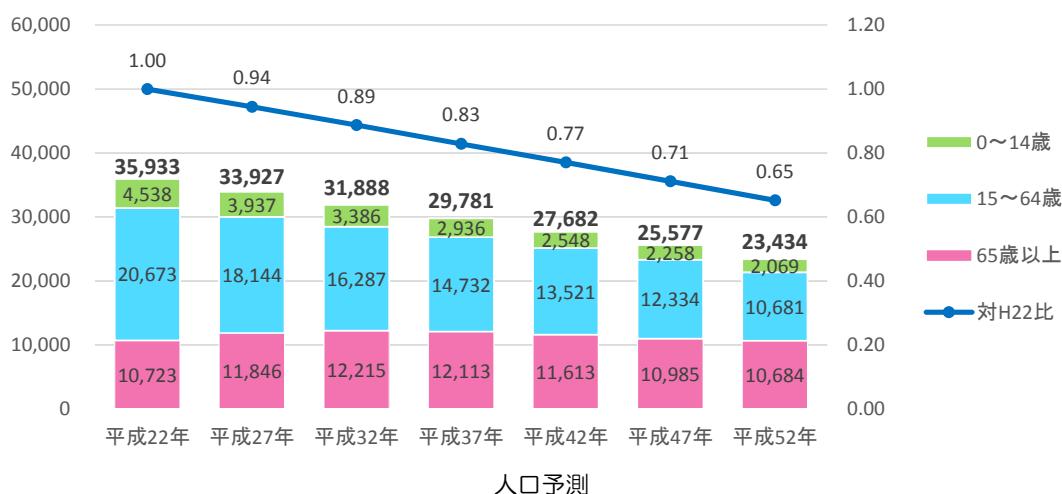
### 1) 総人口

本市の総人口は、平成2年でみると約4万人でしたが、その後減少傾向にあり、平成27年の人口は34,313人と平成2年と比べて約5,750人（約14%）減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、少子高齢化による加速度的な人口減が続くことが予測されており、世帯人員の減少、高齢者の単身世帯などの増加が懸念され、少子化と相まってさらなる高齢化が急速に進むことが予測されます。



資料：各年国勢調査結果（H2～27年）



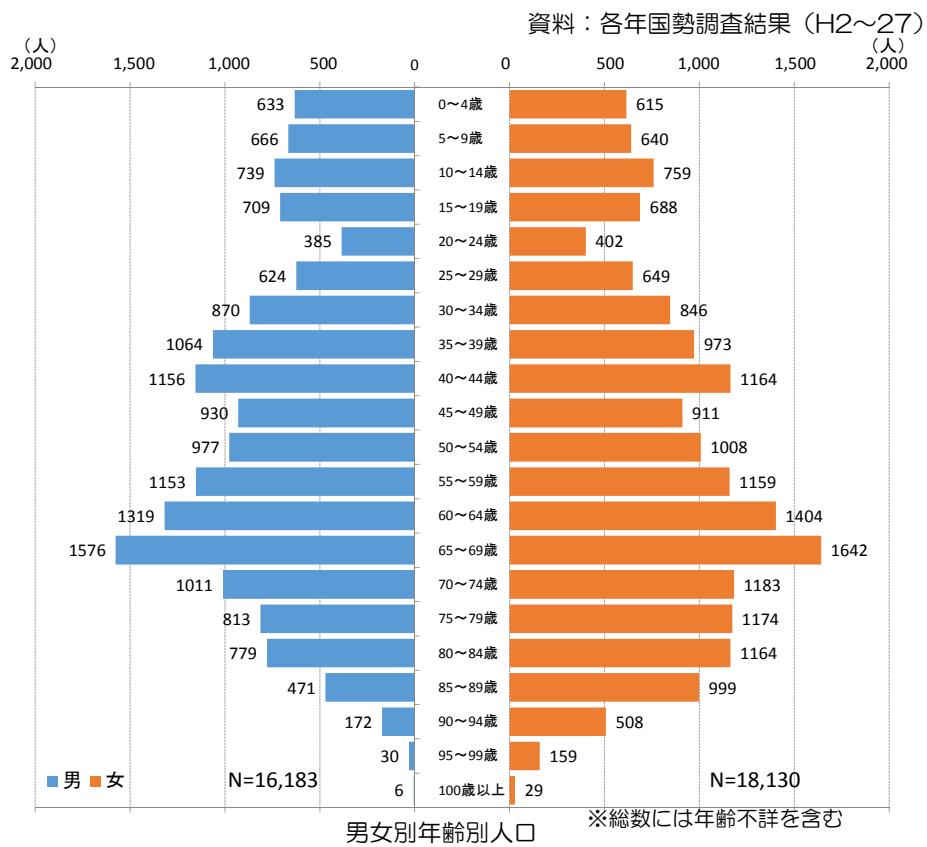
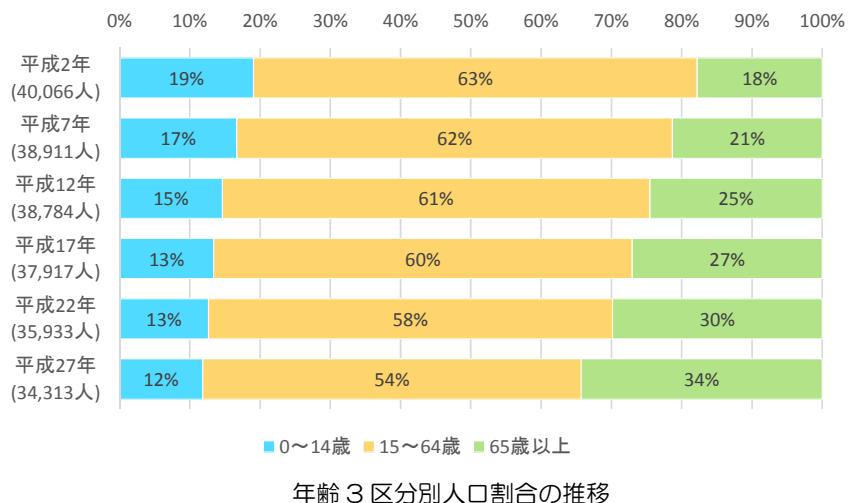
人口予測

資料：国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口

## 2) 年齢別人口

年齢別人口比をみると、平成2年では15歳未満の人口比は19%でしたが、平成27年には12%と約7ポイント減少しています。65歳以上の人口比は34%と平成2年の18%と比べて16ポイント増加しており、深刻な少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

一方、生産年齢人口は、平成2年に63%でしたが、平成27年には54%と9ポイント減少しており、この傾向が続いていると、担い手の減少により産業の活力が低下していくことが懸念されます。



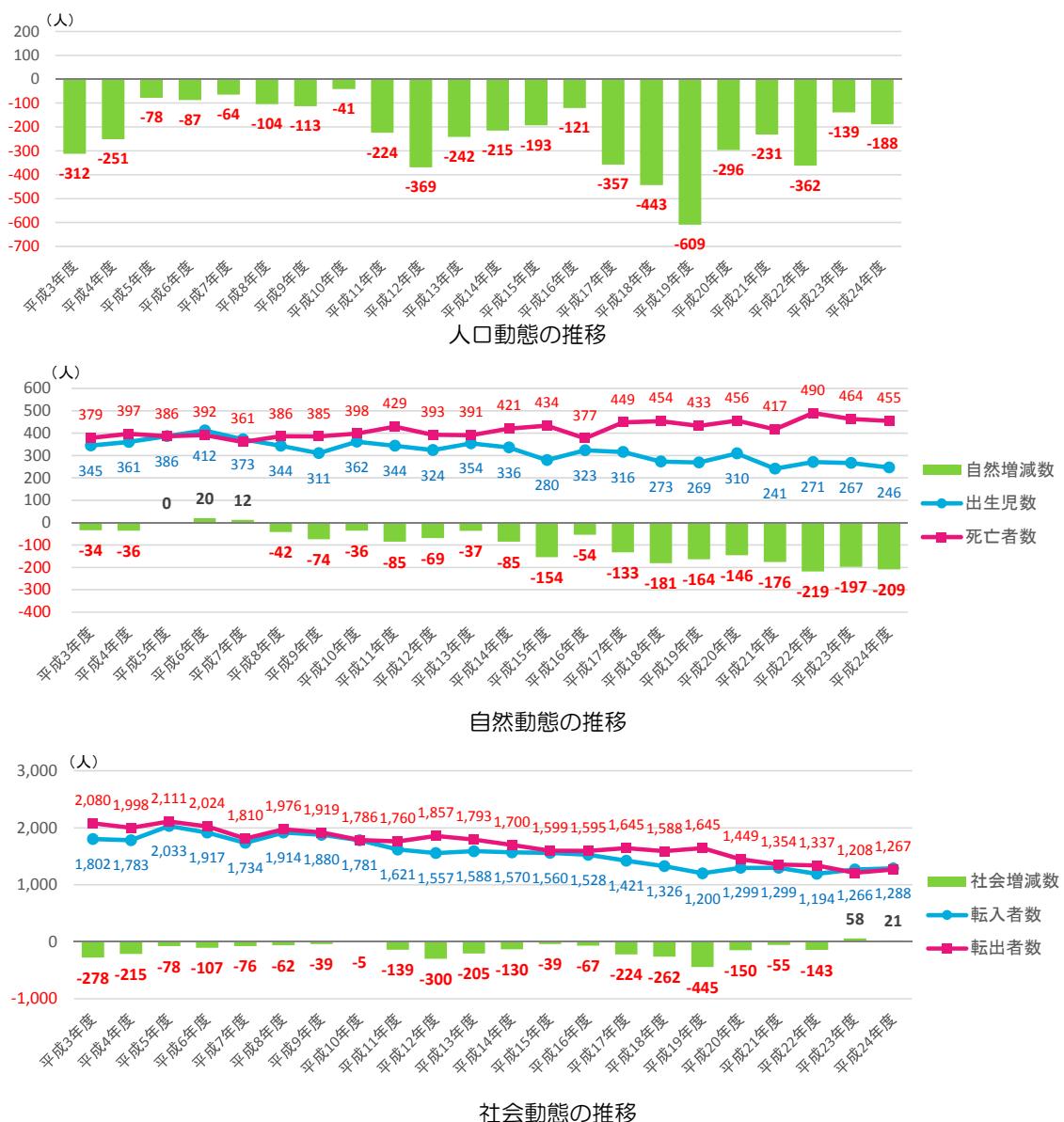
資料：国勢調査（H27）

### 3) 人口動態

本市の人口動態は、マイナス傾向となっています。特に本市の約7割を占める中山間地域においては、人口減少や高齢化の進行により、多くの集落の存続が危惧される状況となっています。

自然動態は、少子高齢化により出生者数よりも死者数が上回っており、マイナス幅が拡大しています。また、出生者数も減少傾向にあります。

一方、社会動態は、転出者が転入者を上回りマイナスとなっていましたが、平成23年度には、転入者が転出者を上回りプラスに転じています。これは、転出者数が減少していることが大きな要因となっており、少子化により市外へ進学・就職する若者の絶対数が減少していることが一因と考えられるもので、若者の定住者の増加につながるものではないと考えられます。



資料:都市計画基礎調査（H25・高知県）

## 4) 地区別人口

### ①地区別人口の推移

四万十市の人口は、中村都市計画区域内の地区（中村、東山、具同地区）に集中している状況にあります。

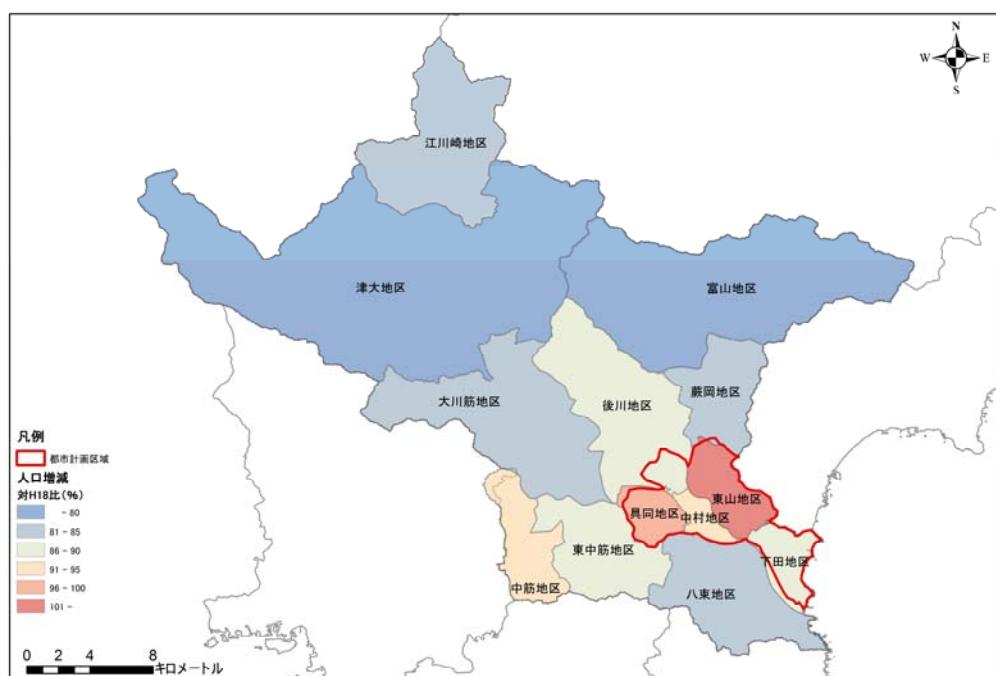
地区別人口の増減をみると、都市計画区域内である東山地区と具同地区では平成18年と比べて微増となっていますが、その他の地区で減少傾向にあります。

とくに、富山地区では、平成18年に比べて269人少ない807人と約27%の減少がみられます。このような中山間部の地区では、過疎化の進行による後継者不足、高齢化による生産力の低下、生活に欠かせない各種サービスの縮小など負の連鎖（スパイラル）が発生し、近い将来、各地区において限界集落はもとより、消滅集落へと転じることが予測されます。

地区別人口の推移

地区別人口	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	対H18年比
中村地区	9,947	9,747	9,564	9,428	9,453	9,369	9,420	9,352	9,301	9,204	0.91
東山地区	4,548	4,585	4,574	4,603	4,626	4,662	4,677	4,691	4,684	4,664	1.03
具同地区	7,230	7,133	7,082	7,096	7,162	7,179	7,257	7,311	7,340	7,303	1.00
東中筋地区	1,333	1,351	1,297	1,265	1,237	1,208	1,185	1,177	1,184	1,165	0.86
中筋地区	1,390	1,380	1,377	1,361	1,369	1,331	1,319	1,322	1,317	1,294	0.92
八束地区	1,682	1,668	1,648	1,620	1,590	1,570	1,539	1,504	1,476	1,459	0.85
下田地区	3,116	3,065	3,042	3,031	3,019	2,981	2,934	2,861	2,810	2,798	0.88
蕨岡地区	1,233	1,207	1,190	1,169	1,124	1,068	1,051	1,031	1,066	1,032	0.82
後川地区	1,799	1,797	1,761	1,756	1,736	1,729	1,716	1,690	1,652	1,599	0.90
大川筋地区	822	821	806	800	781	759	746	717	693	692	0.83
富山地区	1,076	1,047	1,024	985	945	926	911	884	839	807	0.73
津大地区	1,829	1,781	1,735	1,685	1,654	1,622	1,604	1,564	1,530	1,496	0.79
江川崎地区	1,810	1,770	1,732	1,707	1,687	1,654	1,619	1,597	1,554	1,506	0.82
四万十市	37,815	37,352	36,832	36,506	36,383	36,058	35,978	35,701	35,446	35,019	0.92
高知県	789450	781585	773436	766461	764456	758614	752042	745070	737761	728461	0.91

資料： 人口統計月報（行政地区別）各年10月1日現在(H18~27)



地区別人口増減（平成18年 / 平成27年）

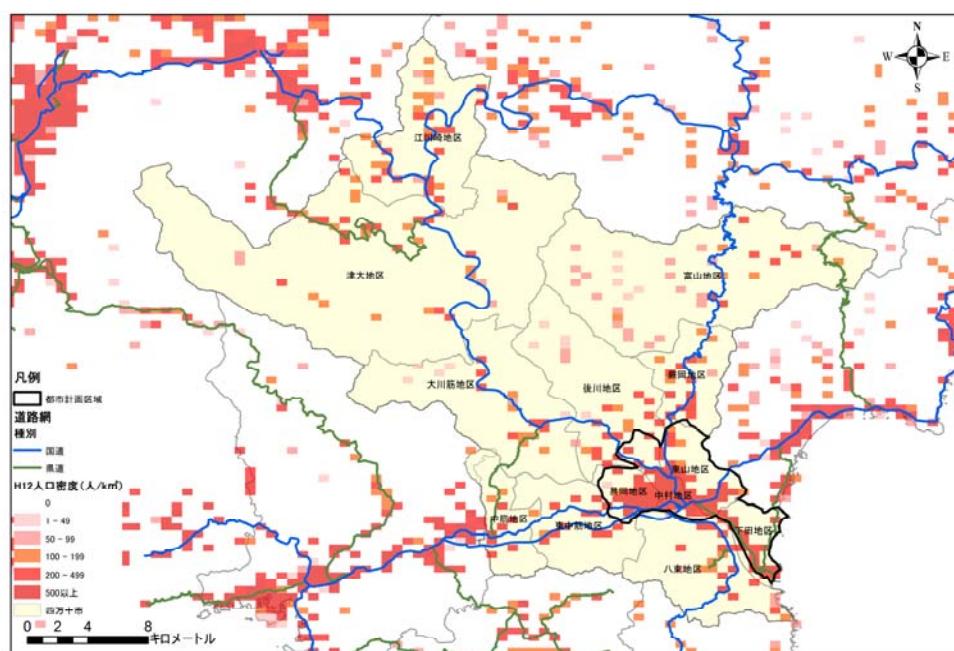
資料：国土数値情報、人口統計月報（H18、27）

## ②人口密度

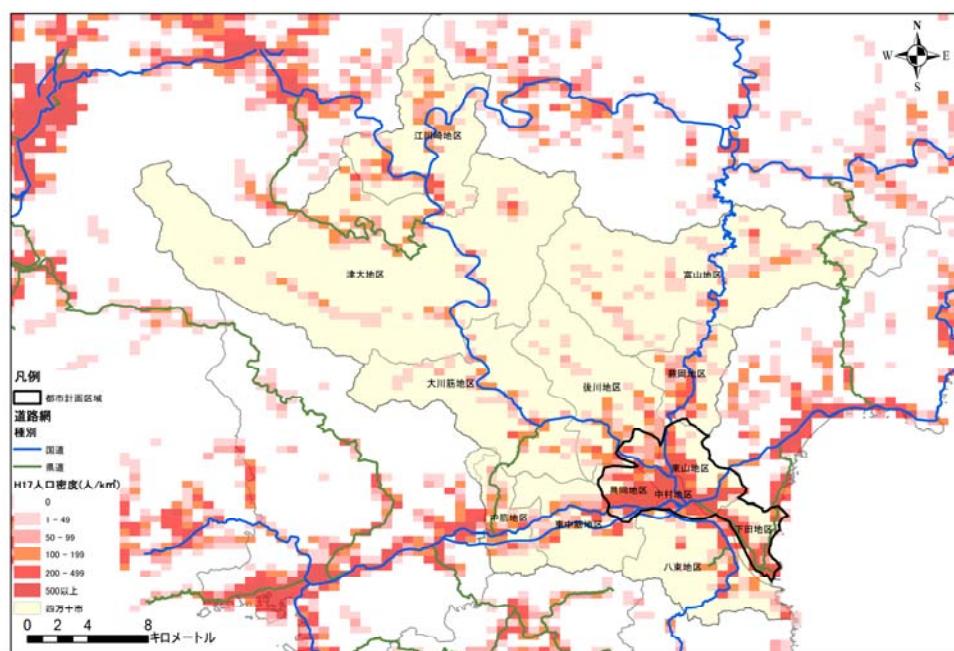
四万十市の人団密度は、都市化が進み利便性に富む中村都市計画区域を構成する中村、東山、具同、下田の4地区に集中しています。

また、その他の地区においては、移動の便に優れている国道や県道等、幹線道路沿線に人口が分散しています。

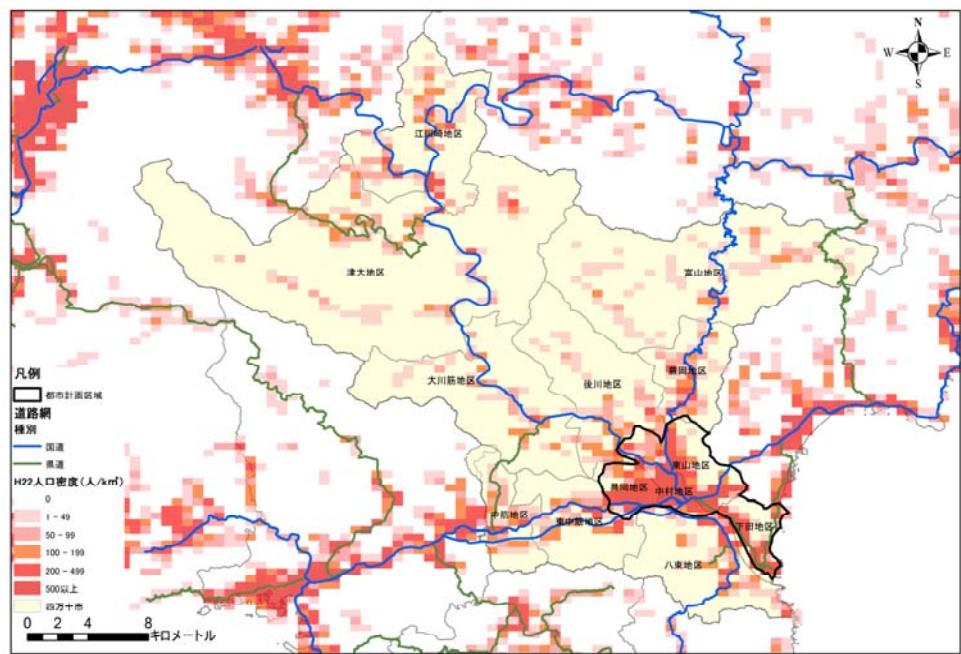
人口密度の経年変化をみると、低密度な居住地が拡大するとともに、中心市街地の人口は減少しています。



平成 12 年 人口密度



平成 17 年 人口密度



平成 22 年 人口密度

資料：国土数値情報、各年国勢調査（H12～22）

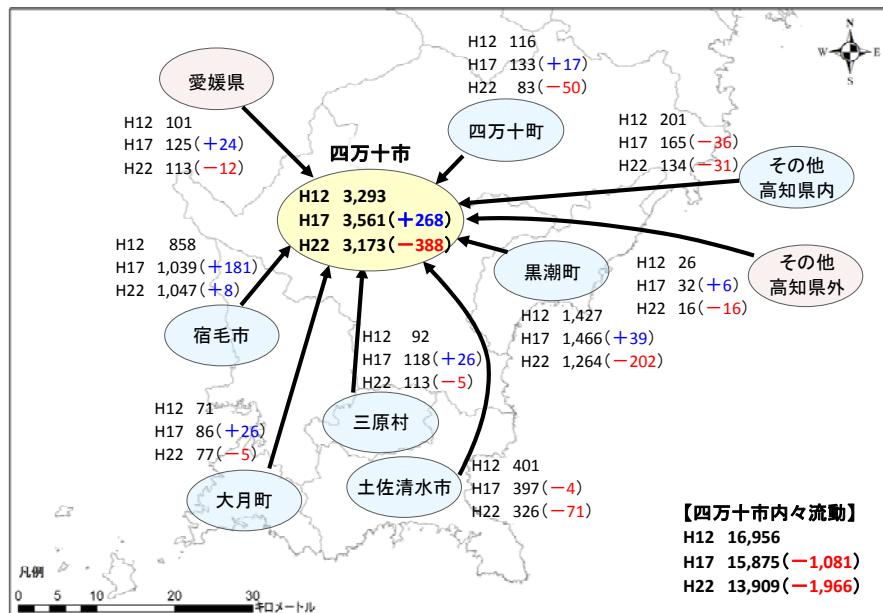
## 5) 流動

### ●四万十市への流入状況

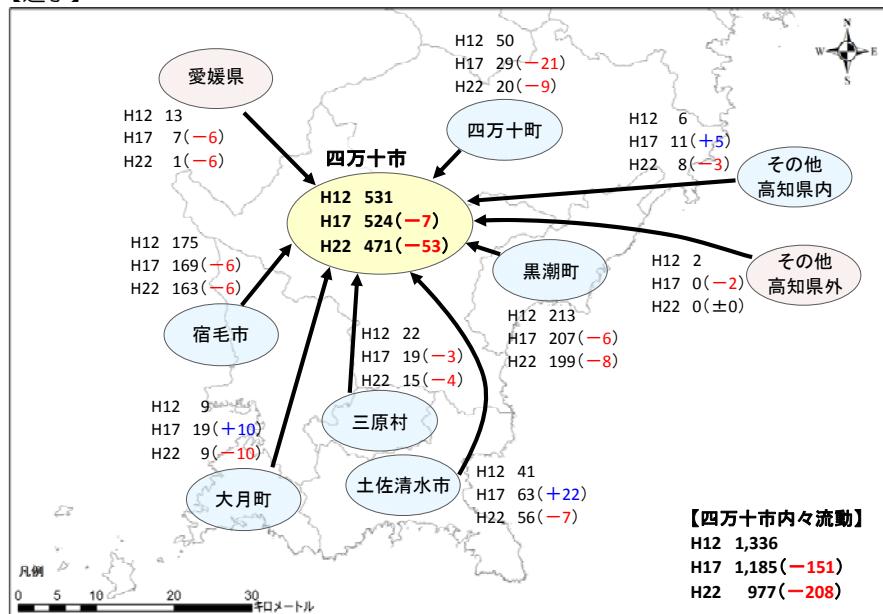
周辺地域から本市への 15 歳以上の通勤者流入状況は、平成 22 年では平成 12 年に比べて 120 人減少した約 3,200 人となっています。本市への流入がもっとも多い市町は黒潮町の約 1,260 人、次いで宿毛市の約 1,050 人となっています。

また、15 歳以上の通学者をみると、黒瀬町からの流入がもっと多く、約 200 人となっています。

【通勤】



【通学】



資料：各年国勢調査（H12～22）

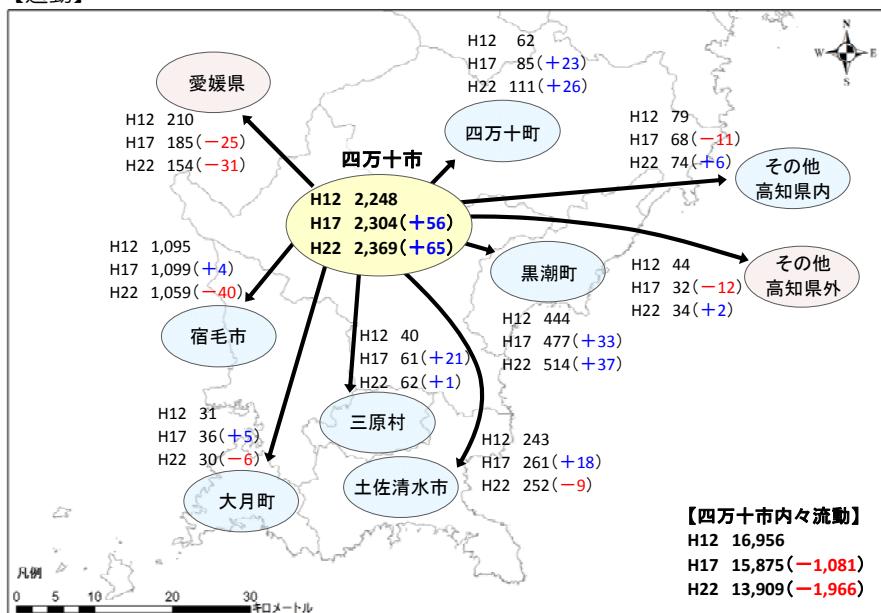
通勤通学による本市への流入状況図

## ●四万十市からの流出状況

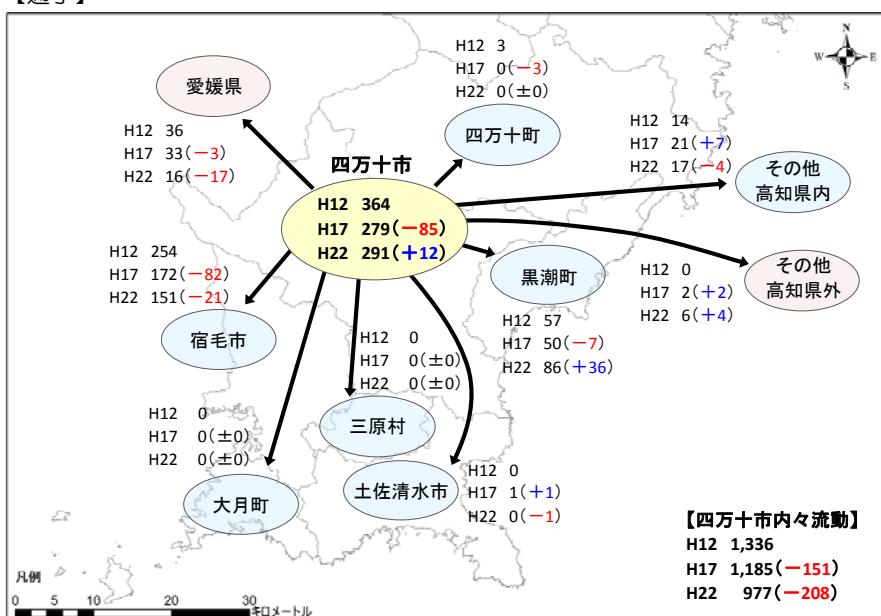
通勤による本市から周辺地域への 15 歳以上の流出状況は、平成 22 年では約 2,370 人と平成 12 年に比べて約 120 人増加しています。本市からの流出がもっとも多い市町は、宿毛市の約 1,060 人、次いで黒潮町の約 510 人となっています。

通学による流出状況をみると、宿毛市が約 150 人ともっと多くなっています。

【通勤】



【通学】



資料：各年国勢調査（H12～22）

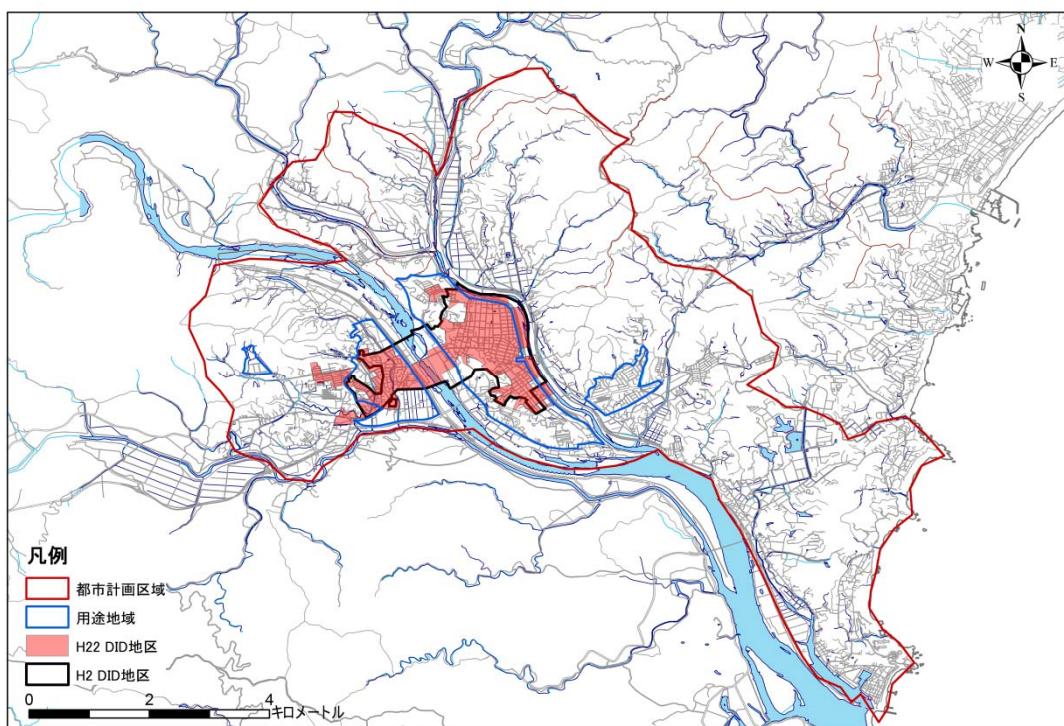
通勤通学による本市からの流出状況図

## 6) DID地区

DID地区(人口集中地区)の面積は、平成2年以降増減を繰り返しています。平成22年のDID地区面積は2.71km<sup>2</sup>と平成2年に比べて減少するなか、中村都市計画区域の用途地域よりも西側に広がっている状況にあります。

また、平成22年のDID人口は11,397人と平成2年の12,645人と比べて約1,250人減少しており、中心市街地においても人口は減少傾向にあります。

このように、中心市街地の人口集積が薄まり、DID地区の減少・変遷により、集約型都市構造から低密度郊外型拡散都市構造へと変貌しつつあります。



DID地区の変化

資料：国土数値情報、国勢調査（H2、22）

DID地区の面積及び地区人口の推移

DID地区	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
面積(km <sup>2</sup> )	2.90	3.00	2.81	2.63	2.71
人口(人)	12,645	12,675	12,718	11,945	11,397

資料：各年国勢調査結果（H2～22）

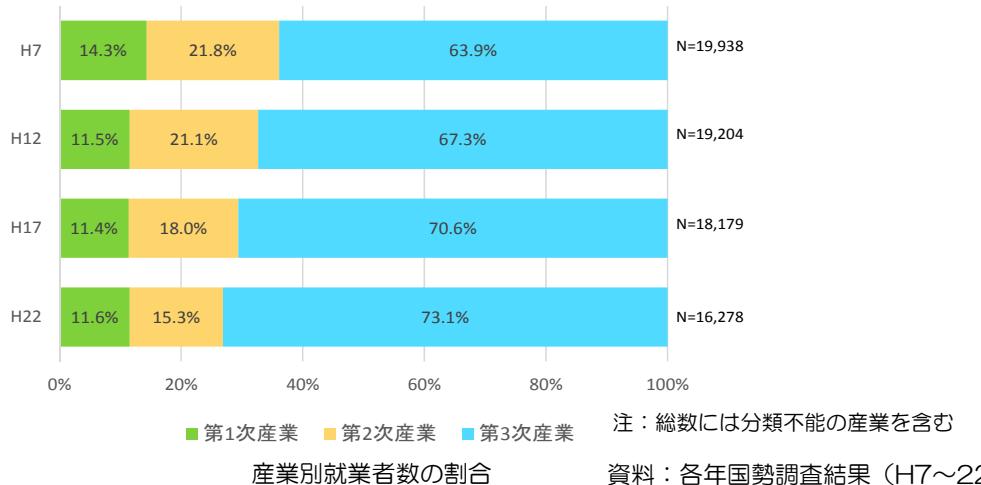
### (3) 産業

#### 1) 就業人口

本市の産業別就業者数の構成比をみると、1次、2次の産業就業割合は平成7年以降でみると一貫して減少しており、特に2次産業における減少は6.5ポイントと、1次産業の2.7ポイントよりも大きく減少しています。

一方で3次産業の割合は73.1%と平成7年に比べて9.2ポイント上昇しています。なお、3次産業では卸・小売業や医療、福祉といった業種の従業者が多くなっています。

本市は、恵まれた自然条件を利用した1次産業を中心に栄えてきた歴史を持ちますが、他都市同様に3次産業への移行が顕著にみられます。



資料：各年国勢調査結果（H7～22）

産業分類別就業者数

産業区分	分類	平成17年		平成22年	
		就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)
1次	農業	1,856	10.2	1560	9.6
	林業	131	0.7	248	1.5
	漁業	75	0.4	65	0.4
2次	鉱業	16	0.1	12	0.1
	建設業	2,215	12.2	1547	9.5
	製造業	1042	5.7	924	5.7
3次	電気・ガス・熱供給・水道業	110	0.6	96	0.6
	情報通信業	38	0.2	60	0.4
	運輸業	548	3.0	610	3.7
	卸売・小売業	3440	18.9	2834	17.4
	金融・保険業	454	2.5	408	2.5
	不動産業	98	0.5	194	1.2
	飲食店・宿泊業	1,291	7.1	1212	7.4
	教育・学習支援業	1138	6.3	1077	6.6
	医療・福祉	2,420	13.3	2599	16.0
	複合サービス事業	444	2.4	231	1.4
	学術研究・専門・技術サービス業		0.0	426	2.6
	生活関連サービス業・娯楽業	2,127	11.7	632	3.9
	サービス業(他に分類されないもの)		0.0	775	4.8
- 分類不能の産業	公務(他に分類されるものを除く)	706	3.9	699	4.3
	分類不能の産業	30	0.2	69	0.4
	第1次産業	2062	11.3	1873	11.5
	第2次産業	3273	18.0	2483	15.3
	第3次産業	12814	70.5	11853	72.8
全体		18,179	100.0	16,278	100.0

資料：各年国勢調査結果（平成17、22）

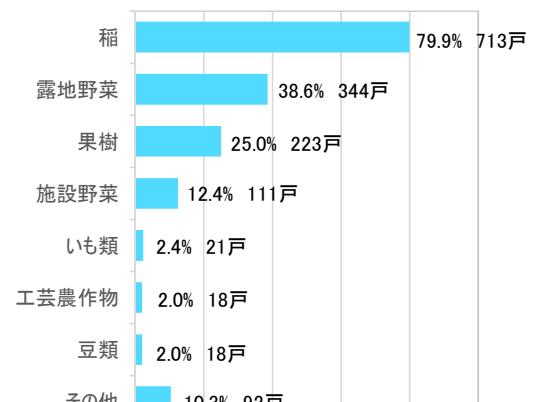
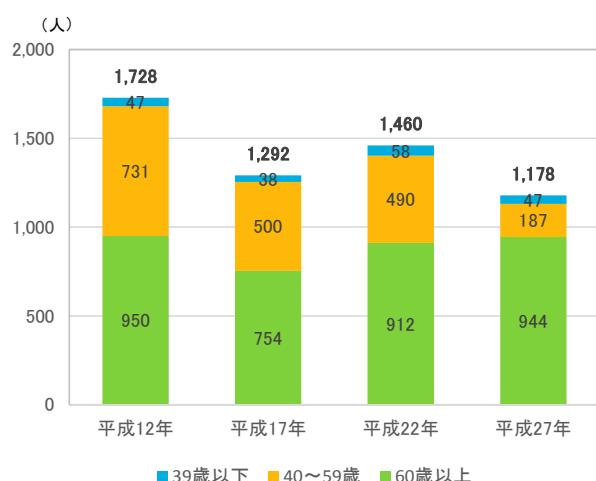
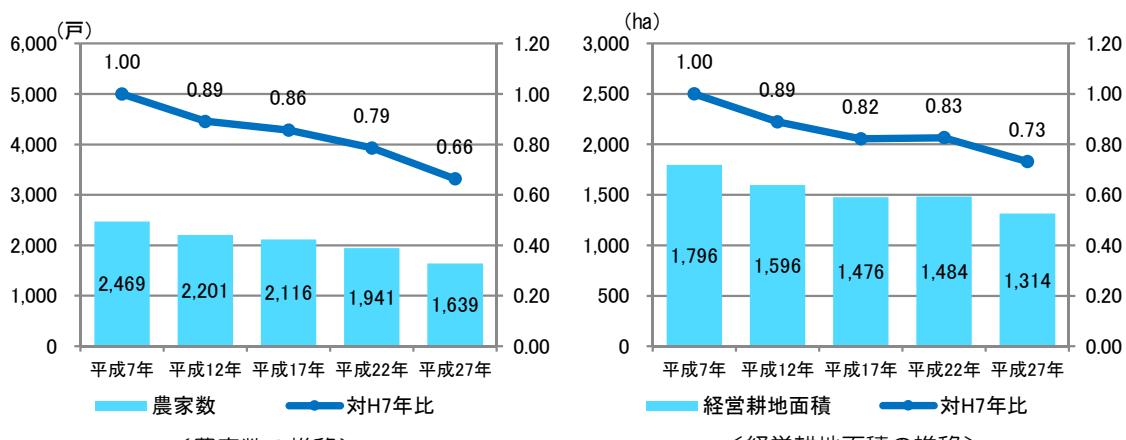
## 2) 農業

本市の農家数は平成7年以降減少傾向にあり、平成27年における総農家数は1,639戸と平成7年の農家数2,469戸の約3分の2にまで減少しています。

一方、基幹的農業従事者の高齢化が進むなか、新規就農者の育成・支援の取組みなどにより、若手の基幹的農業従事者も一定は確保できているものの、全体的な担い手数の増加には至っていません。

また、経営耕地面積も平成7年から平成27年までを通してみると、減少傾向にあります。

販売農家数892戸に占める、平成27年の販売目的で作付けした作物の類別作付農家数は、稻が713戸で79.9%、露地野菜が344戸で38.6%、果樹が223戸で25.0%、施設野菜が111戸で12.4%となっています。

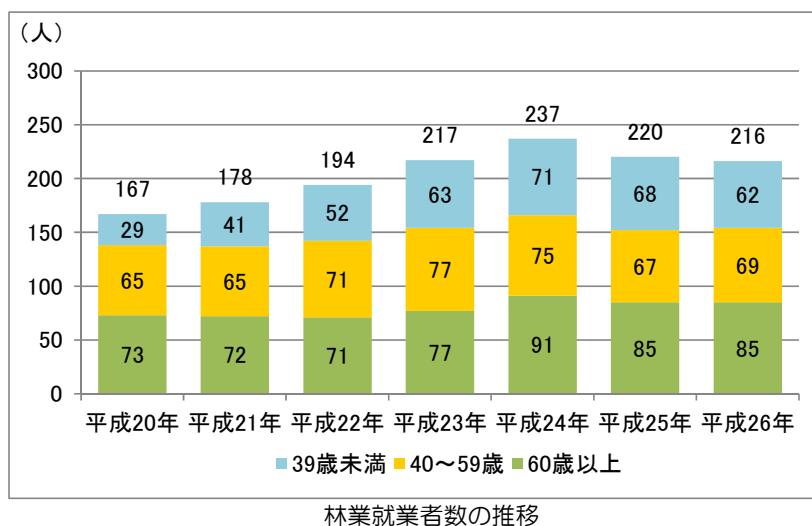


※販売目的で作付けした作物の  
類別作付農家数と、販売農家数  
(892戸)に占める割合

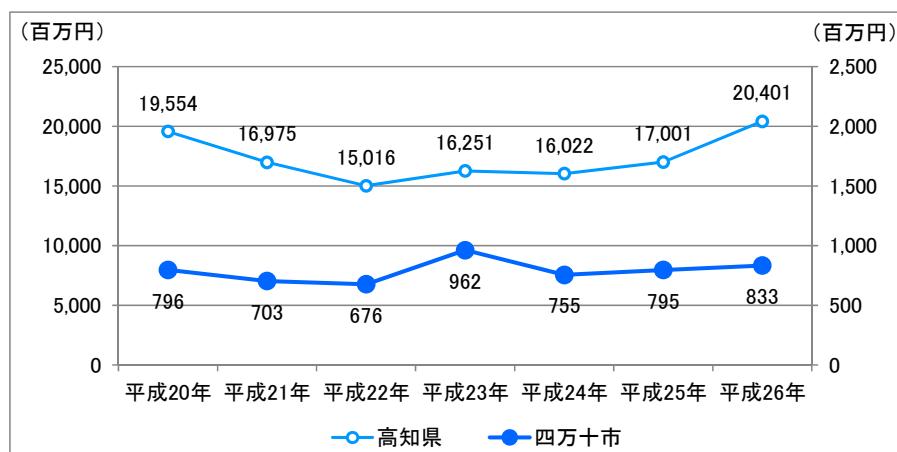
### 3) 林業

本市の林業就業者数は平成20年から平成24年にかけて増加していましたが、平成25年以降は減少に転じています。なお、年齢層別の就業者数では、39歳以下の若手の就業者数が平成20年に比べ、平成26年では2倍以上となっています。

また、木材・木製品製造品出荷額等は概ね800百万円前後、高知県の出荷額等に占める割合は4~5%程度にとどまっており、豊富な森林資源を有してはいるものの、その資源を有効に活用できていない状況にあります。



資料：高知県の森林・林業・木材産業



注：従業員4人以上の事業所

木材・木製品製造品出荷額等の推移

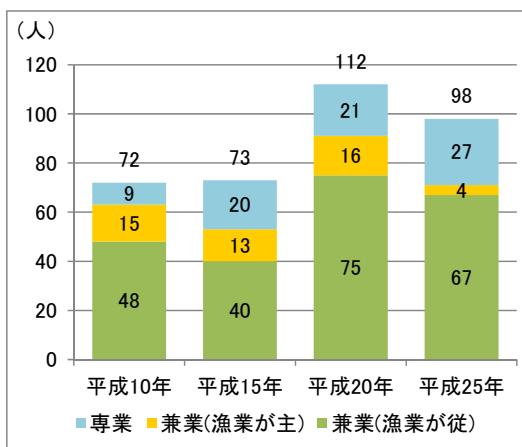
資料：各年工業統計（H20～26）

#### 4) 水産業

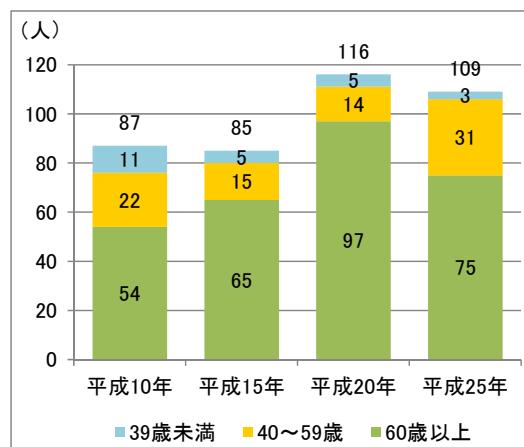
本市の個人漁業経営体数は平成20年に112人まで増加していましたが、平成25年には98人に減少しています。なお、内訳としては専業経営体数の増加傾向が続いている一方で、海面漁業従業者数も同様の増減傾向にあるなか、40～59歳で増加がみられる一方、39歳未満では大きく減少しています。

また、海面漁業漁獲量は、年々減少傾向にあるとともに、県全体に占める割合も非常に小さくなっています。これは、漁協（下田漁協）の操業エリアが狭いことが影響していると考えられます。

海面漁業の生産額をみると、平成26年度で約682万円となっています。

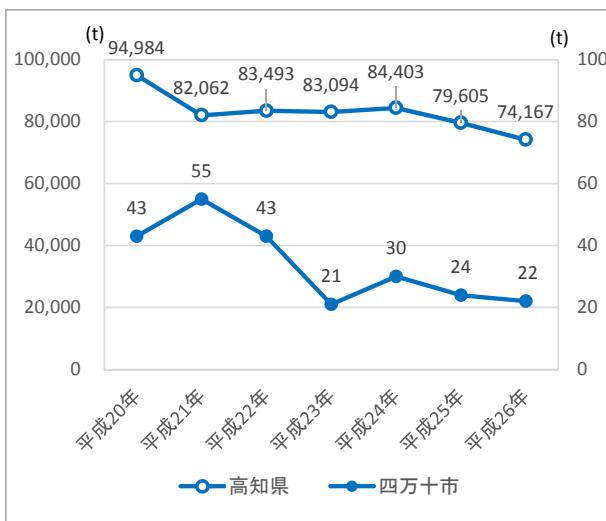


個人漁業経営体数（海面漁業）の推移



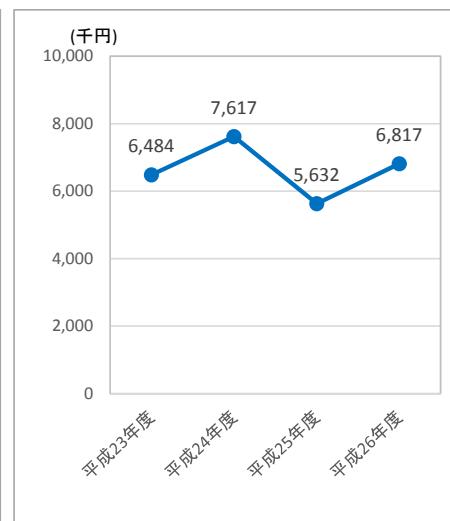
海面漁業従業者数（年齢別）の推移

資料：各年漁業センサス（H10～25）



海面漁業漁獲量の推移

資料：海面漁業漁生産統計調査



海面漁業生産額の推移

資料：四万十市年間水揚量調査  
H23～26年度

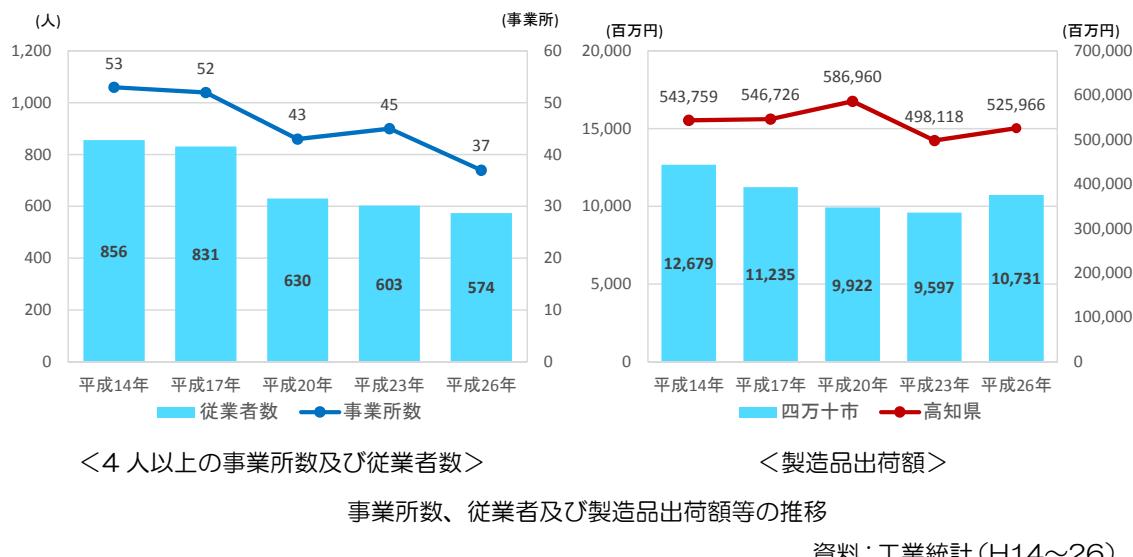
## 5) 工業

本市の従業者数 4 人以上の工業事業所数は平成 14 年以降でみると減少傾向にあります。平成 20 年から平成 23 年にかけて増加に転じましたが、平成 26 年は 37 事業所となっています。

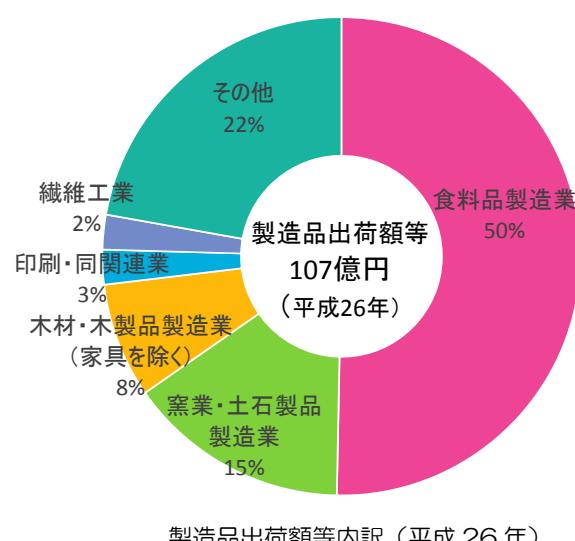
また、隣接する宿毛市の西南中核工業団地や宿毛湾港工業流通団地のような大型の工業団地が所在しないため、大規模な就業がみられず、全体に中小規模となっています。

一方、製造品出荷額は平成 14 年の 12,679 百万円以降、平成 23 年まで減少傾向にありましたが、平成 26 年には 10,731 百万円と平成 23 年の 9,597 百万円よりも 1,134 百万円増加しています。

平成 26 年の製造品出荷額等内訳をみると、食料品製造業が 50% を占め、次いで窯業・土石製品製造業が 15%、木材・木製品製造業(家具を除く)が 8% となっています。



資料：工業統計 (H14～26)



資料：工業統計 (H26)

## 6) 商業

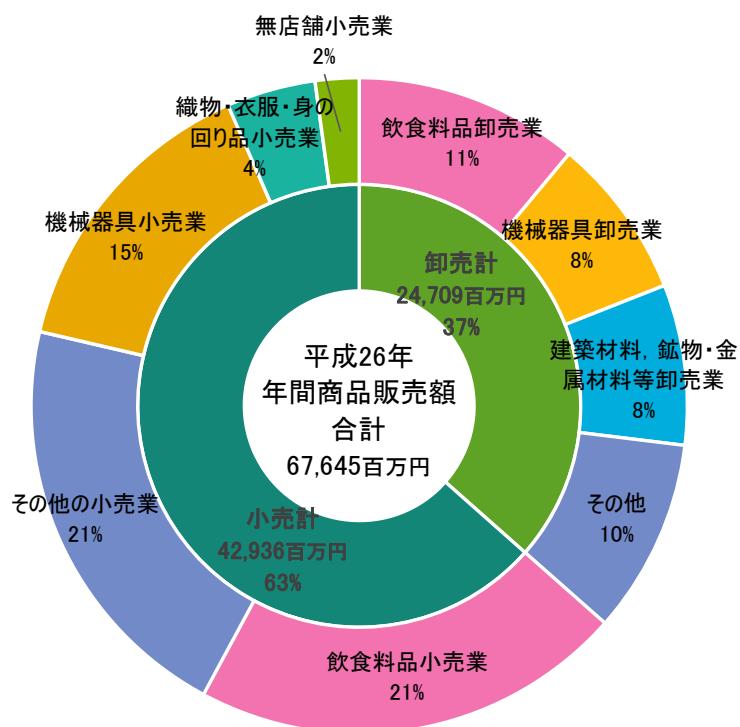
平成 26 年における小売業事業所数は 456 事業所、また従業者数は 2,516 人と平成 14 年以降でみると減少傾向にあり、本市の市場が縮小していることがうかがえます。

また、年間商品販売額は 42,936 百万円となっており、平成 24 年からは回復傾向にあるものの、販売額も減少傾向にあります。しかし、事業所数に対して年間商品販売額の落ち込みが少ないことから、中心市街地周辺部や国道 56 号沿道に郊外型大型店舗が増加する一方で、中心市街地等では小規模の小売店が減少していることがうかがえます。



小売業の事業所数、従業者数及び年間販売商品額の推移

資料：各年商業統計（H14～19, H26）、経済センサス（H24）



資料：商業統計（H26）

## 大規模小売店舗新設届出状況

NO	名 称	店舗面積(m <sup>2</sup> )	届出年月日	新設年月日
1	アピア・さつき(中村スーパーマーケットさつき店)	3,702	1977/7/21	1978/8/5
2	フジ中村店	2,403	1980/4/28	1984/3/1
3	ホームセンターマルニ四万十店	1,322	1985/5/24	1986/7/1
4	マナペインテリアハーツ中村店	1,496	1994/7/26	1995/9/1
5	ショッピングセンターDEIZ	3,785	1994/12/21	1996/4/28
6	フジグラン四万十ショッピングセンター	10,491	1995/5/19	1998/4/15
7	サニータウン四万十(ホームセンターマルニ クエスト古津賀店)	7,600	2000/12/18	2001/10/28
8	ダイキ四万十店	2,123	2001/7/18	2002/3/19
9	ファッショセンタしまむら中村店	1,219	2002/8/13	2003/4/14
10	洋服の青山新中村店、ダイソー&アオヤマ中村店	1,661	2003/3/31	2003/11/1
11	サニータウンⅡ(ベスト電器四万十店)	2,058	2004/2/24	2004/10/25
12	四万十ショッピングガーデン(ユニクロ四万十Sガーデン店)	4,679	2004/7/20	2005/3/21
13	マルナカ四万十店	8,127	2007/3/27	2007/11/28
14	ヤマダ電機テックランド高知四万十店	1,650	2007/3/23	2007/11/24
15	ディスカウント ドラッグコスモス具同店	1,469	2011/2/2	2011/10/2
16	ケーズデンキ四万十店	3,109	2013/3/4	2013/11/5
17	ディスカウント ドラッグコスモス中村店	1,700	2014/3/28	2014/11/29

資料：四万十市資料



アピア・さつき



フジグラン四万十ショッピングセンター



サニータウン四万十

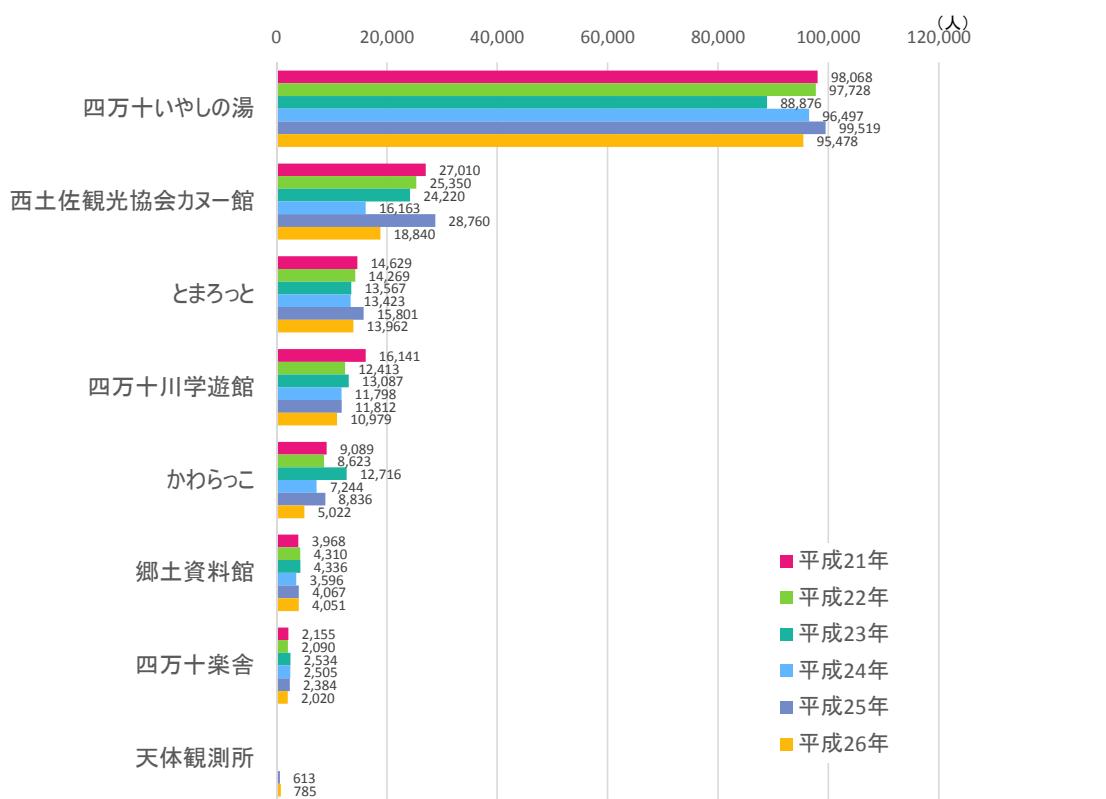
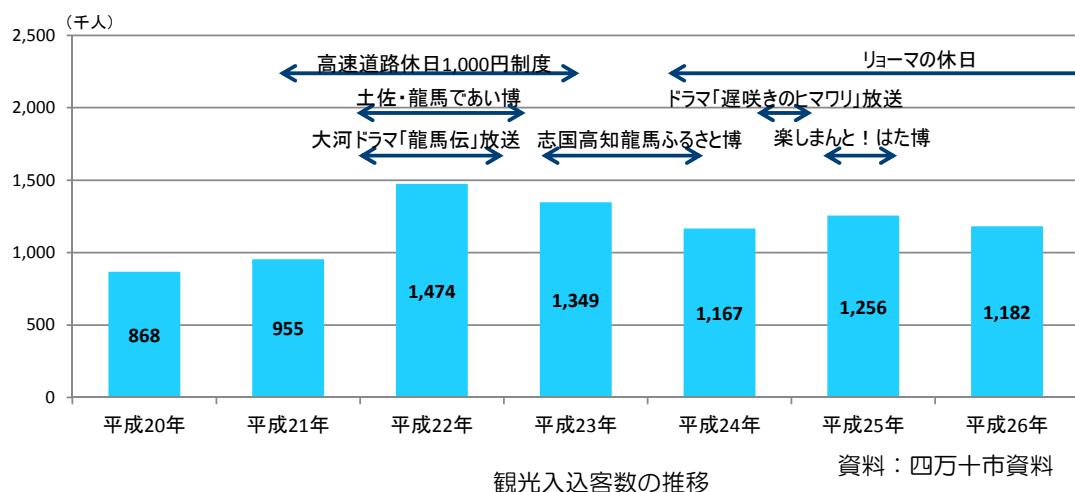


マルナカ四万十店

## 7) 観光

観光入込客数は、大河ドラマ「龍馬伝」、「土佐龍馬であい博」、高速道路休日割引制度等の波及効果により、平成 21 年から平成 22 年にかけて大幅に増加し、平成 23 年以降七年間 100 万人以上を維持しており、県内他地域と比較すると、高い水準で推移しています。

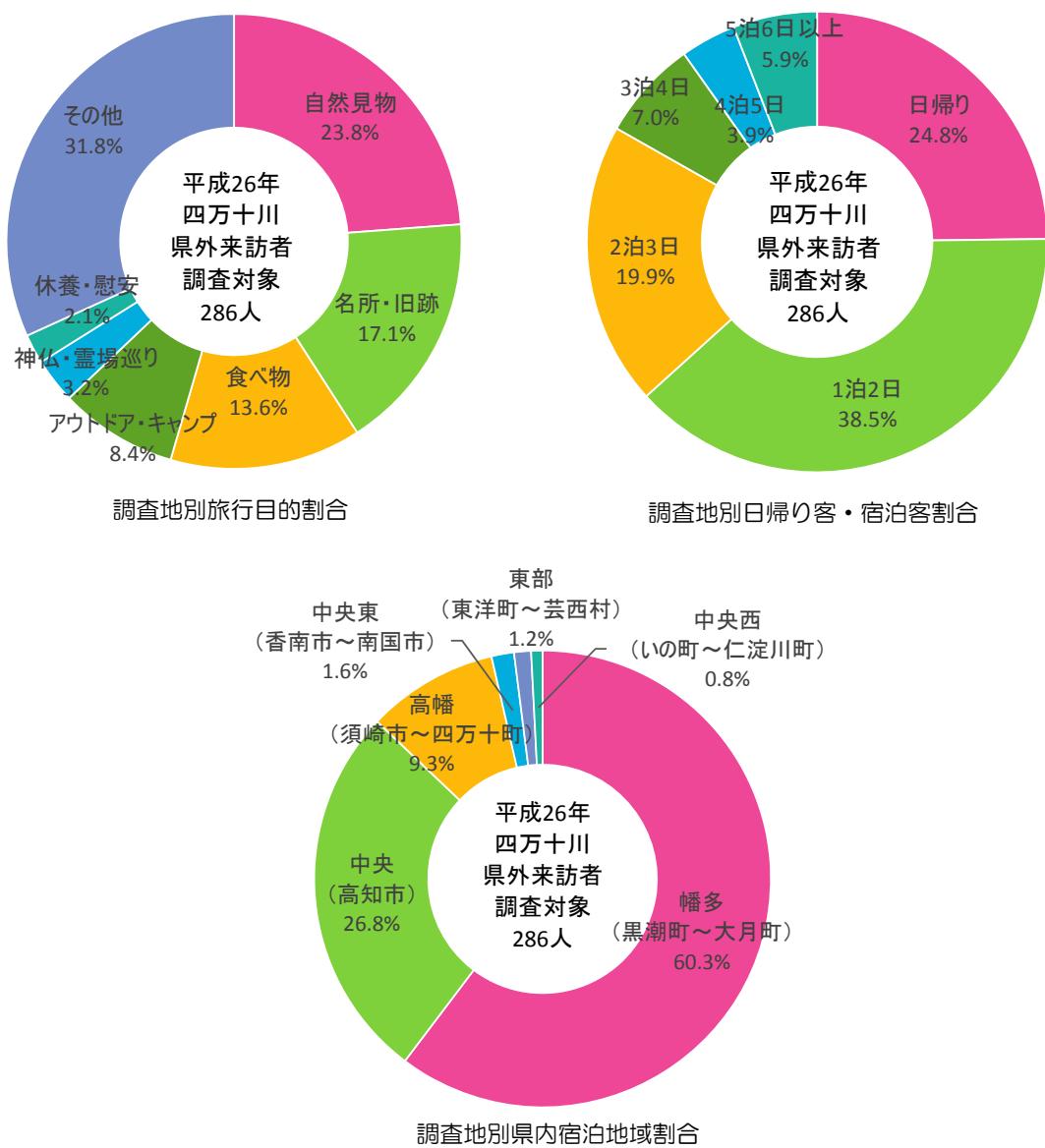
平成 25 年には、「遅咲きのヒマワリ」の放送や「はた博」の開催、さらに高知自動車道四万十町中央 IC の開通などもあり、約 126 万人と増加しています。



平成 26 年の県外観光客入込・動態調査によると、県外から訪問した観光客の目的は「自然見物」や「名所・旧跡」がもっとも多く、主に幡多地域に宿泊しています。

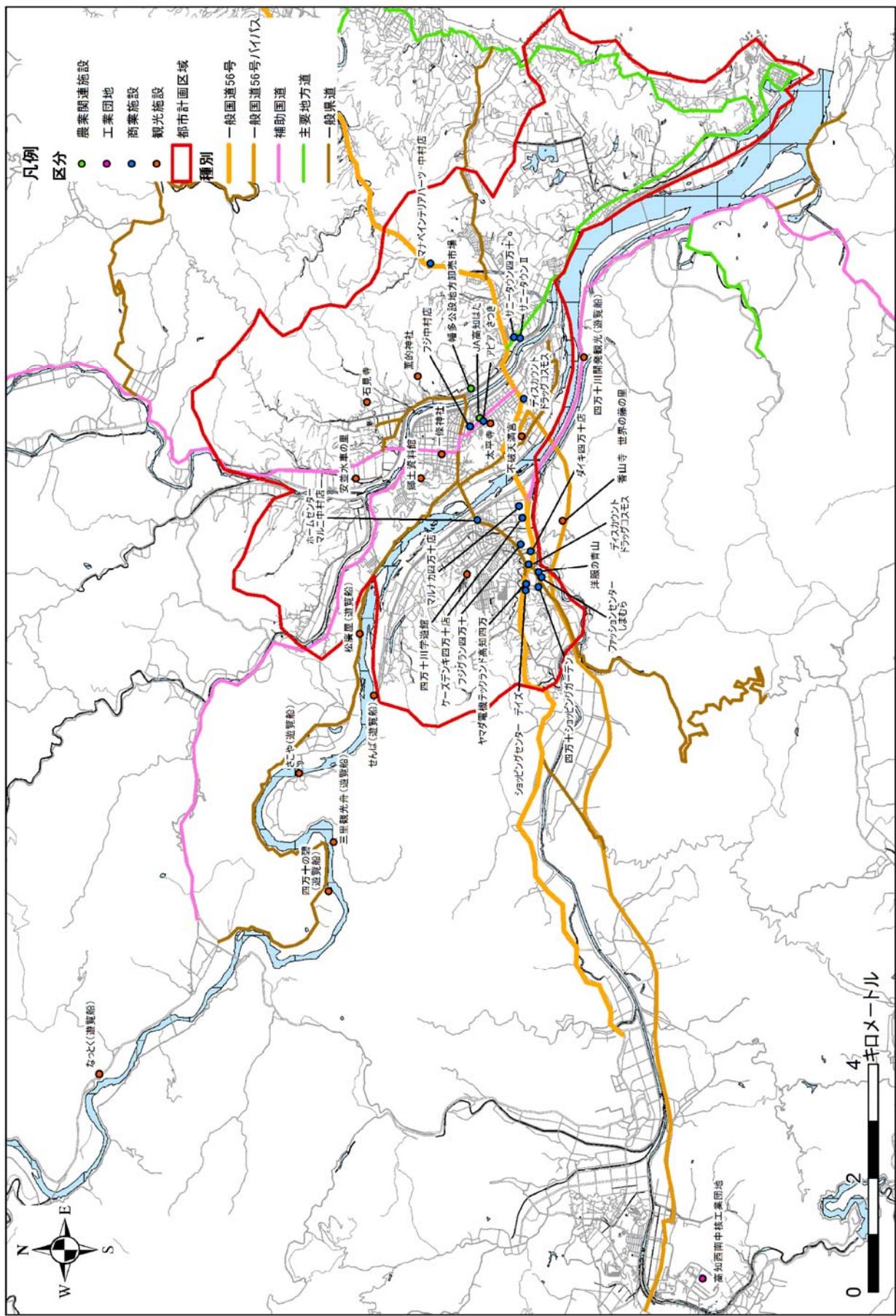
また、本市における主要産業施設のほとんどが都市計画区域内に立地しており、中でも中村地区、具同地区の国道沿いに集中しています。

中心市街地に位置する京都を模した碁盤目状のまちなみは「土佐の小京都」とも呼ばれ、一條神社や不破天満宮などの貴重な史跡が残されていますが、このような市の歴史・文化などを観光資源として充分に活用できていない状況です。



資料：平成 26 年県外観光客入込・動態調査(高知県)

主要産業施設分布図



本市では、伝統的なお祭りやさまざまなイベントの開催により観光来訪者のさらなる誘致に向けた取り組みを実施しており、中でも、四万十川ウルトラマラソンへの参加申込み人数は年々増加するなど、取り組みの効果が見え始めています。

今後も、市内に多く残る歴史・文化資産を有効活用するなど、観光来訪者を市内に呼び込み、回遊・滞在してもらうための取り組みを継続していくことが必要となっていきます。

#### 主な観光イベント一覧

開催時期	イベント名
3月	四万十市観光開き
	四万十川花紀行 入田ヤナギ林 葉の花まつり
3月下旬～4月上旬	四万十川花紀行 為松公園桜まつり
4月	四万十川リバーサイドフルウォーク
	四万十川花紀行 玖木つつじまつり(玖木の一日橋めぐり)
	四万十川花紀行 香山寺 藤まつり
	しまんと川びらき
5月	土佐一條公家行列「藤祭り」
	かわらっこ村祭り
5月上旬～9月下旬	四万十川花紀行 トンボ自然公園 睡蓮まつり
5月下旬～6月上旬	四万十川花紀行 トンボ自然公園 花菖蒲まつり
	四万十川花紀行 安並水車の里 紫陽花まつり
7月	しまんと市民祭 なかむら踊り・堤灯台パレード
	四万十川水泳マラソン大会
8月	しまんと市民祭 全日本女郎ぐも相撲大会
	大文字の送り火
	しまんと市民祭 しまんと納涼花火大会
9月	四万十川花紀行 入田ヤナギ林 曼珠沙華まつり
10月	不破八幡宮大祭
	四万十川ウルトラマラソン
11月	四万十川花紀行 黒尊渓谷紅葉まつり
	一條大祭
通年	MY遊バス 四万十川周遊 川バス運行

資料：四万十市観光協会ホームページ

#### 四万十川ウルトラマラソンの参加申込み人数推移

	県 内	県 外	合 計
第 16 回（平成 22 年）	655 人	3,439 人	4,094 人
第 17 回（平成 23 年）	717 人	3,357 人	4,074 人
第 18 回（平成 24 年）	733 人	4,117 人	4,850 人
第 19 回（平成 25 年）	871 人	5,396 人	6,267 人
第 20 回（平成 26 年）	915 人	5,670 人	6,585 人
第 21 回（平成 27 年）	903 人	5,232 人	6,135 人

資料：四万十市資料



入田ヤナギ林 菜の花まつり（3月）



安並水車の里 紫陽花まつり（5月～6月）



土佐一條公家行列「藤祭り」（5月）



しまんと市民祭 提灯台パレード（7月）



しまんと市民祭 なかむら踊り（7月）



大文字の送り火（8月）



しまんと納涼花火大会（8月）



四万十川ウルトラマラソン（10月）

## 市内の有形文化財・記念物一覧

名称	指定	分類
木造海峯性公尼坐像	国指定重要文化財	有形文化財
木造泉巣覚雲坐像	国指定重要文化財	有形文化財
不破八幡宮本殿(及び棟札9板)	国指定重要文化財	有形文化財
八束のクサマルハチ自生地	国指定	記念物
一条教房の墓	県指定	記念物
銅鉢	県指定	有形文化財
竹屋敷の藤	県指定	記念物
木造南仏上人坐像	県指定	有形文化財
真静寺文書	県指定	有形文化財
三十番神画像	県指定	有形文化財
蓮台寺木造大日如来坐像	県指定	有形文化財
坂本遺跡塗跡	県指定	有形文化財
奥御前の大杉	市指定	記念物
山内忠直の墓	市指定	記念物
左行秀の刀	市指定	有形文化財
山路のスジヒトツバ	市指定	記念物
嘉次の刀	市指定	有形文化財
不動明王坐像	市指定	有形文化財
釈迦三尊画像	市指定	有形文化財
香山寺の布目瓦 竜模様瓦	市指定	有形文化財
山横俗諺集	市指定	有形文化財
鍾馗の絵馬	市指定	有形文化財
釈迦如来坐像	市指定	有形文化財
木造阿弥陀如来坐像	市指定	有形文化財
有岡のイチョウ	市指定	記念物
小松谷寺殿の墓	市指定	記念物
木造毘沙門天立像	市指定	有形文化財
岩田のイチョウ	市指定	記念物
下田のイチョウ	市指定	記念物
下田のクスノキ	市指定	記念物
麻生堰及び四ヶ村溝	市指定	記念物
森沢製鉄所跡	市指定	記念物
具同並古津賀出土の祭祀遺物	市指定	有形文化財
古津賀古墳	市指定	記念物
山路のナギ	市指定	記念物
中村御所跡	市指定	記念物

名称	指定	分類
中村城跡	市指定	記念物
遠近鶴鳴墓	市指定	記念物
薬師如来立像	市指定	有形文化財
十一面觀音菩薩立像	市指定	有形文化財
阿弥陀如来立像	市指定	有形文化財
太平寺山門	市指定	有形文化財
間崎の枕状溶岩	市指定	記念物
左行秀の刀	市指定	有形文化財
佐岡製鉄所跡	市指定	記念物
入田遺跡出土品	市指定	有形文化財
中村貝塚出土品	市指定	有形文化財
中村俚人筆「絵馬」	市指定	有形文化財
島村小湾筆「下田港風景図」	市指定	有形文化財
幸徳秋水「絵馬」	市指定	有形文化財
目代横田家文書	市指定	有形文化財
大永2年(1522)康任文書	市指定	有形文化財
永祿2年(1559)康政文書	市指定	有形文化財
永祿8年(1565)康政文書	市指定	有形文化財
安永7年(1778)八幡一宮合祭筆記	市指定	有形文化財
玉姫の墓	市指定	有形文化財
田野川高中築池碑	市指定	有形文化財
一宮神社蔵七星剣	市指定	有形文化財
蓮台寺牛玉宝印版木	市指定	有形文化財
阿弥陀如来像	市指定	有形文化財
連成寺鰐口及び棟札	市指定	有形文化財
今城安房守大墓石	市指定	有形文化財
千代岡家賜杯	市指定	有形文化財
大宮環状石斧	市指定	有形文化財
毛利家藩政通行手形	市指定	有形文化財
菩薩形立像	市指定	有形文化財
河内神社石斧	市指定	有形文化財
大宮宮崎遺跡	市指定	有形文化財
濱田家古文書	市指定	有形文化財
濱田家武具	市指定	有形文化財
香山寺 岩碑	市指定	有形文化財



不破八幡宮本殿（国指定重要文化財）



鍾馗の絵馬（市指定文化財）

資料：四万十市資料

#### (4) 土地・都市施設

##### 1) 土地利用

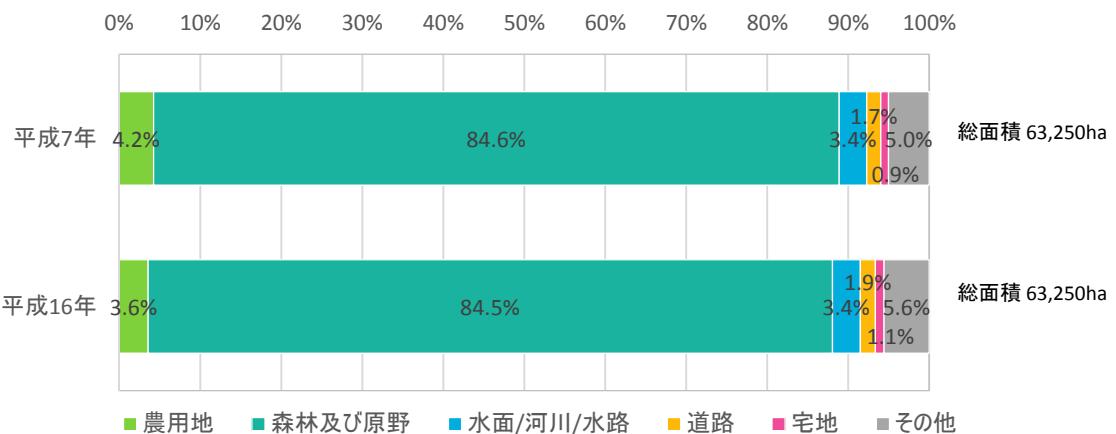
###### ① 土地利用の面積

本市の8割以上は森林となっています。また農地については、平成7年では2,673haありましたが、平成16年には2,247haと426ha減少しています。また、道路や宅地といった土地利用の面積が増加しており、宅地化が進んでいることがうかがえます。

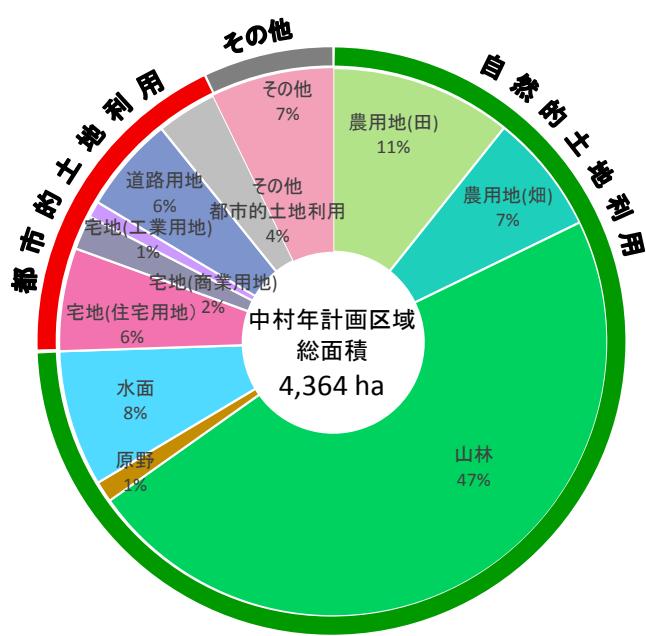
また、中村都市計画区域の土地利用現況をみると、山林・農用地等の自然的土地利用が約4分の3を占め、自然豊かな四万十市の姿がよく分かります。

土地利用面積の内訳

	農用地	森林	水面/河川/水路	道路	宅地	その他	合計
H7 面積(ha)	2,673	53,536	2,169	1,093	586	3,193	63,250
構成比	4.2%	84.6%	3.4%	1.7%	0.9%	5.0%	100.0%
H16 面積(ha)	2,247	53,446	2,165	1,183	668	3,540	63,250
構成比	3.6%	84.5%	3.4%	1.9%	1.1%	5.6%	100.0%



土地利用構成比の比較 資料：高知県土地利用現況把握調査

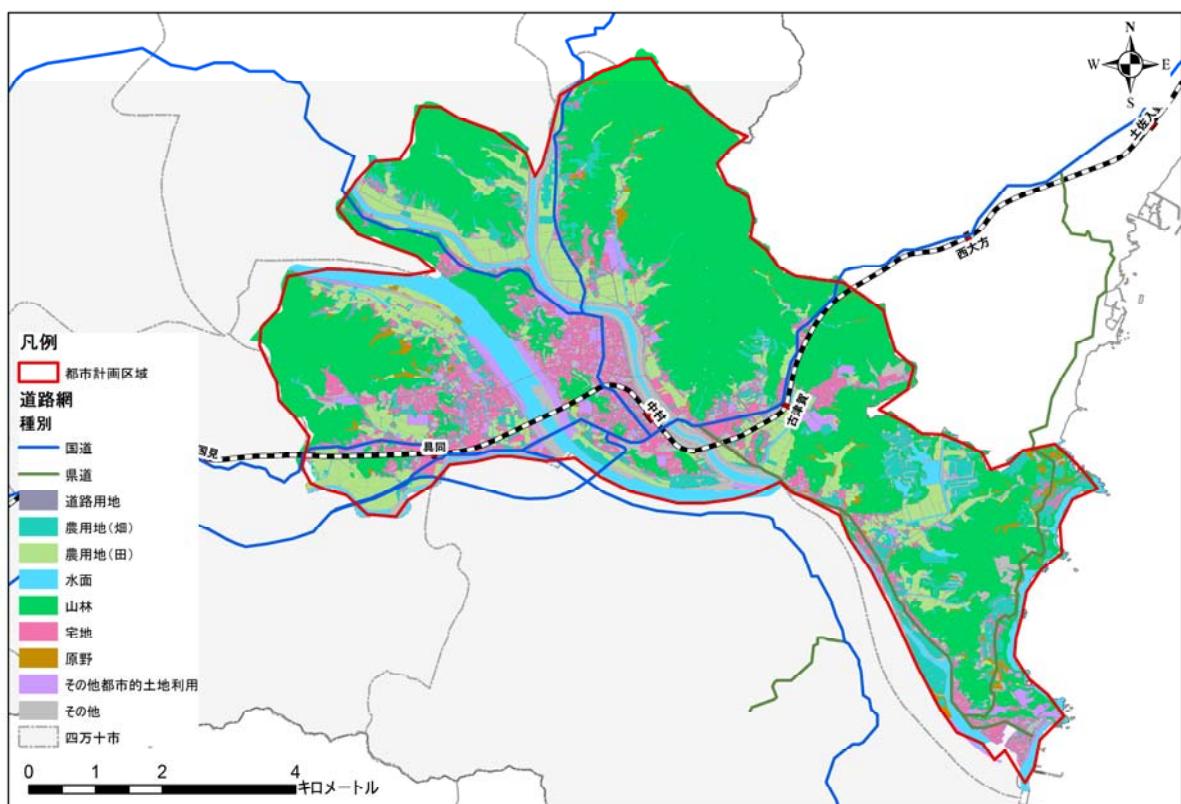


資料：四万十市都市計画基礎調査 (H25)

## ②土地利用の用途

都市計画区域内の土地利用は森林が多く占めています。また河川周辺は田や畠等の農地利用が見られます。

建物は概ね用途地域内で見られるものの、用途地域外では河川沿いや用途地域周辺に建物利用の土地が見られます。



土地利用状況図

資料：国土数値情  
四万十市都市計画基礎調査（H25）

### ③都市計画区域及び用途地域

昭和 22 年 5 月 8 日に公告された中村都市計画区域決定時の面積は 540ha（旧中村町全域）でした。その後昭和 45 年と昭和 60 年に区域変更が行われ、現在は 4,304ha と面積が大幅に広がっています。

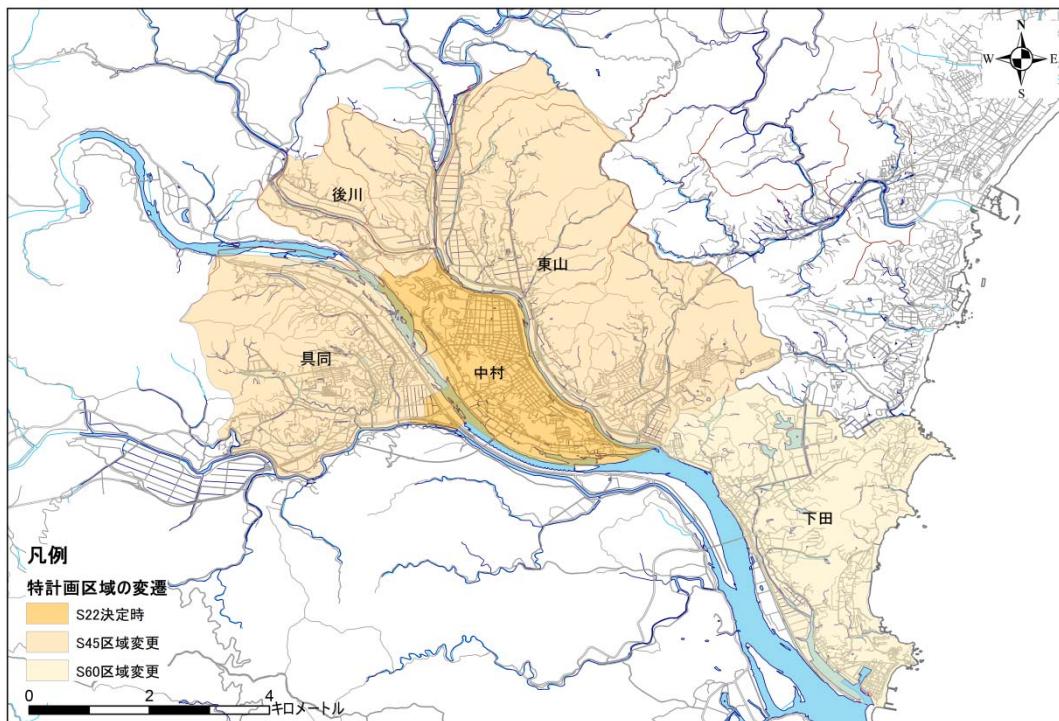
また用途地域の面積は現在 503ha となっています。

#### 都市計画区域の概要

年月日	件名	区域	面積(ha)
S22.5.8	中村都市計画区域決定	旧中村町全域	540
S45.1.30	中村都市計画区の変更	旧中村町全域、東山、後川の一部、具同	3,300
S60.10.15	中村都市計画区の変更	旧中村町全域、東山、後川の一部、具同、下田	4,304

#### 都市計画区域の概要

都市計画 区域名	行政区域 面積(ha)	都市計画区域 面積(ha)	用途地域 面積(ha)	用途地域外 面積(ha)	範囲	都市計画決定 年月日	最終告示 年月日
中村	63250	4304	503	3801	一部	S22.5.8	S60.10.15



都市計画区域変遷図

資料：国土数値情報

#### 用途地域の面積内訳

用途地域区分	面積(ha)	面積比率(%)
住居系	356	70.8%
第一種低層住居専用地域	—	—
第二種低層住居専用地域	—	—
第一種中高層住居専用地域	94	18.7%
第二種中高層住居専用地域	46	9.1%
第一種住居地域	205	40.8%
第二種住居地域	11	2.2%
準住居地域	—	—
商業系	67	13.3%
近隣商業地域	10	2.0%
商業地域	57	11.3%
工業系	80	15.9%
準工業地域	71	14.1%
工業地域	9	1.8%
工業専用地域	—	—
計	503	100.0%

#### <その他地域>

##### ■特別用途地区（最終公示：H20.1.8）

- ・中村都市計画区域の準工業地域全域 71ha は特別用途地区の指定を受けており、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境保護等の特別な目的を実現するために、用途地域を補完しています。

##### ■準防火地域（最終公示：H8.3.1）

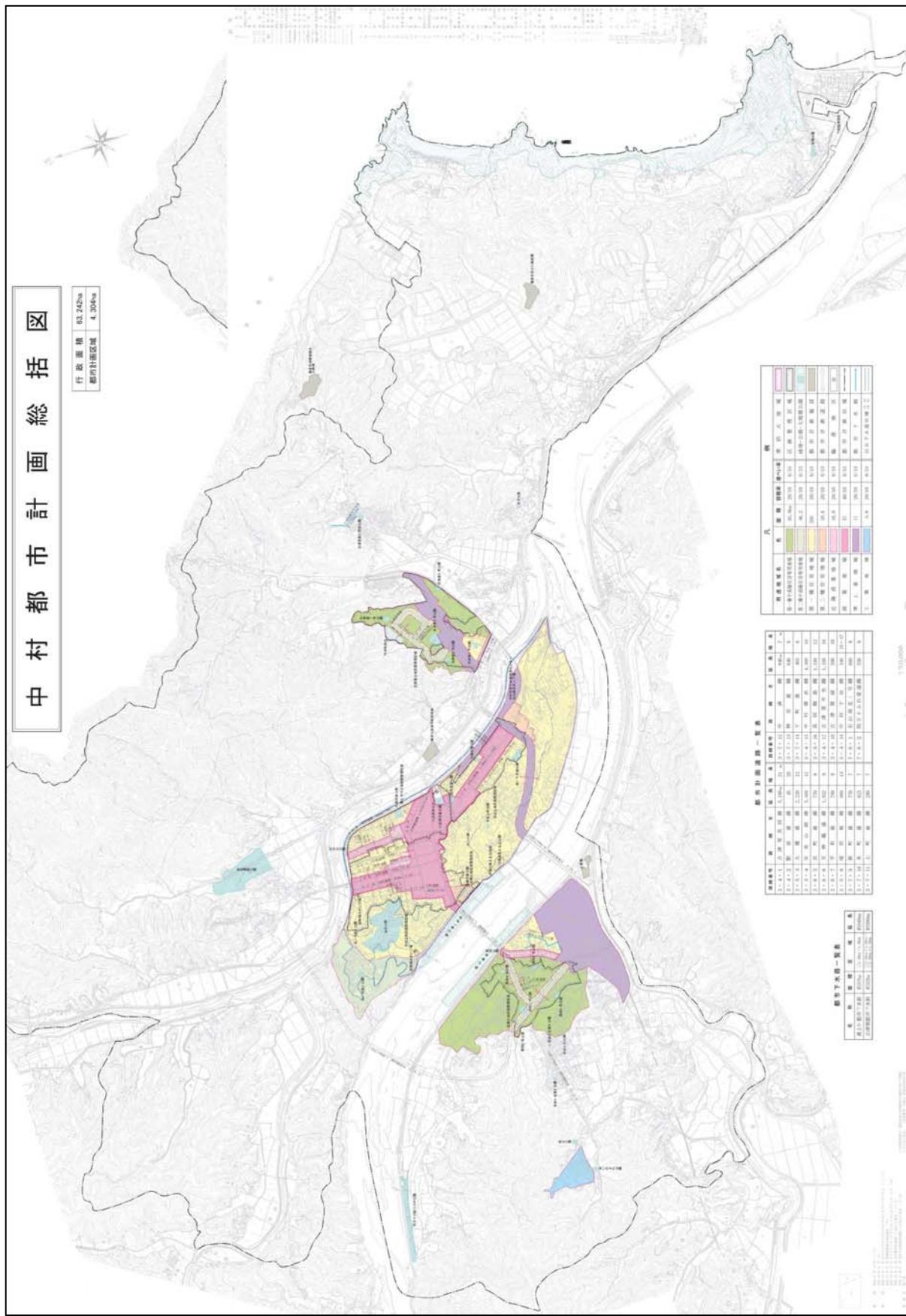
- ・市街地の火災の危険を防除する目的として、市役所等公官庁施設が集積している中村地区の一部 66ha を準防火地域に指定しています。

##### ■臨港地区（最終公示：S40.3.22）

- ・港湾を管理・運営するために、下田港周辺 55.3ha を臨港地区に指定しています。

## 中村都市計画総括図

行政面積  
63.245ha  
都計付添区域  
4.204ha



都市計画総括図

<参考 都市計画に係る変遷（1）>

中 村 都市計画区域 都市名 中 村 市 (平成 17.4.10 より四万十市)			
高知都市計画 審議会年月日	告示年月日 告示番号	件 名	内 容
	S22.5.8 内務省告示 第 126 号	都市計画法適用	指定都市名 (第一条指定) 中村町
	内務省告示 第 1 号	中村都市計画区域決定	区域 旧中村町全域 面積 540ha
S23.12.25	S24.2.18 建設省告示 第 107 号	中村都市計画土地区画整理の決定について	区域 幡多郡中村町大字中村 地積 59.5ha (180,000 坪)
S29.2.22	S29.5.11 第 714 号	中村都市計画区域の変更について	区域 中村町、下田町、具同村、東山村の各全部、八束村の一部
	S29.5.11 第 713 号	中村都市計画街路決定について	都市計画道路 12 路線
	S29.5.11 第 720 号	中村都市計画土地区画整理変更について	区域 中村市大字中村の一部 地積 48.3ha (146,000 坪)
市政施行	S29.3.31	市政により「中村市」となる	行政区域 旧中村市全域(現在行政区域より伊屋地区を除く) 面積 38.498ha
高知都市計画 地方審議会 S30.3.22	S30.4.19 第 553 号	中村市都市計画水利施設決定について (下水道)	計画(排水施設)第一号
	S30.4.19 第 558 号	中村都市計画第二次土地区画整理事業 決定について	区域 中村市大字中村 地積 31.35ha (95,000 坪)
// S30.12.15	S31.3.20 第 445 号	中村都市計画街路変更並びに同事業及 びその施行年度割決定について	計画変更 2.3.2 旭町通線 執行 30~32 年度
// S31.8.17	S31.11.7 第 1,768 号	中村都市計画街路変更並びに同事業及 びその施行年度割決定について	事業 2.3.1 大橋通り線 執行 31~33 年度
S32.2.9	S32.4.25 第 687 号	中村都市計画水利施設変更並びに同事 業及びその施行年度割決定について	計画変更及び事業 第 1 号久保田排水路 執行 32~36 年度
// S33.8.5		建築物の建築等に関する確認申請書を提 出して、建築主事の確認を受けなくても よいとする区域の指定について	建築基準法第 6 条第一項第 4 号の括弧書きの規定 区域 中村市の一部
// S33.9.27	S30.10.15 第 1,835 号	中村都市計画街路事業の執行年度割変 更について	執行変更 2.3.2 旭通り線 30~33 年度 (1 ヶ年延長)
// S34.8.11		中村都市計画街路事業の執行年度割変 更について	執行変更 2.3.2 旭通り線 30~35 年度 (2 ヶ年延長…舗装の追加)
// S35.8.2		中村市ごみ焼却場の敷地の位置につい て	建築基準法第 54 条但し書きの規定による 位置 中村市具同坂本
// S37.12.11	S37.12.22 第 3,173 号	中村都市計画水利施設の名称変更並び に同都市下水路変更及び追加並びに同 都市下水路事業及びその執行年度割の 決定	名称変更 中村都市計画都市下水路 (旧名 中村都市計画水利施設) 事業 桜町ポンプ場 145 m/min 執行 37~40 年度
// S39.5.22	S39.5.27 (県)許可 7 号	中村市ごみ焼却場の敷地の位置につい て	建築基準法第 54 条但し書きの規定による 位置 中村市岩田字日吉西の谷 113 番地 敷地 378 坪
// S40.2.26	S40.3.22 第 665 号	中村都市計画下田港臨港地区の指定に ついて	名称 下田港臨港地区 位置 中村市大字下田 面積 A = 5.50ha (54,064)
// S41.3.25	S41.4.11 第 1,236 号	中村都市計画右山土地区画整理事業を 施行すべき区域の決定	区域 中村市中村大字右山の一部 地積 31.4ha (95,000 坪)
	議案撤回	中村都市計画街路の変更及び追加につ いて	
S41.5.27	S41.8.1 第 2,441 号	中村都市計画街路の変更及び追加につ いて	計画変更 1 路線 追加 2 路線
	S41.7.23 第 2,334 号	中村都市計画街路事業及びその執行年 度割の決定について	事業 2.3.2 中村山路線 執行 41~44 年度
	S41.10.17 第 3,438 号	中村都市計画第二次土地区画整理事業 施行区域の変更	区域変更 中村市大字中村、佐岡、右山の各一部 地積 31.67ha (旧 31.35ha)
	S41.8.1 第 2,444 号	中村都市計画公園並びに同公園事業及 びその施行年度の決定	計画公園 児童公園 4 箇所 事業 第 2 号 仲瀬公園 執行 41 年度

<参考 都市計画に係る変遷（2）>

中 村 都市計画区域 都市名 中 村 市			
高知都市計画 審議会年月日	告示年月日 告示番号	件 名	内 容
// S42.6.12	S42.6.29 第 1,885 号	中村都市計画公園の変更並びに同公園事業及びその執行年度の決定について	計画変更 第 4 号 ハ反原公園 事業 // // 執行 42 年度
// S42.12.13	S42.12.28 第 4,581 号	中村都市計画公園変更について	計画変更 2箇所 廃止 公文名公園
// S43.6.3	S43.6.14 許可 3 号	中村市火葬場の敷地の位置について	位置 中村市坂本ホバシラ谷 処理能力 2体/ha 面積 1,259.5 m <sup>2</sup> 対象人口 94,656 人 (23,952 世帯)
// S44.3.27	S44.4.23 第 1,603 号	中村都市計画の街路の変更について	計画変更 2.1.1 駅前通線
	S44.5.2 第 1,743 号	中村都市計画の街路の変更について	計画変更 2.3.3 古津賀右山線
	S44.5.2 第 1,743 号	中村都市計画右山土地区画整理事業を施行すべき区域の変更について	区域変更 地積 27.0ha
// S44.10.31	S45.1.30 高知県告示 第 50 号	中村都市計画区域の変更について	一部地区を都市計画区域とすることの変更 区域面積 約 3,300ha (旧 28,789ha) 人口 18,721 人 (旧 35,717 人)
// S45.6.23	S45.7.7 第 9 号	中村都市計画下水道の決定について (市決定)	渡上り下水道 渡上り幹線 排水区域 約 37ha
// S45.12.10	S45.12.12 第 627 号	中村都市計画公園の変更 (知事決定)	位置 中村市中村字、鐘撞山、大谷山 5.5.1 為松公園 約 10ha
// S46.5.26	S46.6.8 第 13 号	中村都市計画公園の変更について (市決定)	児童公園 4箇所
// S46.12.10	—	中村都市計画ごみ焼却場の決定について (市決定)	第 7 回 (審議会回数) 条件付で決定するも告示せず (第 9 回において廃案)
// S47.3.29	—	中村都市計画ごみ焼却場の決定案件の廃案について (市決定)	第 9 回 第 7 回分を廃案する。
// S47.3.29	S47.4.4 第 10 号	中村都市計画ごみ焼却場の決定について (中村市決定)	幡多中央ごみ焼却場 処理能力 36t / 日 面積 約 0.7ha
// S47.3.29	S47.4.25 第 267 号	中村都市計画公園の変更について (知事決定)	一般公園 5.8.2 土佐西南大規模公園 面積 約 125.0ha を都市計画公園として追加
// S47.8.17	S47.10.20 第 598 号	中村都市計画道路変更について (知事決定)	名称変更 古津賀右山線 → 古津賀貝同線 延長 870m → 3,700m
// S47.11.14	S47.12.1 第 672 号	中村都市計画公園変更について (知事決定)	6.5.1 安並運動公園 面積約 10.1ha 追加決定
S48.3.27	S48.4.10 第 146 号	中村都市計画土地地区画整理事業の区域変更について (知事決定)	右山土地区画整理事業区域変更 面積 約 27.2ha (旧 27.0ha)
	S48.4.6 第 11 号	中村都市計画土地地区画整理事業の区域決定について (中村市決定)	岩崎土地区画整理事業区域決定 面積 約 1.9ha
S48.11.2	S48.11.8 第 41 号	中村都市計画卸売市場の決定について (中村市決定)	幡多公設地方卸売市場 面積 約 1.3ha 処理能力 40t
// S49.2.26	S49.3.18 第 6 号	中村都市計画公園の変更について (中村市決定)	児童公園 2.2.5 岡の下公園 面積 約 0.54ha 追加決定
S50.11.17	S50.11.25 第 673 号	中村都市計画緑地の変更について (知事決定)	1. 渡川緑地 面積 7.6ha
S50.7.1	S50.7.28 第 31 号	中村都市計画道路の変更について (中村市決定)	9 路線
S50.7.1	S50.8.1 第 450 号	中村都市計画道路の変更について (知事決定)	4 路線
S50.9.16	S50.11.21 第 664 号	中村都市計画道路の変更について (知事決定)	1 路線
S50.11.17	S50.12.22 第 48 号	中村都市計画下水道の決定 (中村市決定)	中村公共下水道 雨水A=258ha 汚水A=288ha
S52.8.2	S52.8.16 第 37 号	中村都市計画道路の変更について (中村市決定)	7.6.15 右山南北 1 号線 延長約 680m 幅員 8.0m 区画街路
S53.1.25	S53.2.2 第 8 号	中村都市計画公園の変更について (中村市決定)	2.2.6 岩崎児童公園 面積約 0.39ha
	//	中村都市計画公園の変更について (中村市決定)	2.2.7 五月児童公園 面積約 0.14ha

<参考 都市計画に係る変遷（3）>

中 村 都市計画区域 都市名 中 村 市			
高知都市計画 審議会年月日	告示年月日 告示番号	件 名	内 容
S53.8.15	S53.8.26 県告示第 478 号	中村都市計画緑地の変更について (中村市決定)	2 号渡川第 2 緑地 面積約 5.5ha
S56.2.24	S56.3.5 市告示第 9 号	中村市公共下水道の変更について (市決定)	変更前 雨水 258ha 中村中央下水処理場 2.60ha 変更後 雨水 225ha 中村中央下水処理場 2.97ha
S58.11.10	S59.3.1 市告示第 10 号	中村都市計画用途地域の決定 (中村市決定)	第二種住居専用地域 75ha 住居地域 244ha 近隣地域 9.1ha 商業地域 55ha 準工業地域 57ha 工業地域 8.8ha 計 448.9ha
S58.11.10	S59.3.1 市告示第 11 号	中村都市計画準防火地域の決定 (中村市決定)	準防火地域 64.1ha (近隣商業十商業地域)
S58.11.10	S58.11.25 県告示第 762 号	中村都市計画公園の変更 (知事決定)	公園 3 箇所 種別・名称の番号変更
S59.3.27	S59.3.31 県告示第 181 号	中村都市計画田黒土地区画整理事業を施行すべき区域の決定 (知事決定)	中村市真同の一部 約 28.5ha
S59.3.27	S59.3.31 県告示第 182 号	中村都市計画道路の変更 (知事決定)	追加 1 路線 変更 2 路線
S60.3.27	S60.10.15 県公報第 6793 号	中村都市計画区域の変更 (知事決定)	区域の拡大 (1,004ha の増)
S60.3.27	S60.3.31 県告示第 230 号	中村都市計画道路の変更 (知事決定)	番号変更 1 路線
S60.3.27	S60.7.11 市告示第 21 号	中村都市計画道路の変更 (中村市決定)	番号変更 1 路線
S61.8.11	S60.9.30 市告示第 46 号	中村都市計画道路の変更 (中村市決定)	新規追加 1 路線
S61.12.2	S61.9.30 市告示第 46 号	中村都市計画下水道(古津賀都市下水路)の変更について (中村市決定)	追加 面積 約 32ha
S61.12.2	S61.12.15 市告示第 47 号	中村都市計画下水道(中村公共下水道)の変更について (中村市決定)	管径の変更 ルートの変更
S61.12.2	S61.12.16 市告示第 753 号	中村都市計画緑地の変更 (知事決定)	2 号、渡川第 2 緑地 面積 5.5ha が約 6.1ha に変更
S63.6.10	S63.6.27 市告示第 16 号	中村都市計画道路の変更 (四万十ふれ愛通線) [中村市決定]	四万十ふれ愛通線 (7.6.2) コミュニティー道路
平成元.1.26	平成元.2.14 市告示第 2 号	中村都市計画ごみ焼却場の変更 (1 号 帰多中央ゴミ焼却場) [中村市決定]	帰多中央ゴミ焼却場→帰多中央塵芥焼却場 (旧)
平成元.9.14	平成元.10.5 市告示第 35 号	中村都市計画道路の変更 (四万十ふれ愛通線) [中村市決定]	四万十ふれ愛通線 (7.6.2)
H2.3.27	H2.7.3 市告示第 33 号	中村都市計画公園の変更	2.2.5 岡の下公園 区域変更
H3.8.6	H3.8.20 市告示第 38 号	中村都市計画公園の変更について (2.2.8 真同 1 号公園ほか 4 公園) [中村市決定]	追加 5 公園
H4.1.31	H4.2.4 市告示第 4 号	中村都市計画公園の変更について (右山公園) [中村市決定]	追加 1 公園
H6.7.13	H6.7.19 市告示第 57 号	中村都市計画火葬場の決定について (帰多中央環境施設組合) [中村市決定]	位置 大方町大字出口西道ノ下他 処理能力 3 基 9 体/日 面積 24,300 m <sup>2</sup> 対象人口 46,537 人 (中村市、大方町計)
H7.11.1	H7.11.30 市告示第 68 号	中村都市計画中村市営火葬場の廃止 [中村市決定]	帰多中央環境施設組合による新斎場「帰多中央斎場」が運営開始され不要となったため。
H7.11.1	H7.11.21 市告示第 66 号	中村都市計画と畜場の決定 [中村市決定]	帰多中央環境施設組合による新斎場「帰多中央斎場」が運営開始され不要となったため。
H8.1.30	H8.3.1 市告示第 7 号	中村都市計画新用途の決定 [中村市決定]	平成 4 年 6 月 26 日の都市計画及び建築基準法の改定に伴い、用途 8→12 種類へと一部用途区域の変更
H8.1.30	H8.3.1 市告示第 8 号	中村都市計画準防火地域の変更 [中村市決定]	新用途決定に伴い、準防火地域の変更を行う。
H8.3.27	H8.3.29 県告示第 191 号	中村都市計画道路の変更 [知事決定]	変更 1 路線 追加 3 路線
H8.3.27	H8.3.29 県告示第 187 号	中村都市計画土地地区画整理事業の決定 [知事決定]	古津賀鳥地区画整理事業 A=47.0ha

<参考 都市計画に係る変遷（4）>

中 村 都市計画区域 都市名 中 村 市			
高知都市計画 審議会年月日	告示年月日 告示番号	件 名	内 容
H8.12.20	H9.2.20 市告示第6号	中村都市計画用途地域の変更 〔中村市決定〕	古津賀土地区画整理事業に伴い古津賀地区を追加する。A=502ha(旧449ha)
H10.10.13	H10.11.10 県告示第661号	中村都市計画都市計画公園の変更 〔知事決定〕	9.6.1 土地西南大規模公園の区域の整齊
H11.11.10	H11.11.30 市告示第92号 H13.11.20	中村都市計画用途地域の変更 〔中村市決定〕	古津賀地区 A=53.0ha の内一部を変更
H13.1.24	H13.2.20 (策定日)	中村市都市計画マスターplan	都市計画に関する基本方針の策定
H13.10.19	H13.11.20 県告示第49号	中村都市計画道路の変更〔知事決定〕	変更 1路線
H15.2.28	H15.3.31 市告示第22号	中村都市計画道路の変更〔中村市決定〕	変更 1路線
H15.2.28	H15.3.31 市告示第23号	中村都市計画公園の変更〔中村市決定〕	変更 1箇所
H15.2.28	H15.6.26 県告示第8561号	中村市都市計画公園の変更〔知事決定〕	変更 1路線
H16.2.17	H16.3.5 市告示第8号	中村都市計画公園及び緑地の変更 (2.2.14 古津賀1号公園ほか4公園及び3号古津賀緑地)〔中村市決定〕	追加 公園5箇所 緑地1箇所
H18.1.31	H18.2.27 市告示第10号	中村都市計画下水道の変更 下水道の名称変更等他6件	名称変更等
H19.11.15	H20.1.8 市告示第2号	特別用途地区	準工業地域に大規模集客施設制限地区的指定
H27.9.1	H27.9.1 県告示第520号	中村都市計画道路の変更〔知事決定〕	変更 1路線
H27.9.1	H27.9.1 市告示第79号	中村都市計画道路の変更〔中村市決定〕	追加 1路線

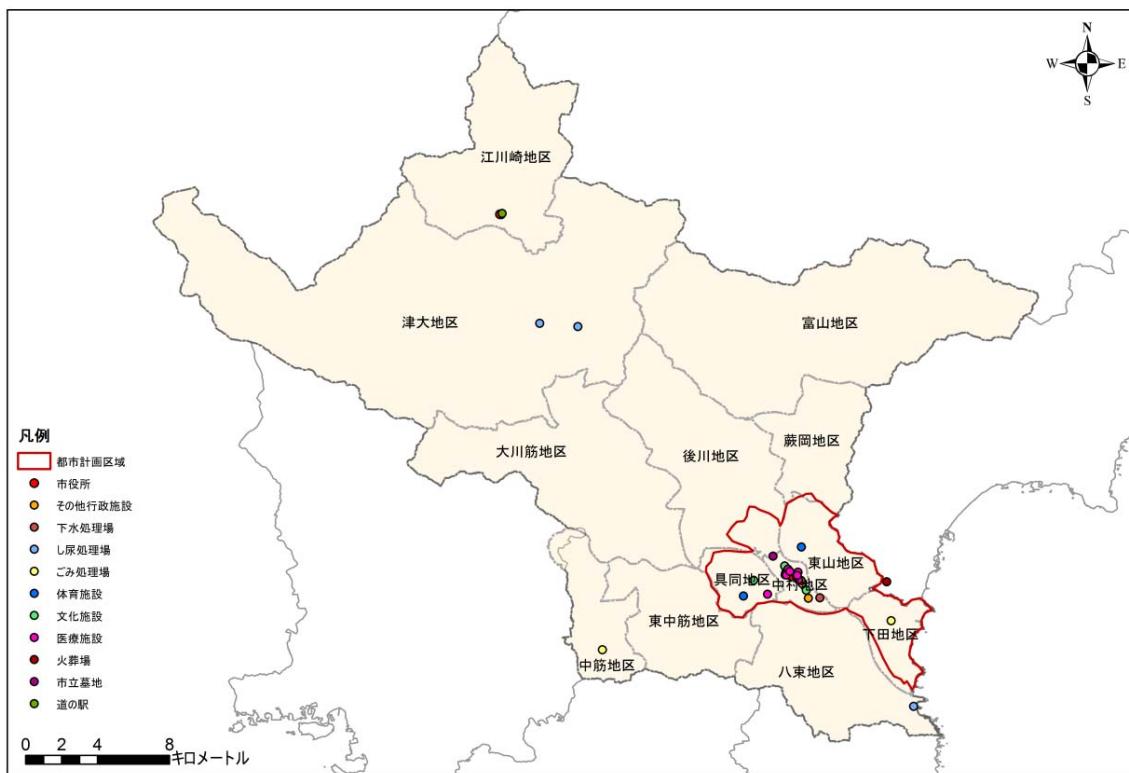
## 2) 施設

### ①行政施設・主要施設

市役所及びその他行政施設、ゴミ処理場等の主要施設は下表のとおりです。

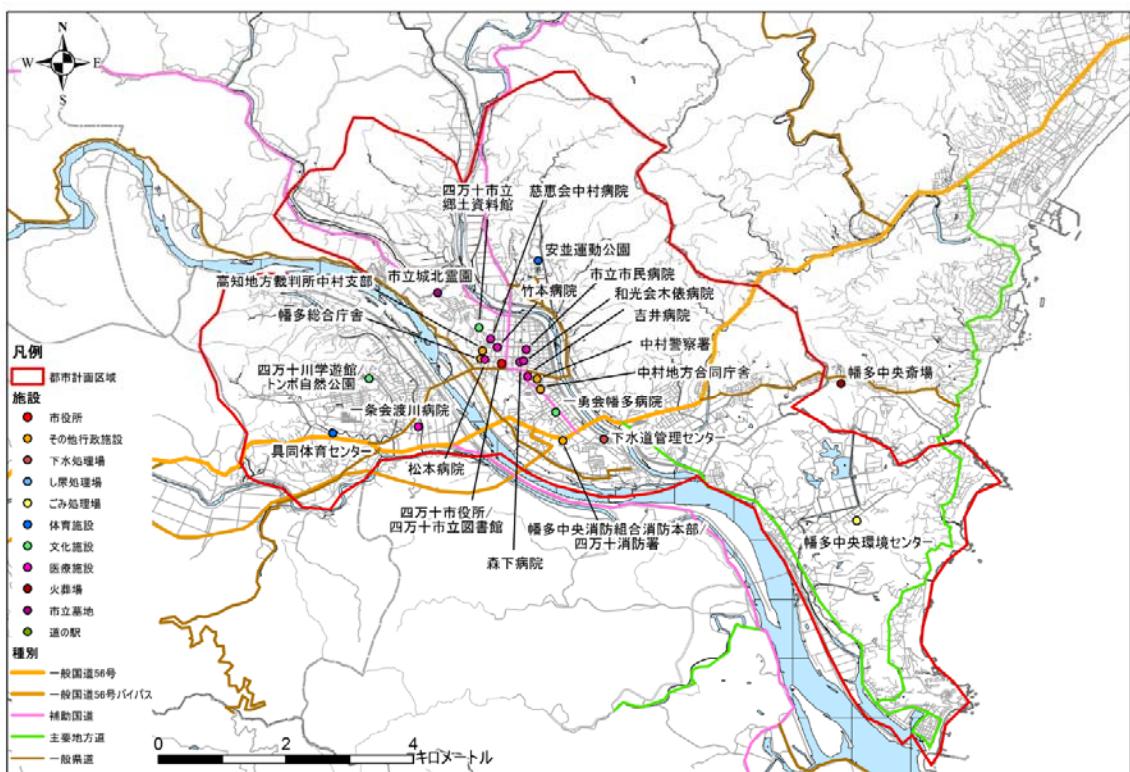
行政施設・主要施設一覧表

分類	NO	名所
市役所	1	四万十市役所
	2	四万十市西土佐総合支所
その他行政施設	3	中村地方合同庁舎
	4	幡多総合庁舎
	5	高知地方裁判所
	6	中村警察署
	7	四万十消防署
	8	四万十消防署/西土佐分署
下水処理場	9	四万十市中央下水道管理センター
汚物処理場	10	四万十市有機物供給施設
	11	衛生センター中村
	12	クリーンセンター西土佐
	13	幡多クリーンセンター
ごみ処理場	14	幡多中央環境センター
	15	安並運動公園
体育施設	16	具同体育センター
	17	四万十市立図書館
文化施設	18	四万十市立郷土資料館
	19	四万十トンボ自然館
医療施設	20	一勇会幡多病院
	21	吉井病院
	22	慈恵会中村病院
	23	松本病院
	24	森下病院
	25	竹本病院
	26	四万十市立市民病院
	27	和光会木儀病院
	28	一条会渡川病院
火葬場	29	幡多中央斎場
市立墓地	30	四万十市立城北霊園
道の駅	31	(仮称)四万十市西土佐道の駅整備



公共施設分布図（全域）

資料：国土数値情報



公共施設分布図（都市計画区域内）

資料：国土数値情報



四万十市役所



四万十消防署

## ②都市計画公園・緑地、市立公園

都市計画公園は安並運動公園、土佐西南大規模公園を含め 24 施設が整備されています。また、その他都市公園及び市立公園については 40 施設整備されています。

都市計画公園・都市緑地一覧表

種類	種別	連番	名称	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	供用率 (%)
特殊公園	風致	1	為松公園	10.00	10.00	100.0
住区基幹公園	地区	2	渡川緑地	7.60	7.60	100.0
		3	渡川第2緑地	6.10	6.10	100.0
街区	街区	4	日の出公園	0.04	0.04	100.0
		5	仲瀬児童公園	0.44	0.44	100.0
		6	八反原児童公園	0.37	0.37	100.0
		7	天神児童公園	0.12	0.12	100.0
		8	岡の下児童公園	0.54	0.54	100.0
		9	岩崎児童公園	0.39	0.39	100.0
		10	五月児童公園	0.14	0.14	100.0
		11	具同1号公園	0.31	0.31	100.0
		12	具同2号公園	0.15	0.15	100.0
		13	具同3号公園	0.21	0.21	100.0
		14	具同4号公園	0.11	0.11	100.0
		15	具同5号公園	0.06	0.06	100.0
		16	古津賀1号公園	0.19	0.19	100.0
		17	古津賀2号公園	0.13	0.13	100.0
		18	古津賀3号公園	0.12	0.12	100.0
		19	古津賀4号公園	0.77	0.77	100.0
		20	古津賀5号公園	0.20	0.20	100.0
		都市基幹公園	運動	21	安並運動公園	10.10
都市緑地		22	四十万桜づつみ公園	3.01	3.01	100.0
		23	古津賀緑地	1.40	1.40	100.0
大規模公園	広域	24	土佐西南大規模公園	115.90	33.91	29.3

その他都市公園・市立公園一覧表

区分	連番	種類	開設面積 (ha)
その他	25	有隣公園	0.21
都市公園	26	具同公園	0.11
	27	古津賀第二団地公園	0.14
	28	丸の内第2公園	0.19
	29	あいのさわ公園	0.10
	30	井沢公園	0.04
	31	不破上町公園	0.05
	32	自由ヶ丘公園	0.10
	33	夕陽の見える丘公園	0.04
	34	自由ヶ丘第2公園	0.07
	35	丸の内第1公園	0.06
	36	城谷公園	0.09
	37	自由ヶ丘第3公園	0.03
市立公園	38	中山公園	0.05
	39	トンボ自然公園	1.93
	40	安並団地公園	0.09
	41	有岡団地公園	0.06
	42	自由ヶ丘第2緑地	0.07
	43	具同南団地公園	0.02
	44	為松公園(圃場)	0.81
	45	自由ヶ丘緑地	0.16
	46	丸の内緑地	0.15
	47	香山寺市民の森	24.00
	48	四万十川記念公園	0.51
	49	四万十川野鳥自然公園	4.80
	50	具同田黒1号緑地	0.02
	51	具同田黒2号緑地	0.01
	52	安並水車の里公園	0.09
	53	雅ヶ丘公園	0.13
	54	トンボニュータウン公園	0.01
	55	四万十ニュータウン1号公園	0.04
	56	四万十ニュータウン2号公園	0.02
	57	一条鶴井公園	0.07
	58	安並南の風公園	0.02
	59	具同花鳥公園	0.02
	60	古津賀ニュータウン公園	0.02
	61	岩田サンシャインニュータウン公園	0.02
	62	安並ニュータウン公園	0.03
	63	朝ヶ丘タウン公園	0.05
	64	もみじヶ丘公園	0.03

資料：四万十市資料

安並運動公園（※追加予定）

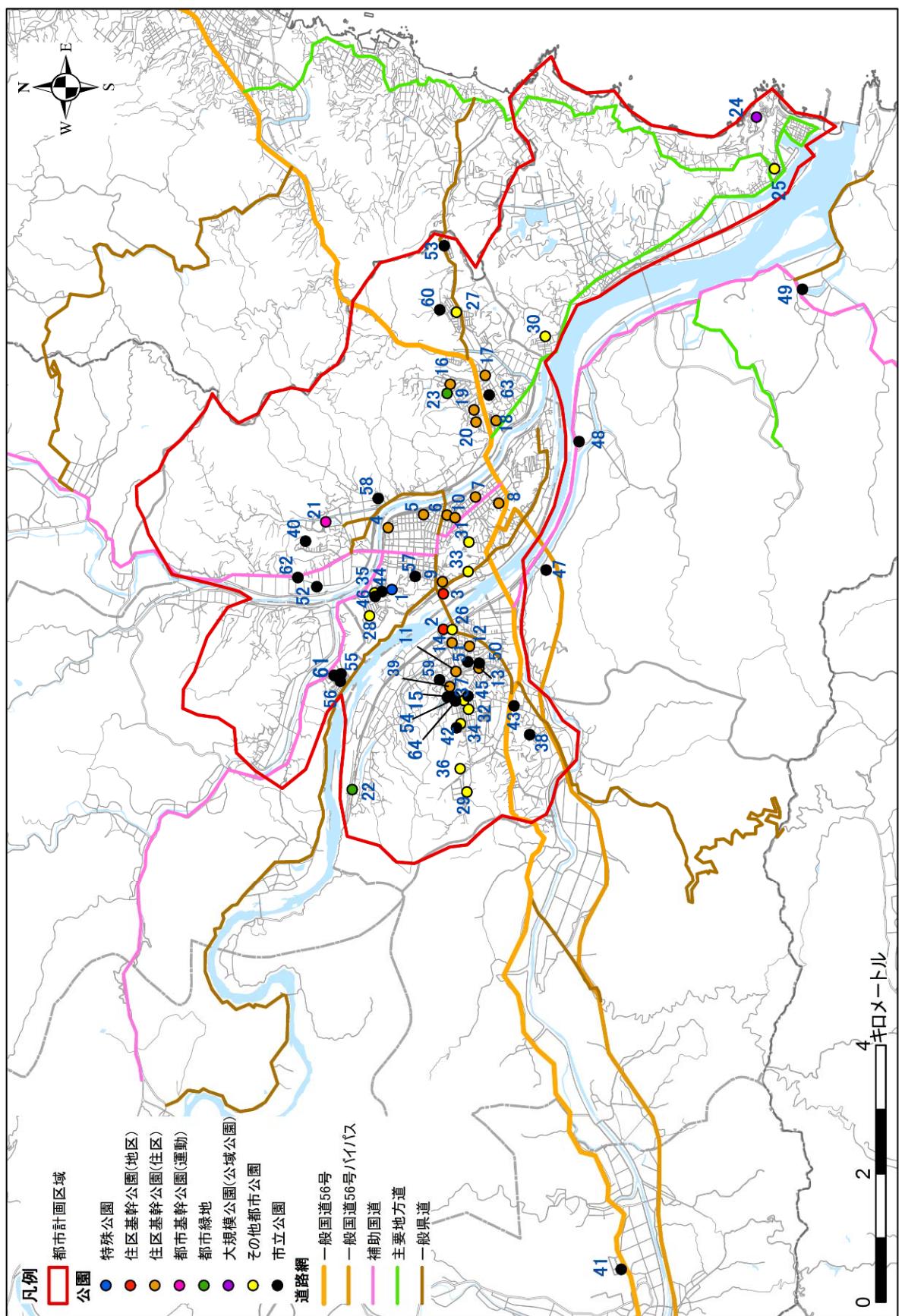


渡川緑地



四万十川桜づつみ公園

公園施設分布図



### ③供給処理施設

#### 上水道等

四万十市の水道普及率は約91%と高知県全体の普及率約93%よりも2ポイント下回っています。

#### <上水道>(平成27年度)

単位:人口 人、料金 円、水量 m<sup>3</sup>

	計画給水 人口	給水区域内 人口	現在給水 人口	10m <sup>3</sup> 当たり 水道料金	実績1日 最大給水量	実績年間 給水量	実績年間 有収水量
高知県	647,868	594,082	568,819		252,995	80,416	70,473
四万十市	27,000	25,586	25,308	850	13,998	4,204	3,486

資料:平成27年度版高知県統計書(H26.3.31現在)

#### <簡易水道>(平成27年度)

単位:人口 人、料金 円、水量 m<sup>3</sup>

	計画給水 人口	給水区域内 人口	現在給水 人口	10m <sup>3</sup> 当たり 水道料金	実績1日 最大給水量	実績年間 給水量	実績年間 有収水量
高知県	191,528	132,438	125,783		73,427	20,721,199	14,326,979
四万十市	9,621	7,544	6,726	18,700	2,525	852,847	775,737

資料:平成27年度版高知県統計書(H26.3.31現在)

#### <水道普及表>(平成25年度)

行政区域内 総人口 (人)	箇所 (ヶ所)	上水道		簡易水道		専用水道				合計			普及率 (%)	
		計画給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	計画給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	自己水源のみによるもの	左記以外のもの	箇所 確認時 給水人口 (人)	現在給水 人口 (人)	箇所 確認時 給水人口 (人)	現在給水 人口 (人)	箇所 計画給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	
						箇所 確認時 給水人口 (人)	箇所 確認時 給水人口 (人)							
高知県	749,141	18 645,668	565,879	234 190,922	125,706	19 10,595	2,495	21 1,481	955 294 847,765	694,282	92.7			
四万十市	35,450	1 27,000	25,235	22 9,621	6,726	1 160	140			24 36,781	32,101	90.6		

資料:平成25年度高知県の水道

#### 下水道等

##### <汚水処理>

本市には全国的に有名な四万十川などの美しい自然環境が残っており、家庭や工場からの排水によって水質汚濁が進行しないよう、水質保全のために旧市街地を中心に下水道整備を行っています。

##### 汚水処理人口普及状況(平成27年度末)

住民基本台帳 人口 H28.3.31現在 (人)	H27年度末 汚水処理人口 (人)	H27年度末 汚水処理 人口普及率 (%)		下水道		農業集落排水施設		合併処理浄化槽等					
		H27年度末 下水道 処理人口 (人)	H27年度末 下水道 整備率 (%)	H27年度末 農業集落 排水施設等 整備人口 (人)	H27年度末 農業集落 排水施設等 整備率 (%)	下水道の処理開始公示済区域外			H27年度末 浄化槽 市町村整備 推進事業等 設置処理人口 (人)	H27年度末 浄化槽 設置設置 整備事業 設置処理人口 (人)	H27年度末 民間設置 合併処理 浄化槽 処理人口 (人)	H27年度末 浄化槽 人口普及率 (%)	
						浄化槽 設置設置 整備事業 設置処理人口 (人)	浄化槽 設置設置 整備事業 設置処理人口 (人)	合併処理 浄化槽 処理人口 (人)					
高知県	734,912	549,524	74.8	270,143	36.8	22,520	3.1	14,167	138,081	103,127	255,375	34.7	
四万十市	34,688	28,079	80.9	8,828	25.5	713	2.1	140	9,516	8,882	18,538	53.4	

資料:高知県 汚水処理人口普及状況(H27年度末)

#### 都市下水路一覧表

名称	面積	区域	延長
渡上り 都市下水路	約37ha	○1.50m~1.00m	約940m
古津賀 都市下水路	約32ha	□1.10m×1.30m~ □1.30m×1.20m	約390m

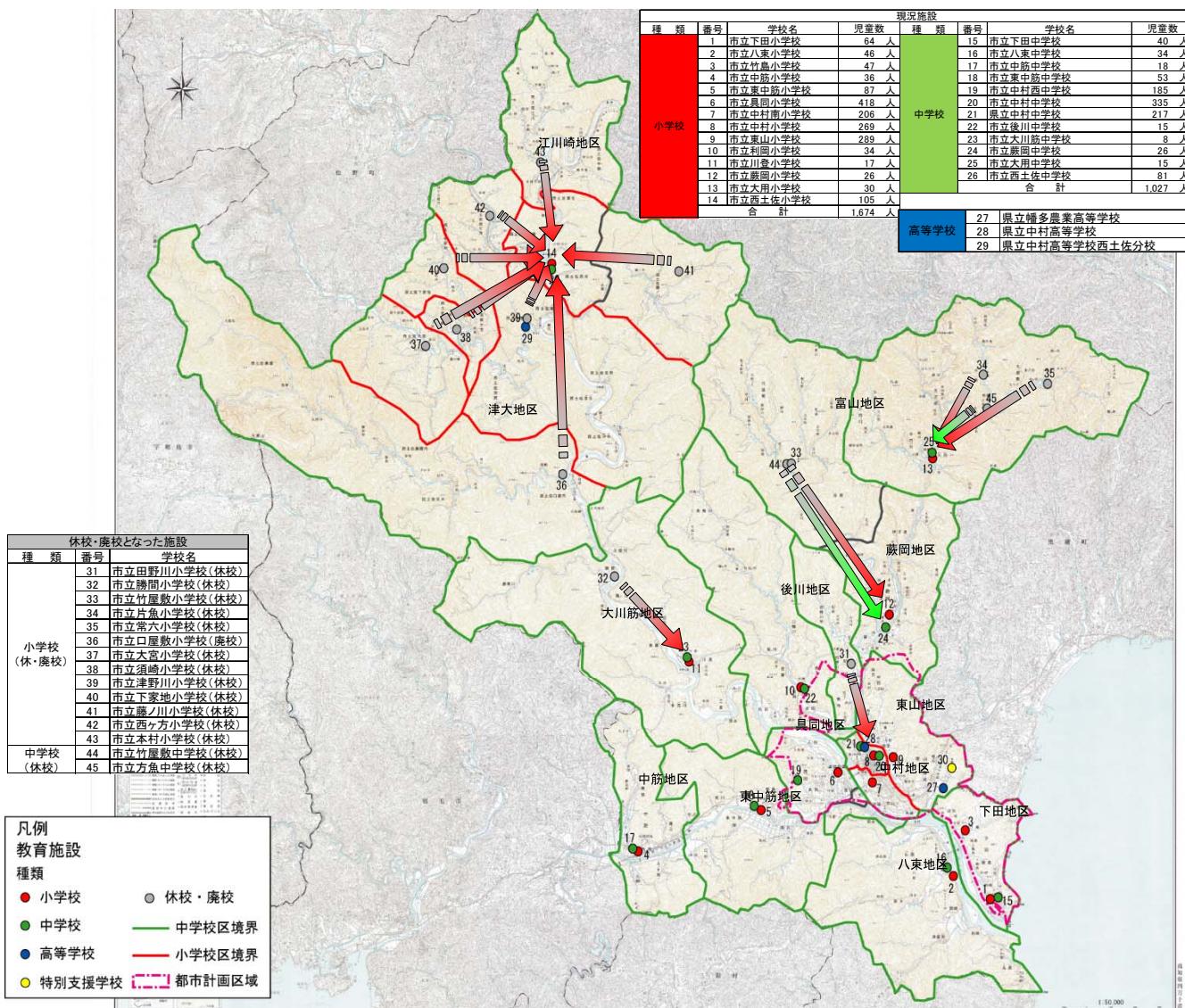
#### ④教育施設

市内には小学校 14 校、中学校 12 校、高校 3 校、特別支援学校 1 校があります。西土佐地区 6 小学校（口屋内・津野川・須崎・西ヶ方・川崎・本村）を再編し、四万十市立西土佐小学校を平成 24 年 4 月に開校しました。

教育機関一覧表

区分	校名	区分	校名
小学校 14校	市立下田小学校	中学校 12校	県立中村中学校
	市立竹島小学校		市立下田中学校
	市立東山小学校		市立中村中学校
	市立蕨岡小学校		市立蕨岡中学校
	市立大用小学校		市立大用中学校
	市立利岡小学校		市立後川中学校
	市立川登小学校		市立大川筋中学校
	市立中村小学校		市立八束中学校
	市立八束小学校		市立東中筋中学校
	市立具同小学校		市立中筋中学校
	市立東中筋小学校		市立中村西中学校
	市立中筋小学校		市立西土佐中学校
	市立中村南小学校	高等学校 3校	県立中村高等学校
	市立西土佐小学校		県立中村高等学校西土佐分校
			県立幡多農業高等学校
			特別支援学校

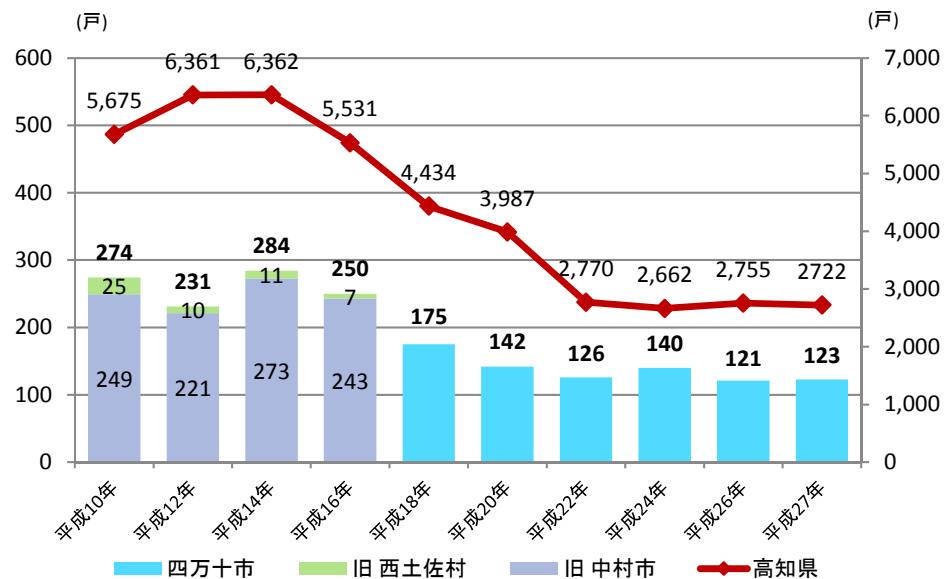
資料：四万十市 HP より



教育施設分布図（休校・廃校含む）

## ⑤住宅着工数

本市の新規住宅着工件数は高知県全体と同様、平成 14 年をピークに減少傾向に転じています。また、平成 20 年以降はほぼ横ばいの状態にあります。



新設住宅市町村別年度別着工戸数の推移

資料：各年高知県統計年報(H10～27)

### 3) 交通

#### ①道路網

現在、高知県では四国縦貫自動車道、高知東部自動車道、阿南安芸自動車道とともに四国8の字ネットワークを構成する四国横断自動車道の整備が進んでいます。中村都市計画区域の東西方向を通る一般国道56号とほぼ並行する形で、市街地から西側に向けて、四国横断自動車道の一部を担う一般国道56号中村宿毛道路が整備されています。

平成27年には、国土交通省において、四国横断自動車道(佐賀～四万十)の都市計画決定に向けた環境影響評価の手続きが始まりましたが、まだ事業化には至っていない状況です。高速道路の延伸により、四万十市の経済・地域の活性化が期待されます。

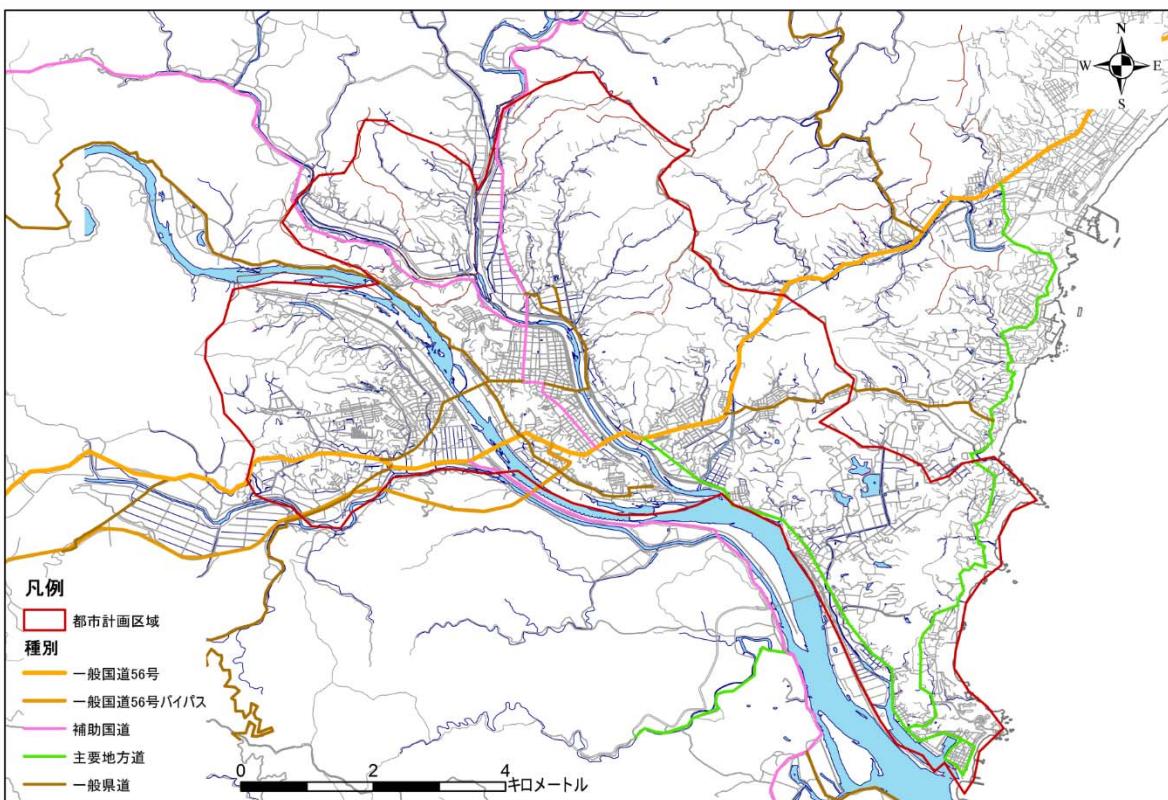
その他の幹線道路としては、一般国道56号から南側に向けて一般国道321号、北側に向けて一般国道439号、西土佐方面に向けて一般国道441号等、一般国道56号と市の南北の地域を連絡する国道が整備されており、本市の市街地部付近は広域交通の要衝の地となっています。

一般国道の幹線道路を補完する形で主要地方道及び一般県道が整備されています。



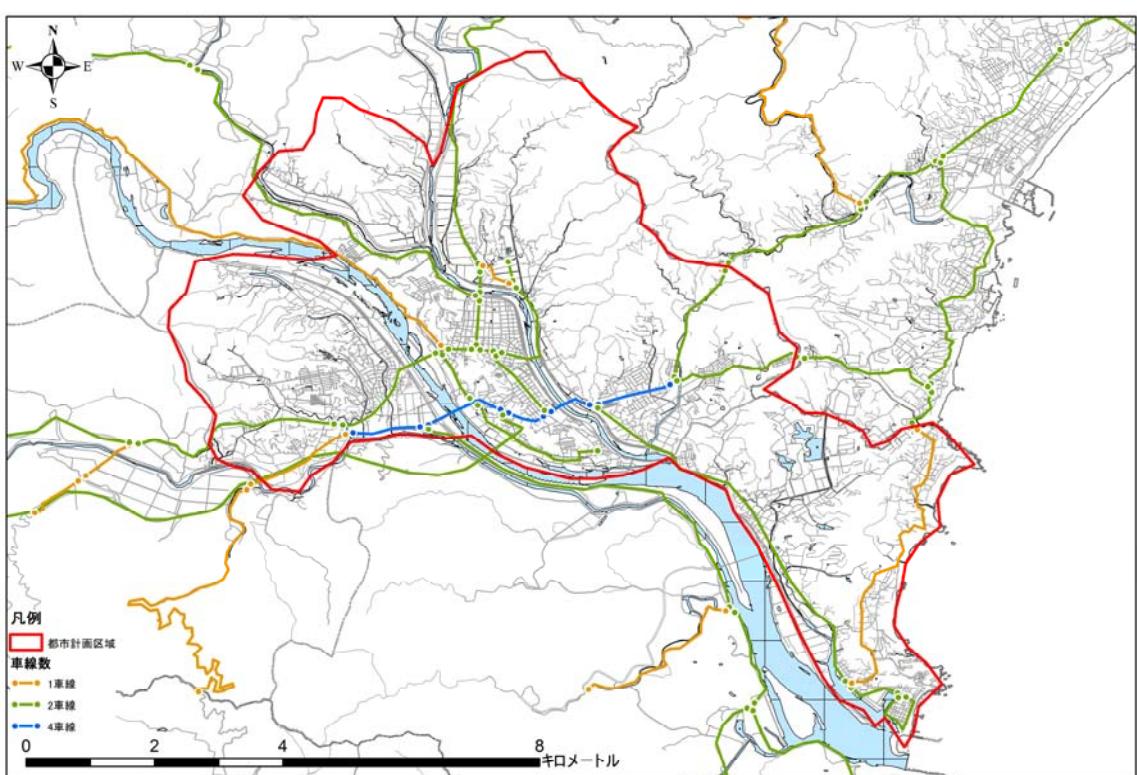
四国8の字ネットワークの整備状況（平成27年3月31日現在）

資料：高知県「四国8の字ネットワーク」パンフレット



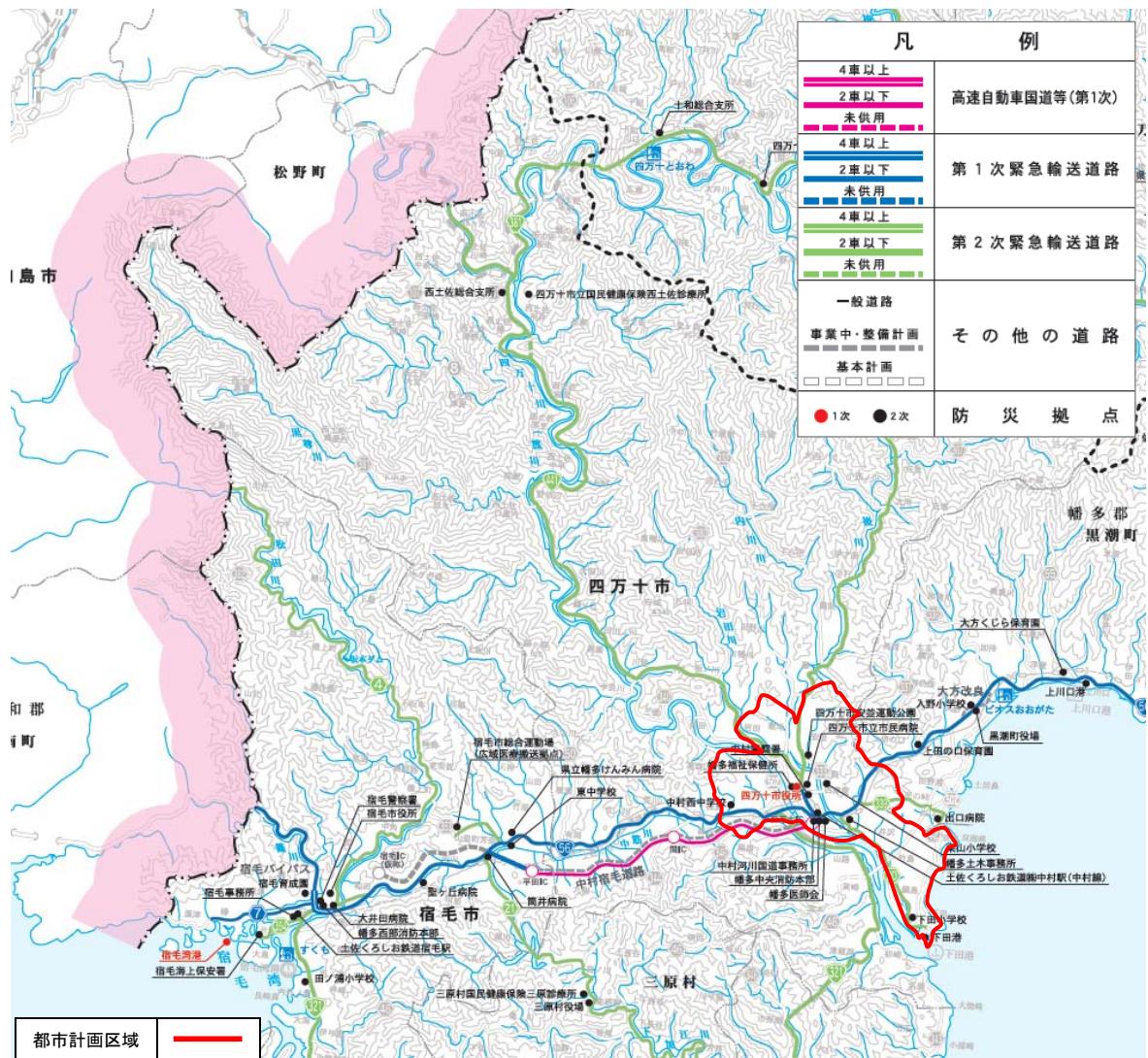
道路網図

資料：国土数値情報、  
平成 22 年道路交通センサス



道路幅員図

資料：国土数値情報  
平成 22 年道路交通センサス



高知県緊急輸送道路ネットワーク計画図（抜粋）

資料：高知県土木部 道路課  
国土数値情報

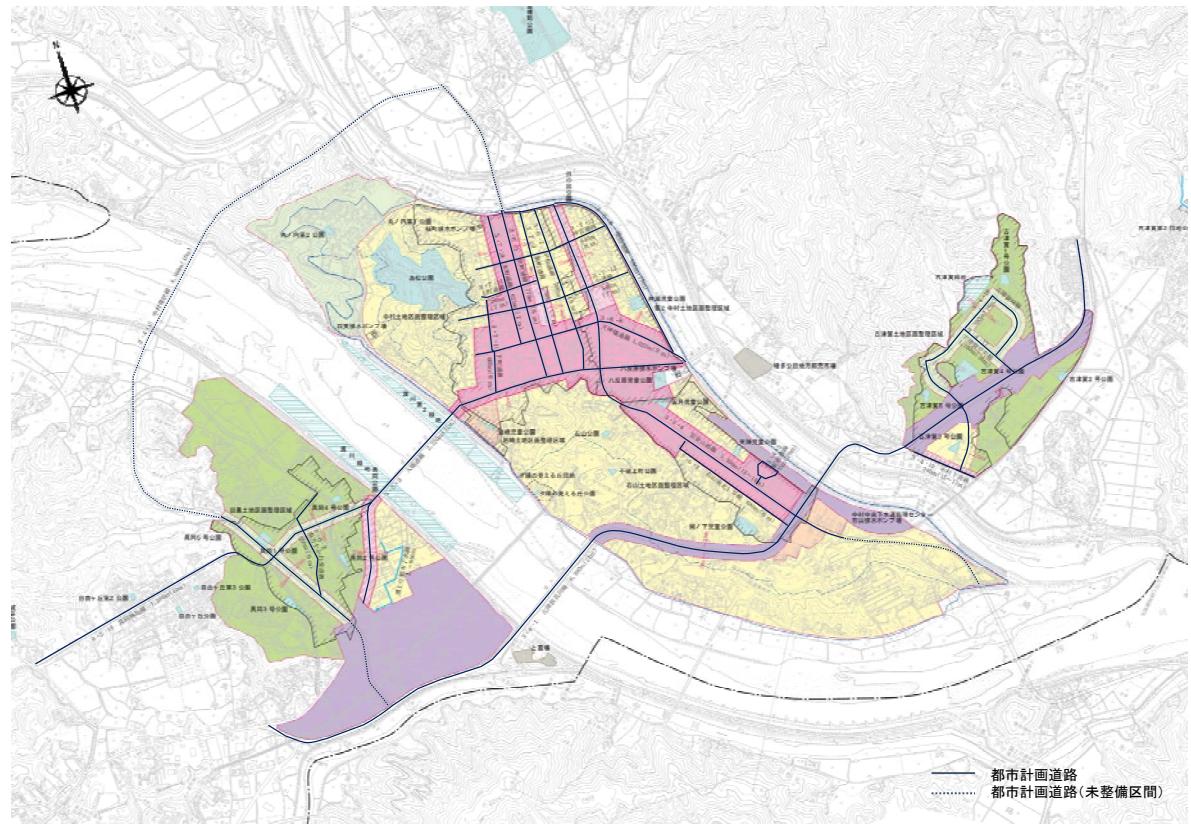
#### 四万十市内の緊急輸送道路一覧

道路種別	機能区分	路線名
高速自動車国道等	1次	56号(中村宿毛道路)
一般国道(指定区間外)	1次	56号
	2次	321号 381号 439号 441号
主要地方道	2次	20号
一般県道	2次	339号

## ②都市計画道路

中村市都市計画区域内には22路線の都市計画道路があります。このうち、安並右山線の整備率が80%未満、中村環状線、右山角崎線については整備率が20%未満となっていますが、その他の路線の整備率は100%となっています

なお、計画全延長に対する整備率は81.4%となっています。



都市計画道路一覧

路線番号			路線名	全体延長 (m)	車線数	幅員 (m)	最終告示 年月日	整備済 延長(m)	整備率
区分	規模	一連 番号							
3	4	1	古津賀具同線	5,190	4	21	H13.11.20	5,190	100.0%
3	4	2	駅前通線	45	2	20	S50.8.1	45	100.0%
3	4	15	中村環状線	4,360	2	16	S60.3.31	730	16.7%
3	4	17	古津賀中央線	1,100	2	16	H8.3.29	1,100	100.0%
3	4	18	古津賀緑線	590	2	16	H8.3.29	590	100.0%
3	4	19	中村下田線	340	2	17	H8.3.29	340	100.0%
3	5	3	大橋通線	2,220	2	12	S59.3.31	2,220	100.0%
3	5	4	安並右山線	3,020	2	12	H27.9.1	2,340	77.5%
3	5	20	右山角崎線	970	2	12	H27.9.1	170	17.5%
3	5	8	堤防巡回線	980	2	13	H15.3.31	980	100.0%
3	5	16	具同楠島線	1,310	2	12	S61.9.30	1,310	100.0%
3	6	5	京町通線	770	2	8	S50.8.1	770	100.0%
3	6	6	天神橋通線	1,020	2	9	S50.7.28	1,020	100.0%
3	6	7	平和通線	780	2	8	S50.7.28	780	100.0%
3	7	9	新町通線	770	2	7	S50.7.28	770	100.0%
3	7	10	本町通線	620	2	7	S50.7.28	620	100.0%
3	7	11	上町通線	280	2	7	S50.7.28	280	100.0%
3	7	12	中通線	840	2	7	S50.7.28	840	100.0%
3	7	13	神宮通線	640	2	6	S50.7.28	640	100.0%
3	7	14	下町通線	405	2	6	S50.7.28	405	100.0%
7	6	1	右山南北線1号線	680	2	8	S60.7.11	680	100.0%
7	6	2	四万十ふれ愛通線	550	2	9	H1.10.5	550	100.0%
合 計				27,480				22,370	81.4%

### ③公共交通

#### ■バス

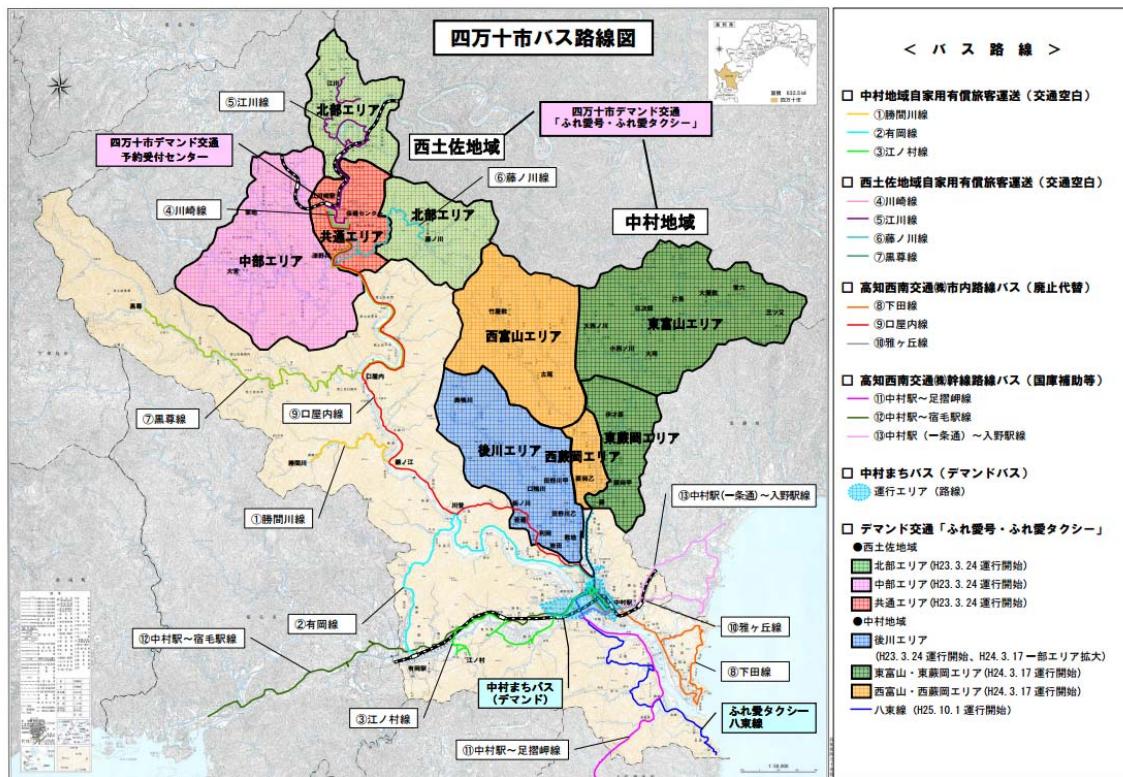
本市を運行するバスは、中心市街地を起点として放射状に市内循環バス 20 路線を運行しています。この内、1 路線は中心市街地 3km 四方間を自由に行き来するデマンドバスが運行しています。

また、交通空白地域解消のため民間団体への市委託による市有償運送バス（4 路線）を運行しています。

一方、西土佐地域内においては、地域の中心エリアである江川崎地区を起点に放射状に各集落を結ぶ路線バスが、全て市有償運送バスとして運行しています。

路線バス運行数（平日）

	上り・往路	下り・復路	備考
勝間川線	16	16	
有岡線	21	21	月・水・木曜日運行
江ノ村・森沢線	19	20	火・金曜日運行
川崎線	6	6	
江川線	12	15	
藤の川線	15	-	
黒尊線	45	45	
下田線	7	7	
口屋内線	3	3	
雅ヶ丘線	11	-	
中村駅～足摺岬線	14	14	
中村駅～宿毛駅線	7	7	
中村駅(一条通)～入野駅線	9	-	



バス路線図

資料：四万十市 HP

## ■鉄道

本市にはJR四国（予土線）と土佐くろしお鉄道の2本が通っており、JR四国は旧西土佐村側に3駅、土佐くろしお鉄道は旧中村市側に5駅が整備されています。

中村駅の乗降客数は約1,000人/日の利用がみられますが、その他の駅はおおむね100人/日以下となっており、中村駅が拠点となっている状況です。

駅別乗降客数

鉄道	路線	駅名	2011年	2012年度	2013年度
JR四国	予土線	江川崎	52	48	60
	予土線	半家	8	6	6
	予土線	西ヶ方	4	4	2
土佐くろしお鉄道	宿毛線	国見	9	2	2
	宿毛線	具同	91	86	82
	宿毛線	有岡	71	65	62
	中村線	中村	1,050	1,007	978
	中村線	古津賀	128	115	108

※2011年は年集計

単位:人/日

資料：国土数値情報 駅別乗降客数データ

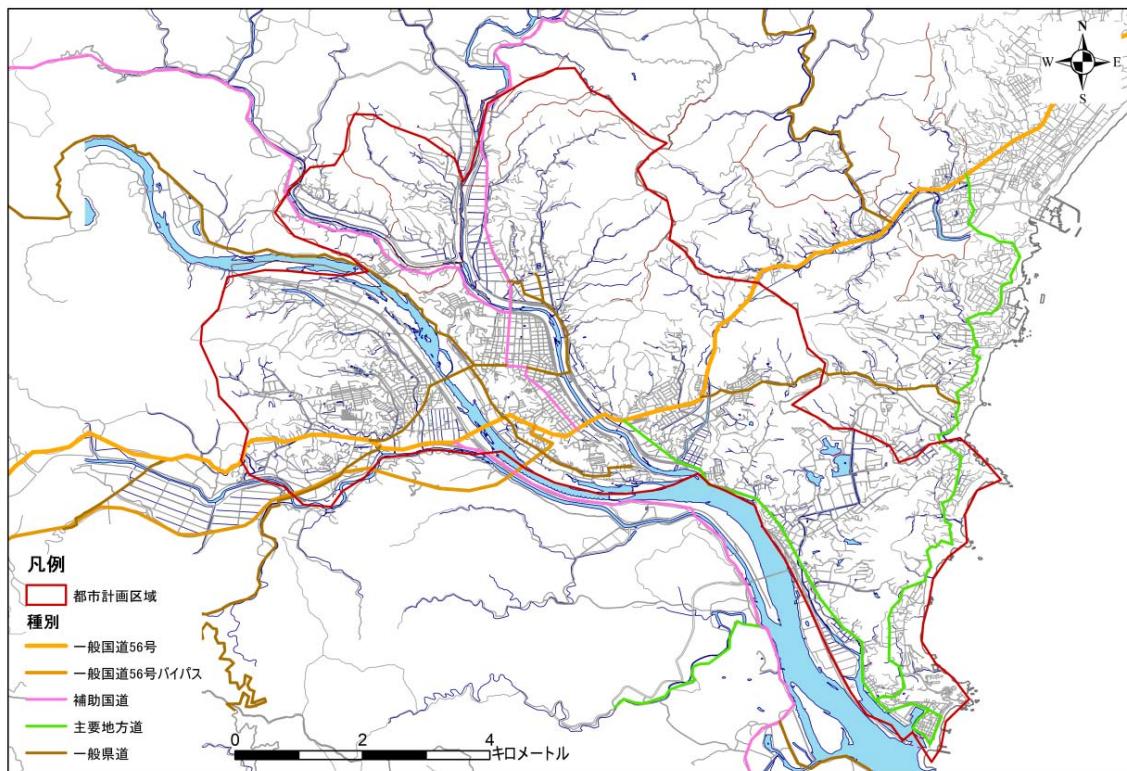


## ■自動車交通

交通量をみると、中村都市計画区域を通る一般国道 56 号の交通量が 10,000 台/日以上（平成 22 年道路交通センサス調査結果より）と他の路線よりも多い傾向にあります。

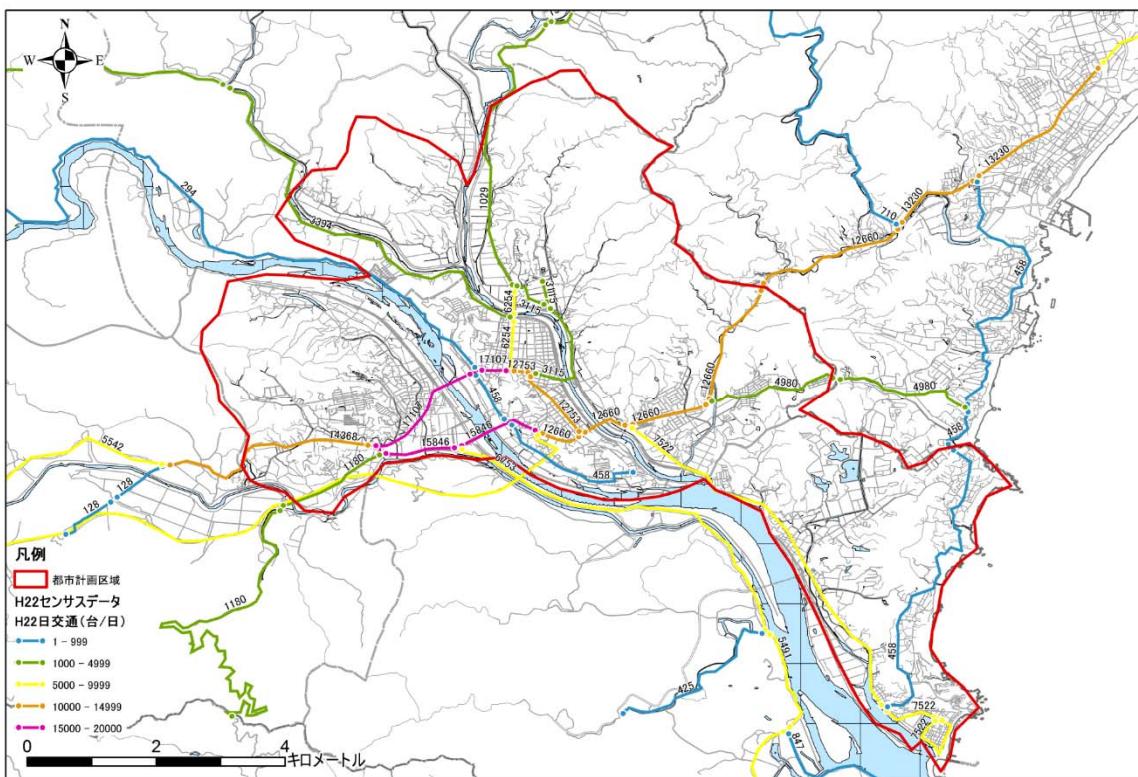
また、四万十川を渡河する路線で交通量が集中しています。

混雑度をみると、国道 441 号や国道 56 号に並行する県道中村下ノ加江線では混雑度が 1.25 以上（同）と他の路線よりも混雑している状況にあります。



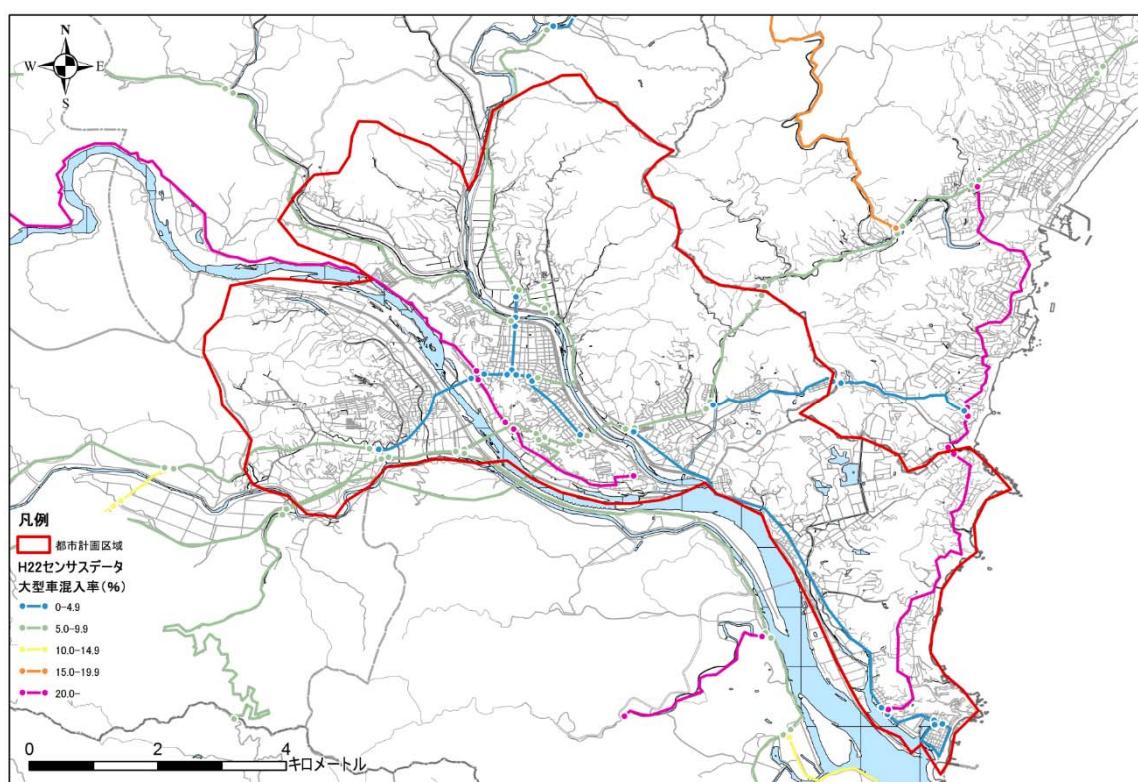
主要交通網

資料：国土数値情報  
平成 22 年道路交通センサス



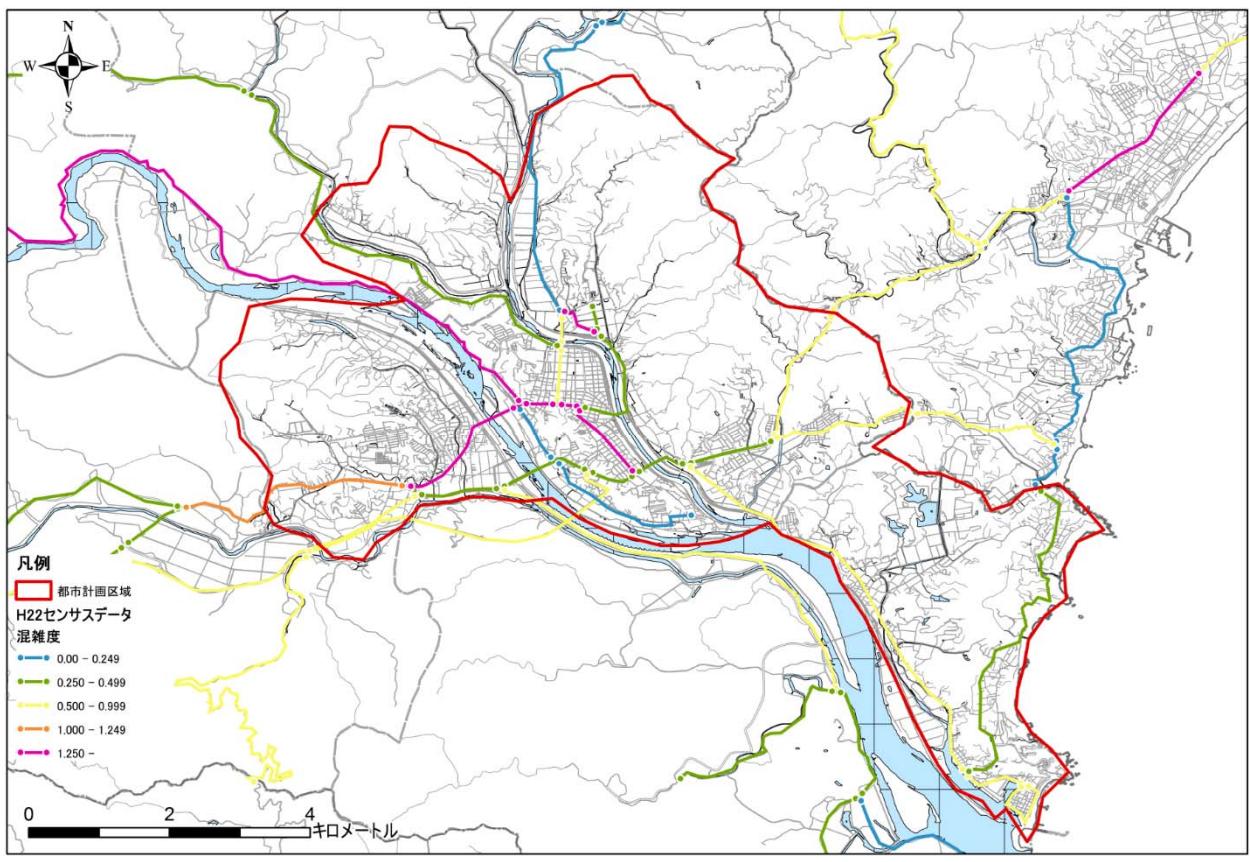
交通量図

資料：国土数値情報  
平成 22 年道路交通センサス



大型車混入率状況図

資料：国土数値情報  
平成 22 年道路交通センサス



混雑度状況

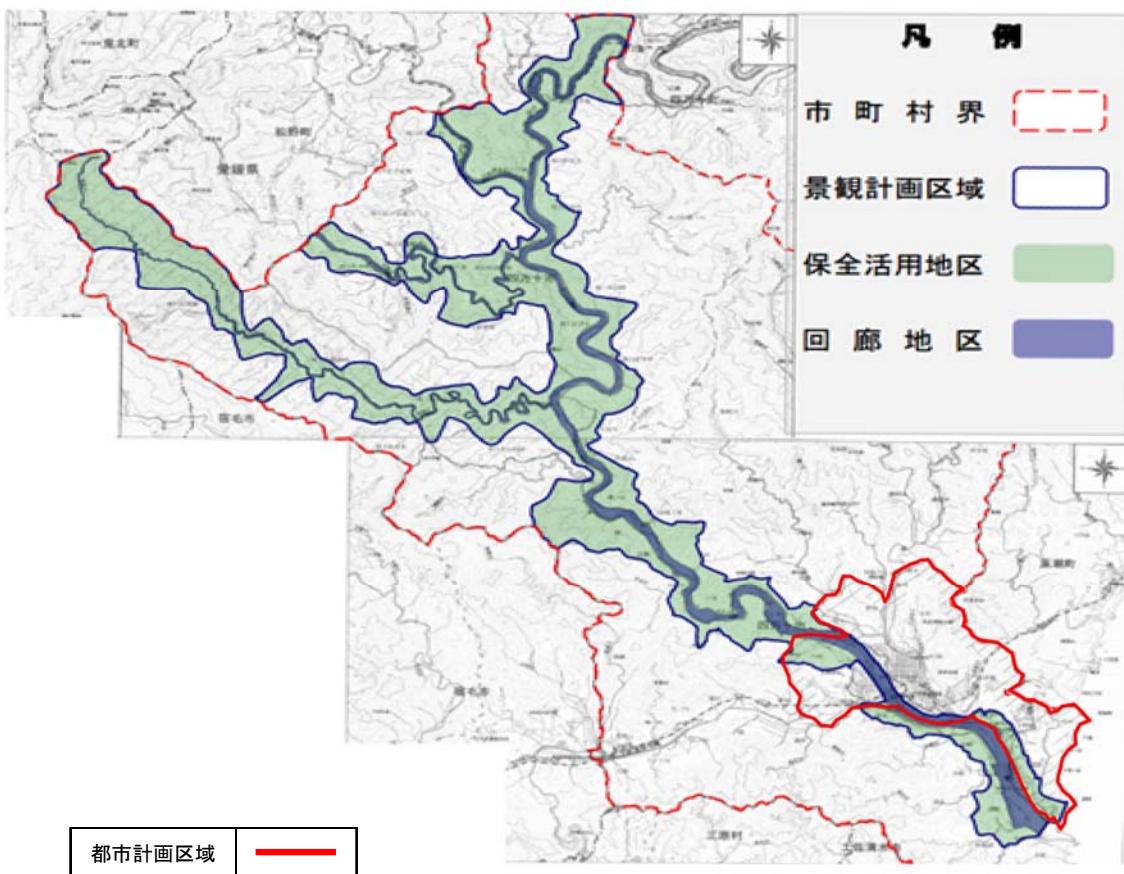
資料：国土数値情報  
平成 22 年道路交通センサス

#### ④河川

本市には旧西土佐村から旧中村市にかけて一級河川である四万十川が流れ、東西を通る国道56号に沿って中筋川、市北側内陸部から中村地区に向けて後川、岩田川が流れています。

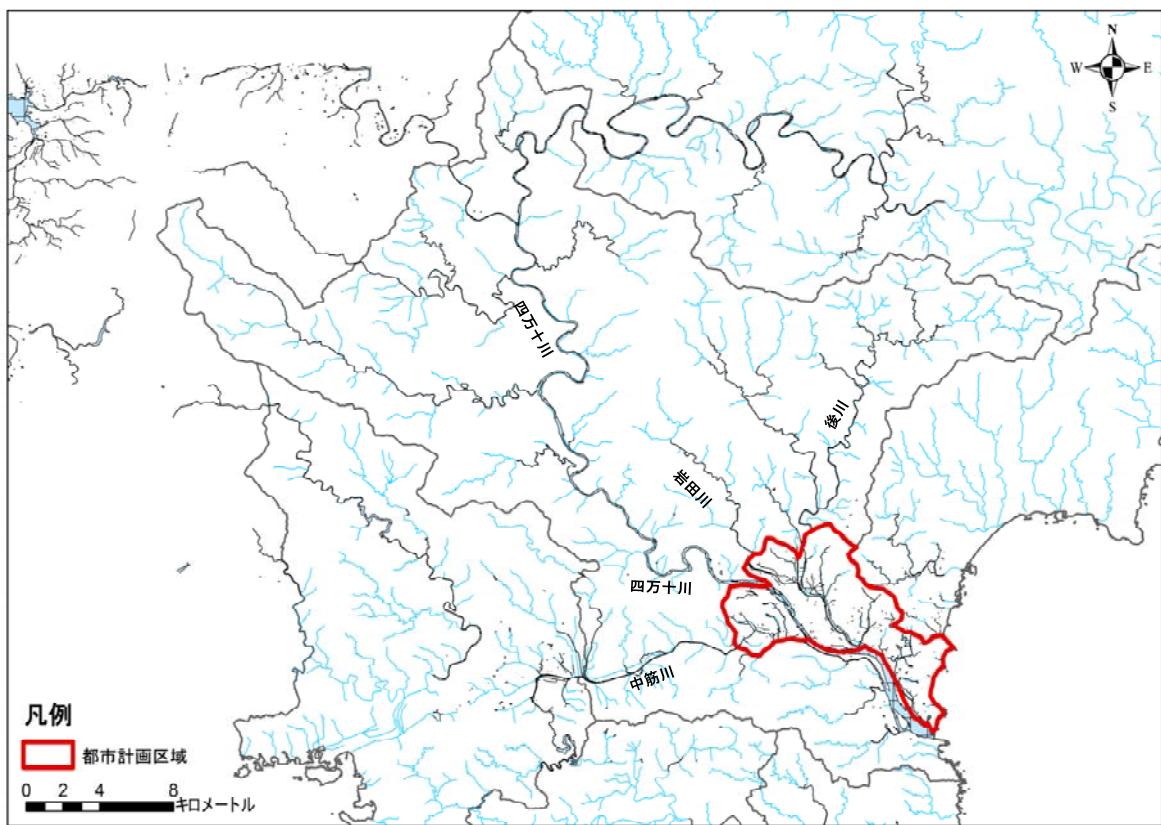
平成21年2月には、四万十川と関わりのある人々の生活など、四万十川流域の特有の景観が「重要文化的景観」に選定され、大きな期待と注目を集めています。

なお、四万十市では、平成20年10月に「四万十川景観計画」を策定し、四万十川流域の自然、景観、歴史、文化を背景とし、人々の生活と調和した、自然と共生し発展するまちづくりを進めています。



四万十市景観計画区域図

資料：四万十川景観計画  
国土数値情報



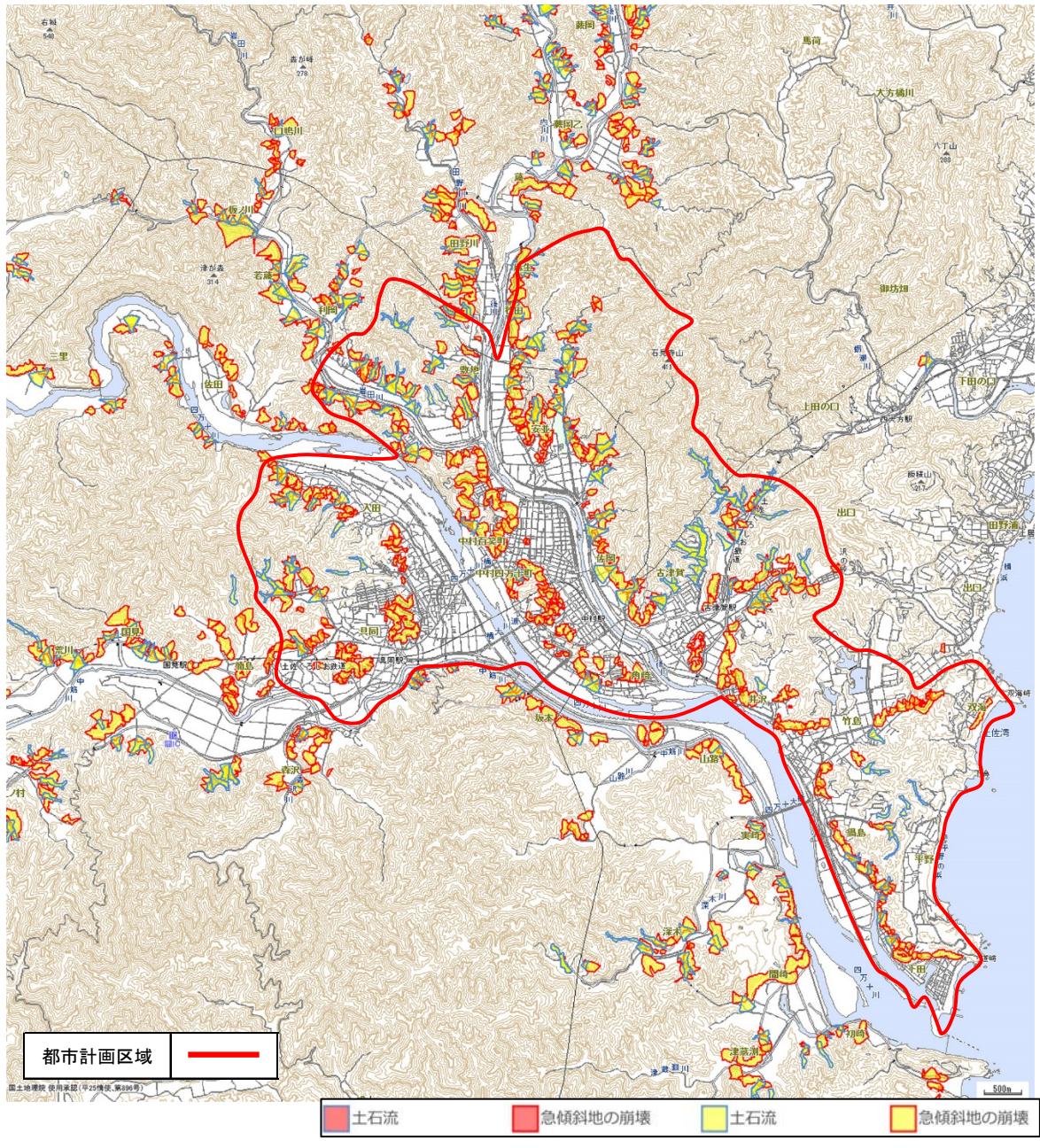
河川網図

資料：国土数値情報

## (5) 災害

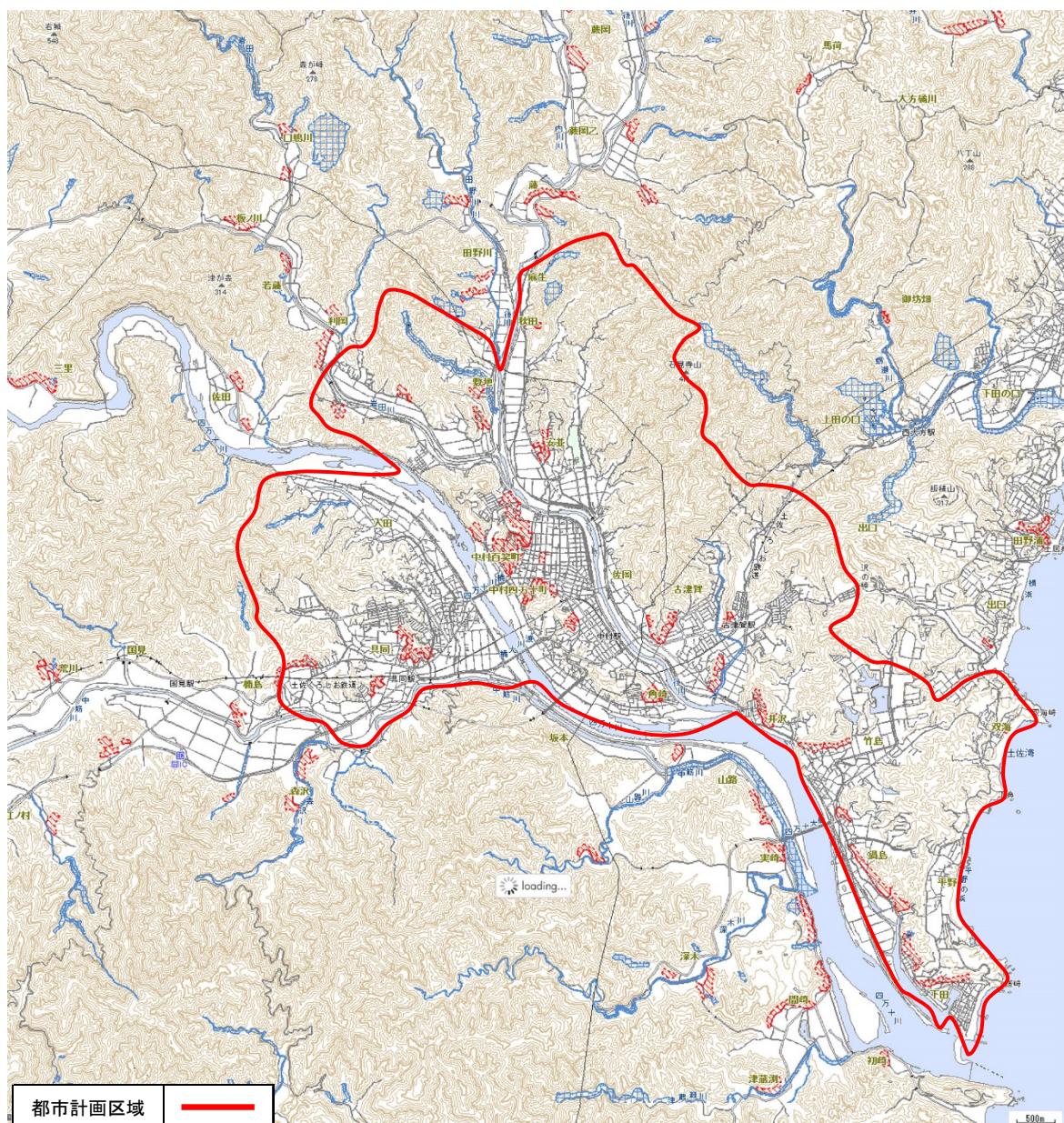
### 1) 土砂災害警戒区域

近年、全国的に豪雨被害が多発し、洪水だけでなく土砂災害の危険性も高まるなか、本市の都市計画区域内でも、急傾斜地の崩落や土石流などの恐れがある警戒区域が多く点在しています。



土砂災害警戒区域・特別警戒区域図

資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）  
国土数値情報



砂防・地すべり・急傾斜 法指定区域図

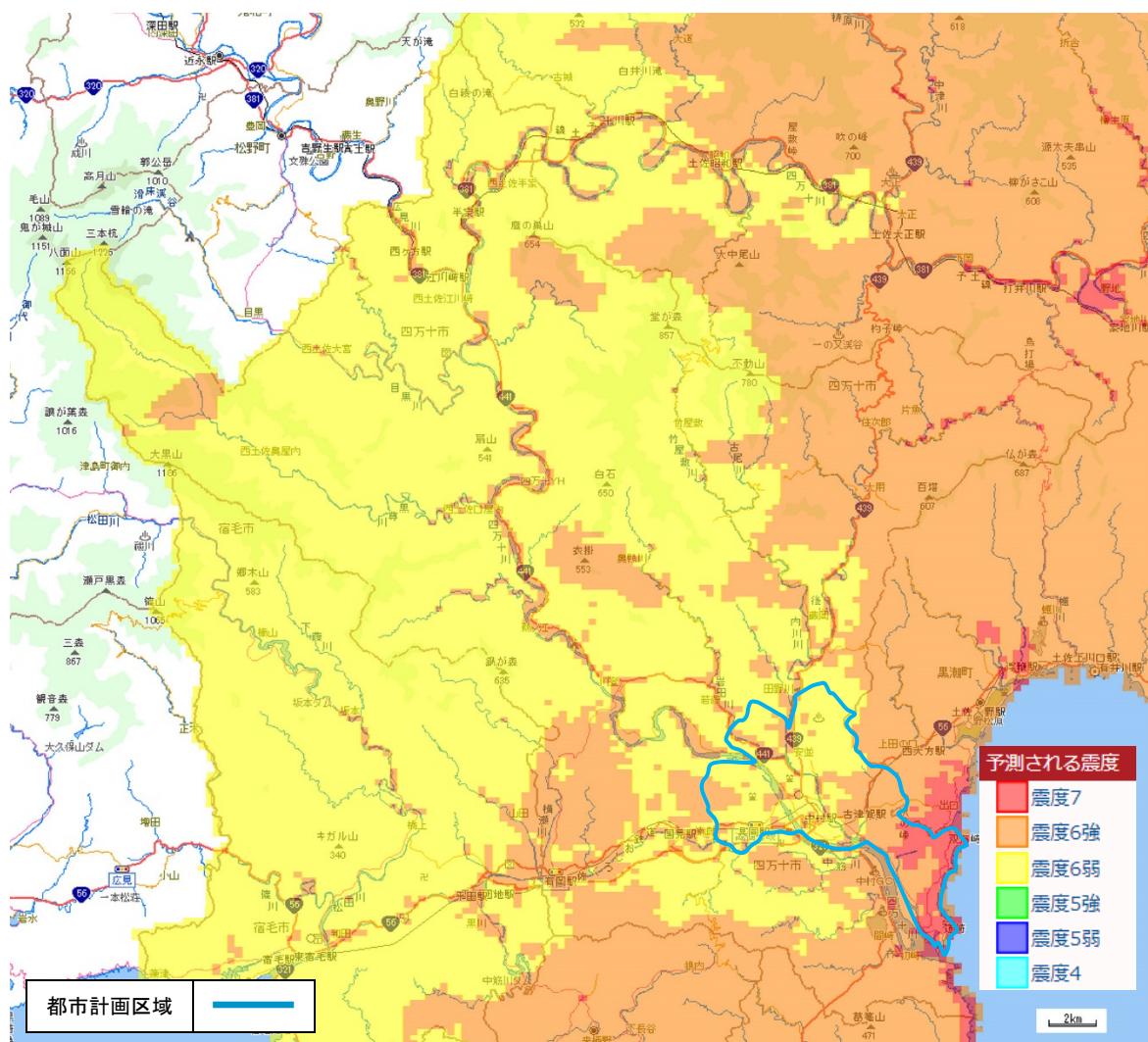
資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）  
国土数値情報

## 2) 地震（震度）

近い将来、南海トラフの巨大地震の発生が予想されおり、太平洋側の他市町村同様に四万十市においても甚大な被害の危険性があります。

四万十市には一級河川である四万十川、中筋川及びそれらの支流が流れしており、四万十市の中心部で合流していることから、官公庁が集積している中村地区は地盤が緩く、地震発生時には大きな揺れや液状化が予想され、建物倒壊や火災等による被害拡大の危険性があります。

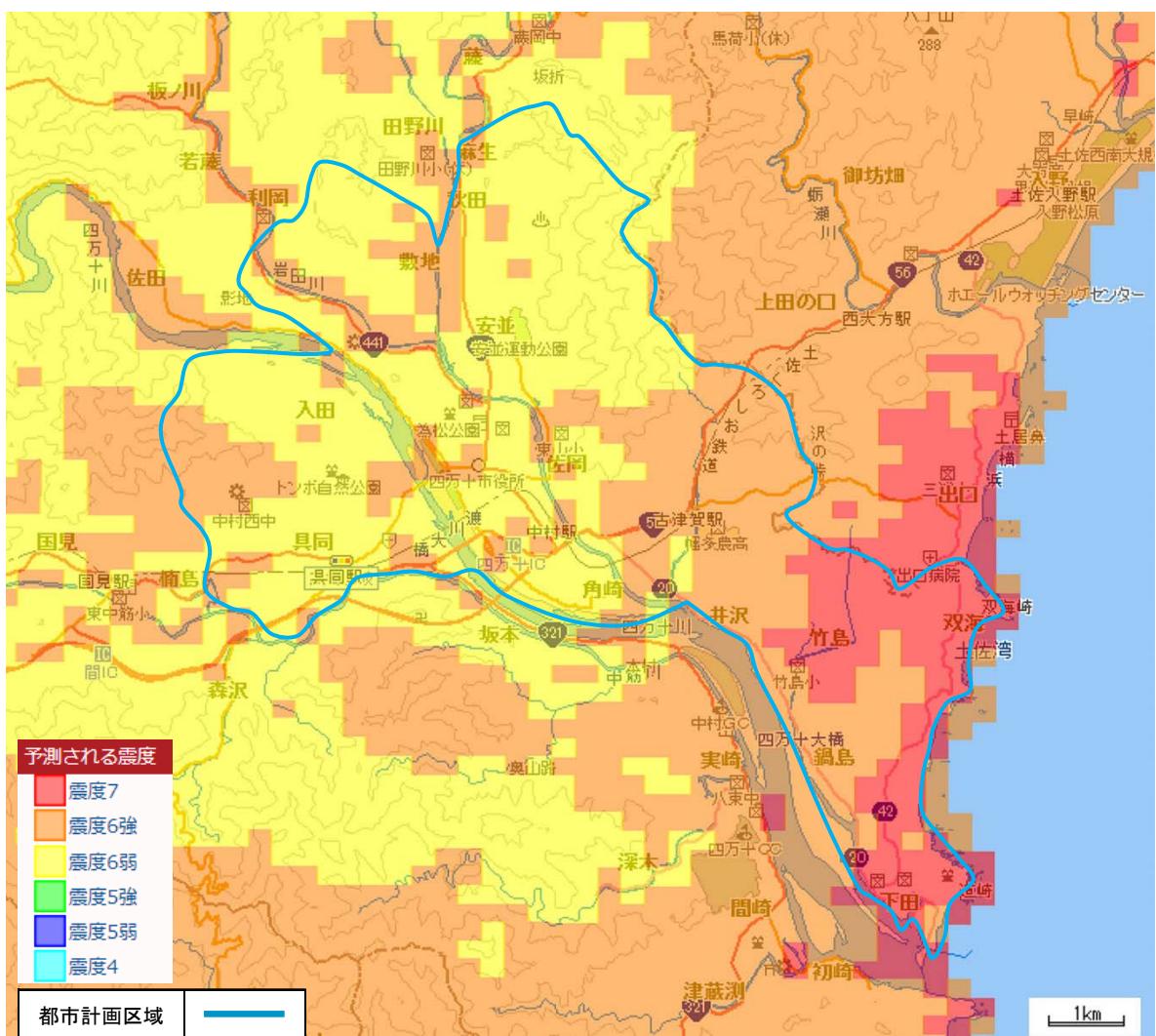
また市街地以外においても、河川沿いで大きな揺れによる建物倒壊等の危険性があります。



注：最大クラスの地震

震度分布図（市全域）

資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）  
国土数値情報



注：最大クラスの地震

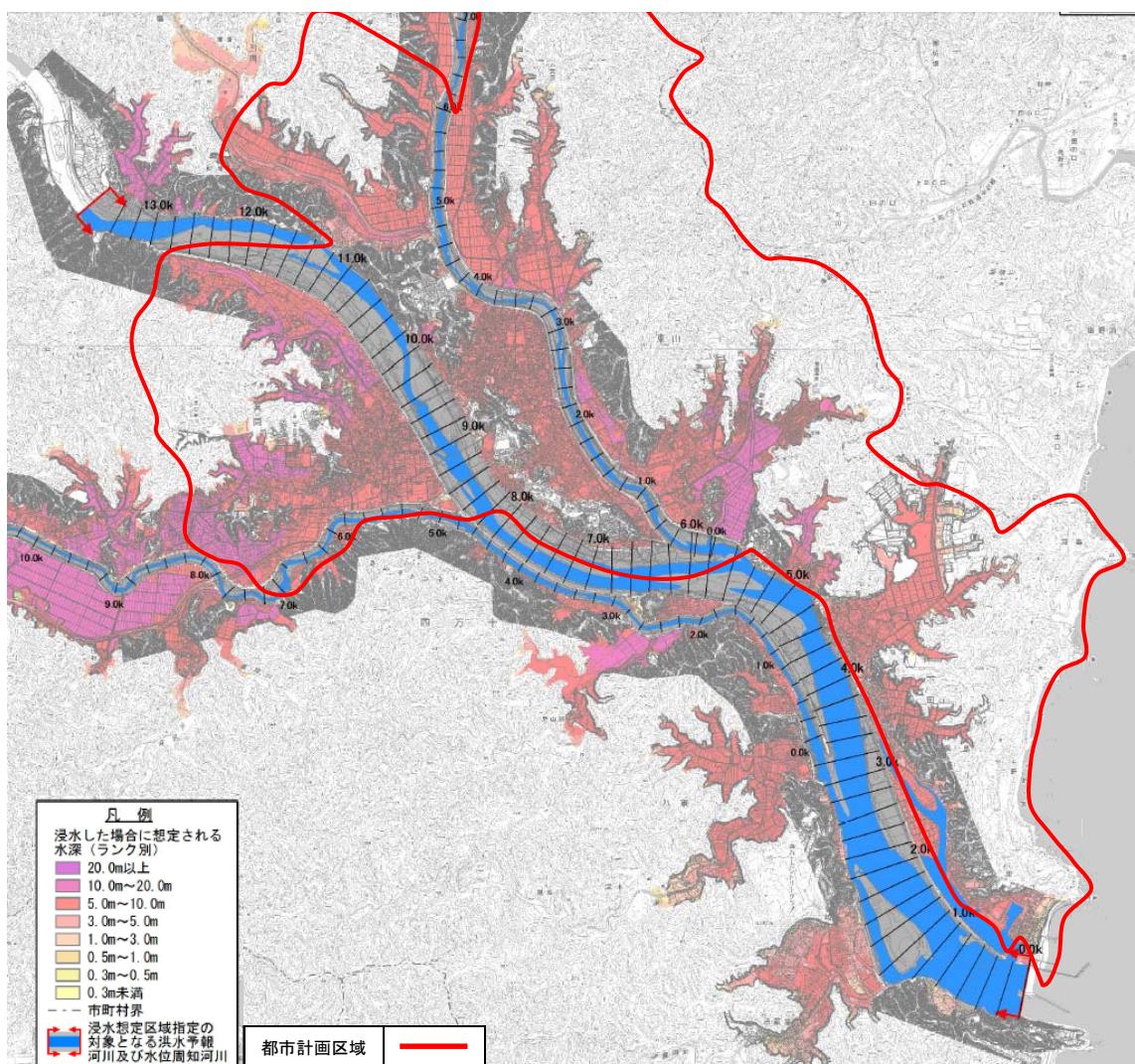
震度分布図（都市計画区域）

資料：高知県防災マップ（平成25年10月25日現在）  
国土数値情報

### 3) 浸水想定区域

都市計画区域内には津野町の不入山を源流とし、一級河川である四万十川、その支川である後川と岩田川、宿毛市の白皇山を源流とする中筋川が流れしており、台風等により古くから度々大洪水に見舞われ、その都度多大な被害を被っていました。

また、大雨による洪水の浸水被害について、平成27年に「水防法」の一部が改訂となり、新たに「想定最大規模」の降雨による浸水想定区域の指定が義務付けられました。過去に観測された最大雨量から浸水想定区域を指定するため、これまでの浸水予測と比べ、範囲が広く、かつ、浸水深が深い想定となっています。特に市街地部付近では一級河川が合流していることもあります。また浸水深が10m以上となる地区も多くみられ、甚大な被害が発生するおそれがあります。今後はこの最大想定についても対策の検討が必要となります。



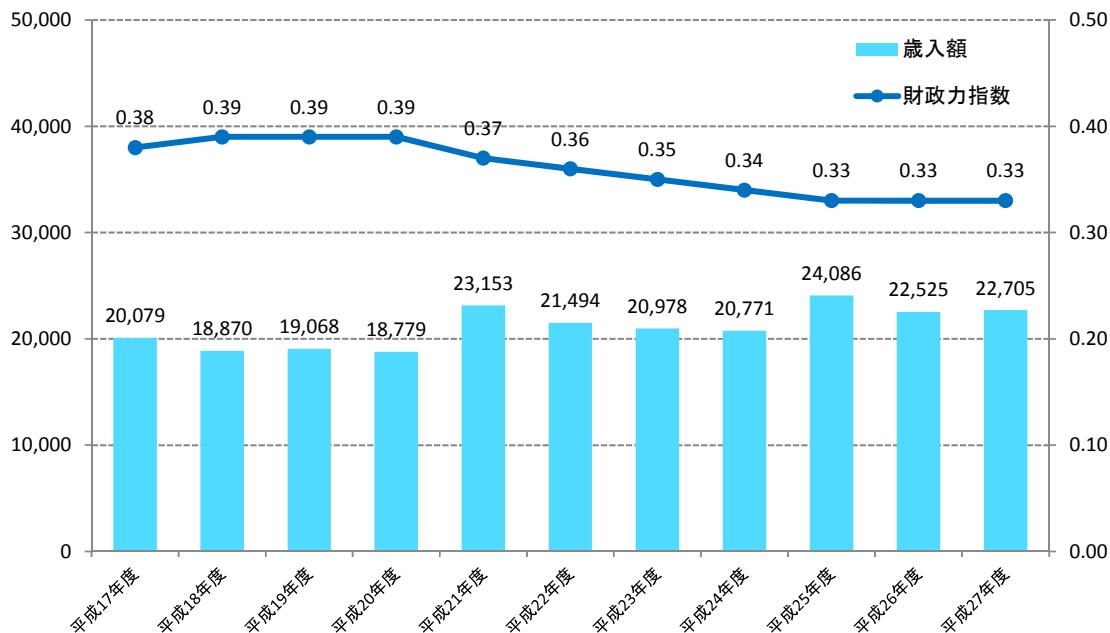
## (6) 財政状況

市への歳入額は平成21年度以降200億円以上で推移しています。

また、平成21年度以降減少傾向にありましたが、平成25年度に約240億と増加に転じました。平成26年度には再び減少し、平成27年度は横ばいとなっています。

財政力指数は平成18~20年度までは横ばいで推移していましたが、以降減少しており、平成25年度以降は0.33まで落ち込みをみせています。

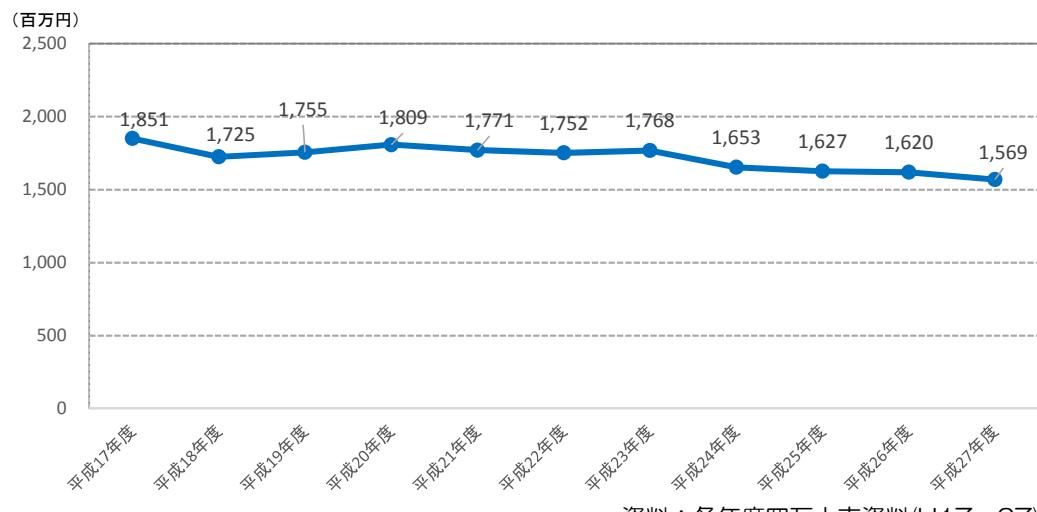
また、固定資産税収の推移をみると、平成24年度以降は微減傾向にあります。



資料：各年度四万十市財政状況資料(H17~27)

歳入額及び財政力指数の推移

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。



資料：各年度四万十市資料(H17~27)

固定資産税収の推移

## (7) 市の特性と都市づくりの問題・課題

### 1) 人口

区分	市の特性
総人口	・市の人口は減少傾向にあり、今後はさらなる人口減少が予測されています。
年齢別	・高齢化率は 34% (H27) と著しく、超高齢社会を迎えています。 ・集落部においては“限界集落”から“消滅集落”に転じることが予想されます。 ・15 歳未満人口及び生産年齢人口 (15~64 歳) はいずれも減少傾向にあります。
人口動態	・社会増減（転入者-転出者）は回復傾向にあるものの、人口動態はマイナスで推移しています。 ・出生者数は微減傾向で推移しています。
地区別人口	・中村、東山、具同地区に人口の約 6 割が集中し、山間部では過疎化が進行しています。 ・東山、具同地区の人口は横ばいで推移、その他の地区は減少傾向にあります。
流動	・通勤通学流動は市外への流出よりも市内への流入が多くなっています。 ・地域間道路網や公共交通ネットワークの不足により、中心部と内陸部の交流が希薄となっています。
DID 地区	・DID 地区の面積及び人口は減少傾向にあり、市街地の空洞化が進行しています。

### 都市づくりの問題点・課題

今後も人口減少や少子高齢化が進行することが予測され、都市の生産力低下や都市サービスの質の低下、地域活力やコミュニティ力の低下が懸念されます。

⇒ 【課題 1】人口減少・少子高齢化への対応

【課題 2】定住促進による地域活力の維持・増進

山間部では過疎化による都市サービスの低下（地域間の道路網や公共交通ネットワークの不足等）や“限界集落”や“消滅集落”への転落が懸念されるとともに、市街地の人口減少により都市の空洞化も懸念されます。

⇒ 【課題 3】都市拠点及び地域拠点の形成・充実

【課題 4】拠点間ネットワークの強化

## 2) 産業

区分	市の特性
就業人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業者の7割以上が第3次産業、平成17年から平成22年にかけて林業の就業者数が増加しています。</li> </ul>
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年経営耕地面積は横ばいで推移していますが、農家数は減少傾向にあり、加えて、農業従事者の高齢化が進み、担い手が不足しています。</li> </ul>
工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年以降事業所及び従業者数は減少傾向にありましたが、平成22～25年にかけて増加に転じています。</li> <li>製造業等の工業は停滞しています。</li> </ul>
商業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年以降、事業所、従業者数及び商品販売額は減少傾向にあり、郊外大型店舗の出店が進んでいます。</li> </ul>
観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年以降、観光客は約120～140万人で推移していますが、主に四万十川沿いにある観光・レジャー施設を目的とし、目的地に直接訪れた後、次の観光地に向かう「通過型観光」が多くなっています。</li> </ul>

### 都市づくりの問題点・課題

第1次、第2次産業の事業所や従業者は減少傾向にあり、ものづくり産業の衰退、地域経済の低下や、郊外店舗の出店により中心市街地の商業が衰退・空洞化が懸念されます。

また、主要産業である観光は四万十川を資源とした観光地は点在していますが、他の観光地は認知度も低く、十分な資源を発揮しておらず、回遊性に乏しい状況です。

⇒ 【課題5】第1次、第2次産業の維持・育成と観光産業の強化

【課題6】中心市街地の再興

### 3) 土地・都市施設

区分	市の特性
土地利用	・農地が減少し宅地化が進んでおり、四万十川の河川沿いを中心に宅地が広がっています。
施設	・市役所をはじめとした都市サービス施設は比較的、都市計画区域内に集中しています。 ・公共施設やインフラの老朽化が進んでおり、今後の維持管理、更新費の高騰が予想されます。 ・市街地内に空き家や未利用地が増加しています。
道路	・高知市と結ぶ高規格道路が本市まで延伸されておらず、佐賀～四万十間においては事業化に至っていません。 ・太平洋沿岸部を通る国道 56 号は緊急輸送道路に指定されていますが代替路がない状況です。 ・本市は幅多地域の交通軸の要所となっており、本市を中心に主要広域幹線道路が放射状に広がっていますが、広域連携で重要な役割をもつ国道 439 号や国道 441 号には未整備区間が残っています。
交通	・市街地の中心部では朝夕を中心に一部混雑が見られることから、円滑な交通処理には至っていません。
河川	・都市計画区域内で一級河川である四万十川と後川が合流し、合流点で市街地が形成されています。 ・平成 21 年 2 月 11 日に、四万十川流域特有の景観が国の「重要文化的景観」に選定されています。 ・四万十川は「水量が豊か」で「清流が保たれ」、「自然景観・生態系が保全されている」ことが魅力であり、流域では古来より川と共に生き、豊かな自然の恵みを享受してきました。 ・その一方で、氾濫等により幾度となく被害を受けてきた歴史もあります。

### 都市づくりの問題点・課題

厳しい財政状況のなかで、効果的かつ効率的な都市サービス提供に向けた施設の再配置や都市施設の維持計画、また、市街地内の空き家や未利用地の有効活用について検討が必要です。

#### ⇒ 【課題7】適正な都市基盤整備と維持管理・更新費用の削減

高規格道路の整備が遅れており、本市ではその恩恵を受けているとは言い難い状況です。市内を通る一部区間では混雑も見られ、円滑な交通ネットワーク整備が望まれます。また、大規模災害発生時などに備え、主要な広域幹線道路の整備による周辺地域との広域連携の強化も必要です。

#### ⇒ 【課題8】四国横断自動車道の早期開通と広域連携の強化

日本三大清流の 1 つである四万十川は「日本最後の清流」と呼ばれており、治水対策・環境保全・景観整備による魅力の維持・向上を図りつつ、次世代へ継承していくことが求められています。

#### ⇒ 【課題9】四万十川の環境・景観保全と魅力向上

#### 4) 災害

区分	市の特性
災害区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>四万十川・後川・中筋川沿川では過去に氾濫等による大規模な水害が発生しています。</li> <li>都市計画区域には土砂災害警戒区域が多く点在しています。</li> <li>地震発生時には激しい揺れが予想されており、地盤の緩い区域を中心に建物等の倒壊の危険性があります。</li> <li>下田地区など河口部を中心に甚大な津波被害が予測されています。</li> </ul>

#### 都市づくりの問題点・課題

四万十川・後川・中筋川沿川では氾濫等による水害発生の恐れがあるほか、中山間部における土砂災害が懸念されます。また、南海トラフ地震では地盤が緩い区域を中心に、建物の倒壊や火災、さらには津波による大規模な被害が懸念されることから、防災機能の強化が求められています。

⇒ 【課題10】南海トラフ地震・水害等の大規模災害に備えた都市防災機能の強化

#### 5) 子育て支援・高齢者福祉

区分	市の特性
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産年齢が若年と高齢の割合が高くなってきており、支援を必要とする妊婦が増加しています。</li> <li>保育所のほかに子育て支援センター（「ぽっぽ」）を設置し、保育士による支援が行われています。</li> </ul>
高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の高齢者の人口は、平成27年度末で11,704人、高齢化率は33.7%となっており、高齢化率は年々上昇しています。</li> <li>独居高齢者及び高齢者夫婦の世帯が増加することが予測されています。</li> </ul>

#### 都市づくりの問題点・課題

今後、誰もが安心して、定住できるまちづくりを進めていくためには、子育て支援の更なる充実と、高齢者向け住宅等の福祉施設が必要です。

⇒ 【課題11】子育て・高齢者支援の充実

## 6) 歴史・文化

区分	市の特性
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"><li>・歴史資料館への来館者数は年間 4,000 人前後の低い水準で横ばい傾向にあります。</li><li>・歴史や文化の基礎となる資料の蓄積（調査）が少なく、市民がまちの歴史に触れる機会が少なくなっています。</li><li>・歴史をまちの姿に活かす施策の方向性がない状況です。</li></ul>

### 都市づくりの問題点・課題

まちの歴史・文化に関する市民の認知も低くなっているため、調査や情報発信により周知を行って後世に継承していくとともに、今後のまちづくりに活かし、観光資源とするための検討が必要です。

⇒ 【課題12】まちの歴史・文化の継承と活用

## 7) 財政状況

区分	市の特性
財政状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・財政力指数は減少傾向にあり、今後も厳しい財源での都市運営となる見通しがなっています。</li></ul>

### 都市づくりの問題点・課題

少しでも費用負担を軽減するため、集会所などを地元に移管したり、運営に民間を利用するなど、市民や民間との協働を推進する必要があります。

⇒ 【課題13】官民協働によるまちづくりの推進

### 3.上位・関連計画の概要

#### (1) 高知県都市計画マスタープラン（高知県・平成 16 年 3 月策定）

##### 【西部広域圏域の将来象】

ナマのしまんと・あしずりを感じる観光戦略、  
土佐西南の磨き上げ

##### 方針 1 観光の振興を地域の振興のコメとして

- ・自然環境を保全するとともに、レクリエーション活動や体験学習などによる交流人口の拡大を図るなど観光振興への活用に取り組んでいきます。

##### 方針 2 魅力ある生活環境づくりから産業振興への連携

- ・良好な自然環境を活かした魅力ある生活環境づくりによって定住の促進を図るとともに、観光振興や定住促進が農林漁業・商工業など産業振興へつながる仕組みづくりを進めています。

##### 方針 3 “遊” から “感” へ

- ・“遊” はこれまでの観光振興でキーワードとした取り組みであり、“感” は近年高まりつつあるニーズをあらわします。施設観光から自然環境を体感する・味わうといった観光の振興に取り組みます。

##### 【都市づくりの方針】

###### ①拠点都市の機能拡充

- ・西部圏域においては、中村市・宿毛市・土佐清水市が拠点都市（母都市）として位置づけられ、これら3市の都市機能連携をもって県西部発展の原動力としていきます。中村・宿毛市は周辺町村への生活・都市サービスを供給する都市として、土佐清水市は地理的条件から自立性を持った都市として、その都市機能の拡充を図ります。

###### ②広域道路網の整備促進

- ・これまで、圏域として自立性を持ちながらも県中央部から離れた地理的条件が産業振興等経済活動の大きな制約となっていました。今後、国道 56 号バイパス（窪川～佐賀、大方改良など）や中村宿毛道路など高規格の道路整備を促進するとともに、宿毛湾港や足摺港などの港湾機能を活かした海上交通の拡充を図り、県内外と結ぶ交通条件の高度化を図っていきます。
- ・また、拠点都市間や周辺町村からのアクセス道路となる国道・県道等も整備していきます。 国道 321 号や 441 号などは海岸景観や四万十川の流域環境を味わう観光道路として、周辺の自然環境に配慮しつつ、サイクリングロードやポケットパークの整備、道路景観整備を検討していきます。

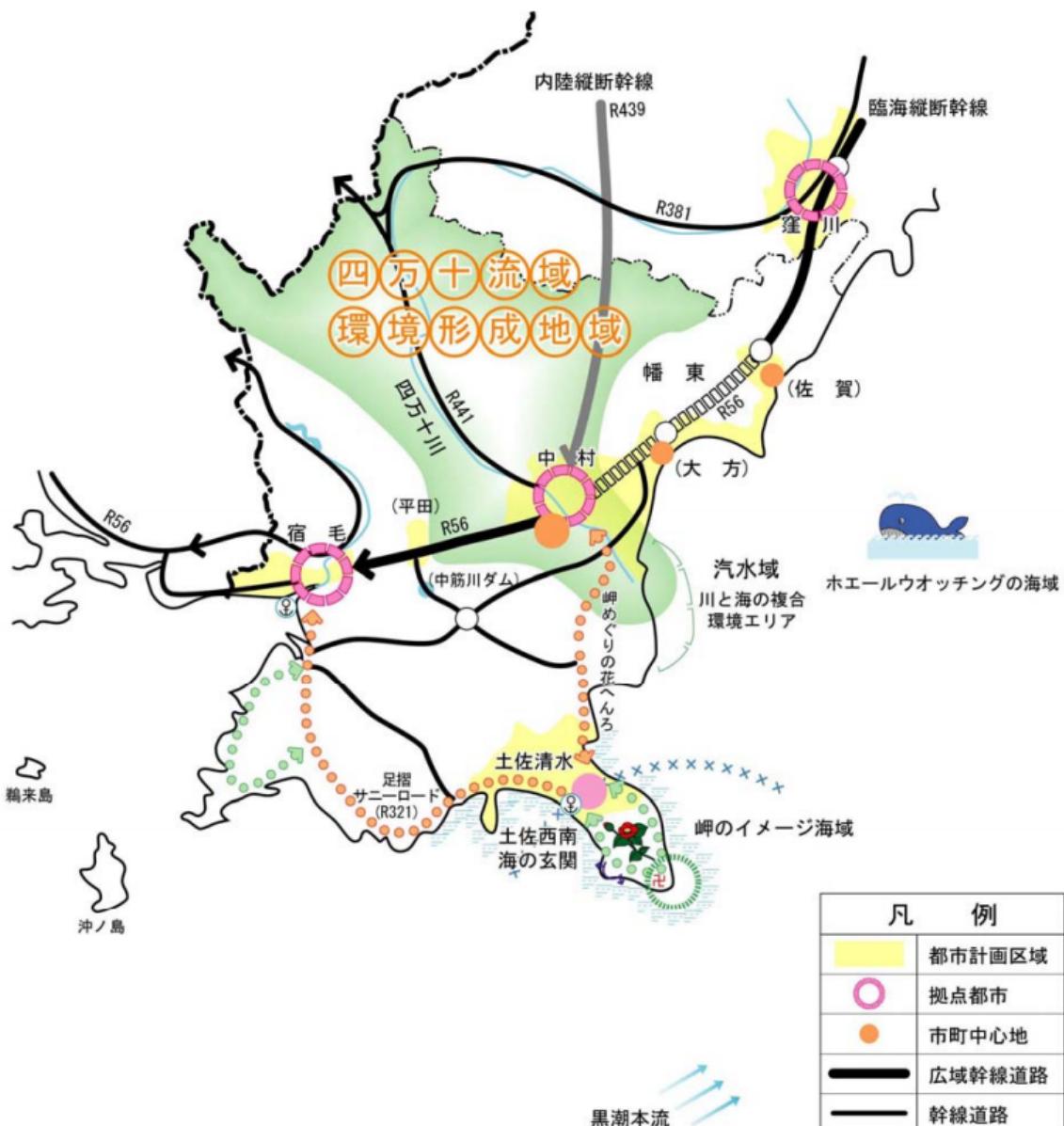
### ③定住基盤（条件）整備の促進

- ・“しまんと・あしづり”の自然のブランドイメージを活かし、多様なニーズに対応した住宅地の供給や、市街地・集落地における住宅密集地の改善など、定住基盤整備に取り組んでいきます。

### ④自然環境の保全と活用

- ・“しまんと・あしづり”ブランドの重要な要素である山・川・海を有機的につながる自然の系として保全していきます。特に四万十川流域は、自然・くらし・文化が織り込まれた地域であり、中でも河口付近（汽水域）は山～川～海をつなぐ貴重な生態系や自然の営みをしており、新たな地域おこしの拠点として活用を図っていきます。

【都市づくりの方針図】



(2) 中村都市計画区域マスタープラン（高知県・平成16年3月策定）※現在改訂作業中

【都市計画の目標】  
清流と街が輝く 拠点都市

【基本理念】

基本理念1 海と緑と歴史がいきづくまちづくり

- ・四万十川をはじめ、山林や農地などの多様な生物の生息空間の保全と創出を図り、自然と共生する都市づくりを進めていきます。あわせて、景観形成を図り、水と緑と歴史を感じ、調和した良好な市街地形成を進めていきます。

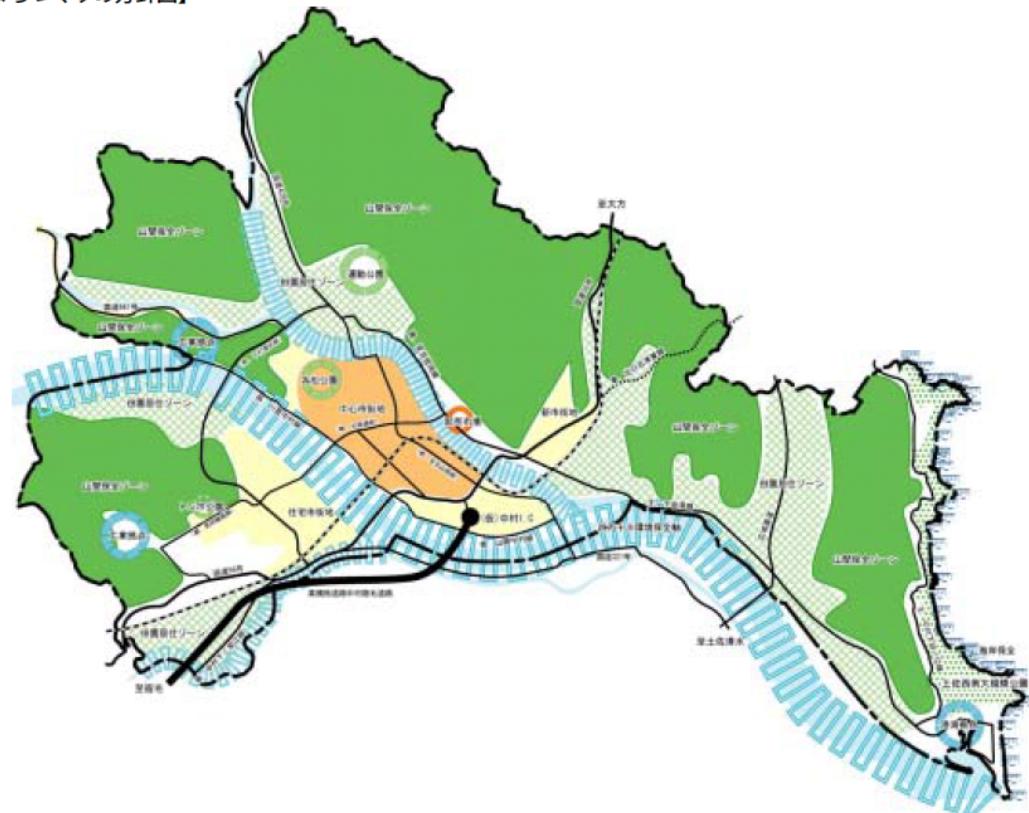
基本理念2 県西南地域の拠点として活力と賑わいをうみだすまちづくり

- ・西南地域における広域的な都市サービス機能を担う拠点都市として、高速交通体系のインパクトを最大限活かし、産業基盤や新市街地の整備、関連道路網の整備などにより、都市拠点機能を高めていきます。

基本理念3 安全で人にやさしいまちづくり

- ・地震などの災害に対応した海岸や河川の整備とともに、道路や公園等の防災ネットワークを整備し、都市の安全性を確保します。また少子・高齢化社会に対応するため、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーをコンセプトに、全ての人に配慮したまちづくりを進めます。

【まちづくりの方針図】



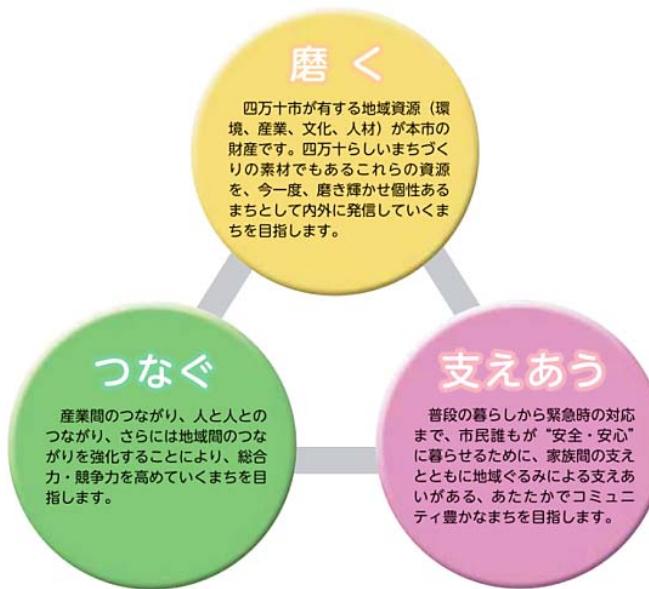
### (3) 四万十市総合計画（四万十市・平成27年3月策定）

#### 【計画期間】

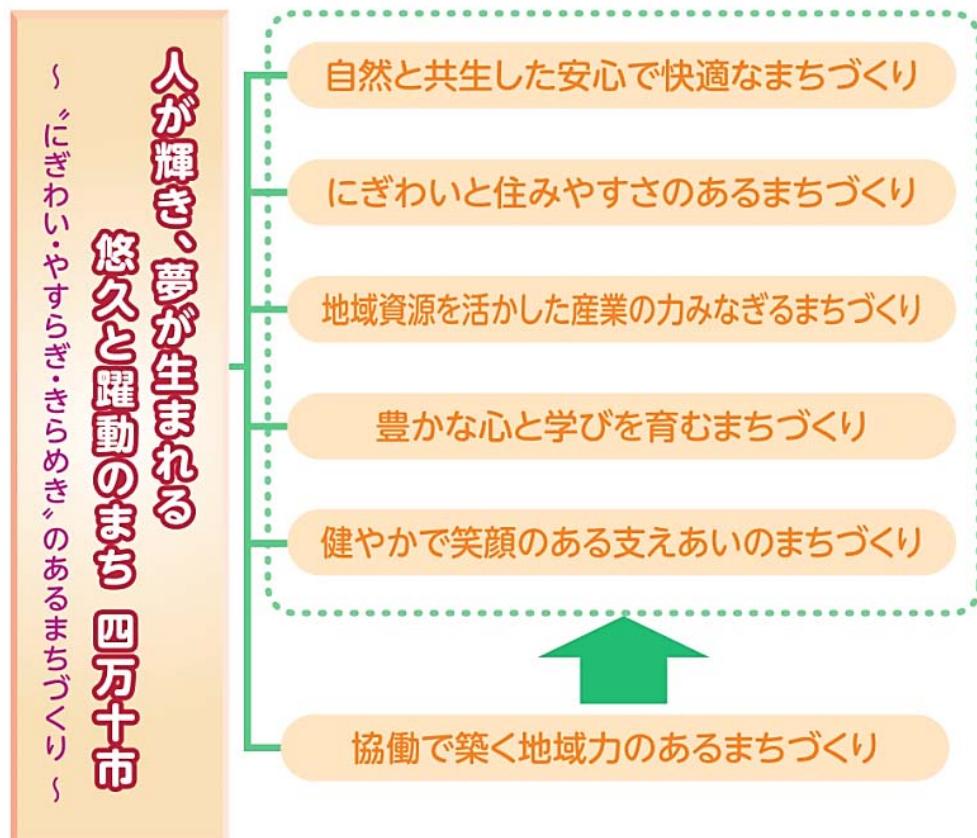
平成27年度～平成36年度(10年間)

〔前期基本計画 平成27年度～31年度(5年間)  
後期基本計画 平成32年度～36年度(5年間)〕

#### 【基本理念】



#### 【将来像及び基本目標】



## ■自然と共生した安心で快適なまちづくり

政 策	施 策
1.環境との共生の推進	1 豊かな自然環境の保全
	2 美しい水環境・景観の形成
	3 循環型社会の構築と地球温暖化の防止
2.安全・安心の確保	4 災害に強いまちづくりの推進
	5 消防・救急体制の充実

## ■にぎわいと住みやすさのあるまちづくり

政 策	施 策
3.拠点都市機能の充実	6 にぎわいのある市街地の形成
	7 交流基盤の整備
4.住みやすさの確保	8 良好な居住環境の整備
	9 都市基盤の整備・充実
	10 防犯・交通安全の推進

## ■地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり

政 策	施 策
5.地域資源を活かした産業の育成	11 豊かな食を育み、地域で暮らし稼げる農業の振興
	12 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり
	13 次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業の振興
	14 顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出
	15 地域の誇りが人を誇る、おもてなしの“環光”地づくり

## ■豊かな心と学びを育むまちづくり

政 策	施 策
6.夢を育む教育の推進	16 学校教育の充実
	17 青少年・若者の育成
7.地域文化の振興	18 地域文化の再発見・保全
	19 生涯学習・スポーツの振興

## ■健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり

政 策	施 策
8.住民みんなの健康づくりの推進	20 医療体制の充実
	21 生涯健康づくりの推進
9.支えあう地域づくりの推進	22 地域福祉の推進
	23 地域で支える子育ての推進
	24 高齢者福祉の充実
	25 障害者福祉の充実

## ■協働で築く地域力のあるまちづくり

政 策	施 策
10.住民自治と協働の推進	26 住民自治と地域活動の推進
	27 人権が尊重されるまちづくり
	28 協働の推進
11.行財政の運営	29 効果的な行財政運営
	30 広域行政の推進

## (4) 四万十市環境基本計画（四万十市・平成25年4月改訂）

【目標年次】 平成29年

【理想とする環境像】 四万十川と緑の大地を守りゆく心豊かなまち しまんと

### 基本目標①(自然環境) 四万十川に代表される自然環境の保全と創造

取組	重点項目
清流四万十川、太平洋といった美しい水辺や、多種多様な木々に覆われた緑豊かな山間部など、これらの誇れる豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくために、自然環境を保全し自然や生物を守り育てることで、自然と人が共生していく環境を創造します。	○河川の水質について、排水対策（下水道整備、浄化槽普及を施し、水質改善を図ります。 ○重要文化的景観の選定を受けた四万十川の清流保全を積極的に図ります。

### 基本目標②(生活環境) ごみのない環境と循環型社会の構築

取組	重点項目
地域の特性に配慮しながら、大量生産、大量消費、大量破棄の社会・経済システムを見直し、郊外や化学物質の汚染がなく、さわやかな大気ときよらかな水に恵まれた環境の実現をめざして環境に負荷の少ない循環型社会の構築を進めています。	○ごみの排出量を削減します。 ○リサイクル率を引き上げます。

### 基本目標③(地球環境) 地球温暖化防止に取り組むまちの創造

取組	重点項目
地球規模の環境問題を、化石燃料に依存した現在のエネルギー利用形態や私たちの生活様式に起因するものと認識し、あらゆる事業活動や日常生活において地球環境の保全に取り組み、安全で枯渇の心配がない再生可能エネルギーや省エネルギーを取り入れ、地球上にやさしいまち「環境都市」を目指します。	○再生可能エネルギーの導入及び利用を図り、全体のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率を高めます。 ○省エネ・節電対策の取り組みにより、消費電力量の削減を図ります。 ○市関係施設を新設する場合には再生可能エネルギー設備と省エネルギー設備を導入します。

### 基本目標④(環境学習) 協働による元気なまちの創造

取組	重点項目
望ましい環境像を実現するためには、私達が環境問題の現状を理解し行動をしなければなりません。市広報や体験・学習を通じ、協働による元気なまちを創造します。	○市民、事業者に対して、環境情報の提供を常に行える環境整備をします。

## (5) 四万十川景観計画（四万十市・平成27年10月改訂）

### 【環境基本計画との整合性】

四万十市環境基本計画では、「四万十川に代表される自然環境の保全と創造のため、清流四万十川、太平洋といった美しい水辺や、多種多様な木々に覆われた緑豊かな山間部など、これらの誇れる豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくために、自然環境を保全し自然や生物を守り育てることで、自然と人が共生していく環境を創造する。」とあります。

この四万十市環境基本計画の理念を踏まえ景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を次のとおり定めます。

### 【基本方針】

- (1) 当計画は、高知県が平成18年10月より運用している「高知県四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例」における景観形成基準に準じ、住民の理解と協力のもと見直しを行いながら進めていくこととします。
- (2) 住民生活、経済活動等との調和のもと、国土交通省、四国森林管理局、高知県、四万十川流域の自治体等、関係行政機関の既存の計画と調和が保たれるよう連携して取組みます。

### 【関係者の責務】

良好な景観は優れた環境との調和のもと実現されます。四万十川の川面の利用に際しては、細心の注意をはらうこととし、漁具の浮きや屋形船等についても景観と調和する自然素材を利用するなどの工夫を行うなど、流域で景観に対する意識を共有して取組むこととします。

行政、住民、事業者は良好な景観の形成に関する方針にしたがい、それぞれの立場において環境の保全、景観の保全に努めることとします。

以下に行政、住民、事業者それぞれの責務を明確にし、四万十川流域の良好な景観の保全に努めることとします。

#### (1) 行政の責務

景観を構成する自然的、社会的特性を的確に把握し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及について積極的に役割を果たし、市民の理解と協力を得て景観特性に応じた各種施策の実施に努める。

#### (2) 住民の責務

自分たちの住む地域の自然的特性の理解を深め、住民自らが良好な環境及び景観の維持に努め、各行政機関と協働して地域の環境、景観が保全されるよう取組む。

#### (3) 事業者の責務

良好な景観の形成に関して理解し、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に積極的に取組み地域の景観の保全に努める。

(6) 四万十市中心市街地活性化基本計画（四万十市・平成20年7月策定、  
平成23年7月変更）

【目標年次】 平成25年3月（※平成20年7月策定時）

【目標コンセプト】 『清流に笑顔がかよう小京都中村』

【目標方針】

«1 本目の柱» 賑わいと回遊性のあるまちづくり

目標：地域住民及び遠くから訪れるお客さんの回遊性向上

回遊性の高い、歩いてまわれるコンパクトな市街地づくりと、多様な機能が凝縮した魅力ある中心市街地の形成に向け、公共施設の集積性による強みをさらに強化するとともに、サンリバー四万十跡地を活かした四万十物産館「あるねや(仮称)」の建設やイベント等によるソフト事業等の実施、さらにはバス等による公共交通の有効活用により、商店街における歩行者・自転車の通行量の増加と、来訪者(観光客等含む)の宿泊数を増加させることにより、まちなかへの賑わいづくりを目指していきます。

«2 本目の柱» 安心・安全 住みやすいまちづくり

目標：子育て世代や高齢者の方が安心して生活できる住環境の提供

少子高齢化と人口減少が顕著に進む中心市街地において、高齢者が過ごしやすい環境づくり、子育て世帯への支援などによる総合的な支援を図るとともに、公共施設や商業施設の集積性を活かし、さらには新庁舎建設等の公共公益施設の耐震化などの防災対策に取り組むことにより、来訪者だけでなく、居住者にとって住みやすい環境づくりを目指していきます。

«3 本目の柱» 商店街の再生による魅力あるまちづくり

目標：中心商店街の再生による地域経済の活性化

四万十市の中心であるだけでなく、幡多地域の中心として多様な都市機能が集積している環境にあるにもかかわらず、総体的に低迷している商業環境について、郊外部での大規模集客施設の立地規制などとともに、中心市街地における商業機能の再生を積極的に実施し、地域活力の向上を目指していきます。

## (7) 四万十市産業振興計画（四万十市・平成27年3月策定）

【目標年次】 平成36年

【目指す将来像】 『地域の資源を活かした産業の力みなぎる四万十市』

### 【横断的基本戦略と戦略の加速化】

#### 基本戦略①

##### 足腰を強め、地力を高める

農林水産業の生産性を高める取組みや産地化、ブランド化などにより、産地としての維持・強化を図ります。

また、「地産地消」を促進し、市外へのお金の流出を少なくし市内における経済の循環を大きくすることで、商工業を底上げします。

#### 基本戦略②

##### 産業間の連携を強化する

一次産品の特色を活かした商品開発・販売促進（6次産業化）や「食」の磨き上げなど全国に通用し競争力のある商品づくりを進めます。

また、観光を切り口に各産業分野の連携を深め、相乗効果による面的に広がりのある滞在型・通年型の観光地づくりを進めます。

#### 基本戦略④

##### 産業の担い手、人材の確保・育成

各産業分野において、新規就業や起業などへの課題を整理し、課題に応じた担い手の確保を推進します。

また、人材育成プログラムなどを積極的に活用し、各産業分野さらには地域において新たに果敢に挑戦する志と知識・技術を持った人材の確保・育成を推進します。

#### 基本戦略③

##### 情報発信と外商の強化

各事業者の情報発信力と販売力（外商）強化への支援に加え、事業者、関係機関が連携した一元的な情報発信とアンテナショップや各種物産展・商談会、旅行エージェントや各種媒体など、あらゆる機会、チャンネルを活用した組織的な販売（外商）活動を推進します。

### 戦略の加速化

#### ○計画推進体制と支援策の強化

推進体制の明確化とフォローアップ体制づくり  
国・県支援策の活用への相談・支援の充実  
市独自の支援策の強化

#### ○県産業振興計画との連携と協働

県計画の地域アクションプランへの積極的な提言  
全県的な取組みとの積極的な連携と協働

#### ○産・官・学・金・労・言の連携

「産（産業界）」、「官（行政機関）」、「学（教育機関）」、「金（金融機関）」、「労（労働団体）」、「言（メディア）」の連携・協働による計画の具現化

#### ○移住促進による活性化

各産業分野そして地域の担い手の確保  
移住による市内市場への経済波及効果

## 【計画の構成と施策の展開】

「**目指す将来像**」地域資源を活かした産業の力みなぎる四万十市

「**計画全体を貫く目標①**」10年後の市内総生産額 1,100 億円以上を目指す

「**計画全体を貫く目標②**」今後 10 年間の人口の社会増減をプラスにする

「**横断的基本戦略**」

- **基本戦略①** : 足腰を強め、地力を高める
- **基本戦略②** : 産業間の連携を強化する
- **基本戦略③** : 情報発信と外商の強化
- **基本戦略④** : 産業の担い手、人材の確保・育成

「**産業間連携テーマ**」「地産地消の促進」・「地産外商の推進」

[**目指す姿**]

- 農業分野 : 豊かな食を育み、地域で暮らし稼げる農業
- 林業分野 : 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地
- 水産業分野 : 次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業
- 商工業分野 : 顧客に選ばれる商工業と賑わいの創出
- 観光分野 : 地域の誇りが人を誇る、おもてなしの“環光”地

### 産業振興計画の推進によって目指す将来像（10年後の成功イメージ）

#### 地域資源を活かした産業の力みなぎる四万十市

この将来像（成功イメージ）には、「地産地消」（地元で購買する、地元企業・地元商品を使うこと）を促進し市内における経済の循環を大きくするとともに、本市が有する豊かな地域資源（山川海すべてそろった豊かな自然環境、優れた農林水産物や工芸品、「食」、さらには歴史・文化など）を育て、磨き上げ、組み合わせることで新たな付加価値を生み出し、「四万十」のブランド力を磨き、余すところなく発信し売り出すことで、市外からお金を稼ぐ「地産外商」を推進し、競争力があり持続可能な産業としての力みなぎる四万十市にしていきたいとの思いが込められています。

#### 計画全体を貫く目標①

##### ■10年後の市内総生産額 1,100 億円以上を目指す

○各産業分野の取り組みと産業間連携による「地産地消」、「地産外商」の推進により生産額を増加させ、10年後の市内総生産額 1,100 億円以上を目指す。

（参考：平成23年の市内総生産額 1,053 億円）

#### 計画全体を貫く目標②

##### ■今後 10 年間の人口の社会増減（転入数と転出数の差による増減）をプラスにする

○産業振興計画の推進により産業力を高め、若者が雇用の場を増やす。  
□・若者の流出を抑制  
□・U・ターンの受け入れ可能に  
（参考：平成17～25年（年平均）の社会増減 社会減▲139人）

#### 戦略の加速化

- 計画推進体制と支援策の強化
- 県産業振興計画との連携と協働
- 「産・官・学・金・労・育」の連携
- 移住促進による活性化

#### “四万十”をまるごと発信・販売

～“四万十”的ブランド力を磨き、余すところなく発信し売り出すことで、市外からお金を稼ぐ「地産外商」を推進～

商工業・観光をけん引役に産業を骨太なものに押し上げる！

～「地産地消」（地元で購買する、地元企業・地元商品を使うこと）を促進とともに、豊かな地域資源を組み合わせることで新たな付加価値を生み出す～

農業分野	
(目指す姿)	
◆豊かな食を育み、地域で暮らし稼ぐ農業	
(数値目標)	○農業市内総生産額 ○固定農業者数
【10年後】 14 億円以上	【10年後】 170 人以上
【5年後】 13 億円以上	【5年後】 150 人以上
【現状】 11億9,000万円	【現状】 127 人

林業分野	
(目指す姿)	
◆山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地	
(数値目標)	○原木生産量 ○木材・木製品製造品出荷額等
【10年後】 75,000 m <sup>3</sup> 以上	【10年後】 9億円以上
【5年後】 60,000 m <sup>3</sup> 以上	【5年後】 8億円以上
【現状】 47,000 m <sup>3</sup>	【現状】 7億5,000万円

水産業分野	
(目指す姿)	
◆次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業	
(数値目標)	○内水面漁業 渔獲量 ○海面漁業 渔獲量
【10年後】 80 t以上	【10年後】 40 t以上
【5年後】 65 t以上	【5年後】 35 t以上
【現状】 56 t	【現状】 30 t

商工業分野	
(目指す姿)	
◆堅実に選ばれる商工業と賑わいの創出	
(数値目標)	○小売・卸事業 ○製造品出荷額等 年間商品販売額
【10年後】 850 億円以上	【10年後】 100 億円以上
【5年後】 800 億円以上	【5年後】 95 億円以上
【現状】 798 億1,000万円	【現状】 92 億8,000万円

観光分野	
(目指す姿)	
◆地域の誇りが人を誇る、おもてなしの“環光”地	
(数値目標)	○観光来込客数 ○市内宿泊客数
【10年後】 140 万人以上	【10年後】 25 万人以上
【5年後】 130 万人以上	【5年後】 22 万人以上
【現状】 125 万6,000人	【現状】 21 万1,000人

基本戦略①  
足腰を強め、地力を高める

基本戦略③  
産業間の連携を強化する

基本戦略④  
情報発信と外商の強化

基本戦略②  
産業の担い手、人材の確保・育成

(8) 四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略（四万十市・平成27年10月策定）

【目標年次】 平成31年

【基本目標】

**基本目標1 地産外商により安定した雇用を創出する**

方向性	具体的な施策	
地産を強化する	農業の振興	①戦略品目の生産拡大 ②生産性の高い栽培技術、次世代型技術の導入 ③環境保全型農業の推進 ④経営力の強化と組織的な経営の推進 ⑤農地の利用調整と耕作放棄地対策
	林業の振興	①長伐期施業の推進とブランド化 ②原木生産の拡大 ③加工・流通体制の強化 ④健全な森づくり
	水産業の振興	①天然水産資源の回復・生産量UP ②栽培漁業の推進 ③水産物の加工、販売促進
	商工業の振興	①地域資源を活かした商品開発 ②四万十の“食”文化の磨き上げ ③中心市街地、商店街の魅力・賑わいづくり ④地震防災対策の強化 ⑤企業誘致の推進
	地産地消の推進	①地元消費拡大に向けた
外商を強化する	地産外商の推進	①事業者連携の促進と外商の推進
	観光の振興	①滞在型の観光商品づくり ②広域連携による周遊観光の推進 ③観光商品のセールス ④おもてなし環境の整備
	シティプロモーションの展開	
	産業振興推進総合支援	
産業の担い手、人材の確保育成	各産業分野の担い手、人材の確保育成	①一次産業の新たな担い手、人材の確保育成 ②創業や経営革新に意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成 ③観光の担い手、人材の確保・育成

## 基本目標2 新しい人の流れをつくる

方向性	具体的な施策
移住・定住の促進	①相談・支援体制の充実 ②情報発信と交流の促進 ③移住・定住環境の整備
市外からの人材誘致	①地域活動等の担い手の確保 ②一次産業の担い手、人材の確保育成【再掲】 ③創業や経営革新に意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成【再掲】 ④観光の担い手、人材の確保・育成【再掲】 ⑤企業誘致の推進【再掲】

## 基本目標3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

方向性	具体的な施策
若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる	①総合的な結婚支援 ②安全・安心な妊娠や出産のための支援 ③健やかな子どもの成長と発達のための支援 ④子ども医療の充実 ⑤保育サービスの充実 ⑥地域での子育て支援の充実

## 基本目標4 地域に合った小さな拠点をつくり、まちとの連携により市民のくらしを守る

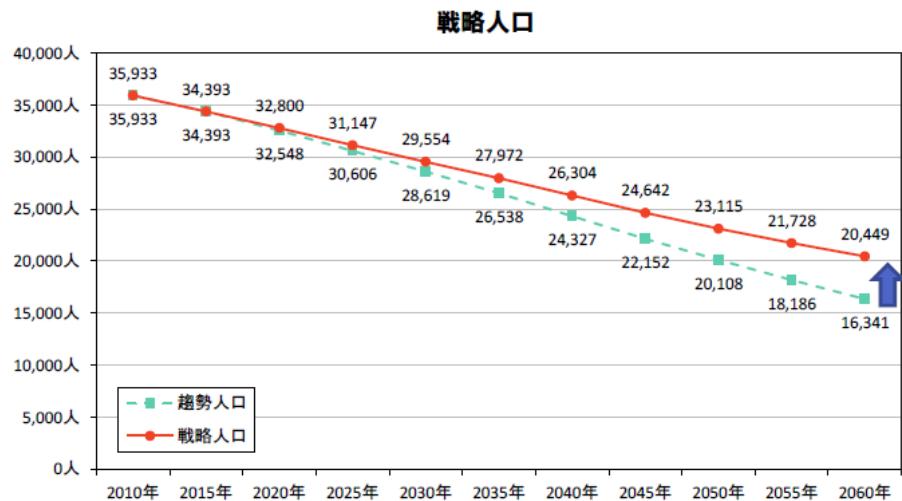
方向性	具体的な施策
地域におけるくらしの維持と創生	①小さな拠点等の整備促進と活動支援 ②中山間地域の生活支援 ③地域活動等の担い手の確保【再掲】
地域で支えあう活動や 地域で支えあう活動や取り組みの推進 取り組みの推進	①住民がいつまでも住み慣れた地域で、安心して健康に暮らせる地域づくりの推進
にぎわいのあるまちづくり	①まちなかのにぎわい再生 ②北部地域の拠点づくり（北の玄関口） ③市全域の回遊性のあるまちづくり ④安全・安心に暮らすことができる災害に強いまちづくり
広域連携による魅力あふれる地域づくり	①幡多広域定住自立圏の取り組みの推進 ②広域連携による周遊観光の推進【再掲】

## (9) 四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（四万十市・平成27年10月策定）

【対象期間】～平成72年（2060年）

### 3 目指すべき四万十市の戦略人口

○ここまでシミュレーションの結果などを踏まえ、四万十市では、2060年の戦略人口として、20,500人の確保を目指します。



(10) 第2次幡多地域定住自立圏共生ビジョン（四万十市、宿毛市・平成27年10月改定）

【ビジョン期間】 平成27年度～平成31年度

【幡多地域定住自立圏構成市町村】 四万十市、宿毛市、土佐清水市、大月町、黒潮町、三原村

【定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組】

①高度医療・地域医療ネットワークの充実

＜形成協定＞

切れ目のない医療を適切に提供できるよう、救急医療や高度医療を担う中核病院と圏域内の各病院や診療所の役割分担と機能・連携の強化、ネットワーク化を促進し、高度医療・地域医療ネットワークの充実を図る。

②滞在型・体験型観光の推進

＜形成協定＞

（一社）幡多広域観光協議会や各観光協会等との連携強化を図り、四万十川や足摺岬など観光資源に恵まれた幡多ブランドを確立のうえ、全国・海外にPRし、幡多地域の知名度を向上させるとともに、2泊3日以上の周遊ルートの作成や体験プログラムの開発などを通じて、圏域での滞在型・体験型観光を加速させる。

③図書館ネットワークの構築

＜形成協定＞

圏域住民の教育・文化の向上のため、圏域の図書館全体としての蔵書の確保と充実を図るとともに、市町村の垣根なく図書の貸し借りが出来るよう図書検索システムや図書館システムのほか、県立図書館物流システムの活用など、図書館ネットワークを活用し、住民が利用しやすい環境を整備する。

④地域公共交通ネットワークの構築

＜形成協定＞

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線、市町村間を結ぶ高知西南交通バス路線、宿毛フェリーの宿毛佐伯航路などの効果的かつ効率的な運行や利用促進策について総合的な調整を行い、圏域住民の暮らしに必要な地域公共交通を確保し、充実させるとともに、観光振興等による地域活性化の視点を加えた圏域にとって望ましい地域公共交通ネットワークの構築に取組む。

⑤情報通信ネットワークの整備促進

＜形成協定＞

圏域における超高速ブロードバンドエリアの拡大を図り、医療、産業振興、教育・文化、防災・減災対策などの各分野における情報通信ネットワーク化を促進する。

⑥職員の合同研修及び研究等

＜形成協定＞

職員の資質及び圏域マネジメント能力の向上と圏域職員間の連携を強化するため、合同による研修や研究等を行う。

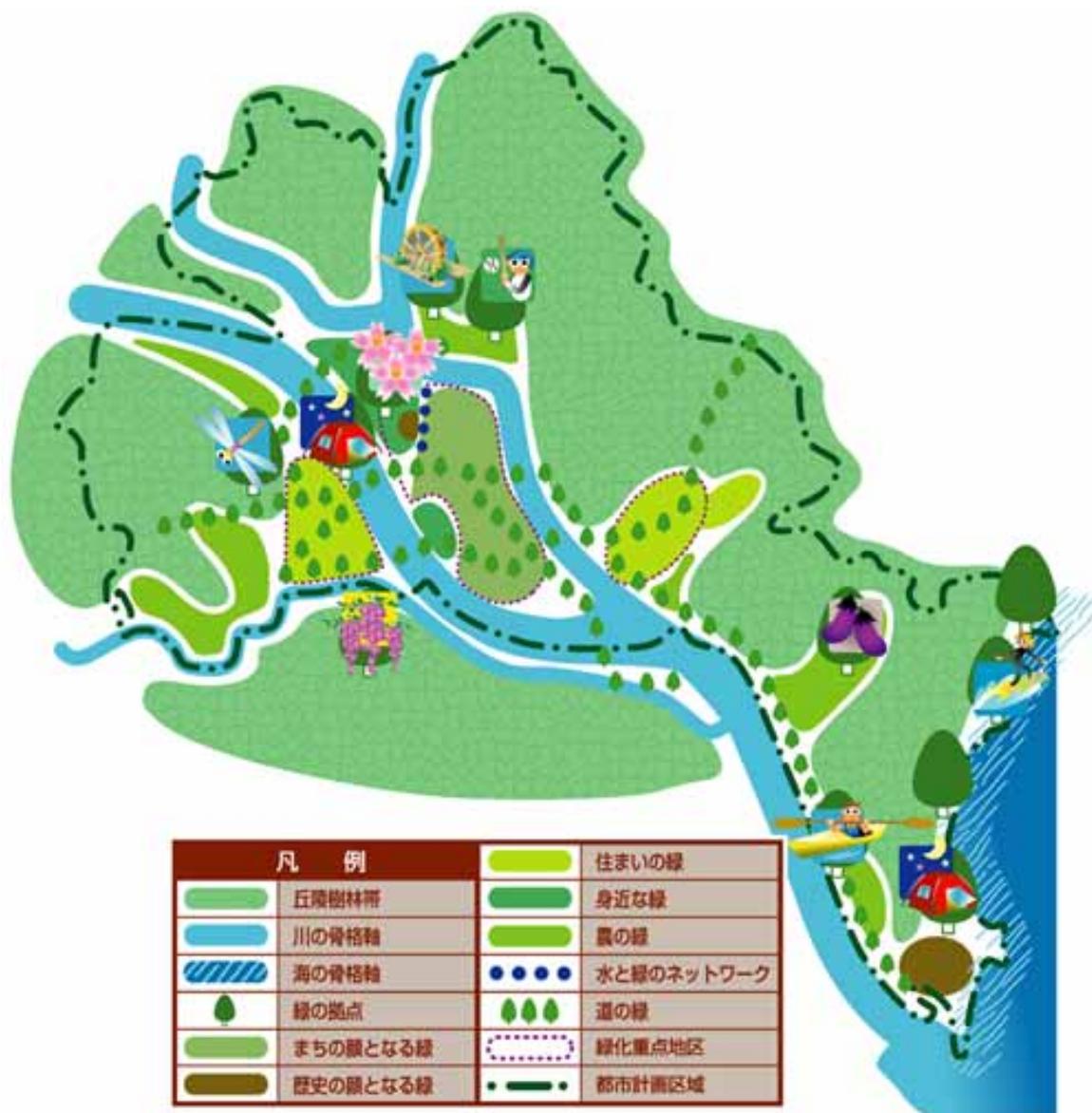
(11) 中村市緑の基本計画（平成 15 年 3 月策定）

【基本理念】『山 川 海—四万十の水面に輝く緑のまちづくり—』

【基本方針】

- ・中村らしい水と緑を保全し、未来へ継承する
- ・みんながいきいきと輝く花と緑の拠点づくり
- ・きらめく緑のネットワークの形成
- ・身边に花と緑が輝くまちづくり
- ・市民・事業者・NPO・行政とのパートナーシップによる花と緑を育むまちづくり

中村市の将来の緑のまちづくりイメージです



## 4.市民意向

四万十市都市計画マスタープランを策定するにあたり、市民からの市政に対する考え方やご意見を把握し、今後のまちづくりの方向性や課題を検討するために、平成24年12月に実施された「まちづくりに関するアンケート調査（市民意識調査）」の結果に基づき、都市特性の視点で集計・分析を行いました。

アンケート結果では、四万十市に「住みやすい・どちらかといえば住みやすい」という回答が65.4%となっており、「住みにくい・どちらかといえば住みにくい」を大きく上回っています。

都市の特性に関する回答をみると、「緑、水や自然の豊かさ」に対する満足度が最も高く、次いで「日用品、食料品などの買い物の便利さ」の満足度が高くなっています。

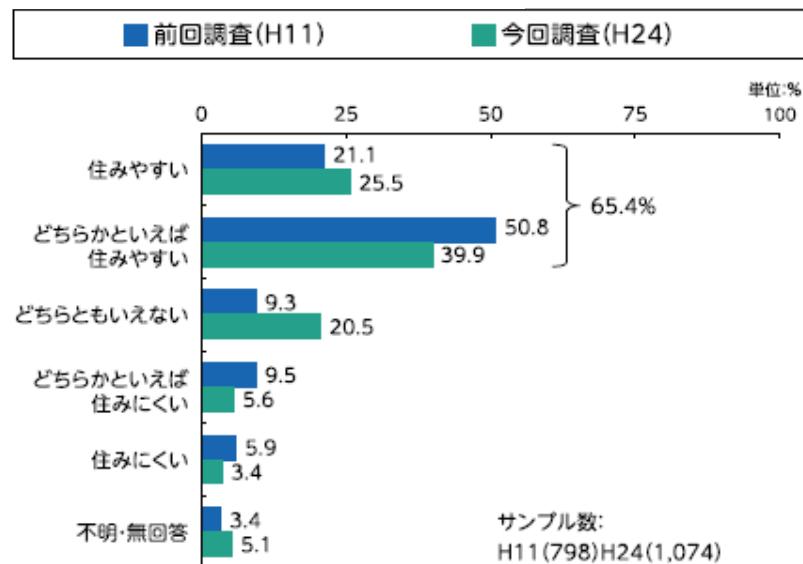
一方、不満度では、「夜間の生活道の明るさや歩道の安全性」に対する不満割合が高く、“暮らしの安全に関するここと（防災等）”、「公共交通機関の使いやすさ」などに不満が多くみられます。

今後のまちづくりのキーワードとしては、「自然の豊かさ」「活力・にぎわい」「清流・美しさ」「安全・安心」が主なものとなっています。

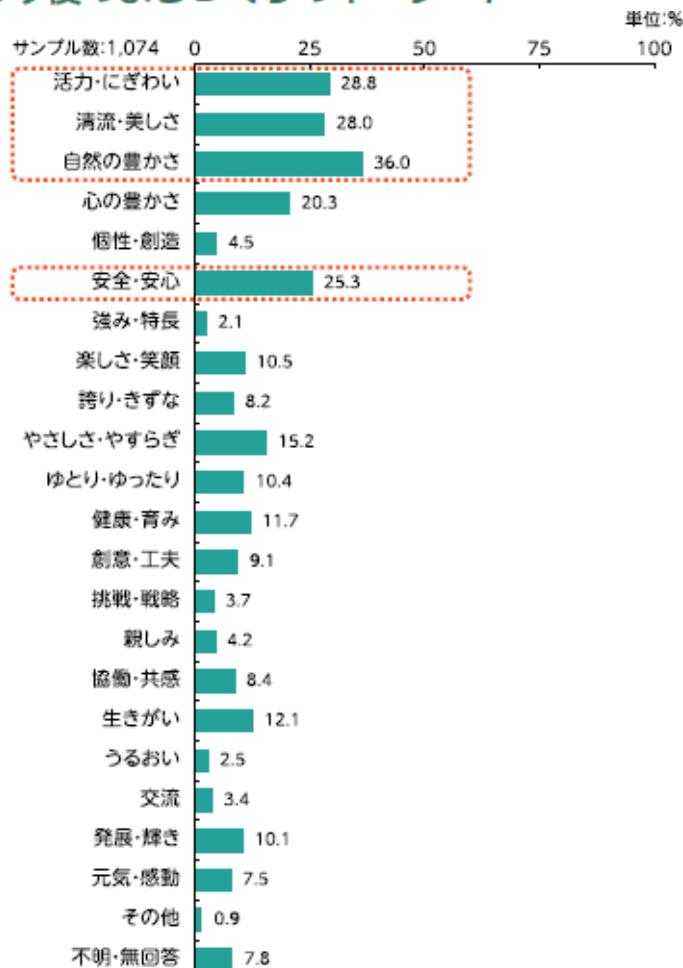
表 毎日の生活の各面における評価（都市特性に該当する項目）

		男性		女性	
		満足派	不満派	満足派	不満派
暮らしの 安全	地震や津波からの安全性	14.8	37.8	9.9	46.2
	台風・豪雨災害からの安全性	12.4	37.1	6.7	43.6
	災害時の避難路及び避難場所の整備	10.8	39.2	7.5	46.0
	夜間の生活道の明るさや歩道の安全性	13.2	46.0	10.8	50.7
	日用品・食料品などの買い物の便利さ	33.9	12.4	36.3	15.2
暮らしの 利便性	通勤・通学・通院の便利さ	22.9	19.7	22.5	21.7
	銀行・郵便局など金融機関利用の便利さ	28.6	13.1	29.5	12.1
	公共交通機関（バス・鉄道など）の使いやすさ	10.7	36.1	8.5	38.7
	身近な地域での道路の使いやすさ	17.1	27.9	14.8	24.4
	国道などの幹線道路の使いやすさ	15.1	27.2	11.6	23.7
暮らしの 快適性	緑、水や自然の豊かさ	65.2	2.3	66.8	1.7
	子どもの遊び場や公園、広場の身近さ	23.8	17.1	24.4	20.9
	まちの美観や周囲の景観	20.2	13.7	17.0	15.0
	上水道・簡易水道等の整備状況（水道の普及）	29.5	11.7	26.2	10.7
	下水・排水の処理対策（生活排水処理）	17.6	23.6	16.5	18.6
教育・文化	こどもたちが健全に成長できる環境	13.2	14.2	11.1	13.1
	芸術・文化に親しむ機会が多い	6.4	27.7	5.6	28.3
	スポーツを楽しむ機会が多い	7.1	20.4	7.5	16.4
	伝統文化の保存・継承がされている	9.4	20.8	6.5	15.4

## ●四万十市の住みやすさについて



## ●今後のまちづくりのキーワード



出典：四万十市まちづくりに関する

アンケート調査（市民意識調査）報告書

## 5.都市づくりの主要課題

本市の分野別特性から抽出した都市づくりの課題と、市民意向調査結果から今後の都市づくりの課題について、視点別に4つの主要課題に集約しました。

### 四万十市の魅力向上（～まちの魅力を伸ばす視点～）

四万十川の貫流する本市では、古来より川と共に生き、豊かな自然や歴史文化の恵みを享受してきました。

しかしながら、近年、都市化の進展や生活様式の変化に伴い、流域の自然も徐々に変化する中、特徴的な景観や生態系などへの影響が危惧されています。

このため、流域における無秩序な開発の防止をはじめ、日本最後の清流四万十川における生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水・環境機能が調和した川づくりを推進することが求められています。

また、中心市街地は、「土佐の小京都」と呼ばれていますが、現在では自然災害等により、まちなみ「小京都」を感じられるものがほとんど残されていない状況です。

まちなみにおける歴史的景観づくりの推進など、歴史・文化的資源の保全・創出を図り、豊かな自然や歴史文化の魅力を高めつつ、次世代へ継承していく必要があります。

### 人口減少・少子高齢化に対応した都市構造の再編（～まちの効率化を追求する視点～）

本市の人口は減少傾向で、高齢化も著しく進行しており、その傾向は一層加速化することが予測されています。また、人口の約6割が都市部に集中しているものの、中心市街地の人口減少が特に著しく、市街地の空洞化が進行しており、生活サービス機能などの低下が懸念されています。

また、中山間地域では過疎化の進行により、集落機能が低下し、機能維持が困難になることが懸念されています。

都市部や中山間地域などの持続的発展を図るため、市街地においては、福祉や文化、商業、コミュニケーション等の機能集積や居住の誘導により高齢者や子育て世代にも暮らしやすい中心拠点や生活拠点などの形成を促進する必要があります。併せて、中山間地域では地域活力や自然環境を維持するための地域拠点や居住エリアを形成するなど、地域の実情に応じた拠点づくりが必要です。

また、都市部と中山間地域の拠点間を結ぶ円滑な交通ネットワークを確保するため、公共交通の充実化と併せて、その路線となる幹線道路等の充実・強化に努めていくなど、都市構造の再編に取り組む必要があります。

## 地域経済の安定発展と交流の促進（～地域経済の持続的発展を目指す視点～）

本市では第1次・第2次産業の事業所や従業者が減少傾向にあり、商品販売額も減少が続いていることから、ものづくり産業の衰退、地域経済の低下が懸念されています。また、観光面においても、入込客は年間120万人を超えており、市内の回遊性に乏しく通過型の観光が主流となっています。

今後、地域資源の磨き上げによるブランド力の強化とともに、地域循環型による第6次産業化の取り組みが必要です。

さらに、観光資源のネットワーク化や中心市街地における景観・回遊路整備、宿泊機能の確保や観光・にぎわい拠点を創出し、滞在型観光の転換に取り組むなど、地域経済への波及効果を高めていく必要があります。

また、その基盤となる四国横断自動車道の延伸と、周辺市町村を結ぶ広域幹線道路の構築や市街地内道路の改善に取り組み、円滑な交通流動を確保する必要があります。

## 市民生活の安全・安心の確保（～都市防災や生活環境を改善する視点～）

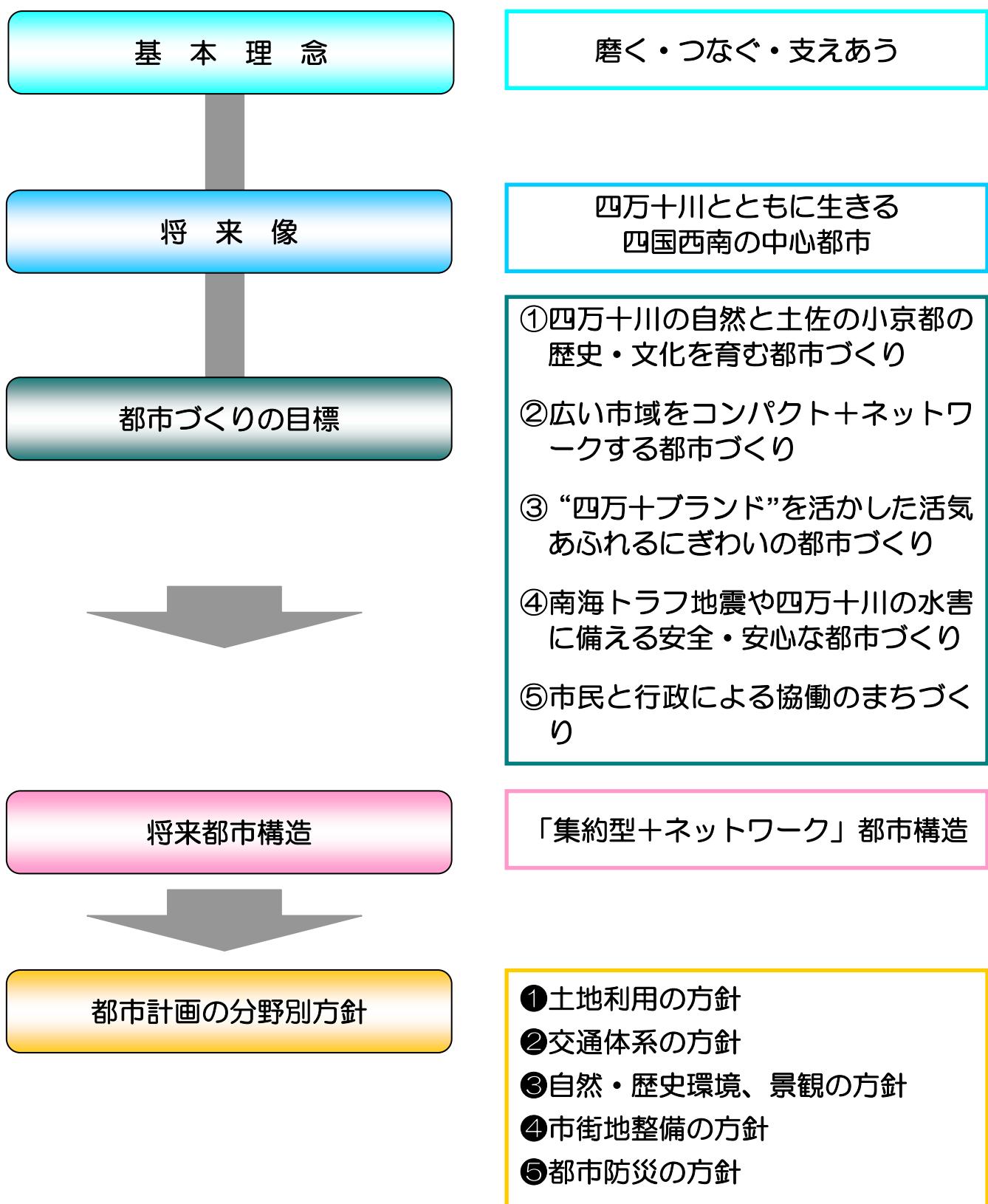
本市は、四万十川・後川・中筋川の3本の1級河川を有しており、過去より幾度となく大規模な水害が発生しています。また、水害から生命と財産を守るべく、山沿いの高いところに集落が点在していることから土砂災害警戒区域も多く指定されています。さらに近い将来、南海トラフ地震による甚大な被害が予測されています。

このため、さまざまな災害を想定した総合的な防災・減災対策の強化等に取り組むとともに、日頃からの防災に対する市民意識の向上に努め、自然災害から市民の命と生活を守る、強い都市づくりを推進していく必要があります。

また、道路施設をはじめとする都市基盤施設の老朽化が進んでいることから、安全な利用環境を確保するための適切な維持管理など、市民が安全で安心して暮らせる生活基盤の確保が求められています。

## 第2章 全体構想

### 1.全体構想の構成



## 2.四万十市の将来都市像

### (1) 都市づくりの基本理念と将来像

#### ■都市づくりの基本理念 ※四万十市総合計画「基本理念」より

日本全体が本格的な少子高齢化、人口減少社会へ移行しているなかで、地球規模での環境問題を背景に、できるだけ環境への負荷を軽減するための保全対策はもとより、四万十市らしさの象徴である豊かな自然環境を活かした都市づくりが求められています。

また、地方分権の進展は地域の特性に応じた都市づくりが可能となる反面、持続的な行財政運営を担保とした市民サービスの充実が求められています。そのためには、さまざまな分野で市民と行政が互いに適切な役割を担いつつ連携を強めるとともに、地域住民のコミュニティの充実を図っていくなど、「つながり」や「支えあいの心」を深めていくことが重要です。

こうした社会的背景を踏まえ、本市では、縁豊かな山々や悠然と流れる四万十川などの自然の恵みと地域風土に育まれてきた歴史や文化を財産とし、その質をいかに高めていくかを模索しながら、まちや地域の持続的な発展を目指していくことが必要です。

このため、本計画に基づくまちづくりを実現するうえで、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、以下のように基本理念を定めます。

#### 【基本理念】

#### 「磨く・つなぐ・支えあう」

##### 磨く

四万十市が有する地域資源（環境、産業、文化、人材）が本市の財産です。四万十らしいまちづくりの素材でもあるこれらの資源を、今一度、磨き輝かせ個性あるまちとして内外に発信していくまちを目指します。

##### つなぐ

産業間のつながり、人と人とのつながり、さらには地域間のつながりを強化することにより、総合力・競争力を高めていくまちを目指します。

##### 支えあう

普段の暮らしから緊急時の対応まで、市民誰もが“安全・安心”に暮らせるために、家族間の支えとともに地域ぐるみによる支えあいがある、あたたかでコミュニティ豊かなまちを目指します。

## ■都市の将来像

都市づくりの基本理念を踏まえ、四万十川の自然やその流域に育まれた歴史・文化などの地域資源を活かした人・物などの多様な交流の創出、また、四国西南の中心都市として、にぎわいと活力の向上を図るとともに、豊かな自然や歴史文化と共生し、市民の安全・安心で快適な暮らしの実現を目指して、都市の将来像を次のように設定します。

### 【将来像】

## 四万十川とともに生きる四国西南の中心都市

### (2) 都市づくりの目標

四万十市が四国西南の中心都市として、地域をリードしていくためには、都市づくりの基本理念に基づき、都市の将来像を実現していくことが必要です。

そのためには、都市づくりの主要課題に対する目標を示し、市民と行政がそれぞれの役割分担のもとでお互いに協力し、各種取り組みを推進していくことが重要です。

そこで、都市の現状や市民の意向などを踏まえて、以下の5つの都市づくりの目標を掲げ、分野別の都市づくり方針の取り組みを進めていきます。

### 都市づくりの主要課題

四万十市の魅力の向上  
(まちの魅力を伸ばす視点)

人口減少・少子高齢化に対応した都市構造の再編  
(まちの効率化を追求する視点)

地域経済の安定発展と交流の促進  
(地域経済の持続的発展を目指す視点)

市民生活の安全・安心の確保  
(都市防災や生活環境を改善する視点)

### 都市づくりの目標

①四万十川の自然と土佐の小京都の歴史・文化を育む都市づくり  
【憩い・やすらぎ】

②広い市域をコンパクト+ネットワークする都市づくり  
【育む・住まう】

③“四万十ブランド”を活かした活気あふれるにぎわいの都市づくり  
【活力・にぎわい】

④南海トラフ地震や四万十川の水害に備える安全・安心な都市づくり  
【安全・安心】

⑤市民と行政による協働のまちづくり

## ① 四万十川の自然と土佐の小京都の歴史・文化を育む都市づくり

【キーワード： 憩い・やすらぎ】

日本最後の清流四万十川に代表される豊かな自然は、これまで市民生活の営みの礎にあり、本市の文化を創りあげてきた財産です。また、その風景は市民にうるおいとやすらぎを与えてくれます。

京を模した碁盤目状のまちなみは「土佐の小京都」といわれ、土佐の三大祭の一つである「一條大祭」などが開催されているなど、歴史文化が息づく市街地が形成されています。

このような自然や歴史文化を次の世代に引き継いでいくとともに、これら資源に磨きをかけ、四万十市のブランドとして、その魅力をさらに高めていく必要があります。

このため、四万十川の美しい景観や多様な生態系の保全に努めながら、四万十川を身近に感じられるまちづくりを進めるとともに、「土佐の小京都」に相応しいまちなみの再生に取り組んでいきます。

## ② 広い市域をコンパクト＋ネットワークする都市づくり

【キーワード： 育む・住まう】

人口減少・少子高齢化社会においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトな都市づくり（コンパクトシティ＋ネットワーク）の推進が求められています。

このため、市街地においては、都市機能の強化や居住を誘導するなど、高齢者や子育て世代にも対応した住環境の確保に努めています。また、郊外においては地域活力の維持、生活支援に向けた取り組みとして地域拠点や居住エリアを確保し、河川や山林、農地などの環境を守っていくとともに、拠点間を結ぶ公共交通の充実に取り組んでいきます。

さらに、四国横断自動車道によって生じる、人や物の流れを中心市街地へ引き込む交通軸の形成に努めています。

### ③ “四万十ブランド” を生かした活気あふれるにぎわいの都市づくり

#### 【キーワード： 活力・にぎわい】

本市は、豊かな自然環境を背景に多様な農産物、全国有数の森林資源、ブランド力のある水産資源を有しています。また、四万十川という全国ブランドの資源もあり、観光面では多くの来訪があります。

しかしながら、一方で都会など人口が集中している大消費地から遠いことから、生産力や販売力が弱いなど、距離的なハンディを負っており、担い手や人材の確保にも支障をきたしています。

このため、まずは都市との交流や地域間連携を強め、産業の足腰や自力を高められるよう、四国横断自動車道を始めとする幹線道路網の整備に取り組みます。

また、四万十 IC からの中心市街地にかけてはエントランス空間の整備を行うとともに、中心市街地についてはまちの顔となる施設の配置やまちなみの景観整備に努め、活気あふれるにぎわいの創出を図ります。

### ④ 南海トラフ地震や四万十川の水害に備える安全・安心な都市づくり

#### 【キーワード： 安全・安心】

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまで取り組んできた防災対策の想定をはるかに超える大規模な災害で、巨大な津波により多くの尊い命が失われ、都市機能は壊滅的な被害を受けました。

このため、本市においては、「命を守る・つなぐ」ことを基本とし、ハード・ソフトの両面から、南海トラフ地震・津波対策をはじめ、四万十川の洪水や内水を含む風水害対策など、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進していきます。

また、平成 24 年 12 月に発生した中央自動車道 笹子トンネル天井板崩落事故を契機として、社会資本の維持管理・更新の取り組みをはじめ、平成 24 年 4 月以降に相次いで発生した登下校中の児童生徒等の交通事故を受け、通学路等の安全確保が求められています。

安全で安心な生活環境を確保していくため、都市基盤施設の整備と適切な維持管理、交通安全対策の強化などに取り組んでいきます。

## ⑤ 市民と行政による協働のまちづくり

快適で住みやすく、夢が持てるまちづくりを進める考え方は、全ての市民が共有するものです。また、誰もが平等に社会へ参加し、自由で平和に暮らせる環境にあることは、市民の共通の願いです。そのため、自治会などのコミュニティ組織を中心に、家庭から地域へ、地域からまち全体へと広がる地域間交流の仕組みづくりを構築し、市民総参加の協働のまちづくりに取り組んでいきます。

このような、持続したまちづくりを支えるものとして、行財政の健全で効果的運営が基盤となるのですが、少子高齢化社会を迎え、扶助費を中心とする、義務的経費が増加する傾向が顕著となる中で、本市においても引き続き厳しい財政状況が見込まれます。このことから、最小の経費で最大の効果を生むよう、真に市民が必要とする施策への展開を図るため、計画的・総合的な行財政運営に努めています。

### (3) 計画フレーム

#### 1) 対象区域

本計画の対象区域は、中村都市計画区域（4,304ha）とします。

ただし、都市計画区域外の地域拠点との交流や連携など、都市づくりに必要となる事項についても対象に含めます。

#### 2) 目標年次

本計画の長期目標年次は概ね 20 年後の平成 49 年とします。

ただし、目標値の設定などを行う場合においては、中期目標年次として 10 年後の平成 39 年における目標値についても設定を行います。

また、上位計画等の改訂などに合わせ、適宜、見直しをおこなっていきます。

#### 3) 人口フレーム

将来人口目標（中期・長期）は「人口ビジョン」の戦略人口を踏襲して、以下のとおり設定します。

		総 数	都市計画区域内	区域外
平成 27 年 (国勢調査結果)	人 口	34,313 人	24,745 人	9,568 人
中期目標 (平成 39 年)	人 口	30,510 人	22,000 人	8,510 人
長期目標 (平成 49 年)	人 口	27,305 人	19,690 人	7,615 人

※目標値は「人口ビジョン」による戦略人口

平成 37 年 : 31,147 人

平成 42 年 : 29,554 人

平成 47 年 : 27,972 人

平成 52 年 : 26,304 人

を基に直線補完により算定

#### 4) 市街地フレーム

本都市計画区域では、現在、以下のような住居系・商業系・工業系の市街地フレームとなる用途地域を定めています。

将来人口は減少する見通しになっていますが、これまでに現在の市街地フレームに合わせた施設等の集積によるまちづくりが進められており、これら既存ストックを活用する観点から、本計画期間内においては現在の市街地フレームを維持することを前提としています。

ただし、今後のさらなる人口減少など情勢の変化に伴い、都市機能や施設、エリアの誘導などの検討が必要となった場合には、情勢に合った適正な市街地フレームを形成するため、新たなフレームの確保や、フレーム内での用途変更、また、フレームの縮減（用途指定の解除）を含めた検討をおこないます。

##### ①住居系市街地フレーム

	面 積	容積率	建ペイ率
第1種中高層住宅専用地域	93.8ha	20/10	6/10
第2種中高層住宅専用地域	46.2ha	20/10	6/10
第1種住居地域	205.0ha	20/10	6/10
第2種住居地域	10.6ha	20/10	6/10
住居系市街地フレーム 計	355.6ha	—	—

##### ②商業系市街地フレーム

	面 積	容積率	建ペイ率
近隣商業地域	10.0ha	20/10	8/10
商業地域	57.0ha	40/10	8/10
商業系市街地フレーム 計	67.0ha	—	—

##### ③工業系市街地フレーム

	面 積	容積率	建ペイ率
準工業地域	71.0ha	20/10	6/10
工業地域	8.8ha	20/10	6/10
工業系市街地フレーム 計	79.8ha	—	—

(平成28年9月30日現在)

## (4) 将来都市構造

### 1) 都市軸

本市の都市軸を考える上では、最後の清流四万十川と近い将来延伸する四国横断自動車道は欠かせない重要な要素です。このことから、将来都市構造には都市軸として四万十川をはじめとする1級河川を環境交流軸とします。また、四国横断自動車道を骨格として、これを補完する国道や県道、土佐くろしお鉄道を含め交通交流軸とします。

#### ●環境交流軸

日本最後の清流四万十川をはじめとする本市の1級河川は魅力あるまちを構成する重要な要素であり、市民や来訪者が美しい自然や文化にふれることができる、交流活動の軸として四万十川、後川、中筋川を「環境交流軸」に位置付けます。

#### ●交通交流軸

##### (広域交流軸)

県内外の主要都市との広域的な連携を担う道路として、四国横断自動車道、中村宿毛道路を「広域交流軸」に位置付けます。

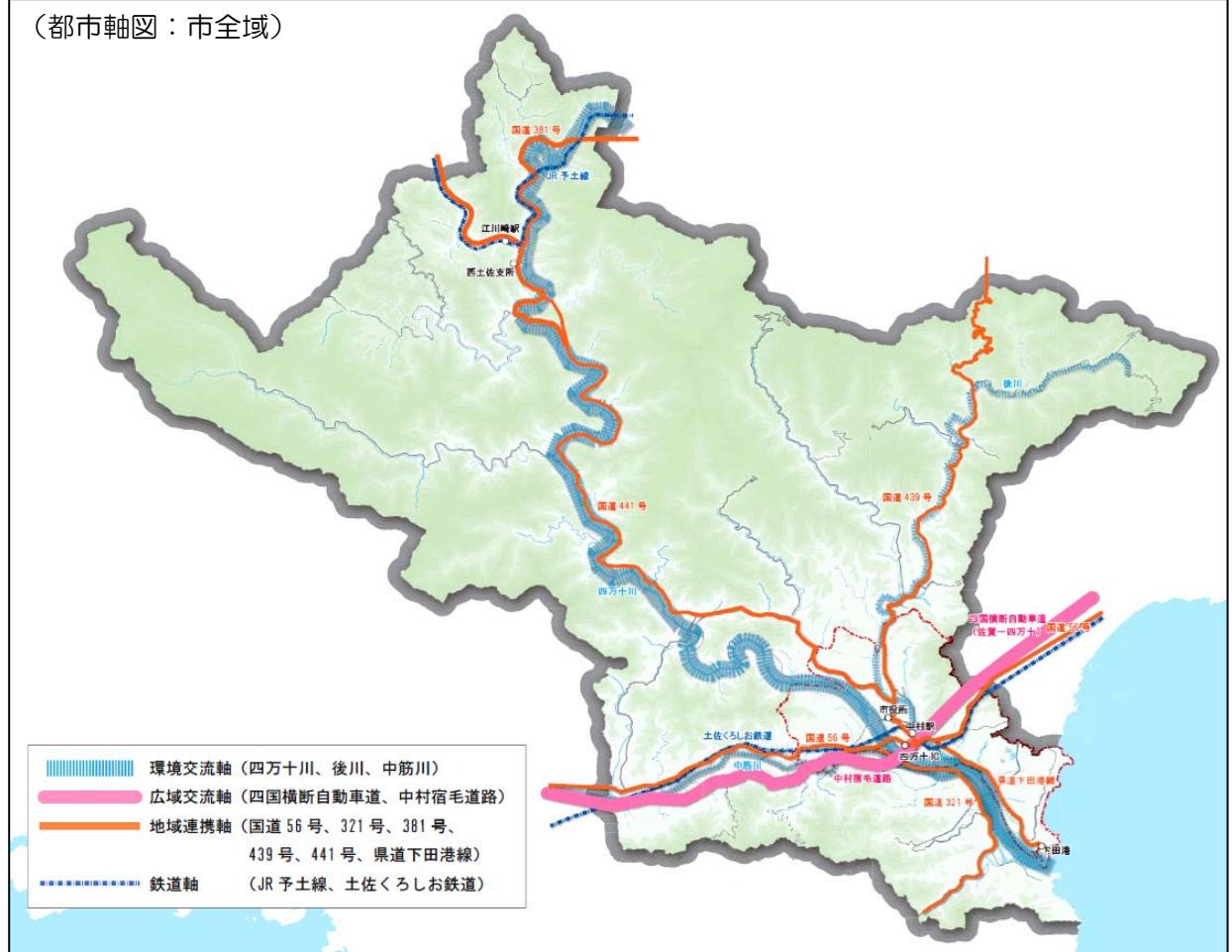
##### (地域連携軸)

隣接市町や市内地域間の連携を担う道路として、国道56号、321号、381号、439号、441号、県道下田港線を「地域連携軸」に位置付けます。

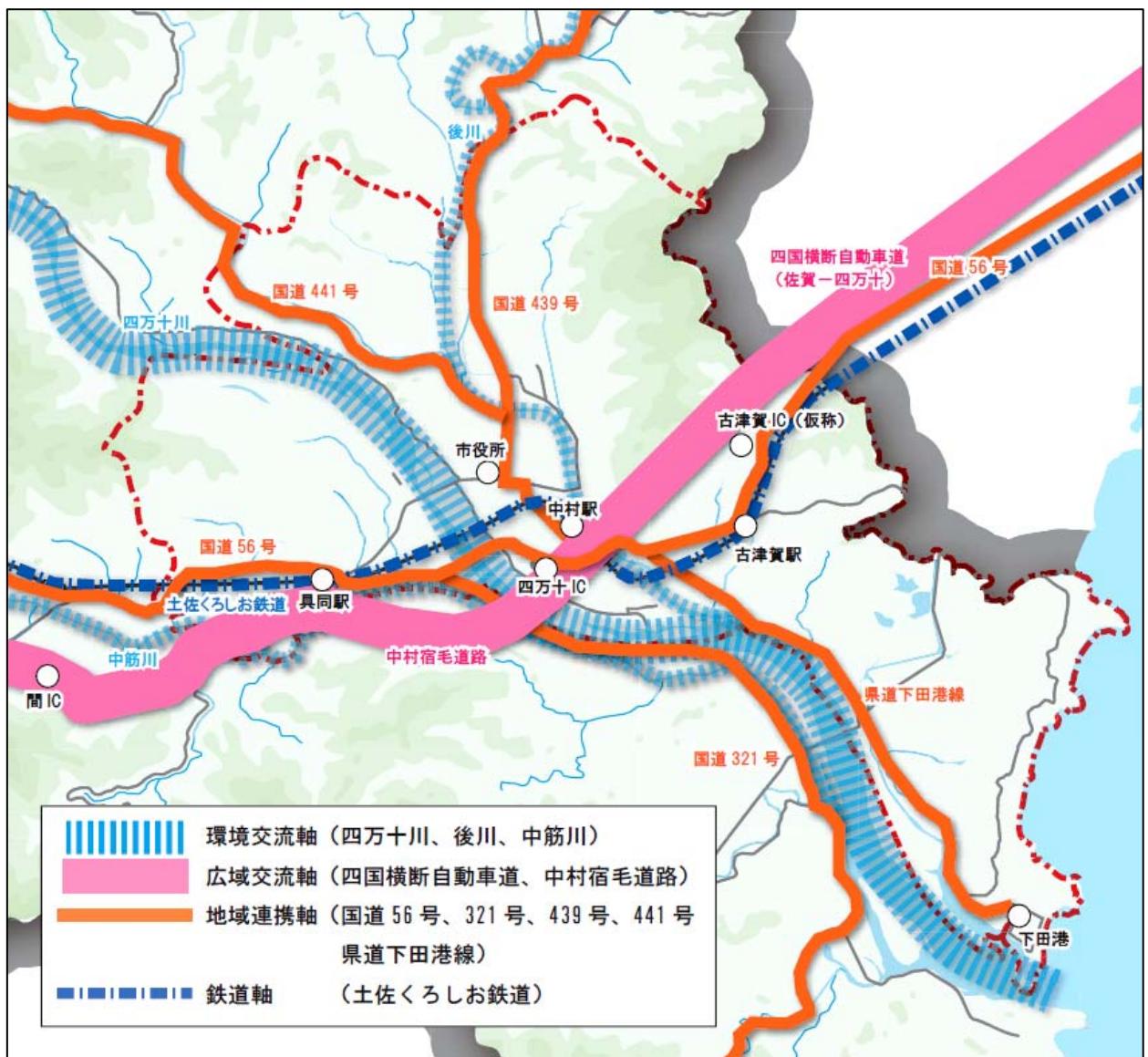
##### (鉄道軸)

市内拠点間、および市外との公共交通軸として、JR予土線、土佐くろしお鉄道を「鉄道軸」に位置付けます。

(都市軸図：市全域)



(都市軸図：都市計画区域)



## 2) 都市拠点

本市の都市拠点は都市軸に沿って、地域の特性に応じた都市機能と居住環境を集約・確保するため、中心拠点、生活拠点、地域拠点、交通拠点、防災拠点、郊外居住エリアの6つの拠点を構築します。

### ●中心拠点

にぎわいと活力の創出拠点として、商業・業務・文化・行政など多様な都市機能の集積を図るとともに、「土佐の小京都」の歴史・文化を継承する拠点として「中心拠点」を形成します。

### ●生活拠点

日常生活に必要な商業、福祉等の機能を有する拠点として、具同・古津賀地区に「生活拠点」を形成し、公共交通等により中心拠点との連携を図ります。

### ●地域拠点

北の玄関口である西土佐地域（江川崎地区）については、商業・業務・文化・行政などの一定以上の機能を有する拠点として「地域拠点」に位置付け、地域連携軸の公共交通等により、中心拠点との連携を図るとともに、中山間地域内の郊外居住エリアとの連携を図ります。

### ●交通拠点

中心市街地には中村駅・四万十IC、また、近隣市街地のうち具同地区には具同駅・間IC、同様に古津賀地区には古津賀駅・古津賀IC（仮称）を広域及び拠点間連携の「交通拠点」として位置付けます。

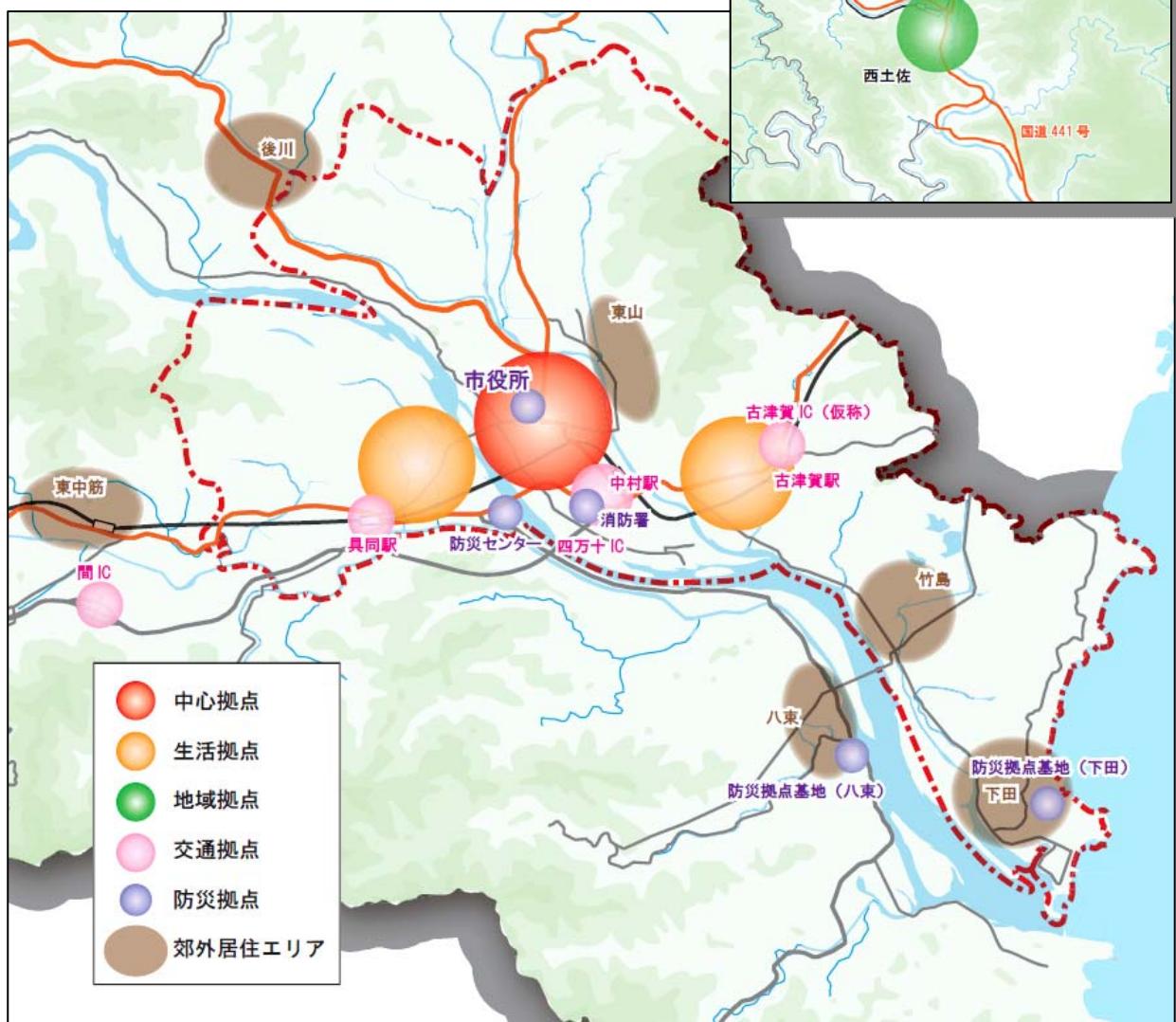
### ●防災拠点

市役所、消防署、防災センター、防災拠点基地（下田・八束）を防災に資する機能が集積する「防災拠点」として位置付けます。

### ●郊外居住エリア

郊外地域における日常の生活サービスや地域コミュニティ等の維持を図るため、主要集落を「郊外居住エリア」に位置付け、地域連携軸の公共交通等により、中心拠点等との連携を図ります。

(都市拠点図)

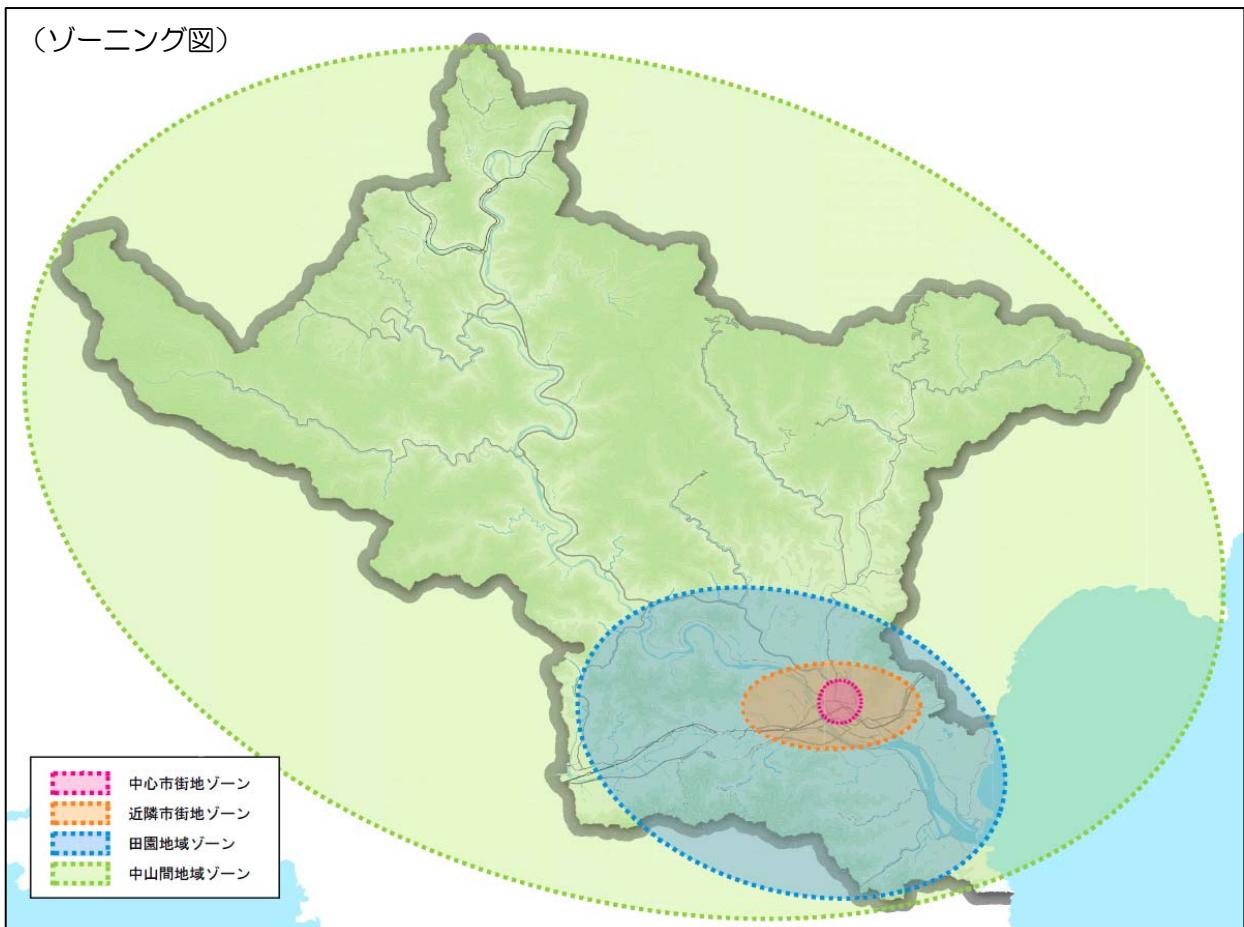


(西土佐地域)

### 3) ゾーニング

本市のゾーニングは骨格となる都市軸、都市拠点に基づき、中心市街地ゾーン、近隣市街地ゾーン、田園地域ゾーン、中山間地域ゾーンからなる4つのゾーンを位置づけ、各ゾーンの特性を活かすとともに、無秩序な開発を抑制するなど、土地利用を適正に誘導します。

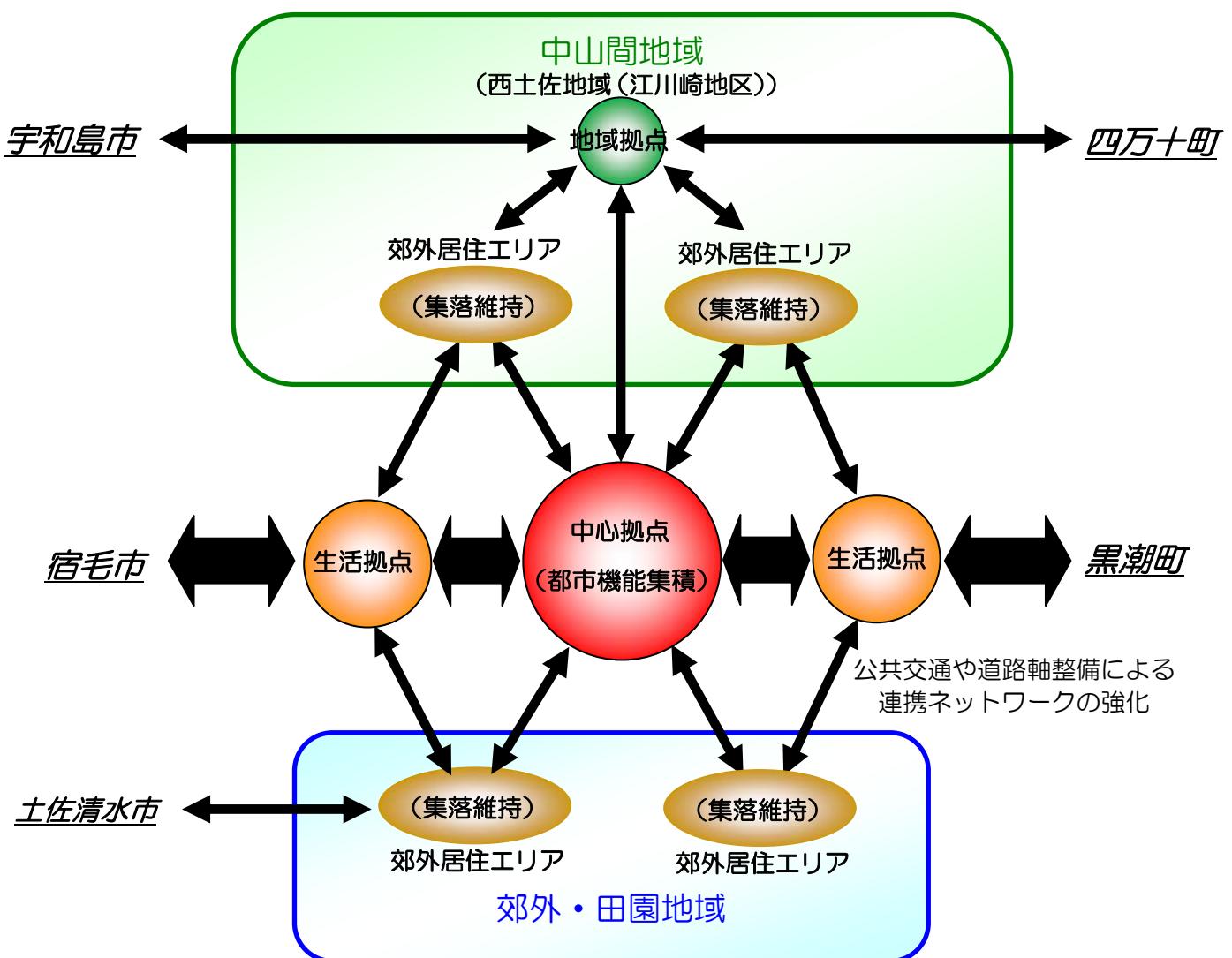
- **中心市街地ゾーン**においては、都市機能の集約やまちなか居住を促進するとともに、四国西南地域の中心としてさまざまな機能を充実させます。また、中心市街地の魅力と回遊性の向上、歴史・文化的資源の活用を図り、にぎわいと求心力の回復に取り組みます。
- **近隣市街地ゾーン**では、土地区画整理事業などで整えられた居住地区での生活環境の向上に取り組むとともに、商工業などの産業活動を効果的に支える土地利用に取り組みます。また、良好な生活環境の形成と豊かな緑・水辺空間等の自然環境の確保・保全に努め、住環境の整備を図るとともに、周辺環境と調和のとれた有効な土地利用に取り組みます。
- **田園地域ゾーン**では、緑の空間として自然環境との調和を図り、農業振興施策を推進していきます。土地利用については優良農地の遊休・荒廃化を防ぎ、農用地の保全に努めるとともに、集落における良好な居住環境の確保に取り組みます。
- **中山間地域ゾーン**では、豊かな森林や四万十川及びその水辺空間等の自然環境を保全し、観光交流資源としての整備を図りつつ、交通不便地区などの集落の維持・生活支援を促進します。

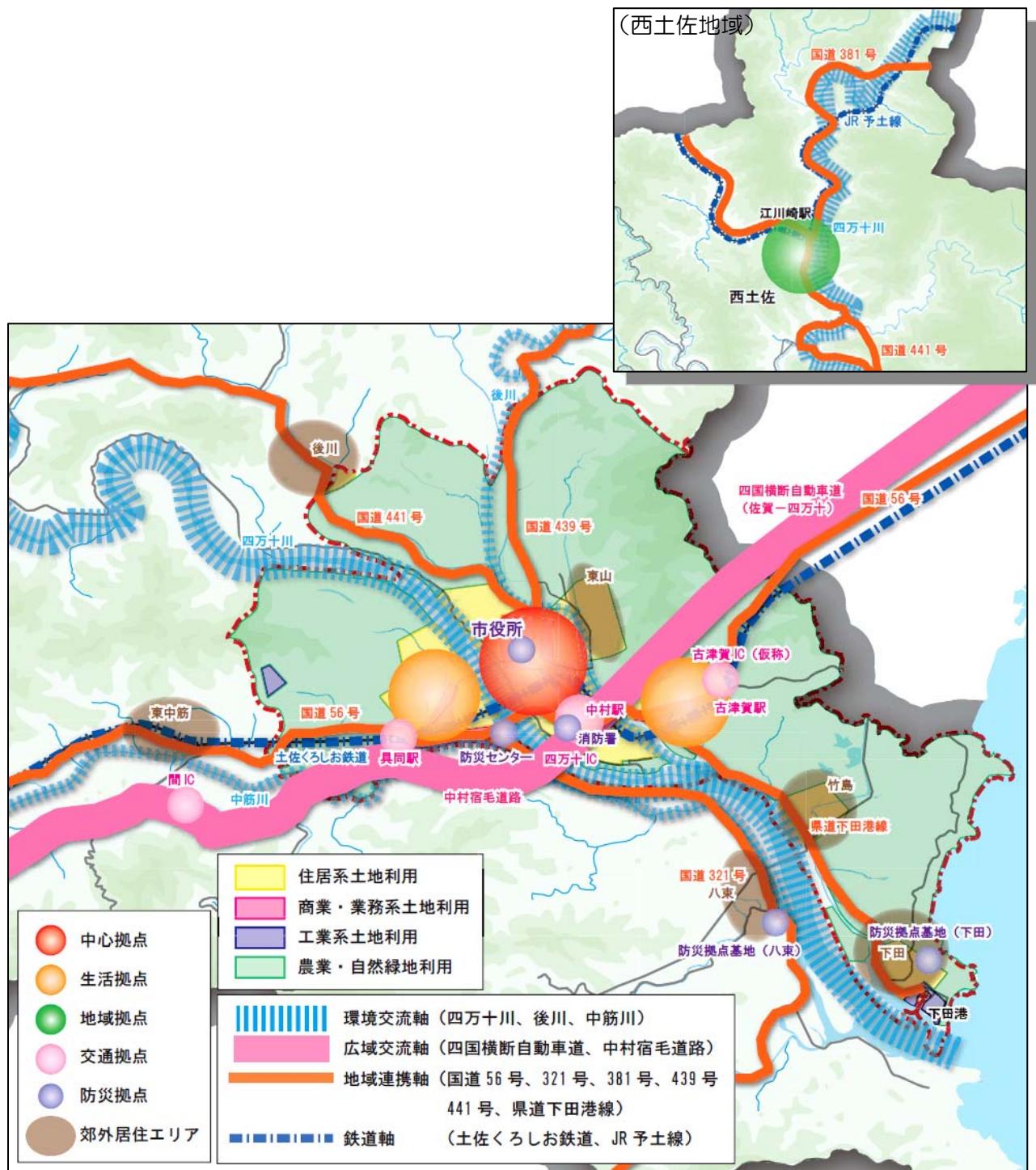


#### 4) 将来都市構造

本市の目指すべき将来都市構造は、四万十川や四国横断自動車道などを軸として沿線に機能的な都市拠点を配置するとともに、これに対応した都市ゾーニングをもって形成します。中心市街地においては人口規模に応じ効果的に都市機能を集積し中心拠点を形成します。また、近隣市街地では生活拠点、西土佐地域（江川崎地区）では地域拠点、郊外部や中山間地域では地域特性に応じた郊外居住エリアの形成を図ります。また、中心市街地と各拠点を結ぶ道路軸や公共交通の維持・強化を図るなど、持続可能な「集約型＋ネットワーク」の都市構造とします。さらに、産業の振興や安全・安心な都市づくりをおこなうため、機能集約拠点として、交通拠点、防災拠点の形成を図り、これらを交通軸で結び連携を強化するとともに、本市の環境および観光の軸となる最後の清流四万十川をはじめとした後川、中筋川などの河川環境の保全・活用に努めます。

##### ○「集約型＋ネットワーク」都市構造のイメージ





《将来都市構造図》

### 3.分野別まちづくりの方針

#### (1) 土地利用の方針

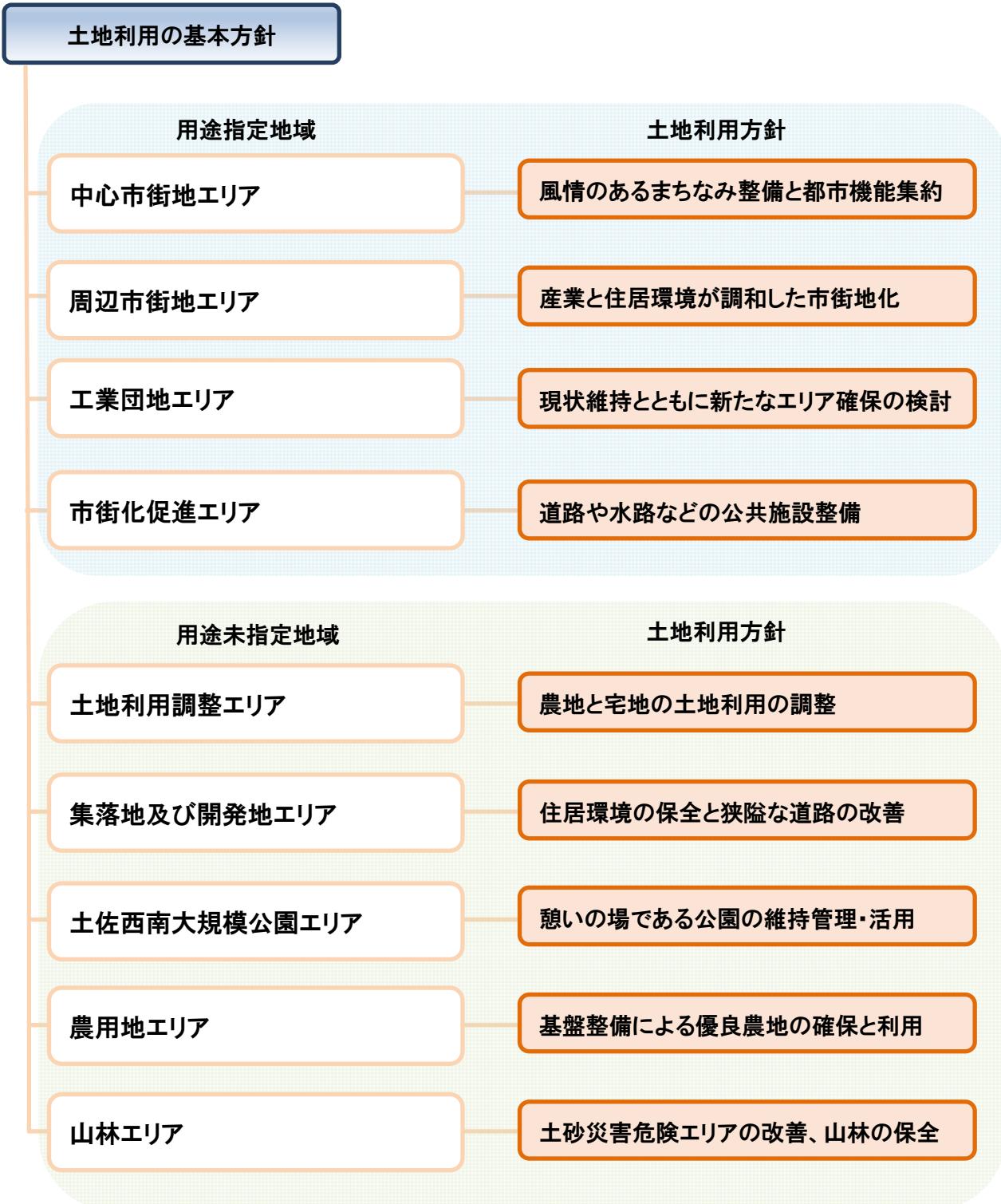
##### 1) 現状と課題

本市の土地利用は、四万十川と後川に挟まれた中心市街地に都市機能が集積しています。また、周辺の具同・古津賀地区では土地区画整理事業によって居住系の土地利用が進み、幹線道路の沿道には事業所等が立地しており、これらの市街地が土佐くろしお鉄道やバスなどの公共交通で結ばれ、本市の中心部はすでにコンパクトな市街地が形成されています。

これまでに用途指定に沿った土地利用がなされてきていることから、今後も人口減少、少子高齢化の進展を見据えながら、現在の都市構造や土地利用方針を保ちつつ、市街地内への機能集約によるコンパクトな都市づくりに努め、都市周辺地域との公共交通等による連携強化を図ることが必要となります。

また、郊外においても、それぞれの地域の特性を活かし、市街地との連携をおこなうことによりバランスのとれた土地利用を図っていくことが必要です。

## 2) 方針の体系



## 3) 基本方針

- ・人口減少、少子高齢化の進行を見据え、無秩序な市街化を抑制し、現在の都市構造を維持しつつ、集約型都市構造の形成を図るための土地利用を促進します。
- ・用途未指定地域においては、各地域の特性を活かしつつ中心拠点・生活拠点と連携する中で、豊かな自然と共生していくためのバランスの取れた土地利用を図ります。

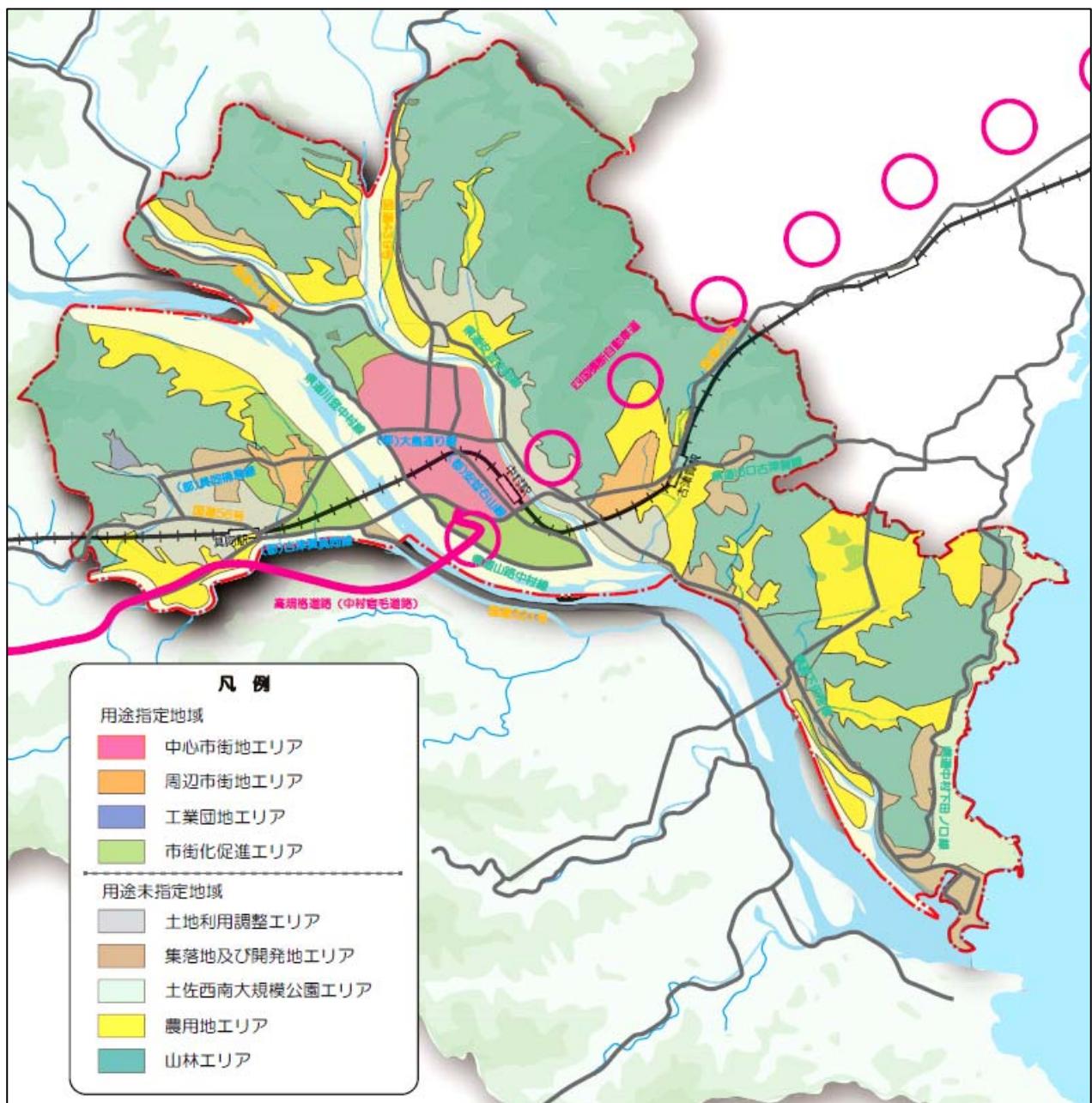
#### 4) 土地利用の方針

・用途指定地域

		土地利用の方針	凡 例
用途 指定 地域	中心市街地 エリア	・「土佐の小京都」にふさわしいまちなみ整備、行政サービス・教育・文化機能等の都市機能の集約と、住居環境の誘導などを総合的に進め、集約型都市構造の形成に向けた、きめ細やかな土地利用の誘導を進めます。	
	周辺市街地 エリア	・日常利用都市機能のエリア内集約による効率化を起こるとともに、具同地区では都市基盤の整った良好な住居地区、古津賀地区では四国横断自動車の延伸と接続を見据え、国道 56 号の沿道サービス利用など産業的な土地利用と住居環境が調和した市街地となるよう土地利用の誘導を進めます。	
	工業団地 エリア	・工業系の土地利用の維持を図りつつ、四国横断自動車道の延伸等により企業誘致等の見込める状況へと好転した段階で、周辺地域の環境にも配慮しつつ、新たなエリアの確保について検討します。	
	市街化促進 エリア	・上記以外の用途指定区域であり、エリア内には農地などの空閑地が多く見られることから、道路や水路などの公共施設の整備を図りつつ、住宅を中心に各地区的立地特性を活かした計画的な土地利用を促進します。	

・用途未指定地域

		土地利用の方針	凡 例
用途 未指定 地域	土地利用 調整エリア	・エリア内には農業振興地域農用地区域に指定されていない農地等が集中しており、農地と宅地が混在する無秩序な市街化を防止するため、土地利用の調整を図ります。	
	集落地及び 開発地エリア	・集落や小規模な住宅開発など、概ね宅地化が完了したエリアであり、今後も住居環境の保全を図ります。 ・集落地内には狭隘な道路が多いため、その改善方策について検討します。	
	土佐西南大規 模公園エリア	・雄大な太平洋と海岸線の自然を活かした憩いの場や多様なレクリエーション活動・交流・自然とのふれあいの場として、適切な維持管理、活用を図ります。	
	農用地エリア	・農業振興地域農用地区域が集中しているエリアであるため、都市施設の整備は必要最小限にとどめ、基盤整備により優良農地の確保と利用を図ります。	
	山林エリア	・上記以外の山林区域であり、緑豊かな都市景観を形成する上で欠かすことのできないエリアであるため、急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流等の改善、林業振興施策とも連携を図り保全に努めます。	



《土地利用方針図》

## (2) 交通体系の方針

### 1) 現状と課題

#### ○広域幹線道路の強化

現在の道路交通体系は、高規格の自動車専用道路として中村宿毛道路が供用され、将来的には四国横断自動車道の四万十町中央 IC から四万十 IC まで延伸される見込みです。

国道は東西の大動脈として国道 56 号が通り、中心市街地部周辺を中心として、国道 321、439、441 号が放射状に広がって、市の中心と市内の郊外拠点を結んでおり、その国道を補助する形で県道等が整備されています。

なお、中村宿毛道路と国道 56 号が第 1 次緊急輸送道路、国道 321、439、441 号と県道下田港線、出口古津賀線が第 2 次緊急輸送道路に指定されていますが、国道 439、441 号には未改良区間が残っていることから、広域交流の幹線であるとともに、災害時の「命を守る道」として早期改良が求められています。

#### ○市街地内道路の整備

用途指定区域内を中心に 22 路線の都市計画道路が計画され、この内 80%以上が整備済みとなっていますが、(都) 中村環状線と(都) 右山角崎線の整備率が 20%未満で、現状で未整備区間が残っている状況です。

よって、四国横断自動車道を早期に延伸するとともに、都市計画道路の未整備区間の解消、または見直しが必要であり、さらには四万十 IC から中心市街地へ導くための交通軸の確保が重要となっています。

#### ○歩道・自転車道の整備

中心市街地内において、国道 439 号や街路などで歩道が整備されていない区間や路線があり、歩行者や自転車が安全に通行できる道路のネットワークが確立されていない状況です。

今後、市街地内の機能集約による歩いて暮らせる都市づくりを進めていく上でも、安心して快適に通行できる歩行者・自転車空間の確保が必要です。

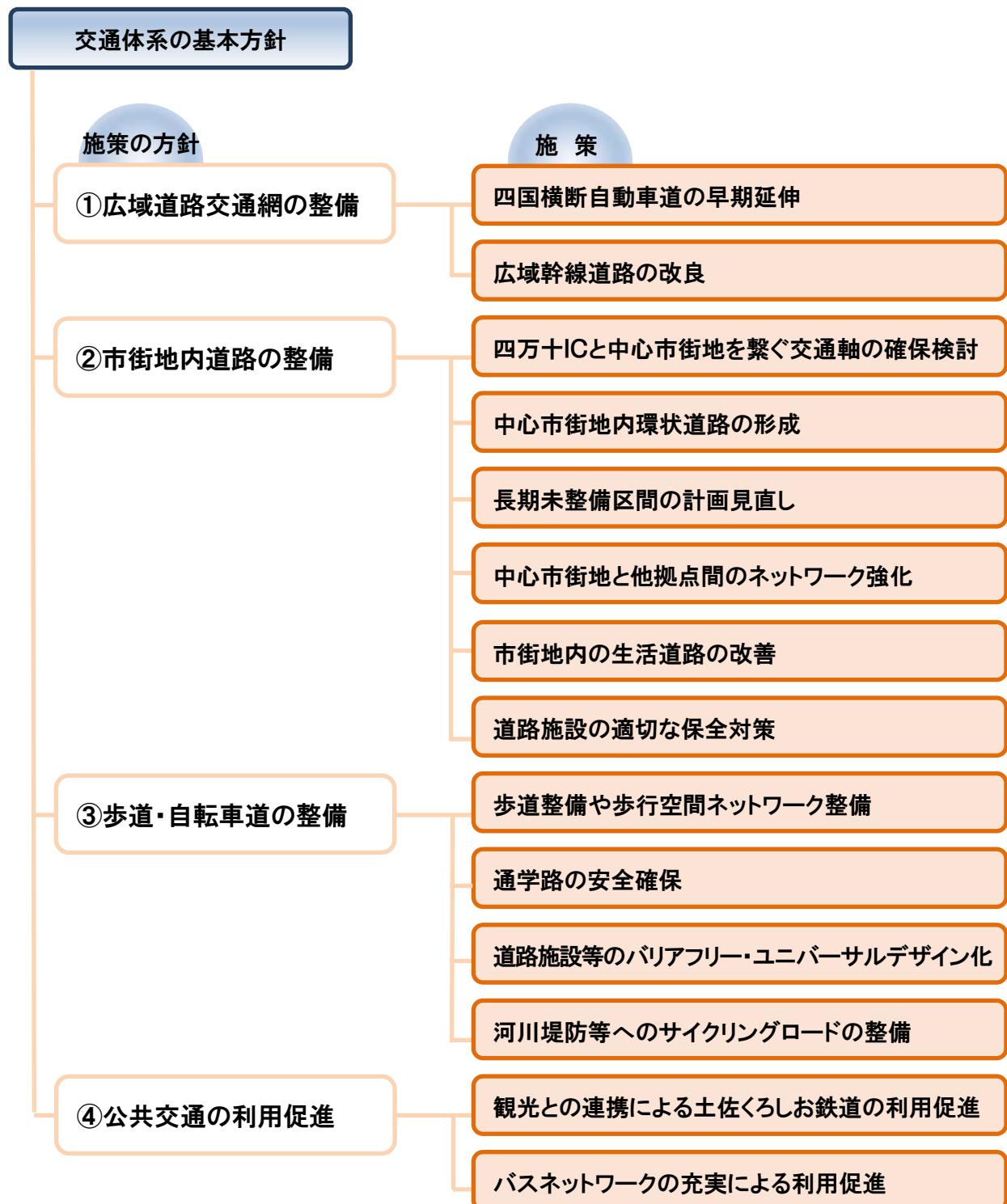
#### ○公共交通の維持

公共交通機関については、鉄道では、土佐くろしお鉄道が都市計画区域内を通っており、沿線住民や観光客の足となっています。

バスについては、市民の日常的な足であり、平成 21 年度に策定した「四万十市地域公共交通総合連携計画書」に基づき、幹線バス、自家用有償旅客運送バス、デマンドバス・タクシーなどで交通空白地域の解消を図っています。

しかしながら、車社会の進展や人口減少等により、利用客数の減少傾向が続いている、公共交通の維持が大きな課題となっています。公共交通は高齢者をはじめとする交通弱者にはなくてはならないものとして、今後、重要性はさらに高まっていくと考えられるため、日常的な移動手段を維持していくためにも、利用促進に取り組む必要があります。

## 2) 方針の体系



### 3) 基本方針

- 道路は、まちづくりの軸となり、生活の利便性を高め、地域振興の基盤であるとともに、災害時の避難や救助、復興、個性あるまちなみ形成など多様な役割が期待されるため、各々の道路の役割に応じた機能の充実を図っていきます。
- 計画されてから長期間にわたり整備が未着手の路線・区間については現況交通および今後の交通需要の見通しを基に、計画の見直しをおこないます。
- 歩道や自転車道の整備による快適で安全な道路・交通環境を確保します。
- 公共交通は、地域拠点間のネットワーク強化や地域間交流の促進、今後の超高齢社会に対応していくうえで重要度を増すことが想定されるため、今後、公共交通を維持していくためにも利用促進に向けた、利便性の向上を図ります。

### 4) 交通体系の方針

#### ①広域道路交通網の整備

- 四国横断自動車道の早期延伸

「四国8の字ネットワーク」の延伸へ向けた広域的な連携体制の強化を図りながら、整備促進に努めます。

- 広域幹線道路の改良

本市の縦軸となり、市域内の交流の促進と災害時の緊急輸送道路としての役割も担う国道441号と439号の早期改良に向け、積極的な促進活動に努めます。

また、市街地周辺については高速道路との連結も視野に、道路整備の在り方について検討します。

#### ②市街地内道路の整備

- 四万十ICと中心市街地を繋ぐ交通軸の確保検討

四国横断自動車道の延伸を見据え、市の玄関口となる四万十ICから中心市街地へ来訪者をスムーズに誘導するための経路となる国・県道の機能維持、向上を図ります。

また、羽生山を通る新たな交通軸について検討をおこないます。

- 中心市街地内環状道路の形成（右山角崎線の整備他）

現在未整備区間が多く残っている（都）右山角崎線の整備推進、および、県道川登中村線の機能向上をおこなって、中心市街地における内環状道路を形成し、市街地内の交通流動性の向上を図ります。

- 長期末整備区間の計画見直し

都市計画道路のうち、長期未整備となっている区間が多く残っている（都）中村環状線について、現況交通および今後の交通需要の見通しを基に、整備の必要性を整理し、必要に応じて計画の見直しをおこないます。

- ・中心市街地と他拠点間のネットワーク強化

県道下田港線や県道中村下ノ加江線など、中心市街地と他拠点間を連携する幹線道路の整備を進めるとともに公共交通の利便性向上を図り、中心市街地とその他拠点とのネットワークの強化を図ります。

- ・市街地内の生活道路の改善

市街地内の生活道路について、狭い部の拡幅整備などの改善をおこなって、円滑な市街地間、市街地内交通の確保を図ります。

また、カーブミラーやガードレール、道路照明などの交通安全施設の整備をおこなって、安全な生活空間の確保に努めます。

- ・道路施設の適切な保全対策

交通の安全性を確保するため、橋梁等の道路施設については、適切な保全・維持管理・長寿命化対策に努めます。

### ③歩道・自転車道の整備

- ・歩道整備や歩行空間ネットワークの整備

中心市街地内の街路等において、公共施設利用や日常の買い物等に配慮した歩きやすい歩道の整備、及び、無電柱化等による歩行者空間の確保により、安心して通行することができる歩行空間ネットワークを整備します。

- ・通学路の安全確保

「四万十市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に努めます。

- ・道路施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

誰もが安全に移動しやすい環境を整えるため、歩道や公共交通機関、旅客施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

- ・河川堤防等へのサイクリングロードの整備

自転車利用による観光等を促進するため、河川堤防等を利用したサイクリングロードの整備を進めます。

### ④公共交通の利用促進

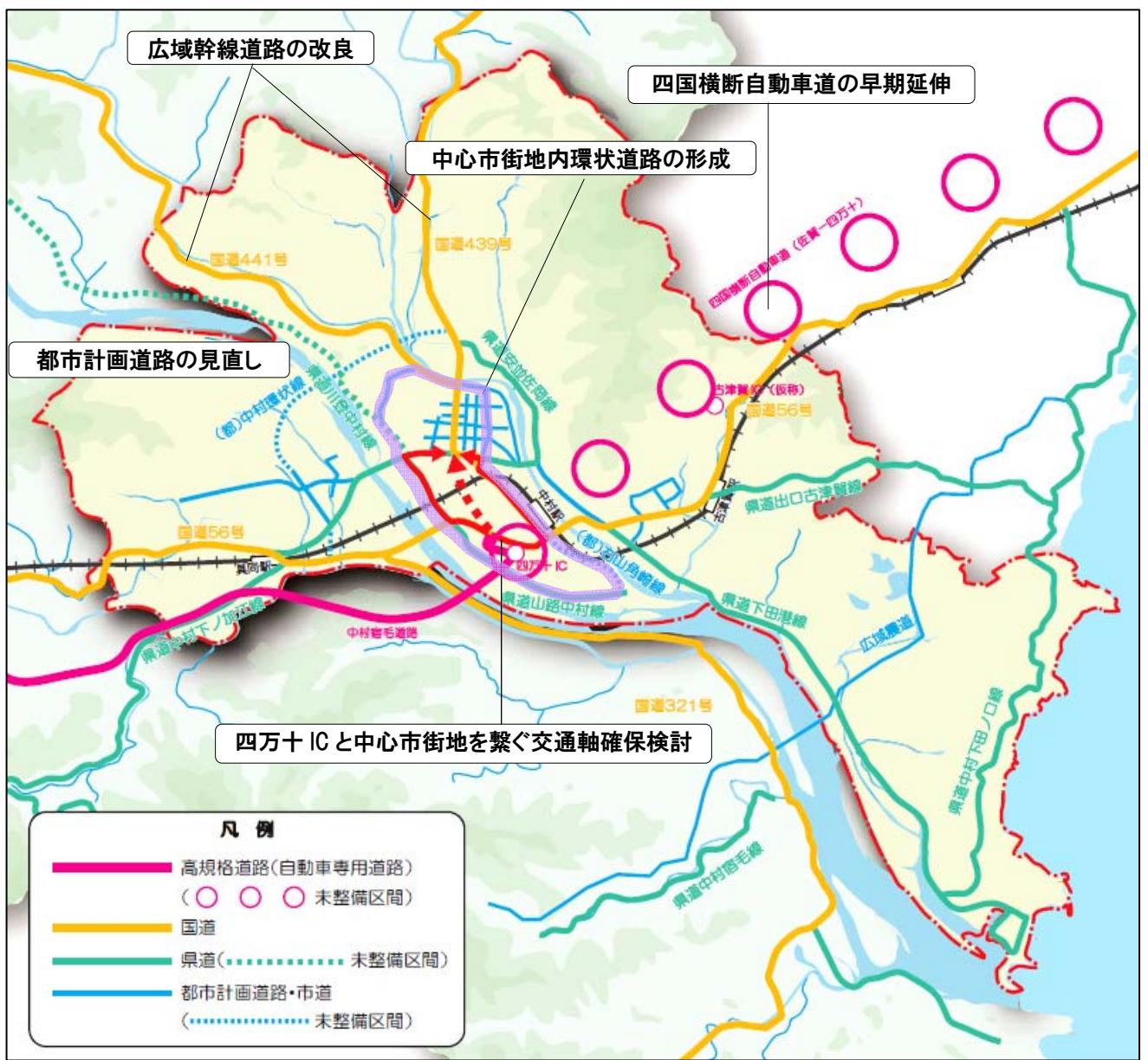
- ・観光との連携による土佐くろしお鉄道の利用促進

関係自治体との連携のもと、高架橋等の耐震化を進め、安全・安心な鉄道として地域住民の足の役割を果たすとともに、“乗ってみたい列車・行ってみたい駅”の演出等により観光客の利用促進策を推進します。

- ・バスネットワークの充実による利用促進

幹線バス、自家用有償旅客運送バス、デマンドバス・タクシーといった現行の運行体系を基本に、利用促進に取り組みます。

また、高齢者の事故防止のため、運転免許の返納を推進するとともに、移動手段を持たない人がより使いやすい公共交通を目指した取り組みを進めます。



《交通体系の方針図》

### (3) 自然・歴史環境、景観の方針

#### 1) 現状と課題

##### ○中心市街地内の歴史的まちなみ景観の復元

本市は今から約 550 年前、前関白一條教房公が応仁の乱を機に京都からこの地に下向し、京都を模したまちづくりを始めたことから、「土佐の小京都」と呼ばれています。

しかし、昭和の南海地震などの被害により、今ではまちなみとしての面影はほとんど失われています。また、一條神社をはじめ、市が誇る貴重な文化財は点在していますが、まちの歴史・文化を継承していくための資料の蓄積が少ない状況です。

市民がまちの歴史・文化に触れる機会も少なくなっているため、「土佐の小京都」としての歴史・文化をまちの姿に活かす取り組みなどをおこなっていく必要があります。

##### ○河川などの自然的環境や景観の保全

本市は最後の清流四万十川を有しており、自然のままの原風景や風情を残しながら豊かな恵みを与えています。また、地域固有の生活や文化、歴史が四万十川と密接にかかわり、流域の人々の暮らしあり心の中にしっかりと根付いていることからも貴重な財産となっています。

本市では、「四万十市環境基本計画」、「四万十川景観計画」を策定するなど、自然環境や景観を守っていくための取り組みをおこなっており、平成 21 年 2 月には、四万十川流域の景観が、国の『重要文化的景観』として選定されました。

今後も自然と共生していくため、河川をはじめとして里山や農地など、美しく豊かな自然環境や景観を守り、次世代へと継承していくかなければなりません。

##### ○河川水質改善に向けた下水処理

河川の水質改善には、生活污水等の下水処理を行うことが重要ですが、本市の汚水処理人口普及率は 80.94%（平成 27 年度末）となっており、一部の下水管では老朽化も進んでいます。

河川の水質改善や市民の生活環境改善に向けて、さらなる下水処理事業の推進が望まれます。

## 2) 方針の体系



### 3) 基本方針

- 失われつつある「土佐の小京都」の歴史と文化を守り、将来のまちの姿に活かすなどの取り組みによって、誇るべき歴史・文化を次世代へと継承していきます。
- 本市の財産である四万十川の自然環境の保全や、地域資源の磨き上げにより、さらなる魅力向上を図ることで、市民や来訪者の憩いの場を創出していくとともに、幅広い情報発信に努めています。

### 4) 自然・歴史環境、景観の方針

#### ①歴史・文化の保全と活用

##### ・「土佐の小京都」を活かしたまちなみ整備

中心市街地において、「土佐の小京都」と呼ばれる誇るべき歴史文化を活かしたまちなみを再生し、統一的な景観整備をおこなうことにより、まちの歴史文化を継承する都市空間の形成に努めるとともに、新たなまちなみ観光の目玉として、交流とにぎわいの創出を図ります。

##### ・市街地等の看板・サインのデザイン統一

市街地等の看板やサインなどについて、統一デザインによる体系的な整備をおこなって、統一的な景観を演出します。

##### ・郷土資料館のリニューアル及び周辺整備

市民や来訪者向けにまちの歴史文化を伝える中心施設として、郷土資料館のリニューアルをおこないます。また、施設周辺においても利用環境の向上やまちの歴史文化を体感できるような周辺整備をおこないます。

##### ・下田地区の文化的景観の保存

四万十川下流に広がる下田地区は、国の重要文化的景観に選定されており、その景観の重要な構成要素となっている家屋等の保存について検討します。

##### ・文化財の調査・保存・展示・活用の促進

埋蔵文化財の調査・保存を計画的に実施するとともに、その他の有形・無形の文化財等の調査・保存を進めます。

埋蔵文化財の展示施設の整備・確保について検討していきます。また、遺跡地図のデータベース化や GIS（地理情報システム）を活用した一般公開等を推進し、観光や学習活動への活用を進めます。

## ②河川環境の保全

- ・四万十川の文化的景観の保全

「四万十川流域文化的景観連絡協議会」を構成する流域5市町間で連携を図りながら、保存・活用に向け取り組むとともに、情報発信に努めます。

- ・河川敷などを利用した親水空間の確保

四万十川の河川敷などにおいて、市民や来訪者が水辺環境に親しみ、憩うことのできる親水空間の確保に努めます。

- ・河川改修時などの多自然川づくり促進

河川環境の保全に努め、河川改修時には生物多様性に配慮した多自然川づくりを促進して、自然豊かな河川環境の維持に努めます。

- ・四万十川自然再生事業の推進

30年前の川の姿を再生する四万十川における「アユの瀬づくり」「魚のゆりかごづくり」、中筋川における「ツルの里づくり」などの自然再生事業を推進します。

- ・子どもへの自然学習の取り組み強化

子どもの頃から自然に親しむ「水辺の楽校」等や学校教育の総合学習など、自然学習への取り組みを強化します。

- ・市の広報活動の充実

広報誌やホームページ等を通じた情報発信の充実に努め、市民の環境に対する意識醸成りを図ります。

## ③排水対策の推進

- ・水質調査の継続

四万十川や各河川の定期的な水質の調査を実施し、河川環境の監視体制を継続します。

- ・環境に配慮した農業の推進

水田からの濁水対策や減農薬農法など、環境に配慮した農業の推進を図り、河川の環境保全に努めます。

- ・汚水幹線（角崎幹線）の延伸

汚水幹線（角崎幹線）を延伸し、河川の水質保全に努めます。

- ・下水未整備地区への浄化槽設置促進

農業集落排水等の対象外地区における排水対策として浄化槽設置を促進します。

#### ④緑地の保全と育成

- ・「緑の基本計画」策定による計画的公園整備

「緑の基本計画」を策定し、公園や緑地さらには親水空間の整備の在り方について検討します。

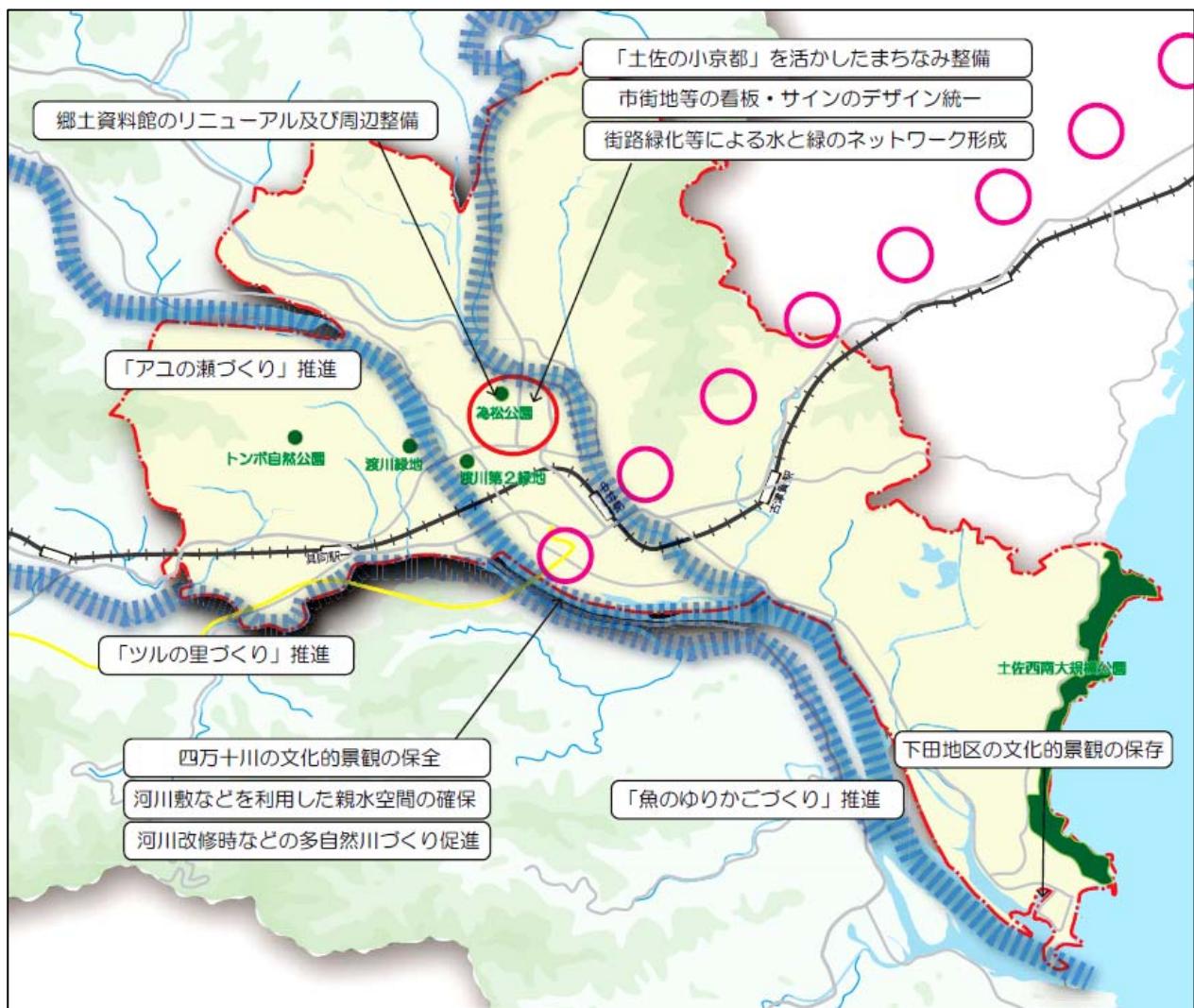
- ・農地の利用調整

農地中間管理機構の活用や農業委員による農地の利用調整などにより、農地利用の円滑化を図ります。

また、営農類型等に応じた農地の集積を進めるとともに、ほ場整備など、基盤整備を進めます。

- ・街路緑化等による水と緑のネットワーク形成

豊かな自然に囲まれた本市ですが、まちの顔となる中心市街地内には水や緑の空間が少ない状況にあるため、街路や水路、公共施設の改修等により水辺や緑化空間を確保し、まちなかの回遊路設定等に併せて、水と緑のネットワークの形成を図ります。



《自然・歴史環境、景観方針図》

## (4) 市街地整備の方針

### 1) 現状と課題

#### ○市街地のコンパクト化

本市の中心市街地は四万十川と後川に挟まれた中州地形の中で発展し、都市計画の用途を指定するなど、無秩序な土地利用や開発等を抑制したほか、土地区画整理事業の実施によって他市に比べ比較的コンパクトな市街地が形成されています。

しかしながら、今後の人口減少を見据えると、市街地内における空洞化の進行が懸念され、現在の機能配置のままでは非効率となっていきます。また、高齢化もさらに進むため、車の利用を前提とした機能配置のままでは、機能を簡単に利用できなくなる人が増えしていくことも考えられます。

したがって、都市機能や住居を更に集約して、高密度でコンパクトな市街地を形成することにより、効率的で、住みやすいまちづくりに取り組むことが求められます。

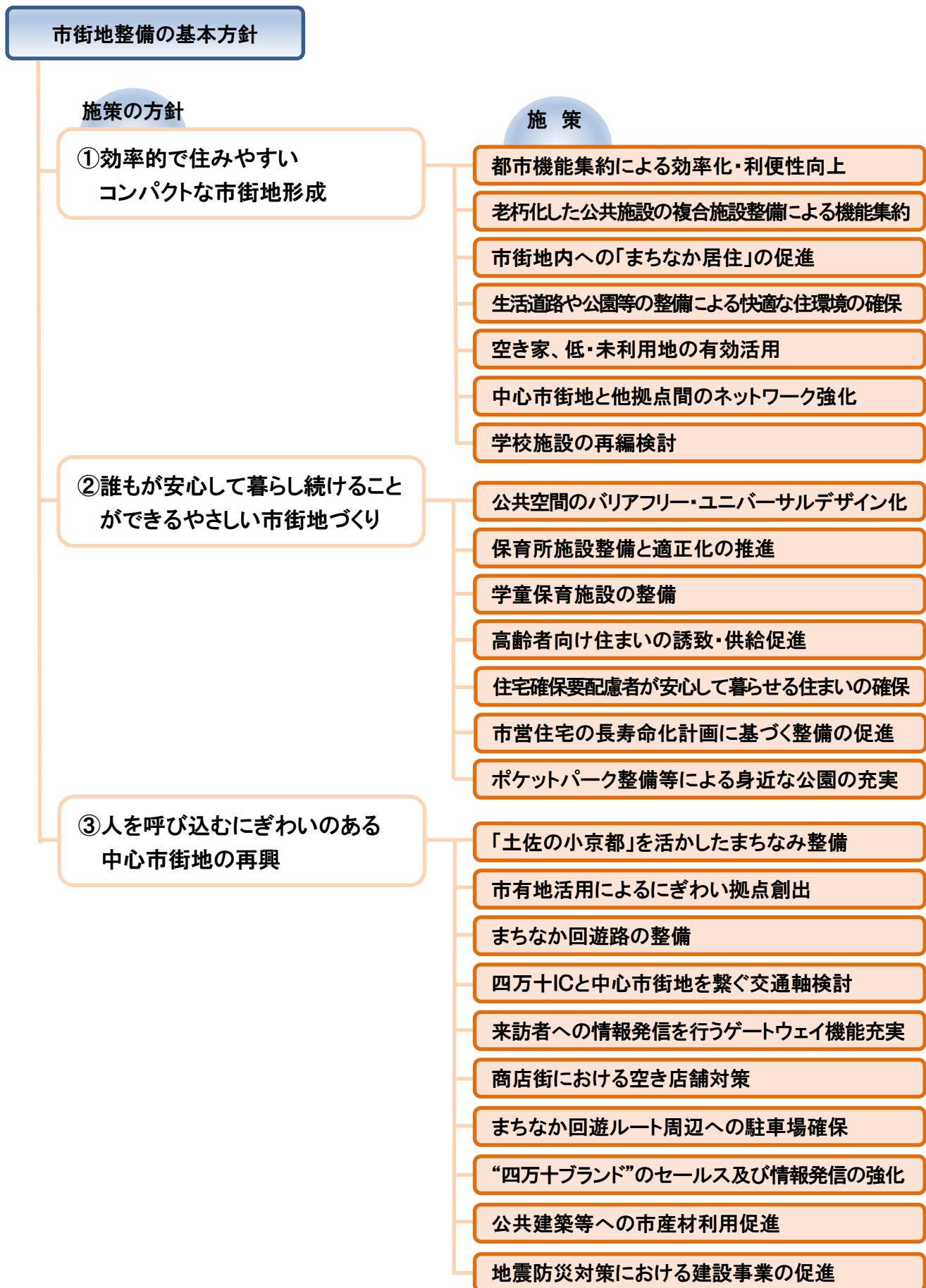
#### ○中心市街地の活性化

本市では、中心市街地の商店街における空き店舗率が増加するなど、中心市街地の空洞化と衰退が問題となっています。

一方で、小売店舗等をはじめとした商業施設、一條神社などの歴史観光施設、そして宿泊施設も多くあり、個々に力強い集客力を有する魅力資源が存在していますが、全体としてみた場合の魅力に乏しいため、回遊する愉しみを見出せていません。

近い将来、四国横断自動車道が四万十 IC まで延伸した場合に、四万十 IC 周辺及び中心市街地が、“まるごと”産業振興のための情報発信・販売する拠点エリアとなることを睨みながら、中心市街地への交通軸の確保や、魅力あるまちなみを形成することにより、人を呼び込み、にぎわいをとりもどすことが必要です。

## 2) 方針の体系



### 3) 基本方針

- ・今後の人口減少、少子高齢化の進行を見据え、都市機能の集約や居住の誘導等により、高密度でコンパクトな市街地を形成して、効率的で利便性の高い、誰もが暮らしやすいまちをつくります。
- ・四国西南の中心都市として、都市機能の充実を図るとともに、人を呼び込む魅力ある中心市街地の再興に努め、にぎわいのあるまちをつくります。
- ・中心市街地が産業振興の情報発信・販売を行う拠点となるべく、必要となる機能・施設の検討を推進していきます。

### 4) 市街地整備の方針

#### ①効率的で住みやすいコンパクトな市街地形成

- ・都市機能集約による効率化・利便性向上

河川に囲まれたコンパクトな市街地地形を活かし、持続的な発展を支える集約型都市構造を実現するため、既成市街地内に都市機能を集約し、効率的で利便性の高い都市づくりを推進します。

- ・老朽化した公共施設の複合施設整備による機能集約

中心市街地内にある公共施設のうち、老朽化の進んだ文化センターと中央公民館、および、働く婦人の家の複合施設整備を推進し、市民の利便性の向上、生涯学習・文化芸術活動の創造と交流の場の形成を図ります。

- ・市街地内への「まちなか居住」の促進

市街地内に都市機能を集約するとともに、生活便利施設や土地の高度利用による共同住宅の誘致をおこなって、「まちなか居住」を促進します。

- ・生活道路や公園等の整備による快適な住環境の確保

まちなかの快適な暮らしを実現させるために、市街地内の生活道路や公園、緑地のアメニティ空間の整備を推進して、快適な住環境の確保に努めます。

- ・空き家、低・未利用地の有効活用

空き家調査を継続的に行い、NPO 法人と連携を図りながら、地域住民に対し移住支援に対する理解を高めるとともに、空き家住宅の活用を基本におたまし住宅の整備検討をおこなうなど、移住者用の住宅確保に努めます。

市街地内の低・未利用地について、実態調査をおこなって情報を整理するとともに、土地所有者の意向確認等により活用可能となった土地について、有効的な活用方策について検討をおこないます。

- ・中心市街地と他拠点間のネットワーク強化（再掲）

県道下田港線や県道中村下ノ加江線など、中心市街地と他拠点間を連携する幹線道路の整備を進めるとともに公共交通の利便性向上を図り、中心市街地とその他拠点とのネットワークの強化を図ります。

- ・学校施設の再編検討

少子化の進行による児童・生徒数の減少などの変動を見据え、学校施設の再編について検討をおこないます。

## ②誰もが安心して暮らし続けることができるやさしい市街地づくり

- ・公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

誰にもやさしい都市環境づくりを目指し、まちや建物、交通機関などの公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。

また、手話、要約筆記、音声情報や大活字、外国語対応など、情報のバリアフリー化を進めます。

- ・保育所施設整備と適正化の推進

総合的な判断のもと計画的な保育所施設整備を図るとともに、子ども数の動向に即して、保育所施設の再編を進めます。

また、子育て環境を整備し、まちなか居住の促進と子育て支援の充実を図ります。

- ・学童保育施設の整備

小学校内、および、隣接周辺地へ学童保育をおこなうための施設整備を進めます。

- ・高齢者向け住まいの誘致・供給促進

超高齢社会に対応したまちなか居住を促進するため、中心市街地内にサービス付き高齢者向け住宅等民間施設の誘致・供給を促進します。

- ・住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保

中心市街地のまちなか居住を促進するため、低額所得者や高齢者、障害者等住宅の確保に特に配慮を要する者に対し、中心市街地の空き家を活用した住みかえ支援を行うことで、まちなか居住の促進による地域コミュニティの強化を図ります。

- ・市営住宅の長寿命化計画に基づく整備の促進

市営住宅について、予防保全的な修繕をおこないながら、高齢化への対応や長寿命化対策を計画的に実施します。

- ・ポケットパーク整備等による身近な公園の充実

身近な生活圏の中において、子どもや高齢者が安心して集え、コミュニティの場となる公園の充実化に向け、市街地内の街区公園の適正配置検討、および、ポケットパークの整備を推進します。

### ③人を呼び込むにぎわいのある中心市街地の再興

#### ・「土佐の小京都」を活かしたまちなみ整備（再掲）

中心市街地において、「土佐の小京都」と呼ばれる誇るべき歴史文化を活かしたまちなみを再生し、統一的な景観整備をおこなうことにより、まちの歴史文化を継承する都市空間の形成に努めるとともに、新たなまちなみ観光の目玉として、交流とにぎわいの創出を図ります。

#### ・市有地活用によるにぎわい拠点創出

土豫銀行跡地などの市有地を有効に活用し、市民と観光来訪者が共に集い交流できる、まちのにぎわい拠点の創出を図ります。

#### ・まちなみ回遊路の整備

主要街路の無電柱化などを実施して、中心市街地内の観光回遊等に適したルート設定や、歩きやすい歩行空間の整備を進めます。

#### ・四万十 IC から中心市街地を繋ぐ交通軸の確保検討（再掲）

四国横断自動車道の延伸を見据え、市の玄関口となる四万十 IC から中心市街地へ来訪者をスムーズに誘導するための経路となる国・県道の機能維持、向上を図ります。

また、羽生山を通る新たな交通軸について検討をおこないます。

#### ・来訪者への情報発信をおこなうゲートウェイ機能充実

四国横断自動車道延伸時に市の玄関口となる四万十 IC および古津賀 IC（仮称）間の一般国道沿いを中心に、道の駅の整備検討や高速バス停留所の設置、来訪者に向けて市内の観光・産業・歴史文化等の情報発信をおこなう施設を整備するなど、ゲートウェイ機能の充実を図ります。

#### ・商店街における空き店舗対策

商店街の空き店舗対策として「チャレンジショップ事業」など、ソフト事業の充実により中心市街地の活性化を図ります。

#### ・まちなみ回遊ルート周辺への駐車場確保

観光来訪者のまちなみ回遊を促すとともに、回遊ルート内への観光車両の進入を防ぎ、良好な観光環境を確保するためにも、回遊ルート周辺部に駐車場（大型バス駐車対応）の整備を進めていきます。

#### ・“四万十ブランド” のセールス及び情報発信の強化

営業力のある人材・組織の育成や商談会等への出展、さらに海外への営業活動の促進など、“四万十ブランド”商品のセールスを強化します。

多様な媒体の活用や産業間連携による誘客活動を展開し、地域情報や“四万十ブランド”商品の広報、プロモーションを強化します。

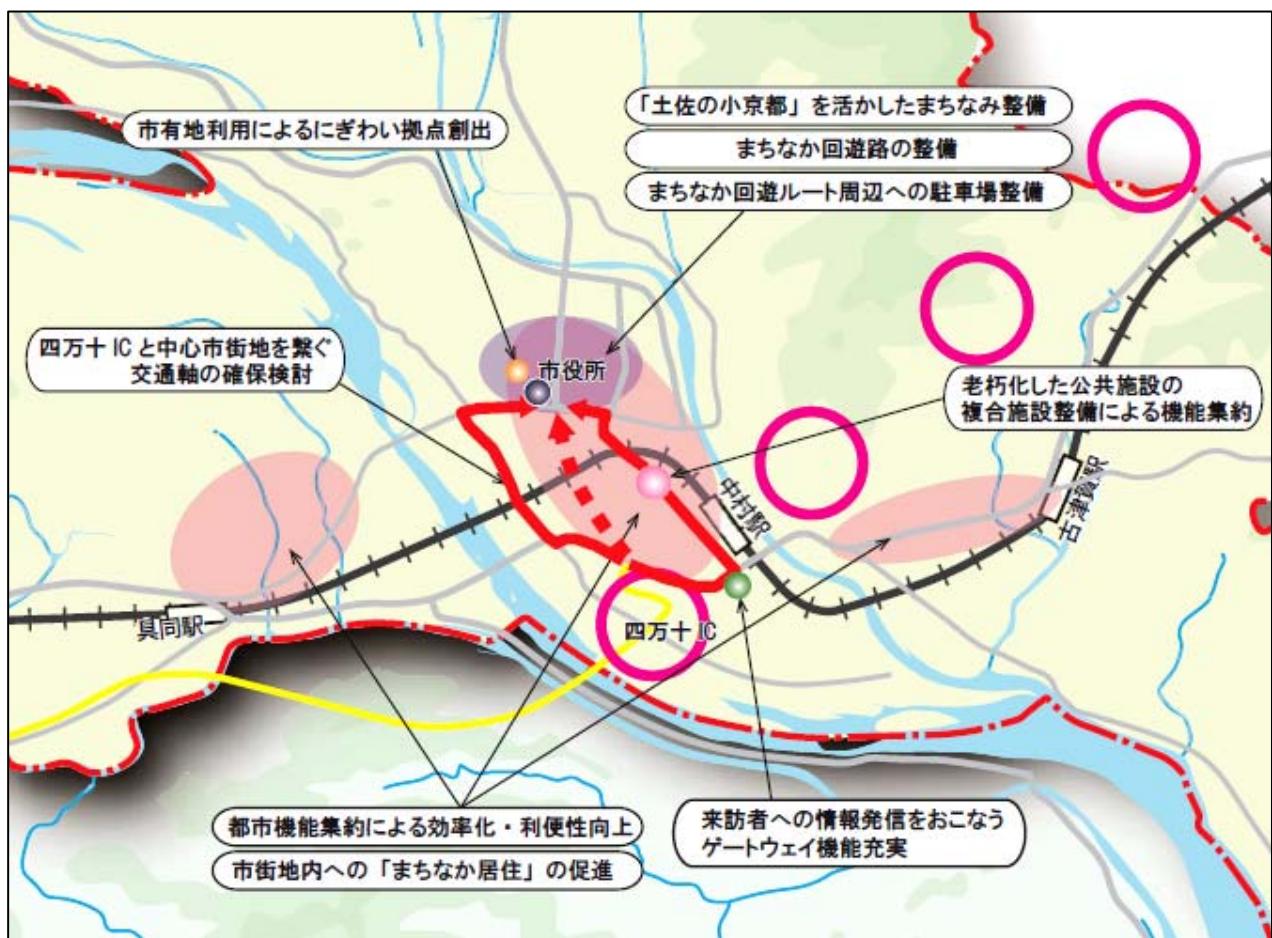
- ・公共建築等への市産材利用促進

公共建築等での市産材の率先利用を促します。

コーディネイト組織を立ち上げ、ヒノキ活用の意識醸成や消費者（建築主）と事業者のマッチングをおこない、木造住宅の建築を促進します。

- ・地震防災対策における建設事業の促進

施設の長寿命化・南海トラフ巨大地震への対策強化により建設事業を確保します。



《市街地整備方針図》

## (5) 都市防災の方針

### 1) 現状と課題

#### ○地震・津波対策

本市は、河川に挟まれた堆積地層上に市街地が形成されていることから過去の南海地震において、揺れによる家屋の倒壊、広域火災等により多くの死傷者を出す被害を経験してきました。津波被害については、昭和、安政南海地震においては特筆すべき被害はなかったものの、宝永地震の際には広範囲に津波の浸水があり、特に下田と初崎においては「亡所」となったとの記載を古文書（谷稜記）で確認することができます。

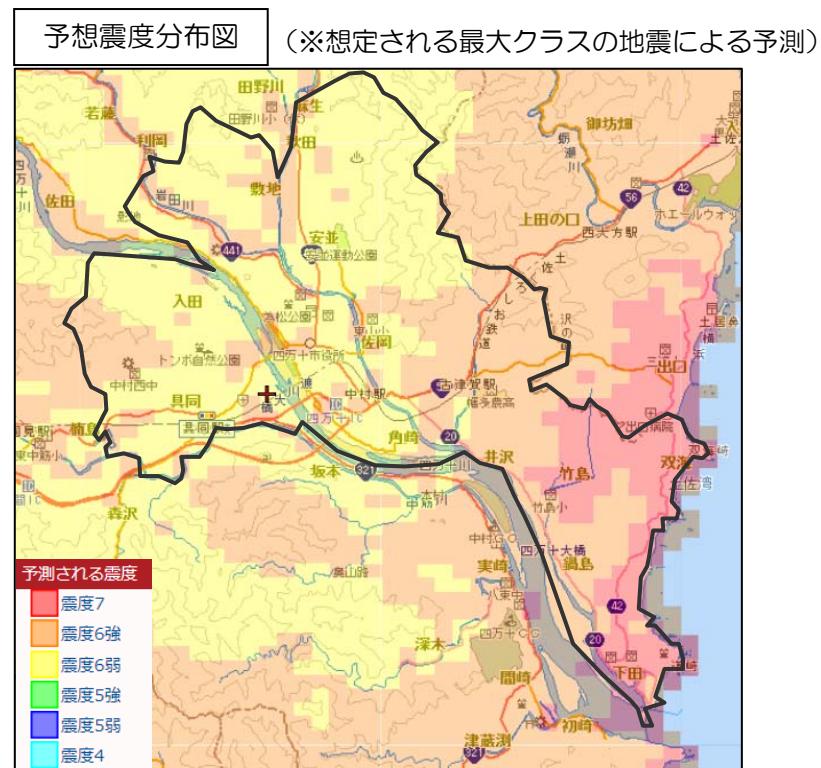
近い将来に必ず発生すると言われている南海トラフ地震においては、地震動による火災や液状化、また沿岸部では津波による被害も想定されています。高知県による被害想定（H25.5）の最悪のケースで、本市では建物被害3,600棟、死者900名、負傷者1,400名と想定されており、ハード・ソフトの両面から、早急な対策が必要となっています。

#### ○その他洪水等対策

四万十川流域は台風常襲地帯であり、古くから度々大洪水に見舞われ、その都度多大の被害を被っていました。このような洪水被害を防ぐため、四万十川をはじめ市内の河川沿いでは堤防の整備が進められていますが、現在も堤防未整備（無堤）箇所や堤防断面が不足している箇所が残っており、早急な対策が必要となっています。

また、大雨による洪水の浸水被害について、平成27年に「水防法」の一部が改訂となり、新たに「想定最大規模」の降雨による浸水想定区域の指定が義務付けられました。過去に観測された最大雨量から浸水想定区域を指定するため、これまでの浸水予測と比べ、範囲が広く、かつ、浸水深が大きい想定となっており、今後はこの最大想定についても対策の検討が必要となります。

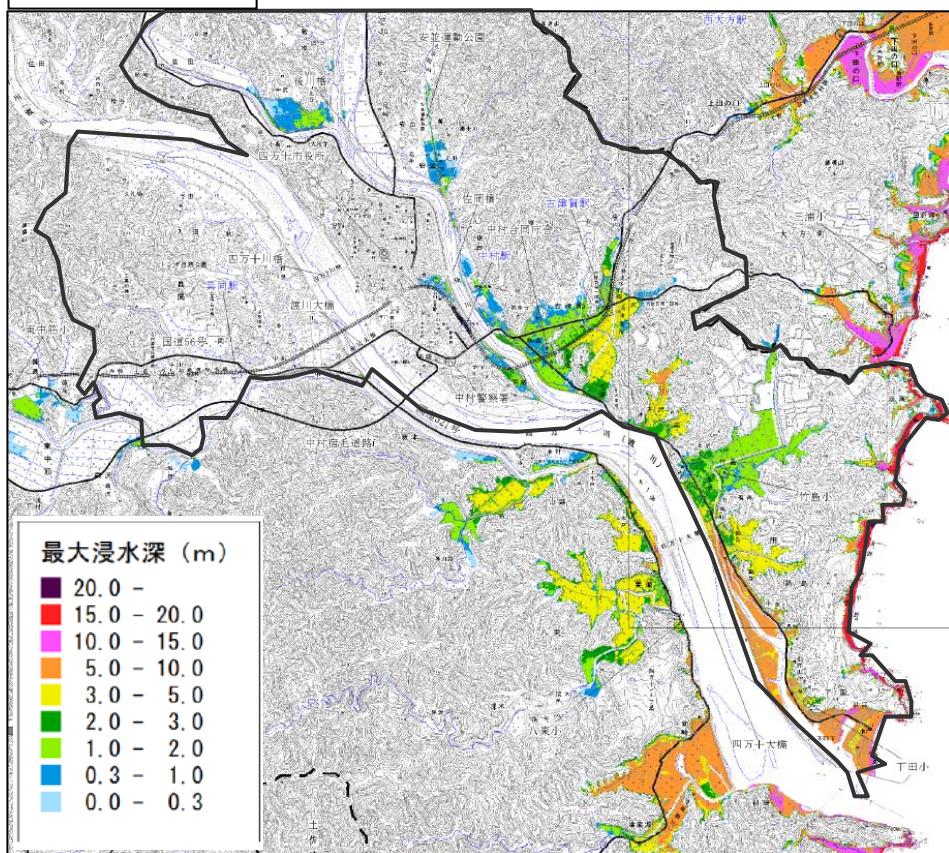
この他にも本市では高潮や、土砂災害、内水被害などが頻発することから、これらについても対策をおこなっていく必要があります。



出典：高知県防災マップ（平成25年10月25日現在）

### 津波浸水予測図

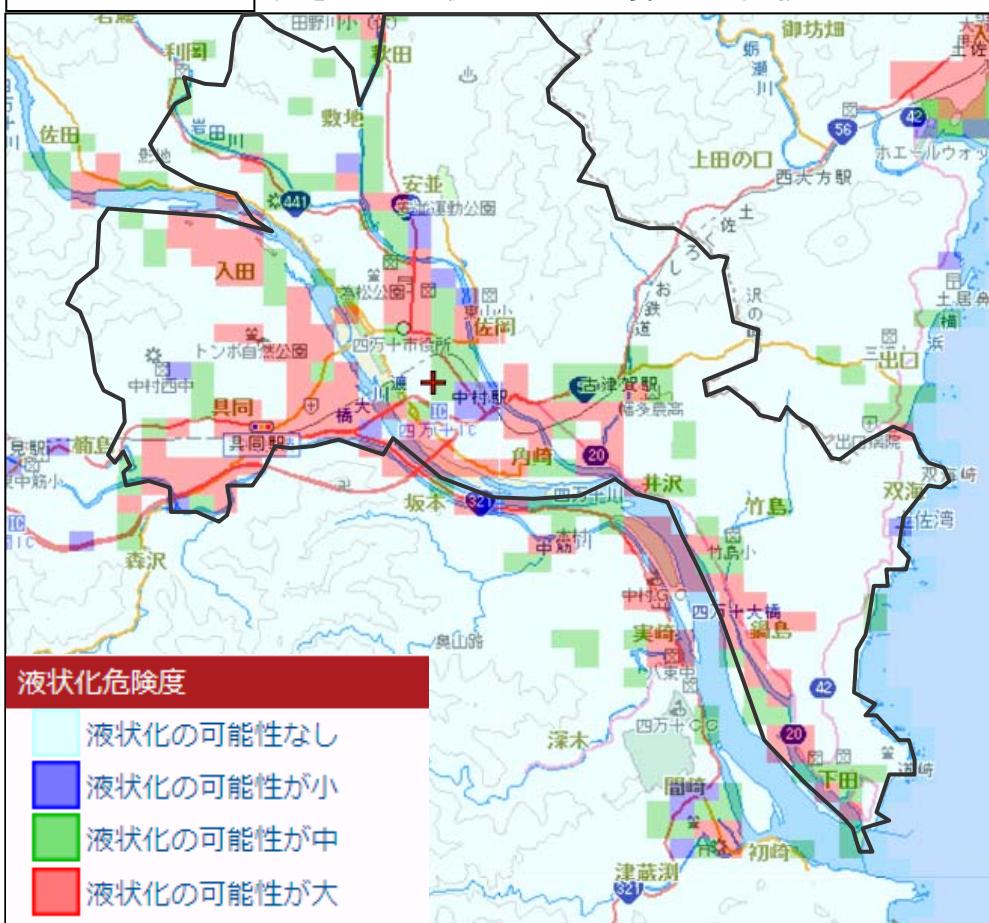
(※想定される最大クラスの地震による予測)



出典：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）

### 液状化危険度図

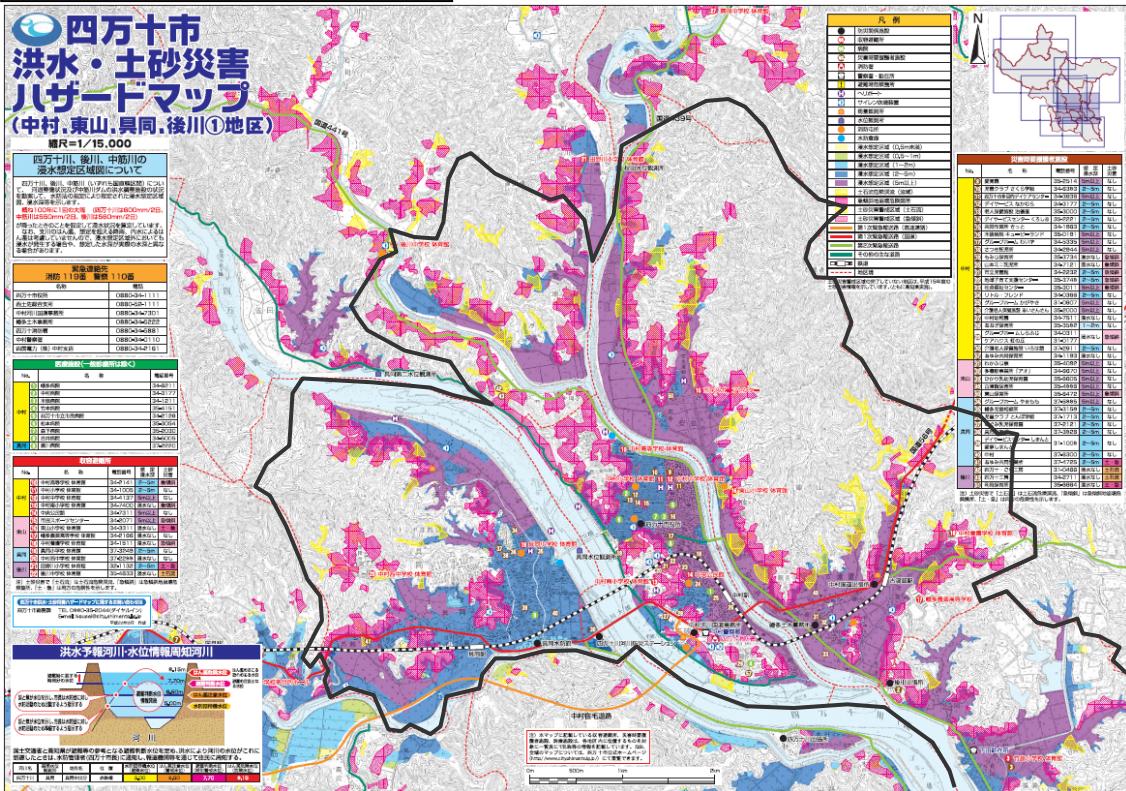
(※想定される最大クラスの地震による予測)



出典：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）

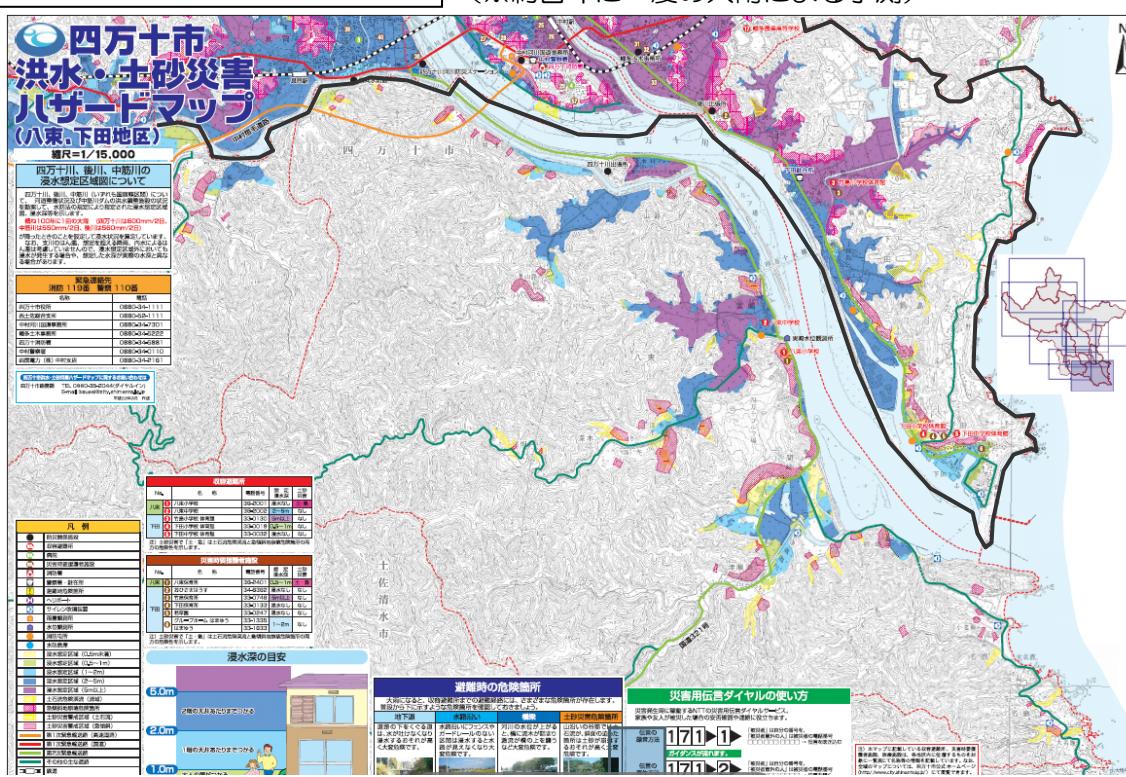
## 洪水・土砂災害ハザードマップ

(※約百年に一度の大雨による予測)



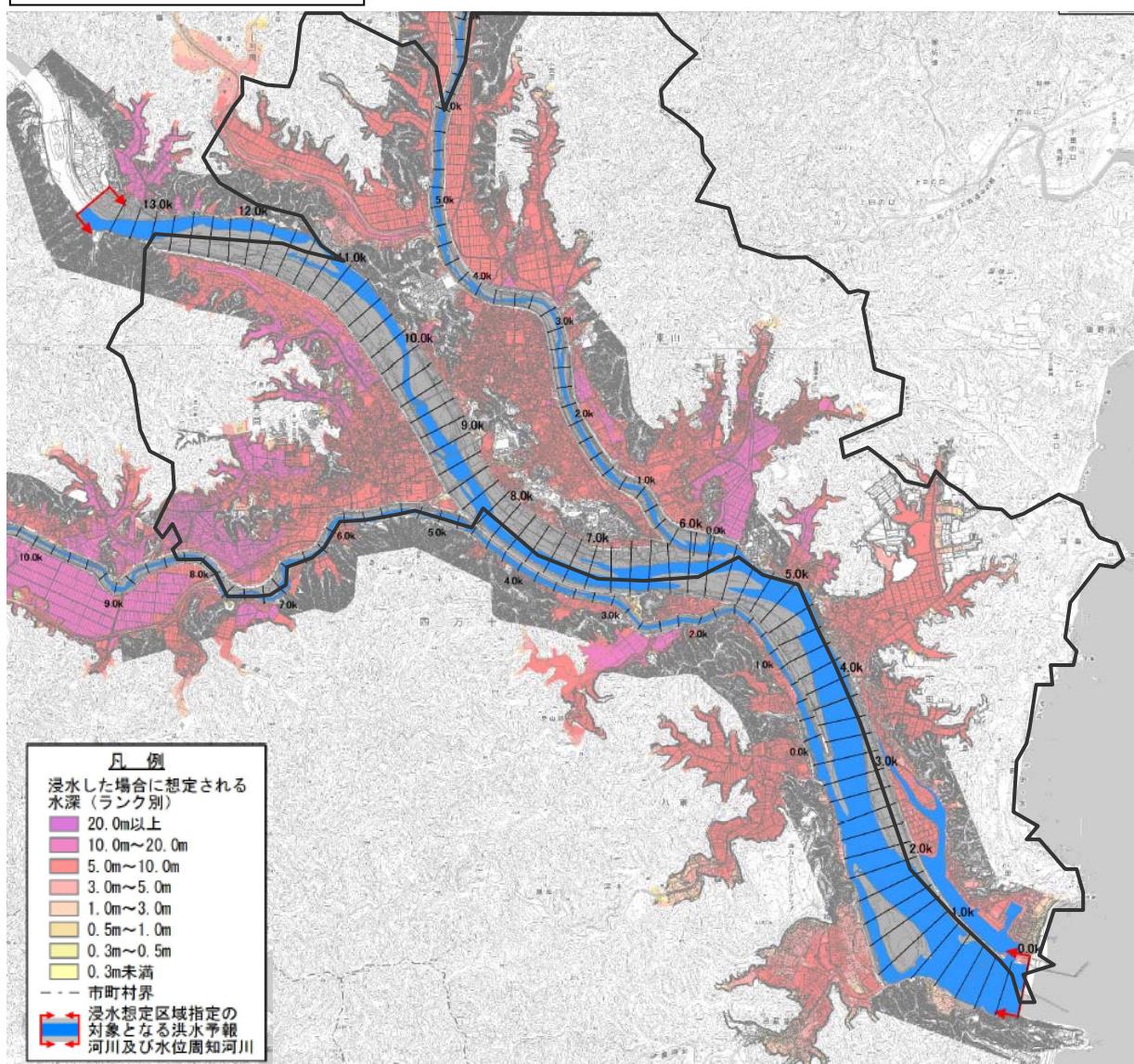
## 洪水・土砂災害ハザードマップ

(※約百年に一度の大雨による予測)



最大想定浸水範囲図

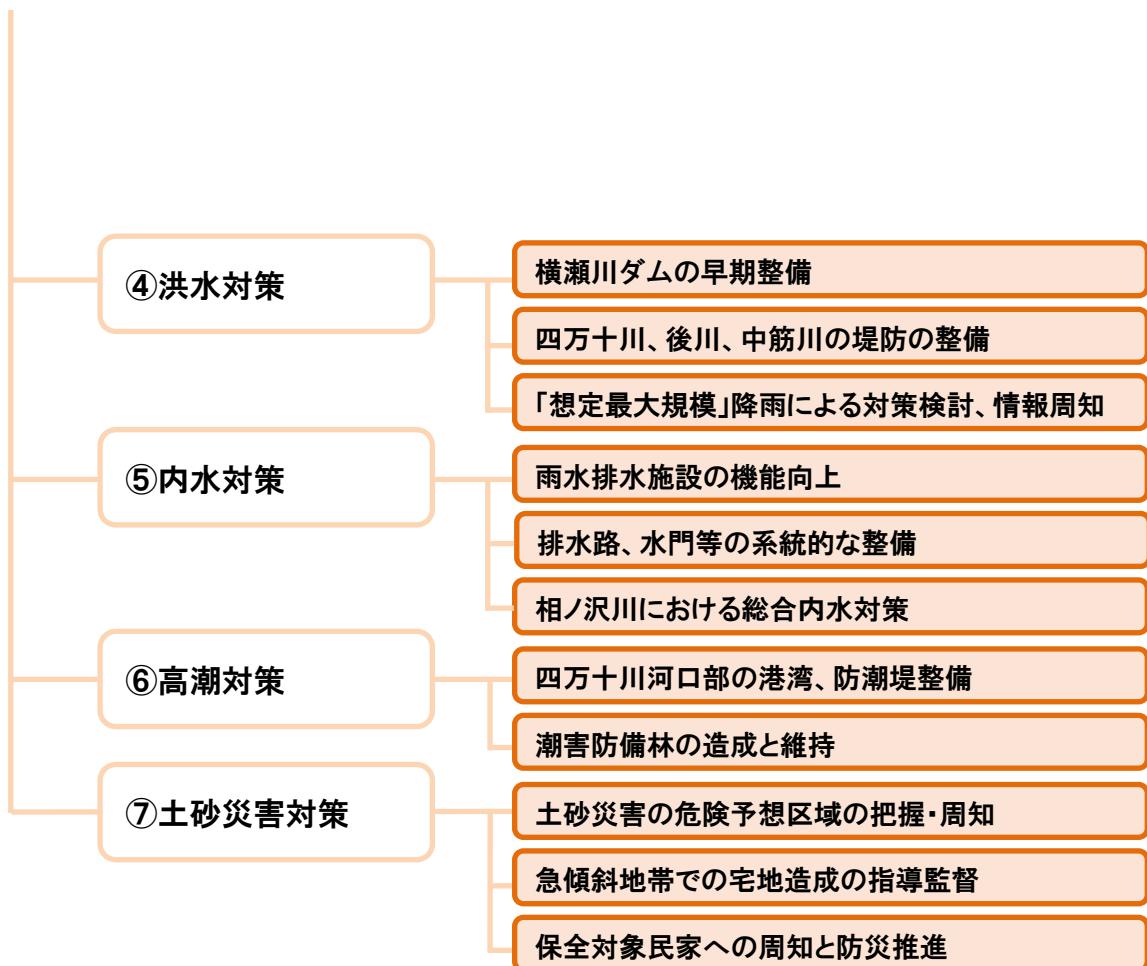
(※約千年に一度の大震による予測)



出典：国土交通省四国地方整備局公表資料（平成28年5月30日公表）

## 2) 方針の体系





### 3) 基本方針

- 本市では「命を守る・つなぐ」ことを基本とし、「四万十市地域防災計画（一般災害対策編）」、「四万十市水防計画」、「四万十市地域防災計画（地震・津波被害対策編）」等により、ハード・ソフトの両面から、南海トラフ地震・津波対策をはじめ、四万十川の洪水や内水を含む風水害対策など、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進して、強くて安全・安心なまちをつくります。

## 4) 都市防災の方針

### ①防災基盤の整備

- ・四国横断自動車道延伸による広域緊急輸送体制確立

四国横断自動車道の四万十町方面から本市への延伸、および、既に共用中の中村宿毛道路との接続により、災害時の広域緊急輸送体制を確立します。

- ・消防署の移転による広域防災拠点整備

四国横断自動車道の延伸を見据え、広域防災の面でも「四国西南の中心都市」となるよう、四万十 IC 付近に、国土交通省や警察などの既存の施設と連携可能な消防署の整備を推進します。

- ・防災拠点基地設備、備蓄設備等の整備

災害時に生命を守るために避難先、および、防災活動を行う拠点として、防災拠点基地施設、防災活動拠点施設、防災コミュニティセンターの整備をおこないます。また、避難先としても活用でき、負傷者の搬送、物資の輸送のためのヘリポートとしても活用可能な防災広場の整備を行います。

災害時、外部からの支援が届くまでに必要な物資を備蓄するための防災備蓄倉庫、飲料水等の確保を行うための耐震性貯水槽、停電時に応じるための自家発電施設を整備することで、緊急時への備えを図ります。

- ・幹線道路等の骨格的な都市基盤施設の整備

避難路、指定緊急避難場所、火災延焼遮断帯、防災活動の拠点ともなる幹線道路（緊急輸送道路）、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設の整備を推進します。

- ・上水道の安定供給、下水道の安定処理対策

上水道の安定供給、および、下水道の安定処理に向けた、上下水道管・施設の老朽化対策と耐震化、液状化対策を促進します。

- ・ライフラインの耐震化、液状化対策

電気、通信施設などのライフラインについて、地震時の安全性と信頼性を高めるために耐震化を促進します。

また、地震等による市民生活への影響を最小限に抑えるため、液状化対策を促進します。

- ・地域住民の備蓄スペースの確保

災害時の指定避難場所やその周辺において、地域住民が自ら備える備蓄スペースを確保し、災害時の緊急物資の確保を行い、同時に地域住民の防災意識の向上に努めます。

- ・消防装備、資機材の充実

複雑多様化する各種災害や、大規模地震などの自然災害に備え、訓練及び消防装備、資機材の充実強化を図ります。

- ・ハザードマップの見直しと市民への周知

災害ハザードマップの見直しとともに、市民への周知徹底を図ります。

- ・防災教育の強化、応急処置の普及啓発

子どもへの教育とともに、生涯学習や公民館活動を通して市民への防災教育の強化を図ります。

市民を対象にした救命講習会への参加や事業所等への AED の設置を呼びかけ、救命率の向上に努めます。また、保育所・学校等に対しては、講習会等を定期的に実施するとともに、AED の耐用年数に応じ機器や消耗品の更新をおこないます。

- ・避難行動要支援者の避難支援体制確立

避難行動要支援者名簿の作成と、避難支援の個別プランの作成を進めます。

福祉避難所の確保、避難時、避難場所に必要な設備、資材、医療的ケアなどの準備を進めます。

## ②地震・津波対策

- ・避難所となる小中学校施設等の耐震性確保・機能向上

被災時に地域住民の重要な避難所となる小中学校の校舎、および、体育館（屋内運動場）等の耐震・劣化診断と補強・改修をおこなって、耐震性を確保します。

また、自家発電施設や生活用水を確保するための井戸を設置し、避難所の機能向上に努めます。

- ・公共施設の老朽化対策・耐震化等

公共施設の耐震化を行うとともに、特定建築物（耐震改修促進法第6条）のうち、災害応急対策の実施拠点や避難所となる病院、庁舎などの耐震化をおこないます。

また、一般建築物においては、耐震診断の必要性の普及・啓発を図り、耐震改修補助制度も活用しながら、耐震改修を促進します。

- ・老朽化住宅の除却や落下防止対策等

老朽化した住宅の除却を促進し、屋外広告物や窓ガラスの落下防止、工作物の耐震化を促進します。

- ・海岸・河川堤防等の耐震化・液状化対策

地震、津波時に対応するため、海岸・河川堤防の耐震化と液状化対策を促進します。また、水門・樋門についても耐震対策を促進します。

- ・津波避難路・津波避難場所、津波避難タワーの機能向上

「命を守る」対策として進めてきた津波避難路・避難場所や津波避難タワーについて、適正な維持に努めるとともに機能向上を図ることで、津波からの安全を確保します。

- ・緊急輸送道路や避難路の無電柱化

緊急輸送道路や避難路において、電柱倒壊による道路遮断の防止や、電力・通信網の切斷被害の軽減等を図るため、無電柱化を推進します。

- ・液状化危険箇所の把握・対策検討

液状化箇所の判定等を実施し、危険箇所の把握に努めるとともにその対策について検討します。

- ・高台移転による復興まちづくり

震災により現位置での復興が困難な場合、太平洋沿いの優良な高台である、平野・双海地区等において、自然環境や農地との調和を図りつつ、復興まちづくり区域として検討を進めます。

### ③火災対策

- ・消防ポンプ車の増強、消火栓・防火水槽等の整備

火災時に備え、消防ポンプ車の増強を行います。また、地震時の火災にも備えて耐震性のある消火栓、防火水槽等の整備を行います。

- ・防火に配慮した土地利用の促進

特に市街地の延焼を防止するために、準防火地域については、現在指定されている場所を継承し、さらに必要な指定を行うことで防火に配慮した土地利用の促進をおこないます。

- ・一般建築物や公共施設の防火性能の向上推進

一般の建築物や公共施設において、防火性能の向上を推進します。

一般家屋においても、火災から住民の生命・財産を守るため、住宅用火災報知器や住宅用消火器の設置等、住宅防火対策を促進します。

### ④洪水対策

- ・横瀬川ダムの早期整備

洪水調整機能を有する横瀬川ダムの早期整備を促進します。

- ・四万十川、後川、中筋川における堤防の整備（築堤・断面確保・輪中堤など）

台風や集中豪雨による洪水に備え、四万十川、後川、中筋川における無堤地区への堤防整備や、河川断面不足箇所における断面確保のための河川改修等をおこないます。

- ・「想定最大規模」降雨による対策検討、情報周知

水防法の一部改訂に伴い、「想定最大規模」降雨による浸水想定区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況を調査し対策を検討します。また、それらについて情報の周知をおこないます。

## ⑤内水対策

- ・雨水排水施設の機能向上

雨水排水施設の長寿命化対策等により施設の機能向上を図ります。

- ・排水路、水門等の系統的な整備

内水はん濫が想定される地域において、排水路や水門の整備を系統的に行い、内水対策をおこないます。

- ・相ノ沢川における総合内水対策

相ノ沢川流域の低地帯では、内水はん濫による浸水被害が危惧されており、内水排除等の浸水を軽減する対策を総合的に実施します。

## ⑥高潮対策

- ・四万十川河口部の港湾、防潮堤整備

四万十川河口部（下田地区）において、高潮の被害を防止するため、港湾、防潮堤の整備を促進します。

- ・潮害防備林の造成と維持

高潮発生時はもとより、津波発生時においても防災効果が維持・発揮できるよう、沿岸部への防備林の造成と適正な維持管理を図ります。

## ⑦土砂災害対策

- ・土砂災害の危険予想区域の把握・周知

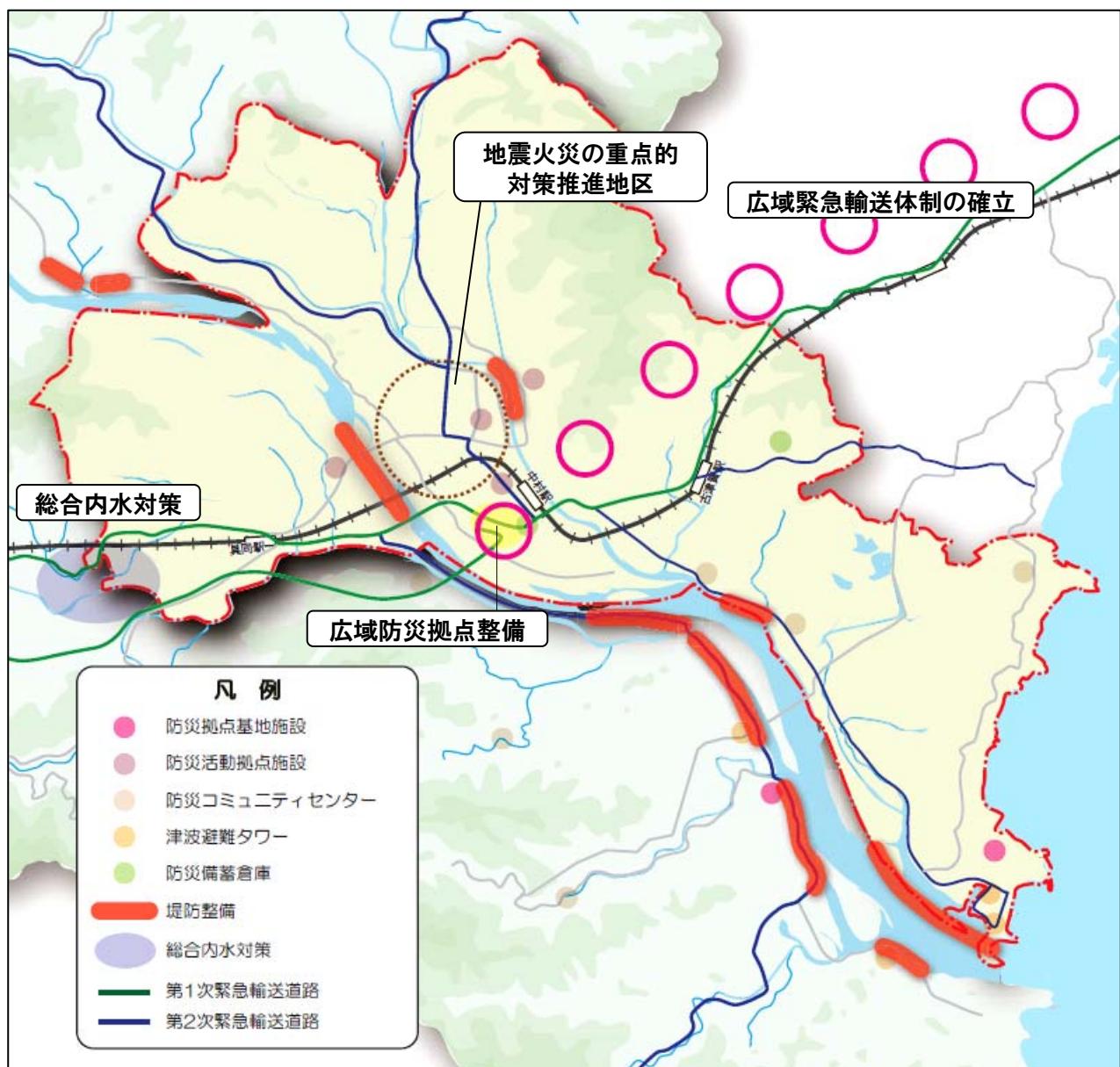
かけ崩れ、土石流、地すべり等の危険が予想される地区を把握し、危険箇所の周知を行い、災害リスクの低減を図ります。また、急傾斜地崩壊対策事業等の活用により、必要な対策を講じます。

- ・急傾斜地帯での宅地造成の指導監督

かけ崩れや土石流等の発生の恐れがある地区については、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等における建築物の立地を制限すると共に、既存の建築物の移転を促進します。

- ・保全対象民家への周知と防災推進

保全対象民家にリスクと対策の周知をおこない、防災情報の提供に努め、防災訓練や防災研修の実施を推進します。



《都市防災の方針図》